

平成 30 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月12日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 22～29ページ

議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 わがまち特例で定める税率について

議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為補正について
 - （1）当該施設を指定管理で運営しようとする理由について
 - （2）限度額（支出予定額）の根拠について

報告第10号 放棄した私債権の報告について

- 1 滞納の傾向について

2 宮崎勝郎（緑風会） 29～37ページ

議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 今回の改正内容について
- 2 たばこ税関係の改正について
- 3 わがまち特例について

議案第44号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 今回の改正内容について

報告第10号 放棄した私債権の報告について

- 1 放棄した私債権の内容について
- 2 今回の私債権放棄の妥当性について

3 福沢美由紀（日本共産党） 37～44ページ

議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2表 債務負担行為補正について
- 2 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 公園管理費、公園施設長寿命化事業の増額補正について

4 前田 稔（勇政） 44～49ページ

議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 中小企業の設備投資に対する支援について

- (1) 特例の適用条件について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) 事業所への周知について

5 服部孝規（日本共産党） 49～57ページ

議案第47号 財産の取得について

- 1 指名競争入札とした理由について

報告第10号 放棄した私債権の報告について

- 1 債権の額が大きくなならないうちに手立てを講じることについて

6 櫻井清蔵（勇政） 57～65ページ

議案第44号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 今回の改正により、放課後児童支援員の資格要件に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」が新たに加わるが、市長が適当と認める基準について確認する

議案第48号 専決処分した事件の承認について

- 1 専決処分した事件の内容について
- 2 繰越明許費補正は3月定例会で議決するべき案件と思うが、なぜ平成30年3月30日に専決処分することになったのか
- 3 専決処分についての市長の認識を確認する

7 鈴木達夫 65～70ページ

議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為補正の追加 都市公園施設等指定管理料、文化会館指定管理料、運動施設等指定管理料について
 - (1) 積算内訳について
 - (2) これまで施設管理に指定管理者制度を導入してきたが、その評価について
 - (3) 指定管理者の公募に至るまでの選定委員会における合意事項について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 服部孝規（日本共産党） 74～87ページ

高齢者の社会活動の促進（外出支援）としてのタクシー券と公共交通としての乗合タクシー制度について

- 1 タクシー料金助成事業の目的、意義について
- 2 タクシー料金助成事業が果たしている役割、効果について
- 3 公共交通としての乗合タクシー制度の市民説明で出された意見について
- 4 位置づけの異なるタクシー料金助成事業と乗合タクシー制度を、市はなぜ一緒に考えるのかについて

入札、契約制度の見直しについて

- 1 一般競争入札の導入範囲の拡大について

2 新 秀隆（公明党） 87～98ページ

各種案内板の適正な管理について

- 1 歴史・文化に関する案内板の管理について
- 2 市道沿いの案内板の管理について
- 3 今後の案内板の安全対策について

災害対策について

- 1 市内の土砂災害ハザードマップの作成について
- 2 災害発生時の情報伝達について

公用車の安全管理について

- 1 運転者の安全管理について
 - （1）過去の事故発生状況について
 - （2）運転者への指導・教育について
- 2 車両の安全対策について
 - （1）現状と今後の対策について

3 今岡翔平（勇政） 98～112ページ

亀山市の空家対策について

- 1 亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定以降の空家対策の進捗について
 - （1）特定空家に認定されたものがあるのか
 - （2）管理不全の空家について
 - （3）行政代執行が必要になりそうな案件はあるのか

- 2 亀山市空家等対策協議会について
 - (1) 空家等対策協議会の役割について
 - (2) 空家等対策協議会の位置づけや役割は市町村が独自に設定できるのか
 - (3) 会議の運営と内容について
 - (4) 協議会メンバーの専門性を活かす議論がされているのか
- 3 危機感をもった上で空家対策を進めるつもりがあるのか

4 高島 真（緑風会）	1 1 2 ～ 1 2 3 ページ
-------------	-------------------

振り込め詐欺について

- 1 被害状況について
- 2 被害防止に向けた市の取り組みについて

上下水道について

- 1 上水道、下水道の年間工事量について
- 2 工事後の復旧について

獣害について

- 1 被害状況について
- 2 今後の対策について
- 3 猟友会の支援について
- 4 捕獲後の処理について

安心・安全のまちづくりについて

- 1 災害発生時の初動体制について
- 2 災害対策本部の設置基準について
- 3 関係機関への報告について
- 4 災害時における支援要請の基準について

5 中村嘉孝（新和会）	1 2 3 ～ 1 3 6 ページ
-------------	-------------------

道路行政について

- 1 国道25号線土砂崩れ現場の復旧について
- 2 緊急時の対応について
- 3 国道25号線の整備について

福祉行政について

- 1 第2次亀山市地域福祉計画について
 - (1) 市長のビジョンについて
 - (2) 進捗状況と課題について
 - (3) 権利擁護の充実について
- 2 亀山市高齢者福祉計画について
 - (1) 課題と計画が目指すものについて

- (2) 地域包括支援センターについて
- (3) 認知症高齢者への支援について
- 3 亀山市子ども・子育て支援事業計画について
 - (1) 進捗状況と課題について
 - (2) 成果指標と目標値について
- 4 第2次亀山市障がい者福祉計画について
 - (1) 計画の背景と課題について

6 福沢美由紀（日本共産党） 137～149ページ

亀山市子どもの出生祝金について

- 1 出生祝金の対象を第一子からに拡大してはどうか
- 2 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置の対象から除外してはどうか

福祉医療費助成制度の窓口無料化について

- 1 対象を子どもだけでなく、障がい者やひとり親家庭にも拡大してはどうか
- 2 子ども医療費助成の対象者を18歳まで拡大してはどうか

保育所事業について

- 1 保育所・認定こども園利用者負担額（保育料）無料の対象拡大について
- 2 保育所事業に対する基本的な考え方について
- 3 待機児童について

放課後児童クラブについて

- 1 待機児童の把握について
- 2 利用料金の助成について

7 森 美和子（公明党） 150～161ページ

「緑の健都 かめやま」の具現化に向けた取り組みについて

- 1 健康寿命を延ばす市の取り組みについて
 - (1) 健康都市連合加盟による効果について
 - (2) 地域における健康づくりの取り組みについて
 - (3) 健康ポイント制度導入の考え方について
- 2 ウォーキング、サイクリング等、個人でできる健康づくりの取り組みについて
 - (1) ウォーキングに支障となる歩道の段差の解消について
 - ア 歩道整備の現状について
 - イ バリアフリー法及び市の各種計画に基づいた歩道整備の考え方について
 - (2) サイクリングの普及と環境整備の考え方について

子育て支援について

- 1 イベント等における「赤ちゃん駅」の設置について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月14日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 164～176ページ

三重県議会における議員定数問題について

- 1 三重県議会において、一票の格差是正のために一旦議員定数が削減されたものの、一度も選挙が行われず、定数を元に戻す議決がなされた。これにより、一票の格差が再び拡大する結果となったが、一票の格差という意味で最もその影響を受けている亀山市の首長として、今回の県議会の議決結果についての見解は

鈴鹿川等源流の保全について

- 1 「鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例(仮称)」の制定について
 - (1) 基本的な考え方について
 - (2) 鈴鹿川等源流域の範囲について
 - (3) 具体的な取り組みについて

一般国道25号線の通行止めについて

- 1 現在の状況について
- 2 名阪国道の側道整備について

中学校の部活動について

- 1 教職員の働き方改革の流れの中、中学校の部活動の時間についての見直しが全国的に言われているが、市内の中学校の状況は

2 尾崎邦洋（緑風会） 176～187ページ

行政評価について

- 1 平成30年3月に改定した行政評価システムの考え方について
- 2 第2次亀山市総合計画 前期基本計画 第1次実施計画に位置付けている主要事業の目的の捉え方と成果指標の設定について
 - (1) 婚活支援事業について
 - (2) シティプロモーション推進事業について
- 3 施策及び事務事業の適正な評価について

防災・減災対策について

- 1 道路の無電柱化について
- 2 食糧・飲料水等の備蓄について

新庁舎建設について

- 1 現在の進捗状況について

乗合タクシー制度について

- 1 平成30年10月1日施行予定の「乗合タクシー制度」について、改めて検証する
 - (1) 市民への説明会が4会場で実施されたが、市民の反応を知りたい
 - ア 市民への説明会の案内について
 - イ 説明会における参加者の声は
 - ウ なぜ議会への案内がなかったのか

市長の「キラリまちづくりトーク」について

- 1 開催のあり方について
- 2 市民から出された意見の市政への反映について
- 3 地域の意見をどの程度尊重しているのか
- 4 能褒野地区における今後の対応について

亀山駅周辺整備事業について

- 1 事業の進捗状況について

組織・機構改革による職員配置について

- 1 部・課・グループ制の導入について
 - (1) 市民への影響について
 - (2) 新たに設置したグループリーダーが所期の目的どおり機能しているのか
 - (3) 職員のモチベーションについて

和歌から感じる市への思いについて

- 1 すずか山浮世をよそにふりすてていかになり行く我が身なるらん 西行法師
すずか川八十瀬の氷うちとけて春になりぬる波の音かな 本居宣長
鈴鹿川八十瀬のながれ帯にしてすずか並山あき風に立つ 佐佐木信綱
 - (1) これらの和歌に詠まれている鈴鹿の山・川をどのように捉えているか
 - (2) これらの和歌を後世に伝えるために歌碑等を建てる考えはないか
 - (3) 生涯学習の観点から、これらの和歌を伝えていくことについて
- 2 鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例（仮称）の制定について
 - (1) 亀山市水道水源保護条例との関係について
 - (2) 鈴鹿川の水の利用について
 - (3) 水源をどのように守っていくのか
 - (4) 土砂崩落や河川の災害について、今後どのような対策を考えているのか
- 3 亀山7座トレイル事業について
 - (1) 現在の進捗状況について
 - (2) 鈴鹿山麓、鈴鹿川、鈴鹿の道の観光資源をどのように活かしていくのか
- 4 これらの和歌について、どのような思いを感じられたか

教職員及び市職員の働き方について

- 1 教職員の働き方について
 - (1) 文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」への対応について
 - ア 業務の役割分担・適正化について
 - イ 今年度からの学校の取り組みについて
 - (2) 教育支援員の配置について
- 2 市職員の働き方について
 - (1) 組織・機構改革後の職員の働き方について
 - ア 「事務改善運動」について
 - イ 二層体制から三層体制になったことによる働き方の変化について
 - (2) これからの職員の働き方について

安心・安全のまちづくりについて

- 1 市が管理する監視カメラ・防犯カメラの設置状況について
 - (1) 設置箇所と設置台数について
 - (2) 今後の設置計画について
- 2 不審者情報について
- 3 防犯ブザーの配布状況とその活用について
- 4 特殊詐欺の被害防止対策について

ますみ児童公園の整備について

- 1 軽飛行機撤去後の周辺整理と跡地利用について

平成 3 0 年 6 月 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成30年6月1日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 現況報告
 - 第 5 議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について
 - 第 6 議案第43号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
 - 第 7 議案第44号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第 8 議案第45号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 第 9 議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
 - 第10 議案第47号 財産の取得について
 - 第11 議案第48号 専決処分した事件の承認について
 - 第12 議案第49号 専決処分した事件の承認について
 - 第13 議案第50号 専決処分した事件の承認について
 - 第14 議案第51号 専決処分した事件の承認について
 - 第15 報告第 4号 平成29年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
 - 第16 報告第 5号 平成29年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第17 報告第 6号 平成29年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第18 報告第 7号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第19 報告第 8号 平成29年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書について
 - 第20 報告第 9号 専決処分の報告について
 - 第21 報告第10号 放棄した私債権の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐久間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	宮 崎 哲 二 君	危 機 管 理 監	久 野 友 彦 君
総 合 政 策 部 次 長	落 合 浩 君	生 活 文 化 部 次 長 兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健 康 福 祉 部 次 長	伊 藤 早 苗 君	産 業 建 設 部 次 長	亀 渕 輝 男 君
生 活 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君	産 業 建 設 部 参 事	服 部 政 徳 君
産 業 建 設 部 参 事	草 川 保 重 君	会 計 管 理 者	渡 邊 知 子 君
消 防 長 兼 消 防 部 長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	青 木 正 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	議 事 調 査 課 長	渡 邊 靖 文
書 記	水 越 いづみ	書 記	村 主 健太郎

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから平成30年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3 番 高 島 真 議員

12 番 宮 崎 勝 郎 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの26日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月26日までの26日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成29年度工事監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成29年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては、内閣府の月例経済報告において、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしています。

政府は、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、ニッポン一億総活躍プランや新しい経済政策パッケージを着実に実行することとし、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革については、今国会において関連法案の成立を図ることとしております。

また、経済財政諮問会議においては、地方行財政や教育について、今後の改革のあり方や重点課題の議論が進められており、こうした動向につきましては、市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集と議論の動向を注視してまいります。

こうした中、本市におきましては、中心的都市拠点の求心力向上を目指して進めております亀山駅周辺整備事業において、2ブロック地区における第1種市街地再開発事業及び都市計画道路等に係る都市計画の決定及び変更を行いましたので、引き続き市街地再開発組合設立や再開発ビルの基本設計に対する支援を行いつつ、区画道路整備等を着実に進めてまいります。

一方、先月10日には、亀山市総合教育会議を開催し、教育委員会がまとめた亀山市立図書館整備基本計画（案）の報告を受け、協議を行ったところであり、今後は第1種市街地再開発事業との整合を図るべく、教育委員会や関係者とのさらなる連携により進めてまいります。

ところで、本年8月に迫りました全国高等学校総合体育大会（インターハイ）ウエートリフティ

ング競技大会が、同月２日の競技別開会式を皮切りに３日から６日まで行われます。大会に際しましては、運営を支える側として、亀山高等学校放送部の皆さんに会場アナウンスや記録撮影を担っていただくなど、若い力も得て大会を盛り上げてまいります。この大会を通じて、市民の皆さんに地元選手の活躍やトップレベルの競技を身近に感じていただく機会の創出、市内外からお越しの方々へのおもてなし等、大会の成功に向けて万全の体制で臨んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第２次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山市都市マスタープラン策定事業につきましては、地域の実情や課題を把握するため、去る３月から、全ての地域まちづくり協議会を対象に地域懇談会を開催しているところです。引き続き広く市民の皆様の意見を伺うため、ワークショップの開催や今後まとめる計画素案について、市民協議会や都市計画審議会での議論を踏まえ、都市づくりの指針となる計画策定を進めてまいります。

次に、住環境の向上では、来月から県外からの移住者を対象とした空き家リフォームに対する支援内容を拡充するとともに、県内からの移住者も新たに支援対象としてまいります。

また、先月１５日には、住宅金融支援機構による借入金の金利優遇制度について、支援機構と亀山市移住促進のための空き家リノベーション支援事業に係る相互協力に関する協定を締結いたしましたところであり、こうした取り組みにより、空き家の活用による移住促進を図ってまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、亀山・関テクノヒルズに新たに完成した分譲地の加圧ポンプ施設に関し、去る３月に建築工事及び機械・電気設備工事の契約を締結いたしましたので、本年１１月の完成を目指し進めてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、去る３月に阿野田町、天神二丁目等の一部区域において供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は昨年度より２．１ポイント増の５２．４％となったところであり、引き続き下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、歩行者や自転車等交通弱者の安全な通行を確保するため、亀山警察署により、亀山東小学校区域約２５ヘクタールにおいて、自動車の最高速度３０キロの規制を定めるゾーン３０の整備が進められており、来月中旬に規制が開始されます。本市といたしましても、交通安全対策として市道の路面表示を行うなど、亀山警察署と連携を図りながら進めてまいります。

また、市道の災害復旧工事のうち、川崎白木線道路災害復旧工事につきましては、片側交互通行を行いながら、本年１０月の完成に向けて工事を進めており、下白木８号線道路災害復旧工事につきましても、来月の完成を予定しております。

一方、先月１０日に関町金場地内で発生したのり面崩落に伴い、一般国道２５号の関町金場から加太市場間が全面通行どめとなっております。当該道路は、地域の生活道路としても利用されており、市民の皆様には、大変ご不便をおかけしておりますことから、道路管理者である三重県に対し、引き続き早期復旧を働きかけてまいります。

次いで、公共交通網の充実では、新たな公共交通手段として、本年１０月からの乗合タクシーの運行に向け、地域まちづくり協議会を初めとした地域の皆様に対し、制度の説明や地域停留所設置のご相談をさせていただいております。

また、先月には、運行に先立ち、乗合タクシーの愛称及びシンボルマークを募集したところであり、乗合タクシーを多くの方々に知っていただき、身近な交通手段として愛着を持ってご利用いただけるよう進めてまいります。

次に、安心・安全なまちづくりの推進のうち、自助・共助を基本とした防災対策の推進につきましては、昨年度、災害発生時に要支援者の生命と身体を守ることを目的に作成した避難行動要支援者名簿を、指定避難所の代表者や民生委員等避難支援者に配付させていただいたところであり、今後は、名簿情報の定期的な更新や市内における情報共有を行ってまいります。

また、消防力の充実強化として、本市と鈴鹿市によるはしご車等の共同整備について、その効果や課題の整理ができましたことから、今後、共同整備に関する実施計画の策定を進めてまいります。

一方、地域の安心・安全を確保するために欠かせない消防団につきましては、来月22日に三重県消防学校で開催されます平成30年度三重県消防操法大会の小型ポンプの部に、本市を代表して亀山市消防団第4分団が出場することになっており、連日連夜訓練を重ねているところであります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築につきましては、環境負荷の少ない社会づくりに向け、見直しを行った新たな環境活動ポイント制度（AKP、オール亀山ポイント）の参加者を募集しているところであります。多くの皆様にご参加いただけるよう、獲得ポイントの上限を変更するとともに、参加者が自発的にAKPを広めていく行動に対する紹介ポイントなどを新設いたしました。こうした取り組みにより、市域全体の省エネ行動・省資源活動の一層の促進を図ってまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理として、総合環境センターのごみ溶融処理施設について、耐用年数を迎える高調波抑制装置等主要な設備を更新するため、先月、大規模整備工事に着手したところであります。引き続き老朽化した設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、現在、本市加太地区、津市、伊賀市の三市にまたがる布引山地の山林において、大規模な風力発電施設の計画が進められており、先日、この計画に関して事業の中止を求める約3,500名の署名が提出されたところであります。今後は、環境調査や個別法に基づく手続が行われますので、必要な局面において適切な判断をしてまいります。

また、先月25日には、本市が鈴鹿川等の源流域である誇りと責任を持ち、産学民官が連携・協働して豊かな地域資源である森林・里山・農地・生物多様性等を保全していくため、新たに鈴鹿川等源流の森林づくり協議会を設立したところであり、特に企業においては、市内外約40社に参画いただいたものであります。今後は、本協議会において、源流域の森林を保全するための活動計画について検討を行い、本年度中の策定に向け進めてまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、関の山車会館整備事業につきましては、現在、管理・収蔵展示館の改修工事、地域交流施設の新築工事を実施しており、来年7月の開館に向けて事業を進めてまいります。

次に、歴史文化の継承・活用につきましては、本市と天然記念物ネコギギの保全に関する協定を締結する鈴鹿高等学校が、先月13日に開催された全国野鳥保護のつどいにおいて、環境大臣賞を受賞されました。ネコギギの生息域外での飼育・繁殖を成功させるなど、高等学校での前例がない功績が評価されたものであり、今後も連携した取り組みを進めてまいります。

一方、歴史博物館では、今月10日まで、企画展「学生がひもといた亀山―亀山高校郷土史クラ

ブー」を開催しております。この企画展では、戦後間もなく発足し、平成の初めに活動を終えた亀山高校郷土史クラブの歴史・民俗等、各分野にわたる調査と研究の様子が、学生みずからが執筆した郷土研究誌や発掘した出土遺物等を通して知ることができます。今後も、こうした企画展の開催により、歴史や文化を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、地域福祉力強化推進事業につきましては、4月から亀山市社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）を2名配置し、要援護者の課題解決に向けた支援体制を整えたところであります。

また、本市の第2次亀山市地域福祉計画と、市社会福祉協議会の亀山市地域福祉活動計画について、現在、市社会福祉協議会とともに、地域まちづくり協議会への説明を行っており、地域の皆様の理解と協力を得ながら、地域住民の助け合い、支え合いの仕組みづくりの促進に努めてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実では、他県で確認された麻しんの発症事例を受け、本市の対応といたしましては、ホームページで注意喚起を行ったところであります。なお、麻しんの予防接種につきましては、本市では、国の接種率目標95%に対し、平成25年度から昨年度まで毎年97%以上と高い水準になっており、定期接種の案内に加え、定期健診時において声かけを行うなど、感染症予防に努めてまいります。

また、健康な暮らしの支援として、市民一人一人が健康と向き合っていただけるよう、がん検診や予防接種等の受け付けを順次開始するとともに、健康づくりに関する情報を盛り込んだ「健康づくりのてびき」を市広報5月1日号とあわせて全戸配付したところであります。さらに、ピロリ菌の検査につきましては、胃潰瘍や胃がん等の疾病予防のため、市内中学校3年生の希望する生徒を対象に、鈴鹿亀山薬剤師会の協力のもと、中学校の健康診断時にあわせて実施したところあります。

一方、医療センターにつきましては、4月にステーション化した訪問看護事業の利用PRを市内外の医療機関や介護保険事業所等に行うなど、利用拡大に向け取り組んでおります。4月の訪問実績といたしましては、利用者29名に対して、延べ97回の訪問看護を行っております。

また、4床増床し19床とした地域包括ケア病床につきましては、おおむね16床から18床が利用されております。中でも、料金を値下げした個室につきましては、3室ともにほぼ満室の状態であり、利用環境の向上と効率的な病床活用を図っております。

次に、高齢者の地域生活支援の充実のうち、徘徊高齢者の見守り支援として、本年4月から行方不明者の早期の発見・保護を図るため、QRコードを活用した徘徊高齢者見守りシールの交付を行っており、今後も亀山警察署、民生児童委員協議会連合会等関係機関の協力のもと、救援体制の整備や利用促進を図ってまいります。

次いで、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、昨年度に策定いたしました第2次亀山市障がい者福祉計画に基づき、医療的ケア児を支援する協議の場の設置や、多様な精神疾患等に対応できる支援体制の構築に向け取り組んでおり、去る4月には、鈴鹿厚生病院、障害者総合相談支援センターあい等関係機関による会議を開催するなど、連携して進めております。

次に、スポーツの推進では、先月20日、亀山市体育協会が特定非営利活動法人亀山市スポーツ協会として新たな一步を踏み出されたところです。同協会は、昭和30年の発足以来、長い歴史の

中でスポーツ人口の増加と市民の体力、競技力の向上を目的として、市民スポーツの普及に大きく貢献いただいております。全国高等学校総合体育大会（インターハイ）や国民体育大会の開催を控える本市のスポーツ振興の中核を担う組織として期待するとともに、同協会の活動を支援してまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進、働く場の充実につきましては、昨年度に新たな分譲地が完成した亀山・関テクノヒルズへの企業立地を促進するため、先月１６日から１８日まで、東京国際展示場において開催された企業立地フェア２０１８に、産業団地の開発事業者とともにブース出展を行い、本市をＰＲいたしました。また、来場企業を対象として、本市のすぐれた立地特性や制度拡充を図った産業振興奨励制度等を紹介するなど、トップセールスを行ったところであります。

なお、現在、本市への進出を具体的に検討いただいている企業もありますことから、引き続き三重県や産業団地の開発事業者と連携を図り、企業誘致の推進に取り組んでまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、にぎわいのある商業地域の形成に向け、先月、亀山市空き店舗等活用支援事業補助金制度をスタートいたしました。今後は、市内の空き店舗情報を把握する亀山商工会議所と連携を図りながら、制度の積極的な利用促進に努め、市内での創業等につなげてまいります。

また、去る４月３０日、亀山サンシャインパークにおいて、本市と交流のある７自治体とともに、各市の特産品や観光資源等を広く発信する亀山市交流自治体特産品フェアを開催し、多くの方々にご来場いただきました。今後においても、交流自治体のイベントに積極的に参加するなど、機会を捉え本市の特産品等の発信を行ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち、亀山市農業振興地域整備計画の策定につきましては、先月、農業委員会、ＪＡ等の代表者等で組織する亀山市農業振興地域整備促進協議会を開催し、計画の見直しについてご意見を伺ったところであります。引き続き農業振興地域の整備に関する施策を計画的に推進するため、三重県とも協議を行いながら、本年度中の策定に向け取り組んでまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、観光地の魅力づくりとして、先月１８日、石水溪観光協会、鈴鹿高等学校、亀山市地域社会振興会との間で、亀山７座トレイル登山道観光資源活用協定書を締結いたしました。今後は、鈴鹿山脈や布引山地の登山道の維持管理や情報発信等に連携して取り組むことにより、貴重な観光資源として次世代へ継承してまいります。

また、本市出身の世界的アルピニストである故尾崎隆氏の功績につきましても、あわせて広く発信してまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、子どもの福祉医療費助成事業につきましては、本年９月から、市内医療機関における未就学児を対象とした医療費の窓口無料化を実施するため、関係機関との協議や受給資格者証の更新等、事業の円滑な実施に向け準備を進めているところであります。

一方、認定こども園整備事業につきましては、新たな施設やこれに伴う関係道路整備について、城西地区まちづくり協議会や地元自治会への事業説明を進めており、引き続き地域の皆様の貴重なご意見を伺いながら事業を進めてまいります。

また、本年４月の組織・機構再編により、就学前の子供の一体的な教育・保育の環境を整えるため、教育・保育に関する窓口等を一元化する体制としたことに加え、４月から新たに配置した指導主事や教職員指導員による就学前教育の指導を保育園や認定こども園においても行うことにより、保育内容の充実と小学校への円滑な「つなぎ」につなげてまいります。

さらに、子育てが孤立しない環境づくりとして、西町で開設予定の小規模児童養護施設及び児童短期入所の運営事業者と、去る４月１日に施設整備や運営に関する契約を締結したところであります。今後は平成３２年度の開設に向け、運営事業者とともに準備を進めてまいります。

また、子どもに関する相談につきましては、三重県立子ども心身発達医療センターから、これまでの理学療法士及び心理判定員に加え、本年度から新たに作業療法士の派遣を受けることにより、療育の質の向上を図ったところであります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会につきましては、先月までに全ての地域において地域まちづくり計画が策定されたところであります。本市といたしましても、今後の自立した活動を支援するため、先月から亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携し、ファシリテーション技術を学ぶ研修会を開催するなど、地域の担い手育成支援に努めているところであります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、今月３日、市民協働センターにおいて、昨年度に実施した協働事業の成果報告を行うとともに、まちが元気になる協働についての講演会を開催するなど、協働に関する情報発信や意識啓発に努めてまいります。

また、市民活動応援事業につきましては、地域まちづくり協議会における応援券の使用率は上昇し、登録団体数も増加しておりますことから、引き続き制度の浸透と活用を促進してまいります。

一方、若者交流推進事業につきましては、去る３月にかめやま若者未来会議の活動報告会を開催し、地元自治会や市民団体等約４０人の参加者と交流を行いました。また、先月２０日には、新たなメンバーを迎えてキックオフミーティングを開催したところであり、引き続き若者の積極的なまちづくりへの参画を促進してまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織マネジメントの強化として、新たに再編した組織において、本年度の各部の使命・目標及び実施方針を定め、先月、公表したところであります。引き続き新たな組織において、第２次総合計画に掲げた施策を着実に推進するため、部の果たす役割・目標を明確にし、効果的・効率的な行政経営を進めてまいります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、文化会館及び運動施設等の指定管理につきましては、本年度末でその期限を迎えますことから、新たな指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

次いで、行財政改革の推進につきましては、第２次行財政改革大綱の前期実施計画が昨年度に終了したことから、その実績や成果等を踏まえ、先月、計画期間を２年とする後期実施計画を策定したところであります。今後も持続可能な行財政運営に向け、計画に位置づけた取り組みを着実に実践してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月11日から5月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

平成30年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。本年3月、中央教育審議会から第3期教育振興基本計画についての答申が出されました。人生100年時代や超スマート社会の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示され、今後、第3期教育振興基本計画の策定に反映される予定です。

また、本年4月には、第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定されました。この計画では、本年度からおおむね5年間にわたる子供の読書活動の推進に関する基本方針と具体的な方策が明らかにされました。

さらに、本年4月には、平成30年度全国学力・学習状況調査が行われました。調査結果の公表は7月下旬ごろの予定とされております。

次に、県の情勢であります。学力の向上におきまして、県指導主事の学校訪問による支援を継続するとともに、授業改善や効果的な少人数指導の推進等を進めているところであります。また、指導資料「わかる・できる育成カリキュラム」を作成することとあります。

また、いじめ防止対策として、いじめを初めとするさまざまな悩みを有する中高生を対象とした相談窓口、「子どもLINE相談みえ」が新規に開設されました。

一方、教職員の働き方改革につきましては、全ての県内公立学校が統一して総勤務時間縮減の取り組みを進めるとともに、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置事業がスタートしようとしています。

また、本年3月に「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」が作成され、保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うための指導の工夫例が示されているところであります。

こうした国や県の動向や施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまちかめやま」の具現化に向け、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的な実践を着実に推進してまいり

ます。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、本年度当初から本市独自の少人数教育推進教員を9名、複式学級解消教員と部活動指導員をそれぞれ2名配置し、指導体制の充実を図ったところであります。また、学習生活相談員や介助員、看護師、生活支援員等の配置を行うことにより、きめ細やかな支援体制の充実を図っております。

次に、教職員の働き方改革の取り組みといたしましては、外部人材の活用や学校閉校日の拡大を進めるとともに、本年度も引き続き各学校で、時間外労働削減に向けた目標を定め、業務改善等の進捗状況を把握しながら総勤務時間縮減を推進してまいります。

次いで、学校給食につきましては、県費栄養教諭1名の増員が実現したことに伴い、より一層の安全・安心な学校給食の提供と食育指導の充実に努めてまいります。

次に、学習環境の厳しい生徒を対象とした学習支援事業につきましては、本年度、3中学校合わせて25名の生徒の参加により順調なスタートを切っております。引き続き該当家庭への周知を進め、受講生徒数の拡大に努めてまいります。

次いで、学校保健関係につきましては、現在、沖縄県や愛知県のほか、県内におきましても麻しんの感染事例が報道されております。今後も広範な地域における感染拡大が危惧され、これに備えるため、先月、市内小・中学生の保護者に対して、児童・生徒が予防接種を受けていない場合は、できるだけ早いうちに接種を受けるよう推奨いたしました。また、先月下旬から今月初旬における市内3中学校3年生の沖縄方面の修学旅行実施については、亀山医師会のご協力も得ながら、先行して参加生徒や引率教員の予防接種歴等を把握するとともに、未接種の場合は強く接種を推奨し、感染の危険性を最大限減らして実施しているところであります。なお、全教職員に対しまして、予防接種未接種等の場合は、速やかに接種する旨の通知をいたしたところであります。

次いで、特別支援教育の推進につきましては、これまで市内小・中学校4校に設置しておりました通級指導教室に加え、本年度、新たに川崎小学校に「まなびの教室」開設の運びとなり、6月中の開設に向けて準備を進めているところであります。

次に、新学習指導要領につきましては、市内全ての小学校におきまして特別の教科、道徳や外国語教育の先行実施が始まっております。本年度から英語担当の指導主事1名を配置し、指導の充実を図るとともに、外国語教育における小・中連携した取り組みを行ってまいります。加えて、小学生が楽しく英語になれ親しみ、学校で学習している英語を使用してコミュニケーションをとる機会を創出するため、夏季休業期間中を利用した英語キャンプの準備に取りかかっているところであります。また、中学校では、道徳の教科化に向けた教科書採択等に取り組んでまいります。

次いで、学力向上につきましては、教職員の授業力向上、授業改善等に向けた教職員研修を実施するとともに、書く力の育成を軸とする学力向上の取り組みを進め、言語活動の充実による思考・判断・活用力の育成に取り組んでいるところであります。

一方、体力向上につきましては、1学校1運動プロジェクトを継続するとともに、体力向上に係る外部講師を小学校・幼稚園等に派遣し、子供の運動能力の向上と教員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、就学前教育の充実につきましては、本年度から保幼小連携の強化に向けて指導主事1名を

配置し、亀山市保幼小接続カリキュラム及び保幼共通カリキュラムの実践を進めてまいります。また、昨年度から毎月市広報に掲載しております「かめやま教育通信」において、ゼロ歳からの子育てアドバイスを連載し、就学前教育の重要性について広く市民の皆様に発信しております。

次いで、豊かな心を育む教育につきましては、本年２月に改訂いたしました亀山市人権教育基本方針の周知を図りながら、各校の人権教育カリキュラムづくりを進め、人権を守るために積極的に行動できる主体者づくりに取り組んでまいります。

次に、生徒指導につきましては、いじめや不登校の問題の未然防止やその解消に向けて、道徳教育、人権教育の充実を初め、全ての学校教育活動を通して、ともに認め合い、支え合う学級集団づくりに取り組んでまいります。また、不登校児童・生徒への支援等については、個別の支援シートの活用を進め、小・中学校間や適応指導教室を初めとした関係機関と連携した取り組みを進めております。

次いで、情報教育につきましては、子供たちの確かな学力を育むため、教職員へのタブレット型パソコンの導入を行い、教職員のＩＣＴ教育に対する資質向上を支援してまいります。また、新学習指導要領で必修化される小学校でのプログラミング教育については、研究協力校を中心に、計画的に授業研究を進めてまいります。

最後に、本年３月に、教育委員会と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との連携協定を締結いたしました。今後、学校教育や生涯学習の分野での相互協力を一層深めてまいります。なお、現在、鈴鹿大学連携事業「つなぐ育ち研修会」の８月実施に向けて、不登校や特別支援に関する講演会を企画中であります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、現在、２期工事の校舎中棟の建設中ですが、順調に工事は進捗しております。今後も工事の安全管理に十分注意するとともに、学校運営に配慮しながら、９月の校舎完成、さらに来年３月の事業全体完成に向けて進めてまいります。

なお、新校舎に設置する椅子、机など、什器備品に係る契約について、本議会において議案を提出させていただいております。

次に、普通教室等空調機整備事業につきましては、亀山中学校及び中部中学校の２校について、今月中に機器設置の完了を目指し、順調に工事を進めております。また、小学校につきましては、来年度の工事に向けた設計業務の発注の事務を進めているところであります。

そのほか、亀山中学校の校舎内部改修工事など、学校の夏季休業期間に実施予定の工事につきましても、その発注の事務を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、昨年度から市民ワークショップなどによって広くご意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました亀山市立図書館整備基本計画につきましては、先月１０日に開催されました総合教育会議も踏まえ、先日、計画の策定を行ったところでございます。今後も、市民ワークショップや図書館整備推進委員会を継続しつつ、関係機関などと十分な連携を図りながら着実に事業を進めてまいります。

次に、公民館講座につきましては、４月に募集を行い、４７７名の市民の皆様から応募をいただき、各講座が順調にスタートしたところであります。

また、（仮称）市民大学と公民館講座とが一体的になった、地域で活躍する人材育成を進めるための仕組みづくりにつきましては、推進委員会の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

次いで、家庭教育支援事業につきましては、長期的展望に立った家庭教育支援のあり方について、先進地視察を行うとともに社会教育委員会等における検討を進めてまいります。

次に、青少年総合支援センターにつきましては、青少年の自立支援に向け、社会的な自立に向けての就労支援も含めた支援業務とともに、不登校児童・生徒への支援など、学校との連携強化を進めてまいります。

また、先月、新潟県において女子児童が下校途中に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。このことを受け、各学校長に対して防犯教室等を早期に開催し、児童・生徒の安全確保に努めるよう指導したところでございます。あわせて、小・中学校の入学時に配付しております防犯ブザーの携帯について注意喚起するとともに、パトロール時の声かけも強化しているところであります。

最後に、市立図書館につきましては、読書に親しむ環境づくりを一層推進するため、図書資料の展示や各種行事の企画を継続するとともに、その情報発信を積極的に行ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第42号から日程第21、報告第10号までの17件を一括議題とします。市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第42号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）について、二重課税調整の観点から、内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された法人税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額を控除する場合において、法人税及び地方法人税の額から控除し切れなかった金額を法人住民税の額から控除いたします。

2つ目といたしまして、喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこを加え、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準を定めます。なお、現在、加熱式たばこは、パイプたばことして区分されていることから、新たに定める加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の換算方法については、段階的に導入いたします。

3つ目といたしまして、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品、またはこれらの混合物を充填したものは、製造たばことみなして本条例を適用いたします。なお、製造たばこの区分は、加熱式たばこといたします。

4つ目といたしまして、市たばこ税の税率を改定いたします。

5つ目といたしまして、紙巻きたばこ3級品に係る税率の引き上げを、平成31年4月から同年10月1日に延期するとともに、税率の引き上げに伴う手持ち品課税に係る税率を改定いたします。

6つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）が、特例割合等を見直した上で適用期限が延長され、または新たに導入されたことに伴い、当該施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めることといたします。

まず、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された水質汚濁防止法に規定する特定施設、または特定地域施設を設置する工場、または事業場の污水、または廃液の処理施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合は2分の1といたします。

また、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出、または飛散の抑制に資する施設に係るわがまち特例は、特例期間が終了したことから、関係する規定を削除するとともに、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合は4分の3といたします。

また、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めることといたします。

また、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行日から、平成33年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合はゼロといたします。

7つ目といたしまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

なお、第1条関係の施行日は、公布の日といたします。ただし、市たばこ税関係の施行日は、平成30年10月1日とし、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産税に関する規定の施行日は、生産性向上特別措置法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日といたします。

また、第2条関係の施行日は平成31年10月1日とし、第3条関係の施行日は平成32年10月1日とし、第4条関係の施行日は平成33年10月1日とし、第5条関係の施行日は平成34年10月1日とし、第6条関係の施行日は平成30年10月1日といたします。

なお、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された水質汚濁防止法に規定する特定施設、または特定地域施設を設置する工場、または事業場の污水、または廃液の処理施設、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出、または飛散の抑制に資する施設及び特定再生可能エネルギー発電設備並びに平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得され

た雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

また、平成30年10月1日、平成32年10月1日及び平成33年10月1日における市たばこ税の税率の改定に伴う手持ち品課税の税率について、それぞれ1,000本につき430円とする経過措置を設けます。

次に、議案第43号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係でございますが、本条例で引用している地方税法附則第15条第19項が改められたことに伴い、条項の整理を行います。

次に、第2条関係でございますが、本条例で引用している地方税法附則第15条第44項が同条第43項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、第1条関係の施行日は公布の日とし、第2条関係の施行日は平成31年4月1日といたします。

次に、議案第44号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正された基準に従い、放課後児童支援員の資格要件を改めることといたします。

まず1つ目といたしまして、幼稚園等の教諭となる資格を有する者については、教育職員免許状の更新を受けていない者であっても、放課後児童支援員の資格要件に該当することを明確にするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改めます。

2つ目といたしまして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに加えます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第45号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、マイナンバー制度における情報連携により事実が把握できる場合は、国民健康保険の事務手続の一部について確認書類の提示が不要となったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、非自発的失業に対する国民健康保険税の課税の特例に係る申告手続において、特例対象被保険者等であることの確認のために提示が必要である雇用保険受給資格者証をマイナンバーによる情報連携により把握できるときは、提示が不要となるようにいたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ718万円を追加し、補正後の予算総額を213億818万円といたしております。

最初に、債務負担行為補正につきましては、本年度末で指定管理期間が終了する施設について新たに指定管理者の選定を行うことから、当該施設の指定管理料について、債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、地域まちづくり協議会の備品整備に対するコミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。

民生費につきましては、障害者総合支援法の改正に伴う電算システムの修正委託料を計上いたしております。

土木費につきましては、国の交付金配分額の増加により、公園施設長寿命化計画の策定に係る委託料を増額いたしております。

教育費につきましては、亀山市地域社会振興会が実施する地域ふれあいコンサートに対する地域の芸術環境づくり助成金を計上いたしております。

続いて、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、法改正による電算システム修正に係る財源として、障害者地域生活支援事業費等補助金を計上するほか、社会資本整備総合交付金について、国の交付金配分額の増加に伴い増額いたしております。

諸収入につきましては、コミュニティ助成事業助成金を計上し、繰越金につきましては、今回の予算補正に係る財源として、前年度繰越金を計上いたしております。

以上が今回提案をいたしました一般会計補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号財産の取得についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事において整備する諸室内に設置する什器備品の取得につきまして、平成30年5月10日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は5,999万7,672円、契約の相手方は、亀山市川崎町4675番地、株式会社誠文社亀山営業所、営業所長 金田 力でございます。

続きまして、議案第48号専決処分した事件の承認についてでございますが、関の山車会館整備事業に係る繰越明許費補正について、平成29年度亀山市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正内容は、関の山車会館整備事業のうち、地域交流施設新築工事等において年度内完成が見込めないことから、繰越明許費について変更いたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成30年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市税条例の一部改正を平成30年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、納付すべき税額を減少させる減額更正があった後に増加させる増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を延滞金の計算期間から控除して計算することと

いたしました。

2つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成32年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行ったものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、市民税関係については平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人市民税に係る延滞金について、固定資産税関係については平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用することといたしました。

次に、議案第50号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成30年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市都市計画税条例の一部改正を平成30年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを平成32年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行ったものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用することといたしました。

次に、議案第51号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、平成30年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を平成30年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を27万5,000円に引き上げることといたします。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を50万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、報告第4号平成29年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、川崎小学校改築事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成30年度へ通次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成29年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地域医療介護総合確保基金事業など12事業につきまして繰越額が確定をし、平成30年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成29年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設建築工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成30年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの

でございます。

次に、報告第7号平成29年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、本町南部処理分区下水道管渠布設工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定をし、平成30年度へ繰り越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号平成29年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書についてでございますが、建設改良費のうち医療センター設備改修工事設計監理業務委託につきまして繰越額が確定し、平成30年度へ繰り越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第9号専決処分の報告についてでございますが、亀山市立図書館の駐車場内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成30年4月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第10号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第48号専決処分した事件の承認についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました、まず平成30年度一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書2ページをごらんいただきたいと思います。

下段の第2表 債務負担行為補正の追加でございますが、平成31年度からの指定管理者の選定に当たりまして、石水溪キャンプ場施設指定管理料など4事項につきまして、平成31年度から平成35年度までの期間における債務負担行為の限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、歳入歳出関係でございますが、今回の補正は、新たに国庫補助金等財源の手だてがついたものについて計上させていただいております。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら、順次説明をいたします。

9ページをごらんください。

上段、第2款総務費の地区コミュニティセンター等管理運営費360万円につきましては、城東地区及び城西地区まちづくり協議会の備品整備事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付するまちづくり協議会への補助金を計上するものでございます。備品の内容につきましては、印刷機とカラーコピー機をそれぞれの地区が

購入しようとするものでございます。

次に、中段の第3款民生費の地域生活支援事業88万円につきましては、障害者総合支援法の改正等に伴う電算システムの修正委託料を計上いたしました。

次に、下段の第8款土木費の公園施設長寿命化事業200万円につきましては、国の交付金配分額の増加によりまして、亀山西野、東野の各公園につきまして、施設長寿命化計画策定対象施設を32施設から47施設にふやしたことによる委託料の増額を計上いたしました。

次に、11ページ中段の第10款教育費の文化振興一般事業70万円につきましては、総務費と同様、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に、公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施するまち奏で〜かめやま音楽堂〜地域ふれあいコンサート事業が採択されましたので、市を經由して地域社会振興会へ交付する地域芸術環境づくり助成金を計上いたしました。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

戻りまして7ページをごらんいただきたいと思います。

上段の第14款国庫支出金の障害者地域生活支援事業費等補助金44万円につきましては、地域生活支援事業のシステム修正に係る補正の財源として、次の社会資本整備総合交付金100万円につきましては、公営施設長寿命化事業の計画策定に係る補正の財源としてそれぞれ計上させていただきました。補助率は2分の1でございます。

次に、中段の第19款繰越金の前年度繰越金124万円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

次に、下段の第20款諸収入、総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金360万円につきましては、先ほど歳出で申しあげました城東地区及び城西地区まちづくり協議会の備品整備に対する補助金の財源として、次の教育費雑入のコミュニティ助成事業助成金70万円につきましては、地域社会振興会に対する地域の芸術環境づくり助成金の財源として計上いたしました。

次のその他雑入20万円につきましては、公益財団法人岡田文化財団からの助成金であり、歴史博物館が実施いたします第31回企画展明治150年「幕末明治そのときの亀山」（仮題）の財源として計上いたしました。

続きまして、平成30年3月30日に専決処分いたしました平成29年度一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、関の山車会館整備事業のうち、地域交流施設新築工事等につきまして年度内完成が見込めないことから、繰越明許費の変更を行ったものでございます。

それでは、補正予算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 繰越明許費補正でございますが、関の山車会館整備事業につきましては、平成29年12月補正において、管理・展示棟改修工事等の繰越明許費を追加いたしましたところでございますが、加えて地域交流施設新築工事等においても入札不調による設計見直しなどに時間を要したことから、年度内完成が見込めず繰越明許費の変更をいたすものでございます。

以上で、平成30年度一般会計補正予算（第1号）及び平成30年3月30日に専決処分いたしました平成29年度一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす２日から１１日までの１０日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす２日から１１日までの１０日間は、休会することに決定しました。

次の会議は１２日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前１１時３０分 散会）

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）

●議事日程（第２号）

平成３０年６月１２日（火）午前１０時 開議

第 １ 諸報告

第 ２ 上程各案に対する質疑

議案第４２号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第４３号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第４４号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４５号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第４６号 平成３０年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

議案第４７号 財産の取得について

議案第４８号 専決処分した事件の承認について

議案第４９号 専決処分した事件の承認について

議案第５０号 専決処分した事件の承認について

議案第５１号 専決処分した事件の承認について

報告第 ４号 平成２９年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 ５号 平成２９年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 ６号 平成２９年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 ７号 平成２９年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 ８号 平成２９年度亀山市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 ９号 専決処分の報告について

報告第１０号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今 岡 翔 平 君	２番	西 川 憲 行 君
３番	高 島 真 君	４番	新 秀 隆 君
５番	尾 崎 邦 洋 君	６番	中 崎 孝 彦 君
７番	福 沢 美由紀 君	８番	森 美和子 君
９番	鈴 木 達 夫 君	１０番	岡 本 公 秀 君
１１番	伊 藤 彦太郎 君	１２番	宮 崎 勝 郎 君
１３番	前 田 耕 一 君	１４番	中 村 嘉 孝 君
１５番	前 田 稔 君	１６番	服 部 孝 規 君
１７番	小 坂 直 親 君	１８番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐久間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	宮 崎 哲 二 君	危 機 管 理 監	久 野 友 彦 君
総 合 政 策 部 次 長	落 合 浩 君	生 活 文 化 部 次 長 兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健 康 福 祉 部 次 長	伊 藤 早 苗 君	産 業 建 設 部 次 長	亀 渕 輝 男 君
生 活 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君	産 業 建 設 部 参 事	服 部 政 徳 君
産 業 建 設 部 参 事	草 川 保 重 君	会 計 管 理 者	渡 邊 知 子 君
消 防 長 兼 消 防 部 長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	青 木 正 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	議 事 調 査 課 長	渡 邊 靖 文
書 記	水 越 いづみ	書 記	村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして、議案第42号亀山市税条例等の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回、わがまち特例で定める税率についてということで通告をさせていただいております。このわがまち特例に関して、ちょっと質疑をさせていただきます。

このわがまち特例なんですけれども、これは地域決定型地方税制特例措置といって、今回の条例に関する背景及び趣旨にも、地方公共団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に応じた政策を展開できるよう、法律の定める範囲内で税の特例措置の内容を地方公共団体が条例で定めるということであるんですけれども、要は、この税金の軽減を行うのに当たって、その軽減の大きさを、市が、あくまでも法律のここからここまでという範囲内で定めることができると。ただ、特に市として、これをこうすべきという意思がない場合は参酌することとされている特例割合があると、こういう感じであったと思います。

まずそこでお聞きしたいんですけれども、今回本条例において、このわがまち特例で国が示している割合を参酌していないものがあるのか。市の意思によって設定されたものがあるのか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今回、伊藤議員からわがまち特例についてのご質問をいただきまして、まず国の特例割合に従っていないものはないかということでございますが、今回、5つのわがまち特例に係る償却資産について改正を出させていただいております、1つが水質汚濁防止法に規定する特定施設、2つ目が土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出に係る償却資産、3つ目が雨水貯留浸透施設に係る償却資産、4つ目が特定再生可能エネルギー発電設備に係る償却資産、最後5つ目でございますが、中小企業における生産性向上に係る償却資産の改正を上げさせていただいております、現在、現行におきましては、この5つの施設につきましては、全て国の特例割合を参酌して定めているというところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

5種類あって、大体それに対して基本的に国に全て従うというか、国の基準をある程度用いておるということではあるんですけれども、その中で、先ほどのわがまち特例の説明書きに戻るんですけれども、地域の実情に応じた政策ということで、それを反映した特例割合を設定することができる。

先ほど部長のほうからありましたけれども、特定再生可能エネルギーの施設があるんですけれども、その話、今回もいただいた資料の中にも出ておるんですけれども、その設備の中に風力発電設備というのがあります。この風力発電の課税標準の特例割合というのがそこにも出ていまして、こ

れ当然全て参酌ということになっておるんですけども、現行既に導入されておるのが、今回20キロワット以上と20キロワット未満と分かれて、さらにこれに対してそれぞれの割合を示されておるわけです。現行が3分の2という特例割合で、法律では2分の1から6分の5になっていると。改正後は、これが20キロワット以上の設備については3分の2、法律で定める限りでは2分の1から6分の5で、20キロワット未満は4分の3、これは12分の7から12分の11の間でということになっています。

その中で、税というのは規制をするという意味合いもあると思います。やはりその税金が高ければ、それは抑えられるし、税金が低ければ、どんどんそれを導入しようとする、これはふえると。微々たるものではあるかもしれませんが、そういうことが言えると。

そうしますと、この亀山市においては、8年前に野登地域で、さらに今回、加太地域で風力発電に対して市民の間から不安の声が上がってきて、それに対して、市もやはりこれは認めるわけにはいかないんだぐらいの強い姿勢を持っていたいただいております。こういった市の姿勢を鑑みると、やっぱり軽減される部分を最低限にとどめる。例えば20キロワット以上だったら、最大という言い方はあれですけども、最低限にとどめるとしたら6分の5、20キロワット未満のものに対しては12分の11というふうに、これぐらいにとどめると。こういうふうにすべきではないのかというふうに考えますけれども、その辺の考えはなかったのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまの議員からは、本市の加太地区、津市、伊賀市にまたがる布引山地の山林について、この風力発電についての規制の意味合いからの特例割合の設定というものが考えられなかったのかというご提言でもございましたが、今回の今申し上げました風力発電につきましては、大規模な風力発電施設でございまして、整備完了後には、この償却資産に係る固定資産税につきましては、本施設の所在が亀山市、津市、伊賀市の3市域にまたがっておるということでございまして、こういった償却資産につきましては、知事が配分する償却資産となる見込みでございまして、この施設につきまして、もし認められたといたしましても、市のわがまち特例で特例割合を決定できる対象施設には該当しないということになっております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

これについては市の範疇ではないのでと、こういうことではあると思うんですけど、ただ、この風力発電の設備、ちょっと服部議員のブログでも拝見したんですけども、愛知県の美浜のほうでは、もっと小規模なものであっても、これも市民の間から特に説明がなかったとかで問題になっているという話も聞きます。よく言われる低周波であるとか、環境被害であるとか、この辺の話で、もちろん話として、そこまで実害を及ぼすものかどうかというのは、これはまだわかっていない部分もあると思うんですけども、もしかしたら市の範囲に当たる、それでもやはり対象になってくる可能性もあるわけですし、そもそもやはり風力発電の今問題になろうとしている当該施設を規

制すべきというような意味ではなくて、やはり亀山市としては、風力発電というものに対して一定の慎重な姿勢を示さなければならないという意味合いで、このわがまち特例をあえて6分の5と12分の1にするという、いわば亀山市の態度を示すという役割があるんじゃないのかと思うんですけれどもね。

あと、それと今回のこの規制において、実際規制されるべき従来の風力発電施設がどんだけあるかわかりませんけれども、市の中で。そのようなものがあるのか、あるいは、これから予定されるものが見込まれるのか、この市が管理している中で。その点について、ちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず今回の風力発電につきましては、やはりこれは法の趣旨といたしましては、再生可能エネルギーの利用拡大、こういったものを目指す中で、発電施設の導入初期に係るコストの縮減といった意味合いで、税負担の軽減の観点から改正がなされたものというふうに、地方税法が改正がなされたものというふうに認識をしておるところでございます。

それと、ただいま申された今回の施設について、規制すべき対象となるものがあるのかということでございますが、まず今回、改正前の施設につきまして、この法改正の対象となっておる施設はございません。それと、将来につきましては、今回税制改正が行われて、将来どのような対象がふえてくるかということについては、今のところ未定ではございますが、現在の市域の状況としては、そのようなものが対象になる施設というのは存在していないというところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

現在の時点では、そういう施設は、多分設定しても該当するものはないだろうということではあるんですけれども、だったら、余計に態度を示すという意味で、こういうふうな高い割合を設定すると。やはり再生可能エネルギーの導入という意味で国策としてやっている部分に関しては、やはりある程度の範囲を設定して、この範囲でやりなさいということを言われているわけですので、国の意思というのは、その範囲内におさめるということで、当然これは強制的な部分であるので、それはもう実現されていると思うので、その中で、亀山市としては風力発電に対して慎重な姿勢を示したいんだという、言ってみればその政策の態度を示してもよかったんじゃないのかというふうに私は思いましたので、これに関しては、私は反対まではしませんけれども、やはりそういうふうな考え方を持ってもよかったんじゃないのかということだけ申し上げて、次に移らせていただきます。

次、議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてお聞きします。

債務負担行為補正についてということで、当該施設を指定管理で運営しようとする理由について、限度額である支出予定額の根拠についてという2点について、通告をさせていただいております。

まず、この指定管理で運営する理由についてなんですけれども、なぜ指定管理なのか。例えば業務委託とかではだめなのかという、その辺ですね。さきの総務委員会の所管事務調査とかでも、議会からも指定管理の検証はきちっとすべきというふうな話がずうっと出ていますけれども、その辺

の検証はなされているのかということを含めてご答弁いただければと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず最初に、指定管理者制度について少し説明させていただきます。

指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として創設されたものであります。この国の法改正に対応すべく、本市では、関係条例の制定及び公の施設の管理運営方針、手順等を定めた亀山市指定管理者制度運用指針を整備いたしまして、平成18年4月から指定管理者制度を運用して現在に至っております。

議員、先ほど発言されました委託との関係ですけれども、委託と指定管理者制度の相違点につきましては、委託につきましては、市の契約の仕様書の範囲内における施設の維持管理等の業務に限定されるということなんですけれども、指定管理者制度におきましては、管理者の自主性、独自性を発揮できるという効果が期待できるものであります。

そして、今回債務負担行為補正を提案しております4施設につきましては、平成26年度から30年度までの5カ年を指定管理期間として、公募により指定管理者を選定し、運営を行っております。これらの4施設の評価といたしましては、独自の取り組みが積極的に行われたり、業務を効率的かつ迅速に実施することができる、利便性の向上につながったことなどから、指定管理を継続していくということで決定したものでございます。

昨年9月には、総務委員会から提言をいただいております。それらにつきましても、それを踏まえて、市長をトップとする統括管理委員会でこれらも踏まえた上で継続していくということを決定したものでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

理由をいろいろと言っていていただきまして、個人的には独自性とか利便性、こういったものは発揮されるんだというような話でありました。その辺なんだろうなあとは私も思うんですけれども、やはり指定管理のポイントというのは、よく経費削減と言われるんですけれども、やはり市民サービスの向上というのが大前提でして、さっき言われたような、その辺の話で、やはり特に利便性と言われる部分、独自の手法で市民の利便性を上げるといったあたりが一番重要なポイントだとは思っているんですけれども、国民宿舎の関ロジの例もありまして、指定管理でやった場合が、もう指定管理者が撤退して、その後、賃貸で再出発して、その賃貸は道半ばではありますけれども、やはりその関ロジに対しての市民の方の存続への思いというのは受けとめられている部分もありますので、やはり指定管理であればいいというものでもないという部分で、その辺、どれぐらいの検証がなされているのかという意味で、ちょっとこの辺は聞かせていただいたんですけれども、この辺は、この後、福沢議員と鈴木議員も言われますので、私はちょっと次の項目に行きたいと思うんですけれども、これにつきましては、2番で限度額の根拠についてという話を上げさせていただいています。

この額の根拠なんですけれども、先ほどちょっと関ロジの例を挙げさせていただきましたけれども、この関ロジ、指定管理のときは市からお金を払っていた、業者に。それは、今賃貸になったことによって、業者から市へお金が入る形になっておると。実際、その関ロジを運営していく上で、実はその経費というのが、本当に目的に沿ったものになっているのかどうかというのが、この辺が一つの疑問として湧いてきたわけなんです。

そこで、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、今回4施設上がっていますけれども、利便性とか、独自性とか、この辺を発揮してもらうためにということではあったんですけれども、ただコスト削減とかいう話にもありましたけれども、これがもしこの指定管理ではなくて業務委託で運営した場合、市から実際持ち出す部分というのは指定管理よりも高額になるのかどうか。この辺、検証されているのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

委託料との比較ということなんですけれども、現在この4施設というのは、条例で指定管理者に行わせるものと定められております。そして、今回は新規に指定管理とするとか、指定管理をやめるとかいうのではなくて、継続する施設ということでありまして、比較としましては、平成17年当時の管理のときの委託料との比較と、前回の指定管理料との比較はいたしましたけれども、平成31年度から委託にした場合はどうなると、その比較までは行っておりません。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まだその辺の金額に関する検証は、その後は行われていないということだったんですけれども、やはりこれまでの議会の審議とかでも、施設によってはやはり指定管理にそぐわないものもあるんじゃないのかと、こういう話が出てきていると。確かに条例で定められたものではあるんですけれども、その辺、当然経費面と、あと市民サービス面、この辺を考えたときに、本当にこれは指定管理でいいんだろうかと、これは指定管理じゃないほうがいいんじゃないのかという話になったときは、当然条例改正ということも、これは必要になってくるべきものですので、やはりそういった経費的なことも、経費を安うしろとかいう意味ではなくて、そういったことも含めて、やはり検討していただきたいなという部分だけ、ちょっと思っておいていただきたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

次、報告第10号の放棄した私債権の報告についてということでお尋ねいたします。

滞納の傾向についてということで通告させていただいております。

今回、この私債権、やはり適切なそれなりの手続を踏まれて、決定されたものということやと思っています。これ、放棄自体はやむを得ないということだと思えるんですけれども、ただこの背景にある滞納の傾向が一体どうなのか。この滞納の傾向につきまして、各施設で件数とか、額とか、それぞれについて増加の傾向にあるのか、減少の傾向にあるのか、そのままの大体これぐらいのレベルというふうな水準なのか。その辺、担当部門としてどれぐらいつかんでいるのか。その辺、何かつかんでいる傾向があるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市営住宅使用料の滞納の傾向でございますが、昨年はきめ細やかな臨戸訪問等、取り組みを行いまして、収納率のほうは向上いたしまして、滞納額は減少しておるところでございます。

滞納額の推移といたしまして、現在680万円ほどの滞納がございまして、収納率としましては85%ほどでございますけれども、いい方向に向かっておるといような状況でございます。滞納者の中には、支払い能力がありますものの納付を怠っているものも見受けられるということで、そのような滞納者に対しましては、滞納が発生しますと、督促状、また3カ月以上で催告状という文書での通知で納付を促しておりまして、さらに納付がない場合には、滞納者宅への臨戸訪問を月2回実施しております。5月、年末、年度末におきましては、さらにもう一回、特別の臨戸訪問も実施いたしまして、納付指導、使用料徴収に、より厳しく対応のほうをしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道料金の滞納者の状況につきましては、アパート等の賃貸物件に居住していた方が多く、市外転出等でその所在が不明となり、徴収ができなくなったということが多い状況でございます。

滞納が発生した場合でございますけれども、督促状や催告状、停水予告状の送付、滞納者を訪問して、停水などの措置を行っておるところでございます。滞納者宅を訪問し、聞き取りをした中では、分割で支払いしたいとか、給料日まで待ってほしいといった方が見られます。今後も滞納者宅を訪問し、納付方法の相談にも応じながら、滞納額を減らす努力を続けてまいりたいと思っております。

それと、滞納額の推移でございますけれども、ここ数年大体同じような状況かなあということで考えております。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターにおきましては、資産状況の調査などは行っておりませんので、納付相談の中から、患者本人の現状や家庭環境などを聞き取りさせていただいておる現状でございます。

また、滞納されている方の現状は、患者本人はもとより、患者の家族の方も含めて、経済的にやはり厳しい方が多いように思われます。診療費の滞納が発生した場合には、複数回、文書で督促をし、それでも納付のない場合には弁護士に回収の委託を行っておるところでございます。また、継続して医療センターを受診されている方で滞納がある方には、定期的に滞納額の督促を窓口でさせていただいているところですが、少額でもお支払いいただくことが難しい現状でございます。

滞納額、滞納件数ですけれども、平成29年度末で、全部で913件、額にしましては1,365万1,000円余りが滞納になっております。例年、年度、1年間の間に大体400万から500万円の収入がありますので、年度を超えてふえますけれども、ある程度はまた減っていったということで、年度の推移はほとんど動かない状況になっております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと状況を説明していただいたと思います。

市営住宅についてはやはり減少している。ほかは医療センター、水道はちょっと横ばいなのかなという感じではあると思いますけれども、やはり滞納を減らしてもらおうというのは一つの大事なことはあるんですけれども、もう一つ重要な点としては、その背景にある市民生活は一体どうなっているのかというのを、やはり的確につかんでいただくということ、そしてそれに対して、それを施策に反映していただくということが非常に重要だと思っておりますもので、その辺、単に債権で減らしたからいいんやとかではなくて、その辺、債権が出てこないような市政運営をお願いしたいなあというふうなことだけ、意見として申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

きょうは、外も大分爽やかでございまして、いろいろお聞かせ願うわけでございます。

今回質疑に当たっては、先ほどの伊藤議員とちょっと重複する部分もございます。その点、できるだけ重複せんようにお聞かせ願うわけですが、一つのもので目的でございますので、重複する部分はお許し願いたいなあというふうに思っております。

今回の改正については、議案第42号亀山市税条例等の一部改正についてでございます。その一部改正についてお聞かせ願うわけですが、平成30年度税制改正によって、現下の経済情勢を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方財源を確保するための観点から法律が改正されたものと思われれます。

そういう中での今回の改正について、この改正については、市民税、市たばこ税、固定資産税の3つのものと私は思っておりますが、この改正内容について、まずお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまの市税条例の改正について、議員のほうからは、まず平成30年度税制改正の背景についてお話をいただきまして、その中で大きく3つ、市民税関係、市たばこ税関係、固定資産税関係、この大きく3つについて、今回改正案を提出させていただいておるものでございます。

まず、市民税関係につきましては、内国法人の二重課税、こういったものの観点から、法人市民税に関する額を控除するといった改正内容でございます。

もう一方で、市たばこ税関係でございますが、これにつきましては、国と地方を合わせまして、たばこ税の税率を1本当たり3円、20本入りでございますと、1箱で60円の改正を行うもので

ございまして、なお、税率の改正につきましては、激変緩和の観点から、3年に分けて段階的に実施するものでございます。

また、近年急速に市場が拡大しております加熱式たばこにつきましては、現在、紙巻きたばこと比べまして税負担が低いということがございまして、こういった課税方式の見直しも行うものでございます。新たな課税方式につきましても、激変緩和の観点から、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで、5回に分けて段階的にふやしていくこととしております。

最後に、固定資産税でございますが、これは先ほどの伊藤議員からもございましたが、地方公共団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と申しますが、この地方税法に規定する一部の施設に対する固定資産税の課税標準の特例割合が見直されたことに伴い、当市の条例で定める特例割合を地方税法で定めている割合を参酌して改正するものでございまして、これにつきましては5つの償却資産がございます。その中でも、中小企業等の設備投資を支援することを目的として、生産性向上特別措置法の規定により、平成33年3月31日までの間に行われた一定の設備投資につきましては、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロとするものでございます。

以上が、今回の改正において市税に影響のある主なものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それで、私、今回3点、市民税、市たばこ税、固定資産税を上げておりましたが、特に今回お聞きしたいのはたばこ税の関係、それからわがまち特例、いわゆる先ほどの伊藤議員のこともございますが、わがまち特例ということでお聞きしたいというふうに思っております。

たばこ税関係についての今回の改正について、1箱の価格、また市への税収入についてはどのような程度になるのか、目算されているのか、お聞かせ願います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、たばこの1箱の価格でございますが、先ほど改正内容で若干ご答弁申し上げましたが、今回、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、3年に分けて計3円引き上げるということでございますので、1箱20本入りのたばこを例にいたしますと、今回の税率改正により、平成33年10月1日以降は、1箱当たり60円の増税となることから、現在、一般的に1箱440円のものでございましたら、おおむね500円程度まで値上がりをするというふうに考えております。

それと、税制改正に伴うたばこ税の増収予測でございますが、今般、喫煙率の低下でありますとか、価格上昇に伴う買い控え等もあることから、一概に申し上げることは難しいところではございますが、平成29年度を基準として試算をいたしますと、平成30年度で約1,300万円の増、31年度で約2,800万円の増、32年度で約4,100万円の増、平成33年度で約7,000万円の増、平成34年度、これ最終の改正でございますが、ここで約8,400万円の税収増となり、29年度決算で約3億5,000万円のたばこ税でございますが、これにプラス8,400万円

が増収になるというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回の改正によって、いろいろ値上げ幅、それから税収入をお聞かせ願いました。

私も喫煙家の一人でございます。ヘビースモーカーとも言われるぐらい吸うわけでございますけれども、価格が上がると、やはり買い控えはするだろうと、自分でもその場に来たら思うんですが、やはり税収、その買い控えによって、伸びも出てこないだろうと。非常に目算は立てられておると思いますけれども、非常に難しいなというふうに思っておりますので、これからは十分検討していただいて、推移を見守っていただき、市税の収入増を期待するものでございますけれども、私も一端に一人でございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、次にわがまち特例についてお聞かせ願うわけでございます。

先般、ちょっと公明新聞を見せていただいたら、生産性向上特措法が成立ということで、5月16日に成立して、今回の条例改正になったものというふうに私は思っております。その内容を見ますと、約1,500自治体、実施の意向ということでございます。

ここで私はお尋ねするわけでございますが、内容については、先ほども伊藤議員が触れられておりましたので、余り深くは入りません。特に今回私がお聞かせ願うのは、中小企業に対する特例措置において、課税標準をなぜゼロとするのか。また、県内の他市の状況の推移についてお聞かせ願いたいというふうに思っております。よろしく。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、現在2分の1の軽減、特例割合を定めておったものを今回の改正でなぜゼロにするのかというお尋ねでございますが、今回、特例措置の対象となる中小企業につきましては、ものづくり補助金の交付を受けることができますが、事業所の所在地自体が、固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとすることで優先的に採択をされるということとなります。このことから、本市における特例割合を今回ゼロという形でご提案申し上げているところでございます。

また、県内の状況でございますが、県内、亀山市を除く13市におきましても、特例割合をゼロとされる予定と伺っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございます。私は1,500の自治体と言いました。これは全国だと思いますけれども、県内13市、うちを含めて14市が今検討中ということで聞かせていただきました。こういうふうな法律が定まったということと、いわゆる企業を援助するという意味も含めておると私は思うんですが、今後、市政の中からも、そういう部分で企業の育成にも励んでいただきたいなというふうに思っております。

よろしくそこらをお願いしまして、次に、議案第44号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正については、我々、学童保育というふうに思っておるんですが、今回の改正内容についてお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

今回の条例の一部改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日に施行され、それに伴い、本条例についても改正するものでございます。

条例では、放課後児童支援員の資格要件として、幼稚園等の教諭となる資格を有するものの規定がございますが、教諭となる資格について、免許更新の有無にかかわらず、教育職員免許状を所持していることと解釈されておりました。今回の改正は、教育職員免許法第4条に規定される免許状を所持していることを要件とし、内容としては変わらないものの、以前より明確な規定として定義するものでございます。

また、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものについて、新たに要件として追加いたしました。従来の資格要件には、専門資格や学歴等の規定があり、いずれも高卒以上でなければ要件として認められず、都道府県等が行う指定研修の受講資格もございませんでした。学歴にかかわらず、実務経験が豊富な方に関して資格要件に規定するよう、自治体等から厚生労働省に要請があり、それに応える形で、省令により要件の追加が行われた経緯もございます。今回の条例改正は、この部分につきましても、省令の改正に沿ったものとなっております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回の改正の内容についてお聞かせ願ったわけですが、いわゆる省令の一部改正によってのことだというふうにお聞かせ願ったわけですが、これについて、特に私思うんですが、まず幼稚園等の教諭、いわゆる私ら、今までのイメージの中から、教育資格の教員免許というのは、私は小学校からかなと思っておったんですが、今聞かせていただいたら、幼稚園からということでございます。この方が、やはりおらないとだめよということでございます。

特に今回の改正については、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに加えたということでございますが、この5年以上放課後健全育成事業に従事した者ということは、今まで教育教員免許がなかったも、やはり支援員の補助員として5年間従事された方が、5年間して、まだ先も続けていきたいという方は、市長が認めるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

5年間従事していただいて、適切と認めていただくことで、その資格要件を得ることになりました。その後研修したら支援員となれるというようなことになっております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

5年間、支援補助員というのかわかりませんが、やられた方は、さらにそこで教育をするんですか。それと、私は特にこの今までの教員免許の資格がある、非常に縛りがきつかったかなあというふうに思っておるんですが、今回の改正は、その部分を広げたという部分で理解したいと思うんですが、先ほどの支援員の5年以上、さらにもう一度そこで教育するのか、ちょっと確認をお願いしたいなあと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今までは、教員免許という資格がどうしても必要だったわけですが、実績重視ということで、5年以上経験をしていただいて実技を積んで、なおかつ、都道府県が指定する研修を受けていただいたら、補助員から、その人は代表としての支援員になるというような、実績重視の要件が追加されたというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これから先、放課後児童クラブについては、非常に需要も多くなってくると私は思います。そのためにも、支援員になる方がやはり今後確保できるのかという私は心配があるんですけれども、そういう見通しはあるのか。この改正によって、資格が大分厳しくなったかなというふうに思っておりますが、今まで支援補助員さんは、市長の認めると、そんなようなあれはなかったんですけれども、これからそういうような部分が、5年間今まで従事した人が、市長が認めて、一人前というのか、そういうような指導員になられるかと思うんですけれども、これの確保が今後うまくいくのかどうか、確認したいと思います。ちょっと一般質問になったので、お許し願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回のこの要件が追加されることによりまして、日々、放課後児童クラブで実践していただいている方へ一定の要件が追加されて、継続にご尽力いただけるものと認識しております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、先ほど伊藤議員と重複する部分がございます。

報告第10号放棄した私債権の報告についてでございますが、まず放棄した私債権の内容を、も

う一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回放棄いたしました私債権、市営住宅の使用料につきましては4件、合計30万3,860円でございます。これにつきましては、入居者1名が滞納した4カ年分の合計でございます。その内訳といたしましては、平成25年度分が9万900円、平成26年度分が8万3,600円、平成27年度分が12万7,200円、平成28年度分、2,160円でございます。

平成25年7月から市営住宅使用料を滞納しており、督促を行っていたにもかかわらず、支払いがなされず、平成25年12月以降、契約者が母国へ出国後、行方不明となりまして、継続して入居してありました同居人も転居をいたしましたことから、その転居先を調査しまして、平成26年10月に同居人の転居先が確認できたため、催告書を半年ほど送付してございました。しかしながら、納付に応じただけでありません。平成27年5月に、明け渡し訴訟提起のための弁護士相談を行いまして、9月に住宅明け渡し及び支払い請求の訴状を提出しまして、平成28年2月の勝訴の確定判決を経て、平成28年4月に強制退去を執行いたしましたものでございます。

その後も所在の確認をいたしておりましたが、行方不明のままであったことから、昨年1月の亀山市滞納処分等判定委員会に諮りまして、徴収停止の措置をとった後1年を経過いたしましたことから、本年1月に債権放棄を決定いたしましたものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

上水道課におきまして、このたび放棄いたしました私債権は、水道料金で127件、合計金額は89万5,236円となっております。これにつきましては、市外転出等により所在が不明となったものが126件で、合計金額が89万4,156円となっております。その内訳につきましては、水道使用時に亀山市に住民票があり、転出などによるものが51件、亀山市に住民票を移さず水道を利用されていたものが75件でございます。また、日本人・外国人別にしますと、日本人が98人、外国人が28人で、外国人につきましても住民登録がない方がございます。なお、消滅時効に係る時効期間2年の満了によるものが1件で金額が1,080円につきましては、使用者本人が死亡され、相続人が時効の援用を申し出られたものでございます。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターにおきまして、このたび放棄いたしました私債権は、平成23年度分の8件でございます。合計金額は、12万6,805円となっております。その内訳といたしましては、全て医療費の自己負担分でありまして、入院に係る債権が3件で、合計金額が12万1,565円、外来に係る債権が5件で、合計金額が5,240円となっております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

中身を聞かせていただきました。

それで、内容は聞いたわけですが、次に、この今回の私債権の放棄の妥当性はいかがかというふうに思っております。特に、どの案件を見ても、医療センターは別として、住宅、水道についても、外国人が非常に多いという部分と、特に住宅の使用料については1名で4年分、考えられない話ですやんか。そういう中身について、妥当性があるのか。条例がございますよ。そういう放棄をした条例がございます。それに基づいたというふうに思うんですが、それで妥当性があるのかどうか、そこらを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回放棄しました市営住宅使用料の私債権でございますけれども、平成27年9月の訴訟による住宅の明け渡し及び家賃の支払い請求、及び平成28年2月の勝訴の確定判決を経て、平成28年4月の強制執行の手続を行い、その後も所在の確認をしていましたが、行方不明のままであったことから、平成29年1月に徴収停止の手続を行いまして、1年が経過し、本年1月に亀山市私債権の管理条例等に基づき、放棄をしたものでございます。

この強制執行を行った際に、住宅内部に残されました入居者の財産を差し押さえをしまして、換価を試みましたが、執行官により全て無価値と判断されたこと、差し押さえる通帳、預金口座もないこと、さらに入居者本人の行方がわからないことから、これ以上の債権回収は困難であると判断をいたしまして、さきに述べました手続を経まして、私債権の放棄に至ったという結果でございます。したがって、今回の私債権の放棄につきましては適切であると考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道料金につきましては、127件の私債権を放棄いたしましたが、その放棄に至った経緯についてご説明申し上げます。

まず、水道料金が納期限を過ぎても納付のない場合、督促状を送付しており、督促後も納付のない場合は催告状と停水予告状を送付し、納付を催告しております。それでも納付がなく、水道料金4カ月分以上が滞納となった場合には、自宅を訪問して直接納付を催告しますが、納付していただけない場合は、止水栓をとめ、停水を執行しております。また、転居された場合には、転居先へ催告状を送付するなどして徴収に努めております。

このように、水道料金の徴収に努力しておりますが、このたび放棄しました私債権につきましては、市外に転居し所在が不明等の理由により、回収がほぼ見込めないものであることから、放棄をすることが妥当であると判断したものでございます。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターにおきまして8件の私債権を放棄いたしました。その放棄に至った経緯につきましては、まず入院費や診療費の滞納が発生した際に、早期に納付いただくため、医療センターから対象者に対して文書を数回にわたり送付し、それと並行して、医療センターに再度受診に見えられた方につきましては、その際にお声がけをするなどして納付をお願いしてまいりました。そして、そのような取り組みを行ったにもかかわらず、納付が困難と認められるものにつきましては、市の顧問弁護士にその回収業務を委託し、回収に努めてきたところです。

しかしながら、このたび放棄しました私債権につきましては、時効期間が経過したもので、所在不明等の理由により、回収がほぼ見込めないものであり、これ以上の措置をとることは、費用対効果から放棄することが妥当であると判断をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ対応は聞かせていただきました。

特に先ほどの答弁の中で、医療センターの部長からの中で、やはり費用対効果というのを、私はこれを問題にしたいなあとというふうに思っております。それと、住宅使用料30万の債権があったわけですが、これについても、やはり先ほど説明にあったような対応は十分されたんですが、取れなかったと。そこらの見きわめを早くして、費用対効果の部分から人件費、我々市の職員であっても人件費は伴いますよ。そういうような部分から考えて、やはり切るときは、もっと早く切らなければならんときもあろうかと私は思います。

それから水道も同じですが、やはりこのように今聞かせていただいた中では、外国人絡みが非常に多いということが報告があったんですが、例えば共同住宅、アパートですね。そういうところに入られて、水道を引くということになろうと思いますが、そういうような部分も、一遍こころでそのオーナーさん、アパートの経営者さんに一括契約して支払っていただくなり、そういうような部分の対応も大事かと私は思っております。そういう部分は検討しておるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員からは、アパートの所有者と契約してはどうかというご質問かと思えます。そのアパートの所有者が入居者にかかわって給水申し込みをする場合、契約することは可能でございます。水道料金については、所有者に請求することになります。しかし、所有者との契約を市から強要することはできず、あくまでも所有者の意思によるものでございます。所有者と契約した場合、個々の入居者からの水道料金の徴収については、所有者の責任で行っていただくこととなりますことから、個別の入居者からの徴収の手間や滞納となった場合などを考慮して、所有者に判断していただいております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

報告でございます。いろいろな部分も申しました。今後、いろいろ業務の中で今後検討していただいて、よりよい、有効な方策を考えていただきたい。条例で定められておるので簡単に放棄できるよという考えじゃなしに、手を打っていただきたいなというふうに最後に申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、2つの項目についてお聞きします。

まず第1点目です。今回は、平成30年度亀山市一般会計補正予算から伺います。

第2表に、債務負担行為補正についてということで、石水溪キャンプ場施設指定管理料、都市公園施設等指定管理料、文化会館指定管理料、運動施設等指定管理料というこの4項目について債務負担行為の資料が出ております。いずれも平成31年度から35年度にかけての債務負担行為ということであります。

今回、この議案として上げさせていただいたのは、議会から指定管理ということについて、昨年度、総務委員会所管事務調査で調査・研究いたしまして、市長のほうに提言をさせていただいた。その提言の内容については、指定管理者制度を導入している施設について、その効果の検証を行い、本制度の具体的な導入基準を作成しなさいということですね。あるいは、公募・非公募のこともあります。直営、また委託はどうなんだということも含めて、管理方法について改めたらどうだということの提言をさせていただいたところです。

これに対して、市からは指定管理者制度について、第2次行財政改革大綱後期実施計画の取り組み項目に新たに掲げ、検証と見直しを行っていくというご返事をいただいているところであります。30年度、31年度、見直しをするということなんです。この資料を見ると、35年度まで、この今までどおりの指定管理料が、これが通ったら固まってしまうということになるので、じゃあ、この検証は一体どうなるのかということが非常に疑問になりましたので、この点についてお聞きしたいと思います。

まずは、毎年、指定管理については検証の報告がホームページでも公開されていますけれども、毎年提出はされていることだと思いますが、これらは総務委員会の提言を踏まえたものなのかどうかということについて、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

昨年９月に、総務委員会から指定管理者制度についての提言をいただいております。競争性のない非公募の廃止であるとか、収益性のない施設の直営または業務委託への変更、モニタリングの評価方法等の見直し、また公園と運動施設の一体的管理など、そういうふうな内容になっております。

この提言を受けまして、ただいま議員が申されましたように、市の対応としまして、第２次行財政改革大綱後期実施計画の取り組み項目に新たに掲げ、検証と見直しを行っていくとしておりまして、本議会の総務委員会資料として同後期実施計画を提出いたしております。この実施計画におきましては、平成１８年度の指定管理者制度の導入から１０年余が経過した現在、平成３０年度と３１年度に、個々の指定管理施設のみならず、指定管理者制度そのもののあり方について検証していくということでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

個々の施設についてお聞きしていきたいんですけども、それでは各４つの指定管理について、議会からの提言を反映した何か報告があるのであれば、それぞれお伺いしたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議会からの提言でございますけれども、運動施設と公園施設との一括発注という提言をいただいておりますけれども、これにつきまして、私ども公園、都市公園施設、さらに運動施設管理担当部署、生活文化部になりますけれども、協議のほうは実施をさせていただいております。

その結果でありますけれども、より専門的な指定管理業務の継続と、現在双方の指定管理者で、２カ月に１度でありますけれども、実施しております指定管理施設連絡協議会の開催によりまして一体管理が図れていると判断をいたしまして、今回提案のほうをさせていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○７番（福沢美由紀君登壇）

連絡協議会でやっているにもかかわらず、不自由なところがあるから、それぞれ議会で聞き取りをしたときに意見が出たんだと思うんですね。要するに、指定管理者そのものについても検討もされるということなんですけれども、一つ一つの今運動公園のことを言っていたんですけど、ほかのキャンプ場であるとか、ほかの文化会館の指定管理料もありますけどね。どの部分について議会の意見を聞いて、このように報告しますということがあるのであれば、伺いたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

生活文化部では、文化会館及び中央コミュニティセンターと西野公園、東野公園、関B&G海洋センターなどの運動施設を文化スポーツ課が所管をしております、石水溪キャンプ場施設を地域観光課が所管をしているところでございます。

まず、ご意見の中で検証をということでございましたので、各施設の検証の状況をまずご説明させていただきます。

文化会館及び中央コミュニティセンターは、当初から公益財団法人亀山市地域社会振興会が指定管理者として管理運営を行っております。その現状につきましては、平成18年度からの指定管理者制度導入以前に比べて、利用者数は2万5,000人程度増加しております。利用料金収入につきましても増加傾向にあるところでございます。また、市民サービスの向上として取り組むべき自主文化事業等についても、文化会館の特性を生かした参加型、育成型、鑑賞型などのさまざまな事業が展開されておまして、市民の文化及び教養の向上、並びに福祉の増進に寄与するとした施設の設置目的に対して、成果があらわれているものというふうに評価をいたしているところでございます。

次に、運動施設でございますけれども、指定管理者制度導入後、平成21年度から三幸・スポーツマックス共同事業体が指定管理者として管理運営を行っております。その現状といたしましては、指定管理者制度導入以前に比べ、利用者数については大きく変わりはないものの、自主事業の開催数やその参加者数、施設の利用率は増加・上昇しております、利用料金収入についても、毎年1,600万円前後を維持しているところでございます。また、ビルメンテナンスという企業の特徴を生かした修繕や機器の保守が実施されておまして、運営コストの削減が図られております。生涯スポーツの振興、市民や青少年の心身の健全な発達などの施設の目的や方針に即した成果があるものというふうに評価をしているところでございます。

次に、石水溪キャンプ場施設につきましては、当初から公益財団法人亀山市地域社会振興会が指定管理者として管理運営を行っております。その現状といたしましては、直営管理でありました平成17年度当時は、利用者数は7,000人に届かず、使用料の歳入の総額も約200万円でしたが、平成26年から平成29年度までの2回目の公募指定管理期間では、年間利用者数約7,400人、年間利用料金収入約300万円と、利用者数、利用料金収入とも年々増加傾向にございます。

また、指定管理者の施設運営上の自主事業として、利用者ニーズの向上として、まき販売のほか、地域連携によりますキャンプ教室、11回目を迎えた石水溪まつりを開催いただくなど、施設設置目的であります環境を生かしたレクリエーション施設の充実と公共の福祉の増進につきましては、一定の成果があらわれているものというふうに評価をしておるところでございます。

こうした評価、検証に基づいて、今回、引き続き指定管理を進めるというふうな考え方をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

都市公園施設等の指定管理の評価、検証についてご答弁をさせていただきます。

まず、指定管理料につきましては、中・長期的な視点で管理・運営をいたしておまして、おお

むね予算内の支出で平準化ができておりまして、過剰な支出や不足は生じておらず、健全な運営がなされているところでございます。

また、公園管理業務につきましては、日常的な公園管理に加え、自治会等の要望に合わせ、地域の事情に応じた時期の除草・清掃や、自治会などが公園の清掃ボランティアを行っていただく際のごみ袋や軍手などの消耗品の支給、そのほか、公園安全見守り隊による安全見守り活動を実施するとともに、業務委託では難しい地域に密着した迅速な対応がなされております。さらに、自主事業といたしまして、ショウブの育て方とか、株分け実習などを実施している青空教室を初めとした各種事業も利用者の活動促進につながっております。

全体といたしましては、専門性を生かした都市公園等の管理運営がなされ、かつ中・長期的な予算管理もなされ、指定管理者制度による良好な管理運営ができていると評価をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

個々の評価をお聞きしましたがけれども、やはり想定どおり、指定管理者制度のメリットしか拾えていないというような評価が、今お聞きいただいたのかなと思います。要するに、この35年度まで固めた中で、これ以上、中について評価されることがないんじゃないかという不安を覚えました。

いいことばかり言うていただきましたけれども、例えば運動公園などでも、直営でなく、指定管理者ということで、例えば今までも料金について、もっと子供たちが使う分は料金なしにしたらどうかとか、いろんな意見があったと思いますが、やはりそれについては、指定管理者だから、向こうが決めることなのでできないといったことも、そういう不自由さもあります。文化についても、やはり収入を上げなくちゃいけないから、本当に文化としてはこれを取りたいんだけど、たくさん人が入るものを入れなくちゃいけないということもあると思うんです。

もう少し果敢に、この内容について、議会が求めるような厳しい検証・評価をしていただいた上で、こういうことを決めていただくのが筋ではないのかなと思うんですけれども、今の個々の評価をお聞きいただいて、市長でも担当部署でもいいんですけれども、どのようにお考えなのかを、これからの評価についても、どのようにやっていかれるのかということについてもお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、各担当部署は指定管理者と協議の上、施設を利用する方を対象としてアンケートを実施しております。そして現地調査、モニタリングも実施しております。その結果を毎年度事業内容の評価に反映しております。そして、指定管理者から提出された報告書を各担当室がまた評価いたしまして、そして、それを総合政策部のほうに送られてきて、そういうようなのを統括管理委員会の中でもお示しして、検証結果報告をホームページでも掲載しておるということでございまして、モニタリングは引き続きやっていくということでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

毎年毎年やっていただいているモニタリングや評価を今までどおりやってくださいという意味で議会は提言したんではないと思うんですね。やはりそこを超えて、しっかりと丁寧に検証していただきたいという思いを込めて、1年間委員の皆さんは研究し、調査し、提言をしたんやと思います。

こんなに5年にまとめて、検証する時間もしっかりとらずに、まとめて、これだと35年度まで、例年どおり変わらないということが決まってしまうわけですね。ですから、そんなことをするのではなくて、ある程度検証する時期を1年とか、2年とかで切った上で改めて検証結果を受けて、次の指定管理の時期を決めるという方法もあったんじゃないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

総務委員会の提言の中で、モニタリングについては、市及び指定管理者が共通認識のもと、着実に業務改善等に取り組むことができるよう、評価方法及び評価項目の見直しを行うことと提言をいただいております。

これらにつきましても、短期間でするということがなかなか難しいもので、平成30年度と31年度の後期行革の実施計画に掲げて検討していくということでございます。提言の中には、非公募は廃止すればとか、収益性のない施設は業務委託に方法を改めることとかいう項目もございます。これにつきましては、条例改正が必要となるというふうな大きな課題でございますので、短期間にはなかなか結論が出ないものと思いますので、30、31年度でしっかりとモニタリングの方法などについても検討してまいります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

なかなかお答えいただけないので、市長にお伺いしたいと思うんですけども、例えば検証すると、そちらがおっしゃった30年度と31年度という時期で切った議案の出し方はできなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この指定管理者制度が導入されて、10年余が経過をいたしたところでございます。今回の提案につきましては、先ほど来よりお話がありましたが、私どもとしては、今日までのこの指定管理者制度の成果、評価、課題、それから議会からのご提言も踏まえてさまざまな検証、あるいは、今後につきましても、最適と思われる手法として、この4つの施設につきまして公募をかけて、指定管理者制度を継続するという判断をさせていただいたものでございます。

それは、29年度までの4年間の運営管理全体の評価として、極めて独自性のある取り組みであったり、サービスの向上につながってきたということでありまして、このことにつきましては、指

定管理者の行う独自工夫も加えて運用がなされてきた結果、利用者の安全性の確保とか、利便性の向上を図ることができて、利用者へのサービス向上につながったという評価をいたしておるものでございます。

今、議員が2つ事例をご紹介いただきました。運動施設における子供たちの行事の無料化が、いわゆる指定管理者だからできないのではないか、あるいは、文化会館における、いわゆるお金が取れないものに対して、それはもっと行政が配慮すべきではないか、そのようなご指摘でございましたが、それは多分それぞれの指定管理者だからということではなくて、今後のサービス向上についてどのような手法がいいのか、そういう余地が当然あるところであろうと思いますし、これは指定管理者だからできないということではなくて、その上でよりよいサービスを求めていくようなことは可能であろうというふうに考えておるところでございます。

このようなことから、公募による指定管理者の選定には、私どもは一定の成果が得られたと、このように考えまして、今回のこの31年度からの次の形を、従来と同様の方式で最終的に判断をさせていただき、総務委員会のご提案も踏まえて、このような判断をさせていただきました。

今、議員がご指摘をいただいた10年余を経過した、この指定管理者制度全体の条例改正等ともかわるような大きな変更、転換につきましては、いろいろ議論があるところであろうというふうに思っておりますので、今回の議会にお示しをさせていただきました行財政改革の次の実施計画、30年度と31年度におきまして、大きな構造の検証あるいは今後におけるあり方について検証していきたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

おっしゃるように、30年、31年度に検証するというのであれば、35年度まで固めるような議案の出し方をしなくてもいいんじゃないですかということを私は申し上げておるんです。検証すると言っているのに、もう決めましたと。議会が本当に市民の声も聞いて、研究もして、提言をしているのに、もう決めましたということで、今までどおりのことをするのであれば、議会の意味がないじゃありませんか。それをあえて今までと同じように出すのであれば、それなりの理由や丁寧な説明や、いろんなことがあって、こうやって5年間出てくるんならまだわかりますけれども、それは私、ちょっと不誠実な議案の出し方ではないかなということを、やはり質疑をしても感じしておりますので、そのことを申し上げて、次の質疑に移りたいと思います。

第8款の公園管理費の公園施設長寿命化事業の増額補正についてお伺いします。

これは、そもそも3月の予算のときにも公園施設長寿命化事業ということで、新しい事業ということで出されたわけですが、この6月に増額補正ということになりました。でも、そもそもこの公園施設長寿命化事業というのがどういう内容なのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

公園施設長寿命化事業の事業内容でございますけれども、運動施設を中心に大規模施設が配置されました亀山公園、西野公園、東野公園の3公園におきまして、公園施設長寿命化計画を策定する

事業でございます。各公園施設につきまして、現地調査で施設の劣化、損傷の状況を把握しまして、健全度判定を行うものでございまして、この判定をもとに公園施設の機能確保及びライフサイクルコストの削減を目的とした長寿命化対策を検討していくものでございます。

主な対象施設といたしましては、あずま屋、時計塔、体育館、駐輪場、トイレなどを対象としておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市には、都市公園と言われるものが80だか何かたくさんある中で、この大きい3つの公園だけについて公園施設の長寿命化の計画を立てるということについて、国の補助金も出るということとで調査をしたり、健全度をはかったりする、修繕もしていくんですね、これをもって。

今回、3月で出たのに、なぜ補正ということになったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回なぜ補正となったのかということでございますけれども、この事業でございますが、国からの社会資本整備総合交付金、補助率は事業費の50%でございますけれども、これを活用して行っていく事業でございます。当初予算におきましては、最近の国の交付金の内示率を勘案いたしまして、国に要望しております75%程度で想定をいたしまして、事業費ベースで900万円、国の交付金としまして、その50%の450万円を当初予算に計上したところでございます。

しかしながら、今年度の内示率がおおむね満額の配分をいただいたというようなことから、最大限にこの交付金を活用いたしまして、計画の策定の対象となる施設を当初の32施設から47にふやしまして、計画を策定するというところで、今回増額補正をさせていただくものでございます。

なお、この長寿命化計画に上げた施設につきましては、平成31年度以降に、国の交付金で修繕工事でありますけれども、補助対象になってくるという仕組みとなっておりますものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

国のほうから満額でいただけることになったので、広げるという形ですね。広げるんだけれども、この3つの公園という枠は変えずに、中の該当する施設をふやしたということではないのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員のおっしゃられるとおりでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

さまざまな長寿命化計画というのがいろいろありますけれども、橋とかいろいろありますけれども、やっていくうちに、初めは大きいものやっていって、そしてだんだん小さなものにも対象を広げていくようなことが今まで見られているんですけども、この公園についても、この3つだけではなく、また広がっていくようなことも想定されているんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回調査いたします47施設、これの健全度を判定いたしまして、それに係る修繕工事等も事業費的にかなり要するものかと考えておりますので、調査結果によりまして、優先度の高いものからまずは対応していくものと思っております。

小さな公園まで広がっていくのかというご質問でございますけれども、それにつきましては、まずはこの3公園のほうを優先して進めていって、その後になるのかなと思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

最後にちょっとお伺いしたいんですけれども、ことし1年かけて計画を立てて、31年度から、修繕を上げたものについて補助対象になってくるということなんですけれども、例えば時限的な、何年以内ですとか、そういうのはあるんでしょうか。補助対象になるかどうかということについては。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現時点では、5年間ということでございます。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

通告に従い質疑をさせていただきます。

勇政の前田 稔です。よろしくお願いします。

それでは、午前中もこの質疑があったと思うんですけれども、議案第42号亀山市税条例等の一部改正についてということで、その中の特に生産性向上特別措置法について詳しく質疑をしたいと

思いますので、よろしくお願いします。

まず、その改正内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

それでは、改正内容についてご説明を申し上げます。少し背景も触れてご説明をさせていただきたいと思います。

平成30年度の税制改正におきまして、新たに固定資産税に係る生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の特例措置が創設されたところでございます。その背景といたしましては、企業が、自己の収益を生産性向上のため設備投資を行ったり、持続的な賃上げが可能となる環境をつくり出す成長と分配の好循環を生み出すような生産性革命の実現に向け、臨時・異例の措置として、設備投資促進に向けた3年間の時限的な特例が創設されたものでございます。

具体的には、中小企業の設備投資を支援することを目的といたしまして、生産性向上特別措置法の規定により、平成33年3月31日までの間に行われました一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める措置を講じるものでございます。なお、本市における特例割合はゼロといたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この平成30年の税制改正において、この償却資産税に係る税率が、亀山市は償却資産税3年間ゼロということで、本当に今の中小企業が、設備投資あるいは亀山市に立地しようとしているようなところにとっては、願ったりかなったりというような非常にいい改正ではないかというふうに思います。

これが3年間ということなんですけれども、時限立法ですけれども、これを中小企業がこの制度を受けるための要件、どういうものを満たせば、この制度を受けることができるのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

特例措置適用の要件といたしましては、まず国の導入促進指針に基づきまして、市が導入促進基本計画を策定いたします。これを、国の同意を受けることがまず要件となってまいります。また、国の同意を受けた地域に所在している中小企業が特例の適用を受けるためには、新たな設備投資により、年率3%以上の労働生産性向上を見込む先端設備等導入計画を市に申請していただきまして、市がその計画を認定することで特例の適用を受けることができます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

簡単に説明いただいたんですけれども、この償却資産税の国からの負担というか、市がどの程度負担するのか、それについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、今回3年間の時限立法で、償却資産の課税標準をゼロにすることになりますので、そこに対する、企業に対する固定資産税は3年間入ってこないということになります。お尋ねの中で、それが市にとってどのような負担割合になるのかということでございますが、この3年間の分につきましては、75%が地方交付税で補填されるという仕組みになっておりますので、現実的には1年について4分の1だけの減額というか、そのような影響を受けるというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

75%は交付税で負担されると。あと4分の1の25%が市で負担するということです。国が負担するから市も負担せいということです。

先ほど、これを認定してもらおうというか、受けるためには、いろんな計画書みたいなものを出さないといけないということなんです。先ほども言われましたけれども、労働生産性の伸び率が3%以上ですか、平均。これはどのように、何かどこかで認定されるとか、何か計画書とか、そういうものを出さないといけないと思うんですけれども、その流れというか、それはどういうふうにして出せばいいのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市で策定いたしております導入促進基本計画につきましては、国のほうに現在事前協議を行っております。協議が調い次第、正式に計画の申請を市が行っていくわけですが、申請を行いまして、国の同意を得た後に、中小企業からの先端設備等導入計画の申請を受け付けていくと。その申請に対して、市が認定をすることで設備投資を支援できるというようなことになってまいります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと整理したいんですけど、計画の時点では、たしか製造が現在の比率に比べて1%以上でしたかね。その後、その製造が、労働生産性の目標伸び率が平均3%ということで、その目標を達成しなければいけないというふうに言われておるんですけれども、計画のときには、向上性が1%を超えるということを認めていただいてということですよ。結果的に、1年後の償却資産税のときには、労働生産性の目標の伸びが3%以上なければならないというふうに言われておるんですけど、これはどうやって証明するとか、市として確認するのか、ちょっと確認したい

んですけども。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

生産性向上特別措置法におきまして、市町村は事業者に対し認定、先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができるとされておりますために、それに基づいて報告を求めることが可能でございます。

また、国でありますけれども、経済産業省としては、一定期間の経過後に認定事業者に対してアンケート調査を実施して、実施状況について把握していくと、そのように現在示されております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私がちょっと調べた中ではそういうふうに言われておるので、そのところは把握していないということですか。1%向上で、結果としての生産性が3%平均上回るという定義があると思うんですけども、それはご存じないんですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この事前確認というようなことで、認定経営革新等支援機関というのがございまして、それにつきましては中小企業庁が認定を行った支援機関、例えば商工会議所とか、金融機関とか、税理士等々が該当するということになっておりますけれども、その中小事業者が計画策定に当たりましては、先ほど申し上げました認定経営革新等支援機関等が発行する確認書を添えると、年平均3%以上向上するかどうかの確認を受けて、その確認書を添えて市のほうに認定申請をいただくと、そのような制度になってございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

わかりました。その計画の提出はしなきゃいけないということで、その目標値というのも設定されてくると思いますので、そのところ、1%だ、3%とか言っていますけれども、最初の計画の中では、生産性が年平均1%、それが1年間たった中での労働生産性伸び率というのは3%以上というふうに示されていますので、それは私が持っている資料でそういうふうになっていますので、その辺またしっかり確認をしていただきたいと思うんですけども、これはちゃんと認定をされて、計画書を出して、国へ。それで、認定されたら、全て事業所は必ず償却資産税ゼロあるいは補助金がもらえるのかどうか。例えば優先で何件までとか、いろんなそういう縛りが出てくるのかどうか、そこら辺のところ、ちょっと確認したいんですが、これかなり有利な制度ですので、たくさん応募が来ると思うんですよね。アッパーがあるのかないのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、税の優遇については、これは計画が認定されたら全てその対象になるという理解でいいと思います。それと、補助金の優先採択の件でございますけれども、これにつきましては、国の予算の枠が、ものづくり補助金でありますと、平成29年度の補正予算として成立しておる分が1,000億円でございますので、その中での決定ということになってくるかと思っております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

償却資産税についてはゼロであると、これは市のほうで申請されたら全てオーケーやと。それから、補助金については国で1,000億円なので、それまではできるというふうに理解をさせていただきます。

これについて、今後のスケジュールですけれども、この辺についてはどのようにしていくのかだけ確認をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、本市で策定いたします導入促進基本計画につきましては、現在、経済産業省中部経済産業局と現在事前協議のほうを行っております。それで協議が調い次第、正式に計画の申請を行ってまいりたいと考えております。申請を行いまして、国の同意を得た後に、中小企業からの先端設備等導入計画の申請を受け付けしまして、認定することで、中小企業の設備投資を支援してまいります。このようなスケジュールで現在進めております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今後のスケジュールに関しては、まだ未定であるということですね。やっぱりこれは本当に有利な法律でありますので、ぜひとも多くの事業者がこれを使っていただけるとありがたいというふうに思うんですね。

そこで、この商工会議所が絡んでくるんであらうと思いますけれども、そういった市として事業所への周知はどういうふうにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業所への周知ということでありまして、既に亀山商工会議所におきまして、会員さんに向けて、5月の会報とともに国、中小企業庁でありますけれども、作成された制度概要のパンフレットの配付を、送致をしていただいております。市におきましては、今後、制度の概要をホームページへの掲載を初め、企業との面談時とか、さまざまな機会を捉えて情報発信をしてまいりたいと考えております。さらに、先ほどの亀山商工会議所、亀山市雇用対策協議会とも連携をいたしまし

て、広報紙や事業所が集まる総会等を通じて、広く周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑をいたします。

まず、議案第47号財産の取得についてであります。

この議案は、川崎小学校の校舎改築工事で整備する什器備品の購入により発生する財産の取得であります。什器備品とは、椅子、机、キャビネットなどを指します。今回の入札では、指名競争入札により、約6,000万円で株式会社誠文社亀山営業所が落札をしております。入札結果調書によれば、8社を指名し、1社が無効、3社が辞退となり、残り4社が入札をし、そのうち3社が予定価格をオーバーし、1回の入札で落札業者が決まっています。予定価格に対する落札率は94.95%です。こういう内容になっております。

そこで、まず無効の理由と辞退の理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

物品の購入につきましては、設計金額300万円以上は郵便入札としております。亀山市郵便入札要領第5条の規定では、入札書の送付は書留または簡易書留のいずれかの方法によるものとする定められておりまして、それ以外については、第7条の規定によりまして無効となっております。そして、またその旨は指名通知書にも明記しております。

本件の入札におきましては、入札書1件が普通郵便で送付されてきたため無効となったものであります。辞退の3件につきましては、いずれも入札辞退届が事前に提出されておりまして、その理由としましては、仕様を満たす商品調達ができないことの理由であったものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一応理由はわかりました。

結果的に、8社を指名しながら、4社のみの入札になったと。半分ということですね。これについて、4社の入札で競争性が担保されているのか、まずお聞きしたいと思います。あわせて、最低何社の入札があれば、市は競争性が担保されているというふうに判断されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

契約関係の解説書によりますと、指名競争入札においては、1社のみの入札の場合は競争性が担

保されずに、入札そのものが不成立であると。２社以上の場合は競争性が担保され、入札は有効であると解されております。本市においても、そのように取り扱っているところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ちょっと納得がいきませんが、要するに、なぜ８社を指名したかという、やっぱり競争性を担保するために８社を指名しているんだと思いますね。そういうことでありながら、最低２社であっても競争性が担保できるというのは、やっぱりこれは納得できないように思います。これはまた改めて一般質問でもやりたいと思いますけれども。

次に、工事の入札のときによく言われるのは、品質の保証ということが言われます。価格だけになしに、例えば亀山市も導入しています総合評価方式、それから一定の条件をつける条件付きの一般競争入札というようなものもやられております。要するに、安ければいいということにはならないんだということだろうというふうに思います。

今回の備品の購入を考えてみますと、工事と違って、入ってくるものは全てメーカー品であるということについては、どこが落札しても品質の問題は生じないのではないかなあというふうに考えるわけですね。そうすると、それだったら、もっと金額をいかに安くするかという入札方法を考えるべきではなかったのかというふうに私は思うわけです。その場合、最も競争性の高いのが一般競争入札なんですね。これがなぜやられずに、指名競争入札になったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

物品の調達につきましては、市の方針としまして、市内調達で可能なものは、市内調達で可能な限り購入するという方針もございまして、一般競争にしますと、その市内業者の優先の原則が外れるというふうなことも考慮いたしまして、一般競争にはしておらず、指名競争入札としておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

確かに、一から十まで全部一般競争入札でやれということをするつもりはありません。今回のように、非常に金額も高額ですし、それから種類も多岐にわたるという場合は、やっぱり一般競争入札もありだというような入札制度にすべきではないかなと。指名競争入札以外やりませんというようなことではなくして、やっぱり一般競争入札でも、条件付きで一般競争入札をやることもできますので、全くのフリーの一般競争入札ばかりじゃないので、いろんな形での一般競争入札というのはありますので、やっぱりそういうものも選択肢としてあるというふうにすべきだろうと思うんですけども、今、市の方針でというふうに言われました。具体的に私いろいろ調べてみたんですけども、その例規集をね。見当たらないんです。どういうものが、こういう指名競争入札にするのか、そういうことについて市の方針を書いたようなものがあるのかどうか、規則や要綱があるのか

どうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、一般競争としておりますのは、工事について設計金額が1,500万以上のものと、内規というか、市の内部で決めております。それを条例とか、規則で定めておるといものは存在いたしません。ただし、四半期ごとに工事の発注見通しをホームページで公表しております。それについては、その工事ごとに、一般競争入札であるとか、指名競争入札であるかというのをホームページで事前に公開はしております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やはり、これは市長がよく言われる情報公開ということからいっても、きちっと出すべきだと思いますよ。どういうものについては幾ら以上、どういう条件で一般競争入札にする、それから、例えば物品の購入に関しては、こういう入札方式をとるんだということの市として明確に決めたものを、やっぱり規則なり要綱などで定めて、ホームページなどでオープンにすると。誰が見てもわかるようにするということが必要ではないかと思いますけれども、そういうことは、またあす一般質問でやりますので、聞きたいと思います。

もう一つ、自治法の第234条、契約の締結についてという規定があるんですね。それを読みますと、第2項で、前項の指名競争入札、随意契約または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされています。つまり、自治法上、制限がついているんですね。施行令を見ますと、第167条で、地方自治法第234条第2項、今述べたやつですけども、この規定で、指名競争入札によることができる場合は次の各号に掲げる場合とするということで、3つ上げられております。

1つは、工事または製造の請負、物品の売買、その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないもの、これが1つです。それから2つ目は、その性質または目的により、競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。3つ目が、一般競争入札に付することが不利と認められるときと、こういうふうにされているんです。つまり、一般競争入札が原則であって、指名競争入札というのは、本当に限られた場合に厳格に適用するというのが自治法の規定なんですね。解説書を読めば、一般競争入札がまず原則的な方法なんだと。指名競争入札などは、そういう政令などに該当する場合にのみ用いることができるんだと、例外的なものだということを地方自治法ではうたっております。

今回、指名競争入札になったんですけども、この地方自治法施行令第167条のさっき3つ上げましたけれども、そのうちの第何項に今回のあれは該当するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方自治法施行令第167条には、議員おっしゃられますように3号ございます。そして、この条文に関しましては、行政実例、国からの通知がありまして、第1号から第3号までに掲げる要件に該当するかどうかは、個々の事例につき、地方公共団体が客観的な判断により認定するものとなっております。個々に判断するということですのでけれども、亀山市におきましては、今回の物品の購入の入札のような案件につきましては、先ほど申し上げましたように、市内調達が可能なのは市内で調達していこうという方針があることから、その1号の性質、目的が一般競争入札に適さないということで、第1号に該当するものと取り扱っております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いわゆる市内で調達ということは大事なことなんですね。市内の業者を大事にするという意味でもね。ただ、その場合の定義ですけれども、亀山市以外のところに本社があって、亀山に営業所だけ置いてあるというのも市内業者に含まれるわけですか、これは。今言われた市内で調達できるというのは、そういうものも含まれると、こういう解釈でよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回落札されました誠文社につきましても、株式会社誠文社亀山営業所となっております。物品につきましては市内業者に準ずるということで、市内業者に準ずるという扱いにしております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、その市内業者の考え方がちょっと違うかなあというふうに思います。大手のところでも、営業所さえ亀山に置けば市内業者になるということであれば、やっぱりこれは本当に本社も、それから営業所も亀山にしかないという本来のいわゆる市内業者と本当に競争ができるのかというようなことがあるんだろうというふうに思います。だから、その辺も含めて、やっぱり今回のこれを見ますと、いろんな問題があるように思います。

特に先ほど言いましたように、そういう市の方針であると言いながら、それを明文化したものが何もないということですね。それから、自治法で言えば、一般競争入札が原則とされて、例外的にいわゆる指名競争入札が認められておるという中で、果たして今回のようなやり方が妥当であったのかなというように思います。

もとをただすと、やっぱりその入札制度がまだまだ十分整備されていないのかなと、問題があるんじゃないかなというふうに私は感じております。議案質疑ですので、そのことについては、あす入札契約問題で、一般質問としてやりたいというふうに思います。

では、次に報告第10号放棄した私債権の報告についてに入りたいと思います。

亀山市私債権の管理に関する条例によれば、私債権というのは金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権とされております。市営住宅使用料、水道料金、医療センター使用料・手数料は、民法という私法上の債権であるため私債権とされ、市民税、介護保

険料、国民健康保険税や保育料などは公法上の債権とされています。

今回の報告の議案として出されているのは、139件の私債権の放棄ということであります。債権の放棄とはどういうことかということ、市が持つておる債権、つまり債務者に料金の支払い義務を果たさせることができる権利ですね。こういうものを放棄するんだと。つまり、今後はもう請求しませんよということになるわけです。最終的にどうなるかということ、不納欠損、つまり歳入として調定はしたものの徴収できないということで、最終的に認定をして落としてしまうということですね。これが流れになるわけです。

そういう意味では、この債権の放棄というのは、市にとって非常に重いものであるというふうに思いますので、やっぱり議会へのきちんとした説明が要るんじゃないかという意味で今回取り上げさせていただきました。

最初に、どんな手だてを講じてきたのかということを知りたいと思いますが、午前中の質疑とほぼダブりますので、これは省かせていただきます。その中で、139件あるので、一つ一つ聞くわけにはいきませんので、特に額の大きなものについてお聞きしたいと思います。

まず、市営住宅使用料については、平成27年4月1日に債権が発生した12万7,200円、それから水道料金については、平成23年10月から平成26年1月に債権が発生した14万7,760円、それから医療センター使用料・手数料では、平成23年10月21日に債権が発生した8万6,709円、この3つについてだけちょっとお聞きしたいと思います。それぞれ、その債権の放棄に至るまで、どんな手だてを講じてこられたのかということをお聞きしたい。このものに関してだけ、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

午前中の答弁と重なる部分がございますけれども、平成27年度の12万7,200円につきまして、具体的などんな取り組みをしてきたかということではありますが、平成25年7月分から市営住宅使用料を滞納しておりまして、督促を行っていたにもかかわらず、支払いがなされず、平成25年12月以降に契約者が母国へ出国後、行方不明となり、継続して入居しておりました同居人も転居をしたことから、転居先を調査いたしまして、平成26年10月に同居人の転居先が確認できなかったため、催告書を半年ほど送付いたしておりました。しかしながら、納付に応じていただけず、平成27年5月に明け渡し訴訟提起のための弁護士相談を行いまして、9月に住宅明け渡し及び支払い請求の訴状を提出いたしまして、平成28年2月の勝訴の確定判決を経まして、平成28年4月に強制退去を執行いたしております。

その後も所在の確認をしてございましたけれども、行方不明のままということでもございましたことから、昨年1月の亀山市滞納処分等判定委員会に諮りまして、徴収停止の措置をとった後1年を経過したことから、本年1月に債権放棄を決定いたしましたものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道料金についての質問でございます。それにつきましては、滞納が発生したときに、督促状や

催告状、停水予告状の送付、また停水などの措置をとっている中で、滞納している水道料金の徴収に赴いたところ、滞納金額を一括納付できないということから、分納の誓約をしていただき、給水が続けておりました。しかしながら、誓約分の納付がなく、その後に転居され、所在が不明となったことから、私債権を放棄するものでございます。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

医療センターの今回の放棄で一番高額になります8万6,709円につきましては、平成23年4月に入院をされた方の医療費の自己負担分でございます。この方につきましては、入院時からお支払いが滞ったこともありまして、窓口で医療費の支払いにつきまして督促をさせていただいております。その後、お支払いができないということでしたので、納付の誓約書もいただきまして、合計3回の医療費のお知らせとして納付の催告を文書で送らせていただいております。それでも納付がなかったため、弁護士に未収金の回収を依頼したところです。ご本人につきましては、もう既にお亡くなりになっておりますし、ご家族も見えないということから、時効期間については既に平成26年に経過はしておりますことから、今回放棄をさせていただくものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

具体的に聞くと、いろいろ問題が浮かび上がってくるんですが、住宅については、要するに4件とありますけれども、同一人というふうに考えていいわけですね。そうすると、25年7月に債権が発生をして、それで28年4月分まで、4件にわたって債権の発生があるんですね。これ、年数で見ても、3年、4年もかかっているわけですよ。こんな期間、それはこういう状態を放置すれば滞納は膨れ上がりますよね。だから、それまでに何らかの手だてが打てなかったのかということ是非常に感じるんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成25年7月分から滞納が始まったということでありまして、その時点から、督促についてはしっかり行っておりますし、文書での督促、催告状もしっかり手続は踏んでおります。最終的に、債権放棄までの間、法的に進めていく中で4年分の調定といいますか、期間がかかっているということで、今回総額といたしまして、30万を超える額を放棄させていただいたということになってございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり納得はいきませんね。もっとやっぱり早く手を打つべきだったんじゃないかなというふうに思います。

それから水道ですけれども、これもわかりづらいんですけれども、この債権の発生が平成23年

10月から平成26年1月というふうに期間があるんですよ。どうしてこの1件の債権がこんな3年ぐらいにわたるんですか、債権の発生が。この辺の事情を説明してください。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、滞納が発生したときに、催告、督促、給水停止予告等をさせていただきますして、本人さんと、滞納分を支払っていただくよういろいろとお話をさせていただいた中で、本人さんのほうから一括で払うというのはなかなか難しいということで、分納の誓約をいただきました。そうであったもので給水を続けさせていただいておりましたところ、分納の誓約分の納入がなく、転居されたということでございます。私どもといたしましても、徴収していただけるよう滞納者への訪問は続けていたところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっとよくわからんです。23年10月から始まって、いつの時点で停水ということをやられたわけですか。それから、何せ3年かかっているわけですよ、これ、期間が3年あるんですよ。何でこんなに期間がかかるのかわからないですね、私ね。

例えばよくあるのは、一定期間滞納がありますと停水予告をしますよね。支払いがない場合は停水をさせていただきますという予告をして、それでも支払いがなければ、いよいよ停水というのに入るわけですね。そういうことを考えると、例えば4カ月なり、3カ月なりたつて、滞納があつて、その時点で停水予告をし、停水をする。その結果、支払いの意思があるということで、分納誓約をとって、やるわけですね。また、それをとったからといって、払ってくれなければ、またそれは改めて停水予告ということになってくるんだらうというふうに思うんですけども、その辺がなぜこの3年もかかるのか、これは理解できないです、私。実際私、そういう仕事をしていましたけれども、やっぱりそういうときには、次また改めて停水予告をしたり、停水措置をしたりするわけですよ。それが何で3年もかかるのか、私わかりません。

市外在住ということで、いなくなったと言われましたけれども、それはいつの時点でなくなったのか。分納誓約をしてからいつの時点でなくなったのか、これもはっきりわかりませんよね。3年してからなくなったのか、この辺の経過がよくわかりません。

やっぱりその辺を考えると、水道料金というのはいわゆる双務契約なんですよ、契約上でいうと。つまり、水を供給しますというのを水道事業者は履行すると。かわりに、相手側は料金をちゃんと払いますという、お互いがお互いの義務を果たすということで成り立つというのが双務契約ですよ。だから、水道料金については、払わないのであれば水は供給できませんよというのが原則的な考え方なんですよ。だから、停水措置ができるんです。だから、そういうことを考えると、もっと早い段階で手だてができなかったのかということです。この辺のところが、やっぱり私は釈然としません。

その点について、もっと早くできなかったのか、その点について考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

この案件についての分納の誓約をいただいたのが、平成24年10月末にいただいております。その後、転居されたのが平成25年12月に転居となっております。その間につきましても、訪問等をさせていただいて、少しでも納めていただくようなことはさせていただいておりましたが、残念ながら徴収することはできず、転居されたということでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まだ納得いきませんが、最後にもう一点聞きたいのは、この私債権の放棄については、第8条で、市長等は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができるとして、第1号から第6号までのケースを規定しています。特にこの第5号では、当該市の私債権について、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるときと、こういうふうに規定をされております。

特にこの住宅の使用料4件、これは実質1件ですが、これは5号に該当しますし、水道料金については、127件のうち126件がこの第5号に該当いたします。先ほど言いましたように、この地方自治法施行令第171条の5の徴収停止にできる3つの場合というのがありますけれども、今回の住宅と水道料金について、この3つのどれに該当するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住宅の使用料でございますが、今回、地方自治法施行令第171条の5第2号の債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するときに該当するものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道料金につきましてですが、債権放棄、多いのは、債権者がアパート等の賃貸物件に居住し、市外へ転出されたことで所在不明となり徴収できなくなったことで、地方自治法施行令第171条の5第2号の債務者の所在不明に該当するものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ聞かせてもらいましたが、やっぱり背景には、伊藤議員も言われたように、市民

生活の問題があると思いますね。だから、そのことを頭に置きながらも、やっぱり行政としては、条例であり、規則であり、法律であるというところで、定められたところはきちっとやるということとでないと、やっぱり市民の中の公平感というのがちゃんと保たれませんので、その点についてはきちっとやっていただくと。

ただし、本当に生活が大変であるとか、払うことが本当にどこから見ても無理なような状況にあるようなところについては、それなりの対応をしていただく必要があると思いますけれども、そうでないようなケースについては、やっぱりきちっと対応していただくということが必要ではないかということを述べて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、2件ほど質疑をさせていただきます。勇政の櫻井です。

1つ目に、議案第44号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですけれども、午前中にも宮崎議員がいろいろ質問されましたけれども、新たに第10条に追加されたと。これは、放課後児童健全育成事業に対する国の、各自治体の要望によって、関係省庁がこの条文を追加したと。

そこで一つ、私余り国語は得意じゃないんですけれども、お教え願いたい。その条文の中で、放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものが新たに加わりました。この適当という解釈について、どのように解釈させてもらった方がいいのか。市長は何をもって適当とするのか、そのことについてお示し願いたい。

午前中の宮崎議員の答弁の中で、今回は省令に基づいて、この文言が入ったと。5年以上で研修を受け、資格を得た補助員の方が支援員としての資格を得られるということで答弁がありましたけれども、まずその適当という解釈を市長はどのように考えてみえるのか、そこら辺をちょっとお教え願いたい。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回新たに加わった、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものということについては、実務経験による要件に該当します。該当者が県が行う指定研修を受講する場合、市長に対し、放課後児童クラブの運営者等から指定研修の受講者推薦名簿が提出さ

れます。その際に、５年以上該当事業に従事していること、その期間中に子供や保護者等に対して適切な対応が行われていたことが確認できれば、市長が適当と認めるという基準を満たすものと考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それならちょっと確認したいんですけども、県が指定したその研修事項、どんな内容であって、研修は無償なのか、費用は発生するのか、そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

その詳細、項目の中身等々につきましては、今ここで詳細を申し上げることができないんですけども、支援員として放課後児童クラブを運営していくに当たって、子供への対応と安全面等々の項目があると認識しているところです。

市長が適切と判断する基準ということで、５年という実績というのは一番の基準にはなってくるんですけども、その間、運営者や利用者である子供、保護者の信頼なしに長期にわたって放課後児童健全育成事業に従事続けることは困難と考えるので、５年間、補助員等で事業に従事していること自体が評価の対象となってくると考えております。運営者等から推薦される際、本人の評価できることを確認し、子供に対する理解があり、対話の技能も伴っていれば適当と判断できると考えております。

なお、研修については無償であったかと、再度確認させていただきます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

市長、ただ省令に基づいてこの条例を改正していくんですけども、これは各自治体でやっておることだと思いますけれども、やっぱりこの提案者は市長ですから、市長が適切に判断しなければならぬときに、何を基準をもってするかということで、今、伊藤君からも答弁があったように、県の指定された研修を受けると。これがある程度理解をした中で、こういうような提案をするのが本来の姿やないかと私は思うけれども、その辺、市長はどう思いますか。それはもう担当者任せですか、どうですか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中からも答弁させていただいておりますが、従来の資格要件は、例えば専門資格であるとか、学歴の規定があったと。これいずれも高卒以上でなかったらだめだというような制約があったところであります。それによって、都道府県が行うような指定研修にも参加できないというような条件が付せられておった。これを撤去して、いわゆる学歴や、いわゆる資格要件ではなくて、現場で実務経験を培われた方々を資格要件として考えていこうという意味合いが今回の大きな背景にござい

ます。

議員おっしゃるような、例えば、資格要件は市長の裁量で適当と思うのはどういう状況かということですが、これはやはり放課後児童クラブの現場で5年以上にわたってその業務に従事をされるということは、先ほど次長のほうからもご答弁をさせていただきましたが、当然子供であるとか、あるいは保護者であるとか、あるいは運営主体の皆さんの信頼とか、そういうものが培われなくては、到底これをなし遂げることはできないだろうというふうに考えるところであります。

したがいまして、その実務経験を培われ、そして信頼を得た、そして推薦をされるような人物をいわゆる支援員として認めていくというようなことについては、当然一定の今の状況の中であるべき判断というふうに私どもはさせていただいたところでございますし、従来の資格要件を超えて、より実務経験重視で対応していこうという亀山市としての判断をしたということでございます。余りこれは難しく考えていただく必要はなかろうかというふうに思いますし、当然午前中から申し上げてまいりました方向で、放課後児童クラブを担っていただく皆さんを今後も考えていくということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

物事を難しく考えるなどと言われると、私ら議員の仕事はないわけですね。基本的に、条例改正、一部改正については、やっぱりしっかり審議した中で、それがこの亀山市に有益な条例であるかということ審議するのは議会だ。そんなに深く考えず、簡単に考えてもよろしいですというような答弁は、僕はちょっと心外なんですけれども、全てそういうような亀山市行政は適当に考えて、適当に運営していけばいいやないかというお考えというふうに認識させてもらうけれども、それによろしいかな、そうになっていくと。

ちなみに、確かに放課後児童クラブで支援員、それから補助員、これはご苦労をいろいろ私どもも見聞しております。だけど、この追加条例の中で、やっぱり一つは適当と判断せんなんという中で、この省令で出てきたと。お国も考えて、その担当者は「適当」という文言を書いてきたと思うんですけども、これは私ちょっと国の感覚を疑うんです。

「適当」という言葉を、ちょっとデジタル大辞典で調べてみたんですわ。この内容は、ある状況で目的・要求などにぴったり合っていること。ふさわしいこと。また、そのさま。相当。うんちくとあるんです。その次は、もう一つ、その場を何とか繕う程度であること。いいかげんなこと。また、そのさまと。それからもう一つ、先ほど言うたように、その場を何とか繕う程度であること。いいかげんなこと。また、そのさまという辞典ではこうあるわけですね。

本来なら、私は「適当」という言葉は、この文面で使うべきものではないと。といいますのは、この文面の中に「適切」とはと、「適切」ということに変えるべきやと。「適切」という言葉をちょっと辞典で調べましたら、「適切」とは、とりわけふさわしい、うってつけのといったニュアンスがありますと。状況・目的などにぴったり当てはまることを指す言葉ですというような、自分の気持ちを適切な言葉で伝えとか、表現するとか、処理が適切であると、適切な指導が必要であるというときの「適切」という言葉になるわけです。

「適当」という言葉よりも、やっぱりこの条例は「適切」と。適当ではあかんと、いいかげんな

ことではあかんと。「適切」というふうに変えるべきだと私は思いますけれども、それは国が言ってきたことですから、国に準じて条文改正するんですから、今私が言うて、あなたが速やかにそれを変えるということはできませんけれども、どうも櫻井市長が就任されてから、内閣の閣議決定を無視されたときもあるし、時にはその内閣の決定とか、いろんな使い分けをされておる。

そういうようなことで、この省令はやっぱり「市長が適当と認めるもの」を「市長が適切と認めるもの」と。そこで、県が研修をやって、やっぱり補助員の方が5年間の経験があつて、そしてその県の指定された研修を受けられて、その中で資格者として放課後児童クラブの支援員になっていくというような流れでするのが自然やないかと私は思うんですけれども。

また、いろんな各所の資格要件で、例えば測量士でも、測量士補の資格を持って民間企業に何年間従事しておったら測量士の資格を取れるとか、建築士においても、2級建築士やったら、現場経験があるんやったら、その2級建築士が取れると。そして、その専門高校及び大学を出ておれば、免除規定もあります。そういうような中での資格要件の確保やと。

だから、省令に基づいて全国でこうやってやっておるんですけれども、亀山市だけこれを「適当」を「適切」に変えよというのは無理かもわかりませんが、そういうような感覚で物事というのはやっぱり整理していつてほしいと思いますけれども、そういうように余り深く考えやんといてくれというんやったら、その程度かなと思いますけどな。亀山市はそんな政治をやっておるのやと。物事には深く考えんと、物事を進めていくんやという市長の精神がわかりました。余りこれをやっておったら次のことができませんもんで。

○議長（西川憲行君）

議員、先ほどの答弁はよろしいですか。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あるんだったら、手短にな。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

先ほどご質問いただきました県の研修ですけれども、無料で受講していただけます。科目につきましては、子供の発達、子供の生活、障がいのある子供というような項目で研修を受けていただくことになっております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、やっぱり議会のある前から、そういうようなことはしっかり調べておかんことにはあかんということや。何を言い出すかわかりませんからな、何を聞くか。そうやけど、聞かせてもらおうておることは、別に間違ふたことはわしは聞いておらんつもりですから、そういうような答弁は、十分先にもって用意しておくのが普通やと、ちょっと苦言を呈しておきます。

次に、議案第48号です。専決処分した事件の承認について。

いろいろこの専決処分というのは、まことに摩訶不思議な専決処分のように思います。といいますのも、2月27日にまず1回目の入札が行われました。そして繰越明許等、一遍表を出しますけ

れども、これ、関の山車会館の整備事業です。展示棟の土蔵、離れ等は、平成２９年度に契約がなされています。そして平成２９年度の主屋、それから地域交流施設、これが３０年３月２７日に入札が行われております。

先般の３月の定例会は、３月２７日が閉会日です。これは、なぜこのような、私あえてこれクエスションをつけさせてもろうたんですけれども、３０年度に皆お金を送っておる。その中で、この２段目の管理・展示棟（主屋）については、それなりに精算業務、それから前渡金を一千何百万払った中での、それから設計費も二百何十万払った中での繰り越しがやられておると。にもかかわらず、３月２７日に入札をされた、このはてなの部分、こういうようなことが許されるのかどうか。

市長も、この３月２７日に入札するに当たって、参加業者は２社でした。予定価格２，８７１万１，０００円、予定価格を記入しております。その段階で、市長は財務、担当部局に、なぜ３月２７日までの最終日に提案できるように準備ができないのかという指示をあなたは出したのか。

聞くとところによると、この第１回の入札が１１月にされたところ、それが不調になって、１２月、１月、２月、３月、４カ月あります。その４カ月の間に再入札をなぜできなかったのか。なぜこの予定価格を入れたときに、なぜもっと前に、市長の手元にその案件が上がってこなかったのか。

ちょっとこの表で、このはてなマークのところ、これの意味を教えてください。議会は予算を審議するところであり、執行するのは市長ですよ。入札をするのも市長ですよ。市長は、そういうような、どこまで全体の亀山市の総予算、それから執行率等々をどこまで把握してみえるのか。１１月の入札の不調も、当然国からの補助金が２９年度いただいておりますから、決定していますから、その中で当然この山車会館というのはあなたの売り物じゃないですか。マニフェストにも、山車会館建てますと、関の山車会館建てますと売り物であなたは出てきた。マニフェストの中にも、これは入っていますよ。その事業が停滞しておることについて、あなたは何も懸念を持っていなかったのかと。そもそも一遍、どのような見解を持っているのか。

あくまでも、それは確かに地方自治法の専決処分で、それは市長の権限ですけれども、余りにも専決問題の権限を乱発し過ぎておると違うかと。物事によっては、確かに、３項目めに書いてあるんですけれども、専決処分に対する市長の認識も一遍お聞きしたい、あわせて。いかがですか、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

専決処分させていただいた平成２９年度の一般会計補正予算（第８号）の内容でございますが、その経過につきまして、少し触れさせていただきたいと思います。

ご案内のように、関の山車会館の整備事業、平成２９年度に実施を計画しておりました管理・展示棟改修計画及び地域交流施設新築工事にかかわります繰越明許費の補正でございます。

まず、管理・展示棟の改修工事ではありますが、実施設計業務実施中に、ご案内のように受託者が亡くなられるという事態が発生をいたしまして、業務の権利義務の承継手続に時間を要しましたことから、年度内完成が難しくなしまして、昨年の１２月議会におきまして、工事費等の全てを平成３０年度へ繰り越しをさせていただいたところでございます。

その後、3月7日に工事請負契約が調って、工事請負に係る前払金及び設計監理業務委託の完了分についての支払いを行ったことから、繰越限度額を支払済額を除いた額に補正をさせていただいたものでございます。

また、地域交流施設新築工事につきましては、平成29年度から30年度での債務負担によりまして工事を予定いたしておったところでありますが、昨年11月に実施をした入札が不調となりましたので、不調原因の精査や設計の一部変更などを行った上で、3月27日に実施をした2回目となる一般競争入札によって工事契約者が、3月28日に実施をいたしました指名競争入札により管理業務受託者が決定をいたしました。が、年度内での完了が難しいことから、平成29年度実施予定分の全てを平成30年度へ繰り越しをさせていただいたものでございます。

この繰り越しの処理につきましては、本来3月議会の補正予算議案として提出すべきところでしたが、繰越事務の遺漏が請負者と決定後の契約事務において確認されたことから、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

あわせて、その専決処分に対する市長の認識をということでございました。専決処分についての認識につきましては、本来議会の議決、決定を経なければならない事柄につきまして、議会が成立しないとき、また緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないときなどに、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決、決定の前に、みずから処理することによって、専決処分後は、次の会議におきまして、これを報告して、その承認を求めなければならないと理解をいたしておるものでございます。

これまでも、例えば税制改正など、市税条例の一部改正でありますとか、特に年度末ぎりぎりになりますケース、あるいは衆議院の解散総選挙に係る補正予算などが、どうしても専決処分が必要な事柄につきまして、その処理をさせていただいてまいっておるところでございます。

しかしながら、先ほど少し触れましたけれども、今回の繰越明許費補正におきましては、当然3月定例会の議会の議決をいただくべき事案であったというふうに考えておりますことから、これまで以前にもそのようなことを申し上げてまいりましたけれども、今後このような専決処分を行うことがないように、これは組織として徹底をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一応この繰越明許費説明には、入札不調に伴う設計見直し等による発注が遅延し、年度内完成をすることができなかったためという説明があります。市長の答弁にも、今後このようなことがないように努力はすると。それは、一番そのことについては理解させてもらいますけれども、ただ、今答弁の中で、不調原因の精査を行いと、11月に不調になったと。担当の設計業者がお亡くなりになられて、いろんな設計部分で問題が起こっておるというようなことは聞き及んでおりますけれども、11月から3月27日、その前に当然国からの補助金があるのに、それを返納せんならんという、これは合併特例債も使うておりますけど、この事業には。返納せんならんということが、この関の山車会館の事業に国の補助金を、それも一つの財源として合併特例債も財源として事業を進めていこうという一つの長年の中での事業ですやんか。

確かに市長はまことに申しわけないというようなことで謝られたということは、それであれなん

ですけれども、議会としては、臨時会ができなかった、間に合わなかったでは、やはりこの事業は済まんです、私は。ほかの方は知りまへんよ、ほかの方は。18番議員 櫻井清蔵の立場では、私は、不調原因の精査はどのような形で、市長が指示をされたのか。入札担当やったところが、そのときは部室制ですから、総務企画部長か、財務部長かがそのような立場にありました。恐らく財務部長やと思うんです。当然企画部門でも、そういうようなことは、担当部局でも同じように共通認識を持っておれば、4カ月間ほったらかしと、そういった場合には、慌てて専決せんならんということになってくるんですよ、こんなの。間際になってばたばた動いた結果、こうなったわけです。

だから、不調原因の精査、精査内容を聞かせてください、そんなら一度。どういように不調原因の精査、それを教えてください。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まず、地域交流施設の新築工事に対しての入札は、11月7日に実施をいたしております、この入札によりまして不調になったというところでございます。通常、入札で不調がありました折には、その後の対応について、市長への報告をすることとなっております、私どもといたしましては、不調になりました原因の究明ということをまず最初に考える必要があるというところでございます。

そういう中で、設計内容が適切であったかどうかというふうなことについて、設計業者に対して細かいところの精査を行っていったところでございまして、結果としては、設計業務については、特に内容については問題はないものというふうに理解をいたしております。その上で、改めて入札にかかわった業者からも、どのような内容での金額精査を行ったのかというふうなことについても聞き取りを行った上で、私どもとして、設計内容を変更すべき点がないかどうかということの精査をさせていただきというところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと聞き漏らしたんですけれども、設計業者に聞き取りして、不調になったという原因がわかったので、設計業者に相談したと、その結果やということですか。改めてちょっと。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

不調になったということは、金額に差があったと。私どもの設計で予定をしている金額と、入札していただいた業者さんの考え方とに差異があったということだというふうに理解をしております、そういう中で、設計内容に誤りがないかどうか、施行の仕方でありまして、設計書に書き込まれている細部の内容がおかしなものでないかどうかということについて、設計業者に再度ヒアリングを行った上で内容の確認を行ったというものでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

設計業者と協議しておるのに4カ月を要したというふうに理解してよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

設計内容の確認の結果、設計自体については特に誤りがないというふうに判断をしたところでございますけれども、工事の施行方法等については、若干考慮すべき内容もあるのではないかとということで、一部の施行順序などを変更するような設計内容の変更をさせていただきました。その設計内容の変更を行うのに要した期間と、加えて、これは一般競争入札でございますので、2回目の一般競争入札の公告を行いましたのが3月2日でございますので、その前の段階で、改めて施行何などを行うというふうな期間を要したというところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、入札の公告が3月2日と。そうすると、公告段階で市長に報告はあったんですかな、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

施行何が上がってきてございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、その設計見直しをやって、公告をやるのに3月2日と。すると、3月定例会の最終が3月27日と。25日間あります。25日間の間に、この予算、これは29年度内にある程度繰り越しするものは繰り越しすると。これは、当然六千何百万は繰り越しされていますけれども、当然市長が担当部局に指示を出すのが普通じゃないですか。出さなかったんですか、それ。3月27日の最終日に、これを提案できるように指示をされたんですか、してないんですか。してないで、このような結果になったと思うんですけども。

公告に一月を要するということを行いますけれども、これも先般の駅前開発の折の話ですけども、プロポーザル方式のことについて、時の松本建設部長が、公告をせなあかんやないかと、えらい早いやないかと。1週間と言った。いえ、1週間で大丈夫ですわと。何でやと言ったら、建設新聞を読んでもらうておるでということで、それで1週間でした。そういうような感覚もあると、入札に関しては。

だけど、入札で3月2日に、そのことが市長に報告があれば、3月27日の最終日に、何が何でもその入札をすべきやという判断を市長はできなかったのかどうか。ちょっと市長に聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたように、本来ならば、3月の議会でこの手続をとるべきところではございましたけれども、大変申しわけなく思っておりますが、今後このような専決処分が行われないよう、組織としてしっかり対応させていただきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市としては、今回の開会日の提案理由の中に「遅延」という言葉が六、七回出てきたんです。遅延に基づいておくれました、遅延に基づいてこのようになりましたと。だけど、ほかの案件は、私はある程度、部室制から部課グループ制という組織改革もあって、いろんなもろもろのことがあったと思うもので、ある程度理解、やむを得んやろうと思うけれども、これは、あくまでも1億を超える事業ですから、市長の目玉事業ですからね。今後そういうようなことがないようにしたいということで、猛省をしていただかないかと。

当然、その間の市長と担当部局、担当、いろんなやりとりがあったと思うんです。口頭か、記録か、こんなことを報告したと。報告してきたものがあると思うんですよ。そういうようなものをきちっとやって、私が二度とこういうようなことはやらないと。

今、議会でも通年制を検討しようかというようなことを言うていますけどね。議会は、いつでも市長が招集していただければ、臨時会はいつでもできます。招集権は市長にあるんですから。それで、また招集に応じるのが議員の責務です。別に遠慮してもらわんと、臨時会を事あるごとに、今は定例会方式ですから、議会を開いていただいても、議会は、議員がそこに出席させてもらうのは、当然の市民から負託を得た者の職務ですから、臨時議会を開くのが面倒ですから専決でやりましたという事案が極力ないようにお願いしたい。

それで、専決処分も、余りにも乱発してもらおうと今後あかんと思いますもので、できましたら極力定例会というのを重視していただいて、定例会に間に合うように行政を進めていただいて、市民のための政治をやっていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫です。私も、議案第46号の一般会計補正予算、債務負担行為について質疑をします。

午前中にお二人が質疑をしました。また、今後2つの常任委員会でももんでいただく議案でありますので、シンプルに質疑をさせていただきます。

まず確認をしたいと思います。

通告は前後をしますが、上程された議案につきましては、4つの施設の管理を今後5年、直営あるいは委託でもなく、指定管理者にお願いをすること。そして、その指定管理者の選定に当たっては、随意ではなく、公募による選定をするという前提で、この議案が提出されたという理解でいいのかということと、またその決定は、いつどんな会議あるいは期間で行われたか、2つ質疑します。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ただいま鈴木議員がおっしゃられました4つの施設を今後5年間指定管理でやっていくと。そして、選定に当たっては公募であるということが前提かということですが、そのとおりでございます。

そして、これがいつ決定されたのかということでございますけれども、まず指定管理を継続することを決定したのは、市長をトップとします統括管理委員会で決定しております。そして、各施設を公募にするということの決定は、各施設ごとに選定委員会を持っておりまして、5月9日と5月10日で、公募ですということが選定委員会の中で決定されまして、そして最終的に市長が判断したと、決定したということでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。統括管理委員会により、指定管理者による管理を決定したと。そして、第1回の選定委員会により公募の決定をし、それを市長に諮って、市長が決定をしたというご報告ですが、指定管理者制度については、条例に定まっているとはいえ、その決定について、特に公募による選定については、いつ議会に報告をいただいたのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公募で選定するということの決定につきましては、事前には議会には報告しておりませんが、今回、本議会の各委員会資料の中で、指定管理についてというA4のペーパーが各施設ごとにお渡ししています。その中で、公募型プロポーザル方式による提案審査ということを記入しております。そこで初めて議会にはお示しさせていただいたということです。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この決定については、ある種、市長の執行権の範疇であるという判断をしてもいいのかもしれない

せん。ただし、我々議会というのは、その議論の内容あるいは政策決定に至るプロセス、これは、議会あるいは市民は十分知りたいし、伝えるべきだという考えに対して、提案者はどうお考えでしょうか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今後、今からプロポーザルを行う関係上、例えば統括管理委員会でのことであるとか、選定委員会である、政策決定にかかわるプロセスというのは公平・公正な選定の業務に影響が生じるおそれがあると判断しておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

政策決定に至るプロセスを公表することは、公平の選定の妨げになると。もう少し詳しく伝えてほしいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

選定委員会の中身であるとか、統括管理委員会の中には、どういうふうなことをすれば選定されやすいとか、そういうような会話が仮にあったとした場合、業者に不公平になるかなということで、政策決定に至るプロセスは選定に影響があると考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

選定委員会が、例えば公募の仕様書等を見る場合は、確かに適切な競争あるいは選択ができない可能性はありますが、私が述べているのは、例えばきょう午前中の答弁の中に、今までの指定管理者制度に対するメリットとかデメリット、あるいは成果あたりもちろちょろっと述べていただきました。そして次長おっしゃったように、総務委員会の所管事務調査の提言を踏まえという部分に対しても、公園と運動公園の一体化については答弁がありましたけれども、全体として、その辺のものがしっかりと公の文面で議会に伝わっていないんです。

この件につきましては、ちょうど5年前、全く同じ質問を私しているんです。5年前、6月。これ、いいですか。今回も4つの施設で12億から13億、5年間、物すごく大きいお金ですよ。これに対して、いいですか、公の今までの事業評価も公の文書で伝わらないし、いわゆる積算根拠についても全く伝わっていない。ただ1枚の紙に、4つの施設で年度別で幾らかかると。3億、4億のお金ですよ。これが示されずに、資料が少ないんじゃないかということを述べたとき、当時の上田部長はこういう答弁ですよ。

議員おっしゃいますように、確かに資料が足らなかった。今後におきましては、担当部局と協議を行い、資料提出については前向きに検討したい。いいですか、本当に検討したんですか。しかも、前回の25年には、数字と合わせて4つの施設の主な変更要素という資料もついていたんです。大

した資料じゃなかったんですけれども、これもつけても、当時の財務部長は資料が足らなかったと。今後もう少し精査をして、しっかりと議会に出していくんだという答弁があったんです。それよりも後退しているんです。

例えば、例は悪いんですけれども、子供が、お父さん悪いけど300万お金貸してくれと。何に使うんだと。それは今は言えんけど後でわかるよといって、お父さん、お金貸さないんですよ。親子だったら貸すかもしれんけど。これ12億、13億のお金を年次別にこれだけかかると。内容もわからない、今までの事業の検証もしっかりとした公文書であらわれない。そして、今後この施設を市としてどういう施設にしたいかということも全然しっかりと文書にない中に、12億、13億認めろといっても、とても無理ですよ。どうなんですかね、これ。

質問は、やはりこれだけの大きな金額、あるいは、例えばスポーツ運動施設にすれば、インターハイが開かれる、国体が開かれる中で、この施設がどう管理運営が変わっていくのか。あるいは、文化会館にすれば、数度の文化年を設け、いろんなさまざまな自主事業の中でどういう管理をしていこうとするのか、このぐらいは発注者側と議会が共通認識の中でこの議案を審議する、これ常識ですよ。全く資料がない中で、これを認めさせようとしている。やはり資料不足、説明責任として物足りないという考えはないのか、提案者に質問したいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

鈴木議員のご指摘のとおり、5年前の指定管理の継続のときの議会の提出資料から後退をしているということにつきましては、申しわけございません。

その件に関しまして、昨日、議長から資料の提出についてというご依頼がありました。検証、評価であるとか、主な変更点について記載した資料を提出してくださいという文書をいただきました。これにつきましては、公開可能な部分について提出させていただきます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

最低限前回並み、あるいはきょうも議場の中で発言がございましたような、やっぱり管理運営の検証については、今度の選定委員会に影響がない範囲の中で、しっかりと公としての文書で今までの検証をやってもらいたい。そして、いわゆる債務負担行為の限度額の内訳については、金額までいなくても、こういう点に力点が行くくらいのことは、これはこれからの4つの公の持つ施設が、こういう形で進むんだという一つの指標になりますので、金額提示が選定委員会に何らかの影響を及ぼすというなら、それを除いた形の中で出すべきだということだと思います。

議長が、提出を求めたら文書を出すとか、あるいは評価・検証についても、きょうの午前中の質問で、あったら答えるみたいな姿勢というのは、全くこれが本当に開かれたスピード感のある、あるいはコミュニケーションのとれた議会かと私は全く疑います。

それで、もう一点だけ確認をさせていただきます。

なぜこの議案、いわゆる債務負担行為の議案提出前に、指定管理の制度の検証と見直しの取り組みができなかったかということです。明らかに来年から、今までの5年をやっていたから、

新しく継続して、指定管理者に公の施設は管理することがわかっていながら、第2次行財政改革大綱の中では、きょうも午前中ありましたけど、30年と31年でやるわけですよ。だから、31年から向こう5年、指定管理の公募を行う前に、やっぱりこの指定管理に対する検証、見直しを図ってこうという意気込みといたしますか、これは行政をつかさどる者として必ず絶対に必要な責任だと思いますが、なぜ27年、28年、29年の間に検証ができなかったか、理由を答弁願います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

年度ごとの評価につきましては毎年やっておりますけれども、総括的な評価というのは、まだ4年目でございますので、総括的なものはまだいたしておりません。総務委員会でご提言いただきました、指定管理から業務委託に変えるとか、収益性のない施設は業務委託にする、または非公募は廃止するとかいうことは、今ある施設というのは、条例で指定管理で行っていくということが定められておりますので、条例改正にまで及ぶことでございますので、短期間では難しいということで、30、31年でしっかり指定管理者制度そのもの、個々の施設ばかりでなくて、指定管理者制度そのものについて、30、31年で検討していくということを行革の後期基本計画に掲げさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

総務委員会の調査・提言が昨年あったというのと、この課題に対して、当然将来見えてくる課題に対して、果敢に前倒しで準備をしないというのは全く別の問題で、その辺は総務委員会の提言に対する対応ができなかったというのは、ちょっとこれは違うなあという答弁を聞いて感じをしました。

この債務負担行為、指定管理者制度、平成15年に国の自治法の改正に伴って、亀山市が18年から条例等整備をして、運用してきたということなんですけれどもね。どうでしょう、ここ三、四年、この指定管理者に対する一部ふぐあいとか、不合理、あるいは合理性、不合理性に対する議論は、全国的に非常に高まってきているんです。片山元総務大臣に代表されて、本当に必要な指定管理は何なんだという議論も高まっています。そして、例えば現実的にはお隣のまちで、地元の地縁団体と公の施設の関係、大きな議論が巻き起こっている。我がまちもその環境に陥る可能性も十分あるときなので、やはりもう少しスピード感のある行政運営を果敢にやっていかないと、時代についていけないという思いがしました。

総額的に、何度も言うように、12億、13億かかる課題に対しては、やはりこれだけ大きな議案を提案するとしたら、議会基本条例のいわゆる重要政策の提案に対しては、例えば今言った時代背景、非常に見直し論が高まっていますよ。あるいは経緯、こんな検証をしましたとか、あるいは他の自治体との比較、他のまちではこうですよと、あるいは隣の議論はこうですよとか、あるいは市民参画の有無、これ実際サービスの提供者である市がサービスの提供者を選定している状態はどうかあというような議論も、これはあってもいいと思うんです、この指定管理についてはね。そういうことも、あるいは今言った将来にわたるコスト、いわゆる内訳明細を明確にするという覚悟

があれば、いろんな工夫の中で内訳明細は出るはずなんです。

総じて、とにかくこれらを含めて本当に身を入れたといいますか、魂のこもった提案、今回の提案に関しては非常に雑駁で、議会に対する提案としては、非常にちんけという表現はあれなんですけれども、非常に皮相的な、上っ面の提案であったという考えを持ちました。

あとは委員会にお任せをして、議案質疑を終わります。

○議長（西川憲行君）

9 番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第42号から議案第51号までの10件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第4号から報告第10号までの7件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第43号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第49号 専決処分した事件の承認について

議案第50号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

議案第44号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第45号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第47号 財産の取得について

議案第51号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第48号 専決処分した事件の承認について

○議長（西川憲行君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす１３日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 ３時１０分 散会)

平成 3 0 年 6 月 1 3 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）

●議事日程（第3号）

平成30年6月13日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長	落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 渕 輝 男 君
生活文化部参事	深 水 隆 司 君	産業建設部参事	服 部 政 徳 君
産業建設部参事	草 川 保 重 君	会計管理者	渡 邊 知 子 君
消防長兼消防部長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地域医療統括官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	青 木 正 彦 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭
書 記 高 野 利 人
書 記 大 川 真 梨 子

議事調査係 長 渡 邊 靖 文
書 記 村 主 健 太 郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

きょうは乗合タクシーの問題を取り上げるんですけれども、朝からある方から電話をいただきまして、ぜひこういうことを言ってほしいということをしていただきました。それぐらい市民の関心が高いという問題であります。

では、通告に従い質問いたします。

私はテーマとして、高齢者の外出支援としてのタクシー券と、公共交通としての乗合タクシー制度ということで通告をさせていただきました。

まず、これを分けてやりたいと思いますけれども、タクシー料金助成事業についてであります。

10月から新たな公共交通としての乗合タクシー制度が始まりますが、それに伴い、これまでのタクシー料金助成制度が見直しをされた。現在のままでは継続しないというのが市の方針であります。このことに対する市民の怒りはたくさん寄せられております。

私たち議員団が今行っています市民アンケートで、市に力を入れてほしい福祉などの分野は何かということに対して、介護保険料、利用料の減額、免除、それから国民健康保険税の引き下げ、これに並んで高齢者へのタクシー券の継続、充実がトップスリーに入っております。

寄せられた意見を少し紹介します。車の免許を返さざるを得なくなったとき、どんな不便があるのかを考えると不安。公共交通の不便な地区なので市内バス等の便をふやしてほしい。高齢化時代となっており、医療センター、駅、エコー付近へ的高齢者が行ける公共交通の充実、地域によって差が出ているので誰でも利用できるよう充実してほしい。関町のバスの運行をふやしてほしい。高齢で免許の返納を考えているが、その後の移動手段が不安。高齢者が病院や買い物にいつでも行けるような交通手段の確保をしてほしい。地域バスの行程から外れた場所は非常に困っている現状ですなど、どれも切実なものばかりであります。これらの意見から、運転免許の返納もちゅうちょせざるを得ない、そういう現在の公共交通の実態が浮かび上がっています。

そこでまず、タクシー料金助成事業の目的、意義について、確認の意味で質問いたします。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

それでは、タクシー料金助成事業について、その目的と意義につきましてご答弁申し上げます。

まず、事業の目的といたしましては、タクシー券を交付して運賃の一部を助成することにより、閉じこもりがちと言われる高齢者や障がい者の方に少しでも外出の機会をふやしていただき、社会参加につながるようにすることといたしました事業でございます。

また、今日、高齢者の閉じこもりにつきましては認知症等の疾病の発症や身体機能の低下を招き、要介護状態に移行する可能性を高めると言われることから、この事業につきましては高齢者の介護予防の一助として意義あるものとなっているところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁いただいたとおりだと思います。

今回質問するに当たって、これまでの経緯を調べてみました。合併前には旧関町と旧亀山市で違いがあったのを、合併の調整ということで実施をいたしまして、タクシー料金助成事業に統一するというところでスタートしたということであります。

これは平成19年3月の定例会での田中前市長の答弁ですけれども、高齢者等の外出支援の充実を図るというふうに言われております。6月議会では、当時の保健福祉部長が次のように答弁しております。対象者と交付枚数の考え方ですが、高齢者や障がい者の方々が各医療機関に通院したり、また買い物や各種会合、イベントなどに積極的に外出していただき、介護予防にもつなげていただくため、家族等の支援が受けられないなど、移動が困難な方の足を確保する観点から、後期高齢者である満75歳以上の高齢者世帯と重度障がい者を対象にしたというふうに答弁されております。

この答弁でわかるように、行き先や理由を問わず高齢者の外出支援をする。先ほど答弁もありました。元気に暮らしていただけるようにし、結果として病気になることが少ない、そして介護予防にもつながる、そういう意味での移動手段を確保するための事業として始まっているわけであります。

その後の経過として、平成20年に対象者交付枚数の見直しを行って、平成22年度からは世帯要件をなくしました。75歳以上の方であれば、必要とする方は全て受けられる。そして、1万5,120円というのが1万円に減額するというところで現在に至っているというのが経緯であります。

そこで、もう一点確認で質問したいんですけれども、このタクシー料金助成事業が果たしている役割、効果をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど申し上げましたように、タクシー料金助成事業は高齢者や障がい者の閉じこもりを防止し、社会参加を促す役割がございまして、介護予防に資する効果があるものと考えております。

ちなみにでございますが、平成29年度の実績を少し申し上げますと、75歳以上の高齢者約6,000人に対しまして約3,700名の交付、交付率にいたしますと62.1%でございました。そのうちの利用されたタクシー券は50%となっている状況下でございます。

このような中、年々日常生活に必要な交通手段としてタクシー券を利用される方が多くなってきており、事業本来の目的を超え、公共交通施策としての役割が求められるようになってきているところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁で、最後のところがひっかかるんですよ。目的を超えて日常生活に使っているという言い方を近年やられているわけですが、先ほど確認しましたように、理由を問わない、外出をしていただく、そのことによって介護予防につなげていくんだと、こういうことが本来の目的としてスタートした事業であるのに、いつの間にか何かそういう日常生活に使うのは問題があるんだと。公共交通としてのものなんだというようなことを言うようになりました。特にこしの3月定例会での健康福祉部長の答弁というのは、私はこれ問題がある答弁だと思います。

こういうふうに言っています。タクシー料金助成事業は高齢者等の社会活動の促進を目的としていますが、近年はほとんど通院などの日常生活の交通手段として活用されている現状がある。このような利用でタクシー料金助成事業での対応には限界があり、乗合タクシー制度のセダン型の車両を利用できない方を除いて、原則として平成31年度に乗合タクシー制度に移行する。そして、高齢者の閉じこもり防止については介護保険事業の総合事業で対応する。こんなことを言っているわけです。

あえて私が最初に確認したのは、そもそもどういう意義があって、目的があってタクシー料金助成制度ができたのかということを確認しておるわけです。公共交通が十分されない中で外出支援をしてもらう、外出を支援するということがスタートにあったはずで、そのことは変わってないはずなんですよ。ところが、そんなふうに変わってきている。

ここでお聞きしたいのは、通院など日常生活のためにタクシー券を使う、このことはこの事業の目的、意義に反することなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

当該事業でございますけれども、主要事業として取り扱う中で、もともと高齢者がタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成することが、外出支援を行い、高齢者の自立生活を支えるという目的でスタートしております。

その中で、今、議員おっしゃいましたように、公共交通との関係、また私どものタクシー券をご利用される75歳の皆様方のお考え等々を勘案した中で施策の決定をしまっているということでございます。よって、先ほど申されました事業の中では、そういったものを全て網羅する中で次のステップを考えていくということでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もっと端的に答えてください。私が言ったのは、通院などの日常生活のためにタクシー券を使うことはこの事業の目的、意義に反するのかと、この点を答えてください。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

このタクシー券の利用に関しましては、目的、意義の中で通院にご利用されることも反しないと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうでないとおかしいんですよ。最初の時点で私が紹介しましたように、通院であれ買い物であれ、高齢者が外出していただくことが大事なんだと。そういう外出支援としてこのタクシー料金助成制度をつくったんだという、このことは変わってないはずなんですよ、何もね。それがいつの間にやら公共交通とごっちゃにした議論をして、公共交通をするからタクシー券は要らないだろうみたいなね。公共交通も後から議論しますけれども、とても公共交通としてみんなが利用できる、移動の自由が保障されるような、そんなものにはなっていないわけですけども、その点は確認させてもらいます。通院など日常生活のためにタクシー券を使うというのは、この事業の目的に反しないということで確認しておきます。

市民の移動の自由を保障するということをよく言います。これは市民の要望が強いから仕方なく行政としてやらなくてはならないという問題ではないんです。やっぱり移動に制約のある人たちに移動の自由を保障する、このことは最近交通権の保障という、交通権学会というのもありますけれども、そういうところが提唱している考え方です。交通権とは国民の移動する権利であり、憲法第22条の居住、移転及び職業選択の自由や憲法第25条の生存権、第13条の幸福追求権などを実現する具体的な権利であるというふうに指摘をされております。つまり平たく言えば、医療、福祉、教育などのインフラの整備が、市民が自由に移動できる交通権の保障が前提にあって初めて利用できるということですね。だから、そういう意味では交通権が保障されるということは憲法でいう基本的人権、こういうことの具体的な保障になるという考え方なんです。このことは、私は非常にすばらしい考え方だというふうに思います。だからこそ国や地方自治体が、住民が自由に安心・安全に移動できる権利である交通権を保障する、そういう責務を負っているんだということですね。だからこそ国も地方自治体も重要な施策として、財政負担もしながら取り組んでいるというのがこういう問題であります。

そのことを前提にして、次に移ります。今回導入された公共交通としての乗合タクシー制度が、こういう交通権を保障するものとして本当に制度設計されているのかが問われます。

それで、まず1点目です。先日来、乗合タクシー制度についてまちづくり協議会などで説明をされましたが、その中で出された主な意見というのはどういうものがあつたのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

今回、まちづくり協議会の会長並びに関係者の方を対象にしまして、中学校エリアを基本としまして4回地域停留所設置説明会というのを開催させていただきました。その説明会では、まず制度の概要についてご説明をさせていただきました、次いで地域停留所の設置について設置基準や設置要望の手続などを説明させていただいたところでございます。

その中の意見でございますが、まずなぜ基本料金は500円なのかということ。なぜ運行時間帯が午前10時から午後3時までで、また地域停留所間での自由に乗降ができないのかという制度概要についての質問がございました。また、今後開催をしていきます利用者向けの事前登録説明会につきましては8月から予定しておりますが、この説明会について広報で案内するだけでなく、民生委員の方からも必要な方については伝えてもらったほうがいいでしょうというようなご意見、さらにその登録説明会の中でより理解をしやすいようにタクシー事業者への電話予約を実演して説明したほうがよいというようなご意見をいただいております。そのほかでは、特定目的地停留所を早く明示してほしいというようなご意見もいただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

さまざまな意見が出ているようです。

やっぱり私もどこへ行ってもこの問題を聞かれるんですね。いろいろやっぱり言われますね。幾つか問題点を指摘しながら答弁を求めたいと思いますけど、まず一つは運行方式、3つの系統というのが示されています。各自治会に1カ所か2カ所地域停留所をつくる。そして、公共施設や年間5万円の負担金を払った民間施設は特定目的地停留所とするということで、地域停留所から特定目的地の停留所までの運行が1つ。特定目的地から特定目的地というのが2つ目です。3つ目は特定目的地から地域という、この3つですね。

今、部長答弁でも言われましたように、なぜ地域から地域への停留所が利用できないのかということが出ております。それで、こういう運行ができないのかどうか。地域から地域の停留所という運行ができないのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域停留所間で自由に乗降ができないかというご質問でございましたけれども、これにつきましては乗合タクシーはタクシーとバスの中間程度の利便性と料金の設定をしている公共交通でありますことから、一般のタクシーと区別するために乗車場所、降車場所を限定させていただいたところでございまして、今回新たな制度導入に当たりましてはタクシー事業者の負担、また通常のタクシー業務への影響も考慮いたしまして、停留所を限定した制度にしたということもご説明をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁であられましたけど、タクシー事業者の都合で市民は我慢してくれという話ですよ、これ。それでは利用は広まりませんよ。バスでも地域停留所から地域停留所に乗れるやないですか。普通ですよ、これ公共交通でしたら。それすらないんですよ。そんな中で本当にこれ役に立つ公共交通になりますか。

それから、2点目、これはぜひ検討いただきたいと思います。それから、予約方法が複雑過ぎるというんですよ。利用する前日の3時までに予約センターに電話を入れる。それも登録番号から初め7項目要るんですよ。で、予約をする。その後、予約センターのほうから、利用の前日ですよ。だから、電話した翌日でも当日でもない、利用する前日になって電話がかかってくる。それも3時から5時ですよ。この時間に電話がかかってくる。それで、あなたが予約されたことについて停留所はどこです、何時です、乗り合いか1人かということを知らせてくるわけです。これだけのことを高齢者の人はやらんなんですよ。これが本当にできるのか。私は簡単なことではないと思いますね。こういうことで本当にスムーズにできるというふうにお考えですか。もっと簡素化できませんか。お聞きしたい。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

予約方法が難しいのではないかとのご指摘かと思います。

これにつきましては、今回の地域停留所の設置説明会でもご意見もいただいたところでございますが、これにつきましては今後8月から9月にかけて各地区のコミュニティセンターを中心に市役所、関支所、加太出張所、あいあい等での開催を含めて32回、高齢者等の利用者を対象とした事前登録説明会を予定させていただいておりますので、その説明会におきまして特に丁寧に説明をさせていただきますして、利用者の方の理解を深めるとともに、同時に事前登録の手続もさせていただきますと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市の姿勢というのは、自分たちが決めたことをいかに納得させるかということなんですよ。そうやないです、私が言うておるのは。既にこういうことについては、高齢者では無理なんだろうということ意見として出ているわけですよ。だったら、それに対してやっぱり対応するということを考えないかん。あなたの言われたのは8月になって登録のときの説明会をやりますというだけ。そのまま10月からスタートすると言うんです。見切り発車やないですか。この点についても、やっぱりやらないとこれ利用が上がりませんよ、はっきり言って。

もう一つ市民の中で多いのは病院に行くときですね。行きは大体何時に出てという時間が決められますけれども、帰りは診療が何時に終わるかわからんですよ。だから、帰りの時間もあわせて往

復で予約をせんならんのに、帰りの時間が決められない。どうしたらいいんやという声ですよ。この点についてどのようにお考えですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員が申されますように、医療機関の場合、診療時間が長引きますと帰りの乗合タクシーの予約時間に間に合わない、そういうケースも出てくるかと思っております。まずは乗合タクシーを病院等の医療機関からの帰りに利用していただく場合は、診療時間が長引くことも考慮していただきまして、少し余裕を持った時間でまずは予約をお願いしたいと考えております。

ただ、それでも間に合わない場合に限りまして、事前におくれる旨をタクシー事業者にご連絡をいただいたら、可能な限りタクシー事業者のほうで対応させていただくという形になってございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題を聞けば聞くほど、これは問題ですよ。利用者が本当にあるのかということになりますよ、これ。やっぱり10月実施を思いとどまってもらう必要があるんじゃないですか。やっぱりもっと検討が必要ですよ、これ。

もう一つ、現在運行事業者が2社しかないということですね。計画では市内を3中学校区に分けて1事業エリアに1事業者というふうな計画になっていますけれども、じゃあ2社で市内全て対応できるのかということですね。それから、運行できる2社のタクシー会社で何台確保できるのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業エリアは3つでございまして、現在2社からご協力をいただける回答をいただいております。この2社で市内3つの事業エリアを全てカバーできると考えております。

もう一点、何台タクシーを確保できるのかというところでございますけれども、利用者の状況等にもよりますけれども、現在市内の事業エリアごとに通常1台、予備車1台の車両の確保を想定しております。つまり1事業エリアに各2台、それが3事業エリアでございまして、合計6台を最低でも確保してまいります。また、需要に応じてではございますが、事業者のタクシー車両にあきがあれば乗合タクシーとして使用していただけるよう事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のままで実施したら、本当にタクシーが残るぐらいの利用しかないんじゃないですか。先ほど言いましたように、市民の公共交通としての位置づけをするんなら、やっぱりもっと市民が利用しや

すいような形を考えるべきですよ。今聞いていると、全部これもだめ、あれもだめ、これもだめですよ。利用がふえるような方向のことはみんなだめですよ。それは市とタクシー事業者の都合だけで決めているからこういうことになるんですよ。だから、そういう制度設計では絶対成功しませんよ、これ。

もう一点、だめ押しで聞きます。運転免許の返納が進むのかどうかですよ。先ほどのアンケートの意見にもありましたけど、不安だと言われます。運転免許を返納したけれども、本当に公共交通がちゃんとできるのかということを考えてみえる方はおりますよ。どうですか、この点について。運転免許の返納が進むのか。そして、市民が自由に移動できるという保障が公共交通としてできるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この乗合タクシー制度の利用者条件といたしまして、運転免許証自主返納者の方につきましては、年齢制限を設けていないところでございます。個々の事情を配慮した低価格での利用を実現しようという制度でございますので、この乗合タクシー事業の利用の対象者は、満75歳以上である、満65歳以上満75歳未満で四輪運転免許証がないなどの制限を設けて設定のほうをしておりますが、運転免許証自主返納者については年齢制限を設けずにこの乗合タクシー事業の利用対象者としておりますので、この乗合タクシー事業の利用対象者とする事自体が免許返納の促進につながるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に返納につながるなんて思ってみえるんやとしたら、よほど私はおかしいと思いますね。これだけ聞いて幾つか質問しましたが、利用の制限の多い利用しづらい、公共交通として到底耐えられないような制度設計ですよ。私この問題で、あえて分けて質問しました。タクシー券の問題と乗合タクシーを分けて。これはやっぱり別々の問題なんですよ。だから、それをなぜか知らないけれども、今一緒にたに議論している。これが亀山市の姿勢なんですよ。やっぱりこれは別に分けてやるべきだというふうに思います。

櫻井市長にお聞きしたいと思いますが、こういう位置づけの違うもの、いわゆる外出支援としてのタクシー券と、それから公共交通としての乗合タクシー制度、なぜこれと一緒に考えるのか。つまり、乗合タクシー制度を実施するからタクシー券は今までのような形ではやりませんと言っておるわけですよ。これは一緒に考えるからこういうことになるんですよ。何でこんなことが一緒に考えられるのか。この点について、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

何で一緒に考えるのかということでしたが、乗合タクシー制度につきましては、例えば

鉄道、バスの事業者が運行いただいております。それから、地域公共交通として運行しております交通手段、これを補完する新たな公共交通として、移動困難者の日常生活における必要最低限度の交通手段を効率的、効果的に確保するとともに、これは大事なところやと思いますが、持続可能な公共交通体系の構築に向けて運行いたすというものでございます。

一方でタクシー料金助成事業につきましては、先ほど健康福祉部長が申し上げましたとおり、高齢者等の社会活動の促進を目的としている事業ではございますが、近年その利用の実態等々変化がいたしてまいってきておるところであります。そのようなタクシーの利用に対しまして、タクシー料金助成事業で全て対応していくことは市の福祉施策として、例えば乗車賃を際限なく負担していくことには限界がございますし、この議会でもまた関係の機関、あるいは利用者、高齢者の皆さん、地域性もありますし、世代もあります。家庭の状況もあろうかと思えます。これによって、全てをこれで対応していくのにはおのずと限界がございますので、まずは市民の日常生活における交通手段として公共交通施策での対応が必要であるというふうに考えておるものでございます。

これはオープンな議論を地域公共交通会議、これは多様な皆さんにご参画をいただいて積み上げていただいて、私どもの政策決定にいたしてまいっておるところでございますし、例えば民生委員の皆さん方、高齢者の実態や従来のタクシーチケット制度の課題を十分認識をいただいて、この制度の改正を強く求めておられる皆さんの声、それから利用者のさまざまな声、こういうものを聞かせていただいた上で、公共交通施策では対応できない方々について福祉施策で救済していく必要もあろうかというふうに考えておりますが、このようなことから、乗合タクシー制度を含めた公共交通施策を基本として、タクシー料金助成事業を含めた福祉施策のあり方などをあわせて考えて、これは市の施策全体のバランスを図りながら整理をいたしてきたところでございます。

先ほど議員が触れられました交通権という新しい概念を指摘されました。この概念もあわせて、例えばご案内の平成25年に国において交通政策基本法が制定をされたところでございますが、その基本的な考え方は国と地方行政、それから事業者、それから国民も含むそれぞれが交通に対して応分の負担や理解をしながらみんなで地域公共交通を考えていくような、そういう取り組みを今後進めていこうという基本の概念が示されたものでございます。

課題はたくさんあるかと思いますが、私どもとしては大都市ではございませんので、行政、それから民間のタクシー会社、バス事業者、鉄道、限界があろうかと思えます。こういうものを踏まえた上で一緒にこれを考えていく必要を考えておることによってございますので、これはご理解をいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり市長に聞いたのは間違いでした。

長々と答弁されたんですけど、私が聞いたことに答えてないですね。例えばお金の問題で言えば、高齢者の分だけでもタクシー券は2,400万、年間で。この間聞いた乗合タクシー制度が定着したら一体年間どれだけ市が負担するのかといたら2,000万と言われるんですよ。ほぼほぼ一緒なんです。タクシー券を継続しても2,400万、乗合タクシーをやるにしても2,000万。ほぼほぼ同じぐらいのお金がかかるんですよ、これ。だから、タクシー券をやめて乗合タクシー

に変えて、みんながそれで同じぐらい利用できるならいいですよ。今聞いた限り乗合タクシーって到底利用が進みませんよ、はっきり言って。そういうものに2,000万もかかるんですよ。それが1点です。

それから、これやると、多分乗合タクシーをやってタクシー券をなくしていくとなったら、今言われた閉じこもりを促進しますよ、これ。あなた方が言う閉じこもりを防ぐためにやるんだと言われたけれども、これをやったら閉じこもりを促進しますよ。それから、民生委員のことも言われました。違いますよ、市長。私が知っている限りの民生委員さんは、乗合タクシー制度はこのままでとてもじゃないが利用できませんよということが1点。それから、タクシー券は残してもらわんと困りますよというのが民生委員さんの意見なんですよ、あなた知らないかもわかりませんが。だから、そういうことを言われると困るんですよ。

最後に言いたいんですけども、やっぱりきょう聞いてわかりましたけれども、この制度を10月からは無理ですよ。だから、もし10月からやるんなら、少なくとも2年から3年程度、試行的に実施をやる。その中で、2年から3年の間で検証し、見直しをし、制度を改めていくということをやりに進めていくと。タクシー券についてはやっぱり今のまま、公共交通が充実したんでタクシー券は要りませんという状況にはならないんですよ、これ。だから、タクシー券は外出支援のためには継続すべき、こういうふうに考えるべきだと思いますが、市長の考えをお聞きしたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

75歳以上の高齢者のタクシーの今の利用実態については随分変化をいたしてまいったということと、それから対象者全体の3割程度の利用であるという実態から、今の環境の変化の中でやはりこれを今の制度の課題も含めて新たな制度として構築をしていくべきだというような、こういう検討をいたして今日に至っておるところでございます。

そこで、今おっしゃられるこれをスムーズに移行させるに、2年3年の試行期間が必要ではないかというご指摘でございます。このようなタクシー券の利用状況も当然考慮しまして、新たな公共交通施策として乗合タクシー事業を制度化させていただいて、当初は昨年の秋に議会の皆さんにお伝えさせていただきましたが、平成30年4月から開始する予定でございましたが、新しい制度の移行を円滑に行うためにタクシー事業の開始時期を平成30年10月に変更をさせていただいたとともに、現行のタクシー料金助成事業を平成30年度の1年間延長をしたものでございます。したがって、制度を円滑に移行させていくという意味からも、それから平成30年度の下半期、乗合タクシー事業の利用状況の検証も行いますことから、タクシー料金助成事業を現行のまま、さらにこれを2年3年先へ延ばすということにつきましては考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大変な答弁ですよ。要するに非常に不便で、公共交通としても利用がどれだけできるかわからないような制度を市とタクシー会社の都合で市民の声も聞かずに、地域公共交通会議は確かに議論していただきましたよ。そのことはあったとしますよ。それを踏まえて、今やっているような地域へ

出かけて声を聞いて、それからその声を吸い上げて制度設計も見直しをやって実施に行くんなら市長の言うのもわかりますよ。これは地域公共交通会議で市民の皆さんも入った会議で決めたから、もういいんですよという言い方ではおかしいですよ。もしそんなことであれば、これだけ異論が出ませんよ、いろんなところから。だから、やっぱりまずそれをやってくださいよ。何も10月実施にこだわらなくてもいいですよ。今私が指摘しただけでも幾つか問題があるんですよ。これをこのまま進めて、そして利用が進まない乗合タクシーを制度化して、わずか半年やっただけですよ。来年4月からタクシー券はほとんど利用できないようにしてしまうんですよ。これはまさに閉じこもり促進ですよ。亀山市政が閉じこもりを促進すると言われても仕方がないんじゃないですか。やっぱりこういうことはきちっと意見を聞いて、それを受けて見直しをするという姿勢が私は要ると思います。市長、見直しをする気はありませんか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

10月実施に向けては当初の方針どおり進めてまいりますし、そのために私どもは今日までさまざまな市民の皆さんや関係者、さまざまなご意見を聞かせていただいております。これからスムーズな導入に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えております。当初の予定どおり10月の導入で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く理解できませんね。これだけの問題をどうするかということを考えたら、とてもじゃないが10月はできません。今6月なんです。10月って4カ月ですよ。その間に実務的な停留所をつくるとか、いろんな作業もありますよね。到底できませんよ、これ。そんなことを見直しもしない、改めもしないと。こういう姿勢でやられたら市民は怒りますよ。だから、櫻井市長、あなたの今進めていること全部そうですよ。駅前の周辺整備、それから図書館の移転、それから認定こども園の問題、このタクシーの問題、全部そうですよ。市が勝手に決めてからおろしているんですよ。それで市民の皆さんに説明をするんですよ。説明を聞いて、それじゃあ意見を言う、それに異論を言う、それが反映されるんかといったら、いや計画は変わりませんと、こう言うんですよ。こんなやり方で、あなたが言う市民参画ですか、これ。地域力や市民力の何とかといいますけど、まさにこういうことをやるときにやるのが市民の意見を聞いて、市民の知恵を出してやるのが市民力、地域力やないですか。あなたのやり方というのは、市が決めたことを市民に押しつけるだけやないですか。だから、反発が出てくるんですよ、いろんなところで。そのことが理解できないようではやっぱり長として私は失格やと思いますよ。

時間がないので次に移りたいと思います。

次は、昨日もやりました入札、契約の問題です。きのう物品の購入で質疑をいたしました。その中で、物品購入は指名競争入札と決めているという答弁がありました。しかし、きのうも言いましたけど、地方自治法では一般競争入札が原則であって、指名競争入札は限定された場合にのみ使うというふうになっております。そこで、やっぱり物品の購入についても一般競争入札を排除しない

というような、そういうことをすべきだと思いますけれども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

物品の契約につきまして、近隣市の状況をちょっと調べさせていただきました。津市においては2,000万円以上の案件について、その内容により一般競争入札を検討するとのことでありまして、四日市、鈴鹿においては物品購入の一般競争は実施していないという回答をいただいております。亀山市におきましては、市内で調達可能なものは市内で調達するとの方針のもとに市内業者を優先的に指名しておることがありますので、今一般競争入札は対象としていないものでありますけれども、今後におきましては市内業者の育成に配慮しつつ、また近隣市の動向も踏まえて一般競争入札の導入について調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

調査、研究をされるということで、ぜひ。要するに選択肢としてつくるということで、そういうことで考えていただく必要があるんじゃないかと。

それからもう一点、これもきのう明らかになったんですけど、やっぱり規則や要綱に明文化されてないということが余りにも多過ぎるという。この点がやっぱり整備をして公開をする、これが市民の情報公開という意味では大事だというふうに思いますので、これをするつもりがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この点につきましても近隣市を調査いたしました。鈴鹿、四日市、津市、全て市ホームページにおいて一般競争入札の対象を記述した入札制度の概要というのをホームページで公表しております。亀山市はそこまで至っておりませんでしたので、本市におきましても入札制度の概要と、入札情報という欄がホームページにありますので、そこでどのようなものを一般競争にしておるかということを周知してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ホームページで公開をするということで確認したいと思います。

それから、最後に、きのうも言いましたけれども、指名競争入札というのはある程度数がないと競争性がないということで、例えばこれぐらいのものであれば何社指名するということを決められるわけですね。だから、きのうの例で言うと8社を指名したというのはそれなりに意味があるわけですね。だから、何社でもいいというんやなくて、8社ぐらいはないとあかんだろうということで8社を指名されたわけですよ。ところが、実際に入札は3社が辞退をされ1社が無効になっ

たために、半分の4社での入札になってしまったと。やっぱりこの点については市としても8社を指名したということから考えたら、4社でいいということはないと思うんですよ。でなかったら意味がないですね、8社指名する意味が。だから、こういう点でやっぱり4社になってしまったということは重大に考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、問題になるのは、無効は業者の手續の誤りということでわかりましたけれども、辞退なんです。こういう辞退に何らかのペナルティーがあるのかどうか。つまり指名願いを出すわけですよ。私はこういう仕事なら受けることができますので指名をしてくださいと言うて業者が出すわけですよ。それに基づいて市が指名をするわけです。ところが、それに対して指名をしたけれども辞退をされた。きのうの答弁を聞きましたら、全部そろわないというようなことで辞退されたということですけれども、私業者に聞きましたけれども、今回のいわゆる什器備品、机、椅子、キャビネットの類いですよね、ロッカーとか。特殊なものないんですよ。特別に調達が難しいようなものはなかったと思うんですよ。そういう意味で言うたら、そこそこの業者ならそろえられるものなんです。ところが、それを品物がそろわないから辞退するということで通っていくわけですよ。こういうことがまかり通っていいのかと私は思うんですよ。だから、こういうことを防ぐためにもやっぱり自分が指名してくださいと言うて指名願いを出しておきながら、都合が悪かったら何かの理由をつけて辞退すると、こういうことは防ぐ必要があるんじゃないか。だから、ペナルティーがあるのかどうかということと、それからペナルティーはないんであれば検討すべきではないのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

入札を辞退した者に対するペナルティーということで、亀山市契約規則におきまして指名通知書がございます。その指名通知書の裏面のほうに、入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありませんというふうに明記しております。市のほうが指名をして、そして指名したけれども納期に間に合わないとか、物がそろわないというふうなことはあるとは思いますが。それをもってペナルティーをかけるということは、今後も私どもでは考えておりません。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、やっぱり辞退をした理由をきちっと調査すべきやと思うんですよ。それなりの理由がはっきりすれば、これは認めてもいいと思います。とにかく辞退があったら即それは今後の入札に影響しないんだということではなしに、どんな理由で辞退しても次の入札に参加できるというやり方はやっぱり私はおかしいと思います。この辺はせつかく指名願いを出して、私を指名してくださいと言うわけですよ、これ。そういう形で出しておきながら辞退する。それはよほどの理由がある場合だろうという、認めるのはね。だから、やっぱりそうでない理由というようなことがあるんなら調査して、それはそれなりのペナルティーをするべきですよ。例えば極端な話、2回も3回も続けて辞退した場合、それでもいいんですか、これ。今の規定でいくと、指名願いを出した、指名をする、

2回、3回と続けて辞退をした。それでも亀山市は何も問わないんですね。そういうことでよろしいか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

続けて辞退されたという場合には、ペナルティーというよりも、そこに案件があった場合、そういうことを取り扱い可能ですかということを確認した上で指名はしないというふうなことは現実にもやっております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに指名審査会をやるわけですから、はっきりこういう場合はペナルティーと言わなくてもそういう実態があるんなら、どうもこれは納得できない辞退だという理由があるんなら、指名審査会の中で今回はこういう要件に該当するけれども、ここは指名しないということができるわけですから、そういう意味も含めて何らかの形で辞退をして、その理由がどうも適切な理由ではないというような場合については、それなりの対応を考えていただくということも含めて、やはり全体として入札、契約制度を見直す必要があるんじゃないかということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

よろしくお願いします。

4番、公明党、新でございます。

通告に沿ってといきたいところなんですけど、少し順番を変えさせていただきます。

今回は、各種案内板の適正な管理について、そして災害対策について、最後に公用車の安全管理についてと3項目でございますんですけど、今回事前にもお願いはいたしましたんですけど、災害対策、そして公用車の安全管理という形で、最後に案内板の件をしたいと思います。

それでは、早速ですけど、災害対策のまず1項目でございますが、市内の土砂災害のハザードマップの作成についてでございますが、私も過去から何遍も言うておるんですけど、土砂災害、急傾斜地についての亀山市独自のハザードマップというのはまだできておりません。質問させていただいた中では、答弁をいただく中では現在は三重県がいろいろ調査をやっておるということでござ

います。これも随時終了していくわけでございますんですけど、亀山市として急傾斜地、土砂災害についてのハザードマップについての作成のお考えを、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、亀山市におきましては、議員おっしゃいましたとおり、三重県によります土砂災害警戒区域の指定が行われておりまして、今年度末に完了する見込みと伺っております。

土砂災害警戒区域につきましては平成29年度末でございまして、526カ所指定をされておりました、そのうち特別警戒区域は492カ所となっております次第でございます。ですもので、今年度末の三重県の指定をもちまして、今後それらを含めたハザードマップを考えていきたいなと思っております次第でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

県も今年度中には終了するというふうな発表というか、情報もいただいております。そういう中で、先ほどの久野危機管理監のおっしゃったように、終わったら市も考えようというところなんですけど、このハザードマップなんですけど、河川は河川、ため池はため池、土砂災害は土砂災害とか、できればAEDとか、そういうのもあるんですけど、そういうものをやはり今後つくるときには、3つも4つもつくるといことはなと思うんですけど、これを一つの地図に集約するというような、その辺のお考えはお持ちなんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

さきに説明させていただいたので、少しだけ補足説明させていただきますと、現在、亀山市では土砂災害に伴いますハザードマップはつくっておらん次第でございますが、三重県の指定しておるホームページに亀山市の指定完了区域をリンクさせておりまして、情報提供は行っておるところでございます。

一方、その他亀山市が作成しました防災マップ、洪水ハザードマップにつきましては、平成26年に作成しておりまして、今現在、いわゆる自然災害に伴う危険箇所とか、新たなおそれがある要素としましては、産業建設部によりますため池ハザードマップを作成しておりまして、今年度全ての防災重点ため池14カ所でございますが、これについて完了する見込みでございます。

次に、国が管理します鈴鹿川流域については、洪水ハザードマップは作成しておりますが、時点修正で見直しが進められておるような次第でございます。

また、三重県が管理します主な河川の中ノ川、棕川につきましては、平成31年度に浸水想定区域などが示される予定と伺っておりますことから、主な河川についてもできるのかなど。そのような状況を全てあわせまして、主な河川、土砂災害警戒区域、防災重点ため池に一時避難場所や指定避難所なども示した、一つにまとめた総合的な防災ハザードマップを平成32年度から作成に着手

いたしたいと思っておる所存でございます。

AEDにつきましては、現在、平成26年に作成しております防災マップ、洪水ハザードマップにも公共施設については地図に示しておる次第でございます、それも改めて示したいと思っておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今お考えをお示しいただきましたが、一つの形にすると。先ほども言っておった県の分という形ですけど、なかなか各家庭に配られるのは洪水ハザードマップとか、そのような形にはなっておるんですが、やっぱりパソコンとかインターネットを見ると、見たらわかるやないかというのは、ちょっと見れない方というのも多々見えると思いますので、その点につきましてはやはり一つに集約できると。先ほどAEDも盛り込む状況もあるんですけど、できれば企業とかそういうところも把握できるものならば、公共施設のように常にあるという、企業というのはそういうものではないかもわかりませんが、やはり自分の住んでいる近くにある公共施設であっても、戸が閉まっていたら簡単には入れないと。よく言うのがコンビニで設置というのがありますと思いますので、これも今後おいおい調査して、また提言的な形で話をしていきたいと思います。

それでは、ここの2項目めでございますけど、災害の発生時の情報伝達についてですが、今現在、旧亀山、旧関町というと旧関町のほうで防災無線というふうな形であって、これは前々から申しておりますんですけど、私の家の建ち位置が悪いのかどうかわかりませんが、しっかりと伝えていただいているんですけどなかなか耳に入ってこないというか、やはり雨降りでしたら戸を閉ざして雨戸まで閉じると。どうしても天気の良い日でも、やはり犬の遠ぼえのような形で防災無線が発せられると犬が鳴いて、かえって聞こえないとか、そういうふうなこともあるんですけど、今後この防災無線についてどのような扱いをされていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、亀山市におけます市民への防災に関する情報につきましては、スマートフォンや携帯電話からの緊急速報エリアメール、亀山市のホームページからの速報、パソコンやスマートフォンなどからの安心メール、ZTVのケーブルテレビからのL字放送や旧関町区域に設置の同報系防災行政無線があります。しかしながら、東日本大震災の教訓を踏まえまして、総合的な防災情報伝達システムにおいては1つの手段に頼らず複数の情報伝達手段を組み合わせる重層化、もう一つが情報伝達手段を強靱にすることを国なども推奨しておりまして、現在、第2次亀山市総合計画の前期基本計画にも防災環境の充実として総合的な防災情報伝達システムを構築するとなっておりまして、今年度の私どもの使命目標の実施方針にも防災情報伝達システムを構築するための準備を進めるとしておるところでございます。このことから、現在多種多様なシステムの情報収集を行っておりまして、日進月歩の技術革新を考慮しながら亀山市に適した情報伝達システムを検討しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな情報を駆使して重層化という形で、いろんな情報を流していくというところのご説明をいただきましたんですけど、その中でもやはり防災無線の契約といいますか、その辺も迫ってきておるというわけでございますんですけども、その扱いとか、そして私、今から2つほど提言的なことをお話しさせてもらいますんですけど、以前の西口危機管理局長、そして井分危機管理局長、そして今、久野危機管理監のほうにかなり今まで何遍も言ってきた、重複するところもあるんですけど、やはり聞こえにくいところというのはさまざまな県、市の中で、音声自動サービスとか、また音声自動システムとか、こんなようなことがあって、金額的にも高額ではないので、前ご説明させていただいていた中なんですけど、やはりそういうふうなものを導入することによって、金額的にも13万とか、そういうふうな。たとえ2回線でもあれば、同じような内容を市の職員が繰り返し繰り返し説明するという、その手間といいますか労力もなくなると。そういうことで毎度毎度音声自動サービスのほうを話させていただき、そして代表的なところでは埼玉県の狭山市のことをくどくど言わせていただき、確かに最近調べた中では音声自動システムというのはちょっとサーバーを使ったりクラウドをつながったりと、かなり高い、精度がいいんだと思うんですけど、90万とか、そういう金額にもなっておりますので、そういうのはなかなかお勧めしがたいところだとは思いますが、この点について1点、音声自動サービス、電話回線を使って同じ防災の情報を流すというふうなシステムの考えはいまだに研究はするということだったんですけど、いかがな状況になっておるかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

先ほども申しましたとおり、多種多様な技術革新が行われていまして、4月から拝命いたしましていろんな研究をしておるところでございます。

それで、まだまだ検討中ではございますんですが、例えば南海トラフ地震を想定しますと、亀山市地域は一つ地形的に津波による影響はほとんどないのかなと。そんなような感じで、いわゆる海岸部と山間部でもやはり防災情報伝達システムは地域によって考えていかなあかんということもありまして、亀山市の地形、あるいは生活様式を考慮しますと、まだまだ検討中ですが、屋外拡声的な整備よりもお一人お一人に確実に情報が届くパーソナル的な整備、いわゆる携帯電話を利用するなど、あるいは家庭の戸別受信機とか、そういうのが通信網をいろいろ利用しての革新ができますもんで、それを今まだまだ検討中ではございますが、なるべく早くには一番亀山に適した伝達情報を考えたいなと思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

情報の重層化ということで、先ほどの情報も津波とかそういうのもあると思うんですけど、これはやはり近日中のことで、近々の話で旧25号線で関一加太間の金場のところで崖崩れがありまして道路が使えないというような流れで、いつから復旧すんのやとか、そしてバイク、自転車、徒歩

ならいつから行けるんやとか、そういう情報がタイムリーに、根本的には私のところにも遅がけ、9時10時に電話があって、どうなっておんのやというふうなこともあったんですけど、事前にちょっと目ぼしいところは案内しておいたんですけど、先ほどの状況ではありますんですけど、もう一つ、今現在エリアメールというのがあると思うんですけど、こういうもので現在この道が通れなくなりましたというふうな情報が、そういうエリアメールを使えばかなりの方が携帯電話をお持ちですので、そういうふうなものを利用できるように現在できないのかというふうな申し入れがちょっとありましたんですけど、その点につきましてエリアメールの活用についてはいかがな形で市としてお考えなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、エリアメールといたしましては気象庁とかそういう地域指定して送られてくるものでございまして、現在亀山市で採用させていただいておるのがエリアメールとは少し違うんですけど、かめやま・安心めーるという形で登録していただいた方には現在25号だとか、そういう形のメールはさせていただいておるような次第でございます。

先ほど答弁させていただいた亀山市独自の情報伝達システムができる暁には、独自の地域情報、あるいはイベント情報とか、そういうのも個別の携帯電話などには情報を流せるようなシステムを考えていきたいというような次第も検討中でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かにエリアメールは気象庁の情報しか現在のところ流すわけにはいかないといいますが、了解できないというところの範疇ではあると。先ほどおっしゃられたように、安心めーるを存じ上げておりますが、これもやはり登録をすることによって手元に情報が届くとか。やはり気象庁の問題もありますんですけど、エリアメールによって迅速に危機状況を皆さんに伝えたと。亀山市におきましては観光という形で県外の方、そして名阪国道という、東名阪もありますけど、いろんな高速道路を使って県外の方も走っております。そういう方にもエリアメールなら全部届くというふうな情報ですので、今後防災安全課としてもその辺については取り組んでいただきたいということを申し添えて、この件については終わります。

続きまして、公用車の安全管理でございますんですけど、現在、結構専決処分では出ておるんですけど、安全管理についてでございますが、現在ここ数年の過去の事故発生状況の点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公用車の事故発生状況につきまして、平成27、28、29の3年間について申し上げます。3年間で合計29件になっております。年度別に見ますと、平成27年度が10件、その内訳といたしましては、対人、相手の人に損害を与えた対人が2件、対物、相手の物に損害を与えた対物が4

件、自損、公用車のみの損害が1件、そしてもう一つ他責といいまして、飛び石などによりましてフロントガラスが割れて不可抗力のものが3件ございまして、計10件でございます。28年度につきましては、合計で7件。その内訳が、対物1件、自損が5件、他責1件でございます。29年度は12件となっております、内訳は、対物1件、自損10件、他責1件の12件となっております。

傾向といたしましては、対人、対物の事故につきましては年々減少しておりますが、自損については増加しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

落合次長のほうから報告いただきましたが、ここ3年をとってみても、先ほどの事故傾向を見ても確かに対人、対物は減少傾向にございますが、自損事故は27年では1件、28年では5件で昨年は10件と、ここ3年をとっても16件ぐらい出ている自損事故。ご自身の体に影響がなければ幸いとは思われるところではございますんですけど、この自損事故も含めて全体的な形で運転者への指導といいますか教育といいますか、そしてペナルティーというのではないと思うんですけど、運転者へのどのような形で今までの指導をされたか。そして、その指導をした内容とか、事故来歴といいますか、この辺もきちっと管理はされているものなんですか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

運転者への指導、教育につきましては、職員の安全運転を推進する目的で新規採用職員、また運転する機会の多い非常勤職員、また事故を起こした職員を対象に安全運転講習会を開催しております。

講習の内容としましては、平成29年度におきましては、亀山警察署に講師を依頼しまして市内の事故多発箇所の紹介や交通安全に関するDVD上映などの座学形式のものでありまして、本年度におきましても同様の講習会を予定しております。

なお、このことにつきましては、年度当初に各施設の安全運転管理者、副安全運転管理者をあわせて安全運転管理者等会議を開催いたしまして、事故防止対策の一つとして決定したところでございます。

また、昨年度は特に事故発生件数、自損事故が多かったこともありまして、本年度におきましては新たに課長級、グループリーダー級への運行管理の意識向上のための講習会も予定しているところでございます。

来歴のことについてでございますけれども、過去の交通事故の管理につきましては、いつどこで誰が事故を起こしているかということをデータ化、システムではなくエクセル管理でございますけれども、データ化しております。検索できるようになっております。また、街頭啓発や安全運転講習会に何回参加しているかというふうな情報も管理しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな対応ということで、いろいろ警察とか、また安全運転管理者、そして副安全運転管理者等々を整備して人的な対策をとられていると。そして、同じ職員の方が重複した事故来歴というのもきちっとデータ化して保存しておるということですので、飛び抜けて事故を起こされる方というのは見えないと思うんですけど、そういう中で傾向もデータで保管されているということも理解いたしました。

それでは、人的なところはあるんですけど、車両の安全対策についてと、ハード面になってくるわけですけど、現状の安全対策はハード面についてはどのようなことをなされているのかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

車両のハード的な安全対策としましては、車検のほうか、6カ月、または12カ月の法定点検はもとよりのことですが、日常点検としまして運転者は1日1回乗車の際にブレーキのききぐあいやライト、ウインカーの点灯ぐあい、タイヤの空気圧や亀裂等を確認しております。そして、そのときに異常を発見したときは直ちに自動車の工場で点検、修理を行うなど、適切な管理に努めているところでございます。

また、最近になりまして安全対策の装備といたしまして、平成28年度から新規車両購入時にはドライブレコーダーを設置しております。その設置状況につきましては、特殊車両の消防車を除く一般車両が今105台ありますけれども、本年度の設置予定を含めまして9台ドライブレコーダーを設置することになりますので、105台のうち9台で約9%の設置率となっておりますところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろ日常点検、出発前の点検というのは大事なことだと思います。なかなか私たちも車に乗る人間として毎回毎回見ているというのは難しいんですけど、やはり乗っている方は固定されているところで、エンジン音がおかしくなる、ブレーキ音がおかしいというのは乗っている人が一番感じていることだと思いますので、その辺のふぐあいはきちっと報告するという流れでいいと思うんですけど、あと今回また提言的なことで恐縮なんですけど、ドライブレコーダーですけど、実際ここ何年かの間で大体17、実際には8%、9%ぐらいの台数だと思うんですけど、現在、県外とか市外のところを見てみると、愛媛県の新居浜市というところでしょうか、ここでは全車両につけることによって、職員の安全対策に対する意識の向上とか事故発生時の事実確認に役立てるための目的にも使えると。交通事故などで衝撃を受けると、そういう中で過去10秒間とか、その辺が確実に証拠というか画像として残るというのは非常にいいことだと思います。そして、職員の方を守るためにも、最近よくメディアでも出ておりますが、あおり運転とか、そういうところについて、真面目なドライバーに対して、そういう不可抗力のあるようなドライバーがおって、それで何かあつ

たときにもきちっと職員を守ってあげられるというところにもこのドライブレコーダーというのは非常にいいと思うんですけど、そういう中で先ほどご答弁いただいた中では、このドライブレコーダーも特殊車両を除いて、消防関係を除きまして、どういう形で今後広めていこうと思ってみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ドライブレコーダーにつきましては、職員の安全運転意識の向上、交通事故等における責任の明確化、処理の迅速化を図るために非常に有効な装置であると考えております。このことから、今後新たに購入する車両につきましては、原則として全て設置していくことと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

新たに購入する車ということは、新車にはつけていこうという、現状のところ。私としては全車両につけていただきたいと思うんですけど、予算的なものももちろんございますと思いますが、きょうび、かなり昔と違って4,000円ぐらいからでも夜くっきりとか、前方だけではなく後方も録画するというようなものもあります。もちろんピンからキリまであるわけでございますんですけど、そういう中でも優先度としては青パト等のような長時間運転するのが目的というような、通常の公用車につきましては目的地に行くためのところだとは思いますが、そういうふうな車両の乗る時間が多いとか、そういうものにつきましては優先度を高めて、新車を待たず、こういうところにはつけるべきではないかと思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員ご提案されました青パトなどのように長時間運行する車両には装着していく、既存の車両にも今でもつけていくべきやと。また、ひいては全車両につけていくべきやというご提言いただきました。このことにつきましては、今後において十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ぜひ検討していただきたいと思います。

では、最後の項目に掲げさせていただきました各種案内板の適正な管理についてでございますが、そもそもこれは私の好みというわけじゃないですけど、ことしの4月にとあるアイドルグループの女性の方が、議会ですのお名前は控えさせていただきますが、東京の文京区という町なかで大きな看板が倒れてきて、横が3メートル50、縦が2メートル80、重さとしては男性が数人で掲げても重たいような看板が倒れてきましたと。その下敷きになったということで、非常に厳しい症状になってしまったということでございます。この折はちょうど最大風速23.2メートルという強風が吹いていたということでございますが、このことにつきまして、さまざまな近年で調べてみる

と、どうしても県内だけではなく県外のところでも異常なことも起こっております。

また、お祭りのようなイベントで隣接して足場を組んで、そこに画像を張りつけておいたら、やっぱり風で倒れてきたと。幸いにもそこはけが人とかはなかったようなんですけど、こういうことについて、さて亀山市をちょっと振り返ってみますと、やはり歴史・文化にも亀山市というのは幅広く建造物もございます。そして、また道路に面したところに市の公共物の案内をする案内板とか、さまざまなものが出てきて取り付けられております。こういう中におきまして、まず歴史・文化に関するという点につきまして、この案内板の把握とか、また案内看板の保安全管理の件についてどのような形でされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

市が設置をしております歴史・文化に関する案内板といたしましては、文化財の説明板や標柱、それから見学者を誘導する案内板等でございます。来訪者の多い旧東海道沿道や文化財の周辺に設置をしているところでございます。これらは金属製、木製、コンクリート製など、その場所や内容に応じましてさまざまな規格、構造のものをを用いております。設置に当たりましては、通行者や見学者の危険のない設置場所の検討や構造計算書等の確認によりまして、安全性の確保を図っております。

設置いたしました案内板等の点検につきましては、既に相当数数がございますことから、全て台帳等によりまして管理することは行っておりませんが、台風通過後などに所管課において行う現地のパトロールなどで目視による確認を行っております。

また、こうした目視確認や地域の皆様からの通報などによりまして、損傷が確認された場合には修繕、または取りかえなどを行うようにいたしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

かなり今次長のほうからも答弁いただきましたが、歴史・文化的なものというのは結構木でつくったような看板が情緒が出るといいますか、そういうような形が多いと思うんです。木というのは腐りも早いので、そういう点につきましては、先ほどのおっしゃっておったような点検方法でいろいろ安全対策というふうなことをやっていただいております。

次に、市道沿いの安全看板ということで、これは県道に付随しておるところもあるかもわかりませんが、これはちょっと産業建設部関係の管理されている看板についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

幹線道路に市が設置しております案内板、大型の道路標識でございますけれども、この点検につきましては平成26年度に道路附属物点検業務委託といたしまして、37基の大型道路標識について点検を実施いたしております。

その内容と方法でございますけれども、高所作業車などを使用いたしまして、国土交通省により

出されております総点検実施要領に基づきまして標識の頭部の取り付け金具の状況を近接目視で、またナットの緩み等につきましてはハンマーで音を確認すると、そのような形で点検をしてございます。さらに標識の基部、下のほうでありますけど、これが土砂で埋没している箇所につきましては、その土砂を除去した上で器具の連結ボルト等の状況を目視で点検を行ったものでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほどの、土砂で埋まっているところは掘ってでもボルトをチェックしていただいておりますということでご苦労もあると思うんですけど、今後の看板の安全対策についてということでございますんですけど、本年の平成30年10月1日から適用される件でございますが、三重県のほうで条例、これは昨年2月に札幌において建造物に取り付けられた看板が一部落下して歩行者の頭部に直撃。これをもとに三重県も三重県屋外広告物条例というのがあるんですけど、これの中で一部施行の規則を変更するというふうなことが10月1日からされるわけなんですけど、この条例というのは一体どういうものなのか、ちょっと時間がないのもう一つお伺いしておきますが、まあいいですね、済みません。足らんとところはまた補足します。お願いします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

三重県屋外広告物条例が改正されますけれども、その内容でございます。亀山市域における屋外広告物に関する担当窓口、これが三重県の鈴鹿建設事務所になるわけでありましてけれども、市の担当部署としてご答弁のほうをさせていただきます。

今回の一部改正でありますけれども、看板の一部が落下し歩行者を直撃する重大事故が発生したことを受けて、屋外広告物の適正な点検、管理に向けた安全対策の充実を図るため、三重県が改正をしたものでございます。

その主な改正内容といたしまして3点ございまして、その1点目、点検業務の対象が全ての広告物に拡大をされた。張り紙などの簡易な広告物は除きますけれども、対象の拡大をされたということ。2点目は、従来は許可が不要でございました自家用広告物等についても3年以内ごとに点検が義務づけられたということ。3点目は、表示面積1平方メートル以上、かつ4メートルを超える広告物は有資格者による点検が義務づけられたということでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

続けてお伺いしようかと思っておったんですけど、ちょっと個別で申しわけないんですけど、先ほどおっしゃっていた3点変更点があるということで、屋外に対する掲示物につきまして、先ほど部長のほうからおっしゃっていただきましたが、有資格者という言葉が出てきましたんですけど、これはどのような資格を持ってやっていくのか。そして、それを対応するとすると、有資格者は外部委託するのか、また内部の職員で対応できるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

有資格者、点検者の資格でございますけれども、表示面積が1平方メートル以上、かつ高さ4メートルを超える広告物に限ってではございますけれども、屋外広告士、建築士、電気工事士、電気主任技術者、職業訓練指導員、技能検定合格者、特定建築物調査員、点検技能講習会修了者、以上の方が有資格者とされておるところでございます。

また、この点検は市の場合、委託をするのか市職員でできるのかということでございますけれども、市が所有いたします屋外広告物につきましては有資格者による点検の対象とはなってございませんことから、屋外広告物のそれぞれの所管部署の職員で対応していくということになってまいります。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういうところに対応できるということでお伺いしましたが、さて、それでは県の条例の改正につきまして、屋外の点検等につきましてですけど、この新しい条例については亀山市としてどのような形で時期的なものとか、導入に対する備えといいますか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新しい三重県屋外広告物条例、改正後でありますけれども、適用時期につきましては議員からご紹介ありました本年の10月1日からということでございますので、その日から市としても適用になってまいります。既に庁内には産業建設部のほうからその旨の周知もしておるところでございます、10月以降、それぞれの所管部署で対応していくということになってまいります。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

順次怠りのないような形で、危険を未然に防げるような形でよろしくお伺いしたいと思います。

最後にお伺いしたいところがあるんですけど、亀山市の今回の条例に対して適用外の区域があります。それにつきましては重要伝統的建造物群保存地区、これ関町のところなんですけど、ここがこの管理からちょっと外れるというふうなものになっておるんですけど、この点につきまして、やはり観光客とかたくさん見えますし、それこそ言葉の語源やないですけど、関の山といういっぱいいっぱいの道幅で、両側にたくさん看板も出ております。こういうところにつきまして、適用外やからほっといてもいいよというもんじゃないと私は思います。その点につきまして、この安全管理をどのように重伝建地区については行っていくのか、またやらないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

関宿の伝統的建造物群保存地区でございますけれども、三重県屋外広告物条例によりまして屋外広告物の設置が原則禁止されている禁止地域となっております。また、市が設置をする案内板等につきましては、こうした禁止地域としての規制などの適用が除外されているということがございまして、その除外の中で案内板等を設置させていただいているというところでございます。

今回の三重県屋外広告物条例の改正によりまして、これまで自主的に私どものほうで点検等を行ってまいりましたものが、設置者として点検が義務化されるということになります。案内板の本体、接合部、支持部等、点検箇所を明確にするチェックシートなどを作成いたしまして、改正条例に基づいた点検を行うことによりまして、より一層の安全性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

点検の実施時期でございますけれども、県条例では3年以内に1度というふうにされているところでございますが、関宿へは毎年多くの観光客にご訪問いただいております。今後も安心してご訪問いただけますように、例えば台風時期前や行楽シーズン前などの点検を行うことによりまして、よりきめ細やかな対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういう形で、重伝建地区が対象から外れるといってもこのような形で、今、嶋村次長のおっしゃられるように点検を欠かさず、もしもそういう事故が起こると、観光客の方にも関宿の風評というのが出てしまうと、やっぱり安心して見学をしていただくというのに不安を感じるというような観光客の方がふえるようではいけませんので、前々から私も空き家とかで瓦が落ちてきた現物を聞いて、電話をいただいてすぐ飛んでいったこともあったんですけど、そういうのも含めて、今後観光客、そして市民の安全を守れるようにご努力いただきたいということを申し添えて私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡でございます。

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回は、亀山市の空き家対策についてというテーマ1本で質問させていただきたいなと思っております。

平成28年9月定例会で亀山市空家等対策の推進に関する条例が制定をされたんですけれども、このとき市議会としては、この条例の内容を一部修正はさせていただきましたが、全会一致で可決という形になりました。その後平成29年3月に亀山市空家等対策計画が策定されている流れになってくるんですけれども、私たち議会としては、やっぱり一刻も早く空き家対策を進めてほしいという思いのもと、今までの流れがあるかと、多分ここにいる議員のほぼ全員が空き家は何とかならんかと、近所の空き家、これはどうなるんやというような要望を受けているはずだと思うので、本当に対策は進んでいるのか、そのあたりの確認を含めて質問を展開していきたいと思います。

まず1つ目なんですが、亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定以降の空き家対策の進捗についてということですが、1項目め、特定空き家に認定されたものがあるのかということですが、前回3月定例会で前田 稔議員が空き家について質問されているんですけれども、そのときの答弁で特定空き家が7件、管理不全状態とされるものが14件と。特定空き家7件のうち2件が既に解体に向けて動いているというような答弁がありましたが、現状はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

1 番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成29年度から空家等対策の推進に関する特別措置法及び亀山市空家等対策の推進に関する条例に基づきまして、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定の適否について、亀山市空家等対策協議会に諮り認定をいたしておるところでございます。

特定空き家等につきましては、これまでに8件を認定いたしております。そのうち現在3件が解体済みで解消されておりまして、残り5件については、所有者の方に解消に向けて亀山市木造住宅耐震補強等事業による解体補助金の活用などの検討を行っていただいております。

3月議会の答弁以降、3月の協議会で特定空き家が1件を追加、管理不全状態が3件追加ということで、特定空き家のうち解体されたものが1件追加されたということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

もう一度確認なんですが、3月定例会の後、空家等対策協議会が1回開かれて、特定空き家が1件ふえた。進行中の案件が1件ふえたという認識でよかったですでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

特定空き家が1件追加されまして、管理不全状態は3件の追加ということで、特定空き家の解体されたものが1件追加になってございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

それでは、2つ目の項目なのですが、今度は管理不全の空き家についてということなんですけれども、この管理不全と呼ばれる空き家は、現在までにどれくらい見つかっているんでしょうか。3件を足すと17件だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、管理不全状態の空き家につきましては17件を認定いたしております。そのうち1件につきましては、草木の繁茂による景観上の問題を解消していただきまして、残りの16件につきましては所有者の方々が解消に向けて現在検討を行っていただいております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

特定空き家、管理不全の空き家の件数をお伺いしたんですけれども、ここで改めて特定空き家というものがどうしたら特定空き家になるのかということと、管理不全の空き家、つまり特定空き家、管理不全はそれぞれどういった条件のもと判定されるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

認定条件でございます。特定空き家等の認定条件となる基準につきましては、空家等対策計画の中でお示しをしております。計画策定時には議会でもご議論いただきまして、ホームページでも市民の方にも公表をしております。

特定空き家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法により、空き家が倒壊などにより著しく保安上危険となる状態、ごみ等の放置などにより著しく衛生上有害となる状態、草木の繁茂などにより著しく景観を損なっている状態で、周辺住宅や道路などに著しい悪影響を及ぼすおそれがあり、危険の切迫性がある空き家でございます。認定基準は、保安面は土台、柱と外壁と屋根の3項目の合計点数でございまして、これが100点以上で周辺への影響が大きい空き家が対象になります。この周辺への影響が小さい場合は管理不全等の状態になります。また、衛生面、景観面と生活環境の保全面につきましては、周辺への影響が大きい空き家が対象になっております。

次に、管理不全状態の空き家でございますが、これにつきましては亀山市空家等対策の推進に関する条例で、特定空き家等の状態までは至っておりませんが、特定空き家等への未然防止のため改善指導を必要とする空き家であります。認定基準は、保安面は土台、柱と外壁と屋根の3項目の合計点数が60点以上の空き家が対象になっておりまして、衛生面・景観面と生活環境の保全面につきましては、周辺への影響が小さい空き家が対象になっております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この亀山市空家等対策計画がありまして、その中に判定基準が載っているんですけれども、その60点以上が管理不全状態、100点以上が特定空き家になると。その他重要な要素となってく

るのが周りの地域の方であるとか住民の方、住居にどれぐらい影響を及ぼしているかというのが判断基準となってくると思うんですが、ここで出てきた点、何点何点という話を少し掘り下げていきたいと思うんですが、例えば基準を屋根にしたいと思うんですけれども、屋根は穴があいてしまえば雨漏りがすると。その穴が大きくなっていけば水が漏れたりとか、場合によっては、これはとても住んでいられないなあというような条件になってくると思うんですが、例えばほか、壁ですとか床には全く問題がなくて、例えばこれぐらいのA4サイズ、A4サイズは210ミリ掛ける297ミリの大きさなんです、20センチ・30センチぐらいの穴があいていますよと。これぐらいの穴があれば、雨のときに雨漏りどころかかなりの水が流れてくると思うんですが、その穴があいている家、そのほか問題がないんですけれども、どれぐらいの点数になるのか教えてください。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市空家等対策計画に定めます認定基準では、屋根につきましては局部的なもので、小修理を要する場合は15点としておりまして、大修理を要する場合は25点、修理不能で除却を要する場合は50点ということになっておりますが、先ほど議員が例示されたケースにつきましては15点の小修理を要する場合で15点ということになるかと思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、もう一つ例なんですけれども、今度は屋根に特化をして、さっきのA4の穴があいているところか屋根が全くないと。つまり壁と床があって、上からはもう雨が降ったら水がざあざあ降ってくるというような家なんですけれども、なかなか難しいと思うんですが、壁・床には問題がないと。この家は何点になるんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

屋根だけで申し上げますと、修理不能で除却を要する場合というのに該当するかと思います。この場合50点となってございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり屋根だけが全くない家というのは、管理不全にも特定空き家にもならないというような認識でよかったですでしょうか。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

50点ですと管理不全状態の空き家になるということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員、どうしますか。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

失礼しました。50点ということで60点以下になりますけれども、屋根だけがない場合という場合は、全てつくり直すということになってまいりますので、管理不全状態の空き家になるということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

その屋根が全くない状態から屋根を直したら使えるという状況で判断をするというような答弁だと認識しました。

何が言いたいかというと、この空家等対策計画の中で示されている点数のつけ方というのは、市民感覚であったり、あるいは住宅を販売したりとか建築をしていく民間感覚というものとずれがないのでしょうかというような話なんです、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空家等対策協議会では、委員さんの中に各分野の専門家とともに市民代表の方も参加をさせていただいております。そのことから市民の目線でもご意見をいただきまして、運営のほうをしておるところでございます。

管理不全状態の空き家等の状態につきましては、特定空き家等の状態までは至りませんけれども、特定空き家等への未然防止のために改善指導を必要とする空き家であるため、管理不全状態が一定のレベル以上の改善が必要な空き家となっております。認定基準による点数化しての判断及び協議会での市民の目線や専門的な見地からご意見をいただいて判断を行っておりますので、民間感覚、市民感覚とのずれは協議会にはないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどから点数の話をしてきましたけれども、点数はつけて出すものの改めて私たち市民感覚、民間感覚に近いような方々で構成される協議会にかけるので、感覚だったり対応についての温度差というのはないもんだというふうにお答えいただいていると認識したんですが、ただこの点数というのは、市のほうでつけていただいた上で協議会にかけられるんじゃないんですかね。つまり協議会のテーブルに上がってくるものというのは既に点数がついているもんだと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

原案としまして、市のほうで調査をしまして、点数をつけて空家等対策協議会のほうへ提案をさせていただくと、そのようなことでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

この空家等対策協議会についてはもう一個大きい項目を設けてありますので、後に回すとして、先ほどから管理不全、特定空き家というような話を展開しているんですけども、この判定基準、点数のつけ方というのは、これは亀山市がある意味独自につけているものなのか、それともほかの自治体と比べて余り差がないものであるのか、つまりこの判定基準がほかの自治体と比べてどんなものなのか伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

判定基準でありますけれども、特に管理不全状態の空き家等の規定、これを条例で定めているという自治体は全国におきまして本市を含めて数市町、京都市、下関市、名張市などでございまして、認定基準につきましては各自治体によってさまざまではございますけれども、特定空き家等に至るまでの状態を規定しまして改善を要するという点につきましては、自治体の格差はないと、そのように考えてございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これは自治体の意欲ですとか、空き家に対する戦略によっては基準が大きく変わってきたりということはある得るのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

認定基準でございますけれども、これは先ほどからも申し上げておりますように、亀山市空家等対策計画で定めておりまして、法のガイドラインに基づく部分につきましては変更のほうはできないことになってございます。その他の部分につきましては、協議会の中でご議論いただきまして、合意のもと基準を変更することは可能となっております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

空家特措法なんか法律がありますけれども、そういった法律のルールはありながらも協議会の中で議論して定めることができるというような2通りの答弁が返ってきたような気がするんですが、改めて対策協議会のほうで伺うといたしまして、この特定空き家ですとか管理不全状態のものというのは判定された後の対応というのはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

判定された後でありますけれども、改善措置の流れとしましては助言または指導、勧告、命令、行政代執行、略式代執行と、そういうような流れで進んでいくことになってまいります。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

特定空き家と管理不全の空き家、判定された後、対応の差はないですか。どういう差が出てくるんですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

特定空き家の場合は先ほどご答弁申し上げました助言または指導、勧告、命令、代執行、略式代執行、この流れになってまいります。

管理不全状態の空き家等につきましては、この改善措置につきましては助言または指導から勧告まででございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり特定空き家の場合は代執行という選択肢が出てきますよというのが違いになるのかなと思ったんですが、3つ目の項目で上げています。

行政代執行が必要になりそうな案件というのはあるのかということなんですが、今、亀山市の中でそういった想定になるようなものはあるのかということと、あといろんな自治体の事例を見ても、代執行に至っているものというのは各自治体で1件ぐらいと、なかなか踏み切れないものだろうということなんですけれども、この代執行に踏み切れない理由というのをどういうふうに考えているのか、2点伺いたいします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

行政代執行を現在想定しているかということでございます。

認定いたしました特定空き家等につきましては、解体済みが3件、その他の5件につきましても所有者等の方が亀山市木造住宅耐震補強等事業により解体補助金の活用などの検討を行っていただいております、現時点で行政代執行が必要な空き家はございません。

また、各自治体がなかなか行政代執行に踏み切れない理由はというようなことでございますが、本来空き家は個人の所有物でございまして、所有者が適切に管理すべきところの責任を放棄しているものであります。行政がその物件に対しまして公金で対応することが社会的にどうかということ

もあるためではないかと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そうですね。代執行をやったとしても行政がかわりにやるだけなので、それにかかった費用なんかは所有者に求めていくという対応になるんですけれども、恐らく取れる見込みはないことが多いんでしょうね。この場合は、もう所有者と自治体は多分物別れというか、ほぼけんか状態ということで、ただでも自分で空き家だったり所有物に対応してくれる人の手前、場合によっては裁判とか、行くところまで行かざるを得ないというようなところがなかなか難しい話になってくるのかなと思うんですけれども、亀山市のほうでは、今は代執行に至るものがないということなんです、これからはそれに至らないようにしていただきたいと思うんですが、どんな工夫を考えられているでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市の場合でありますけれども、特定空き家等の状態に至らない物件を管理不全状態の空き家として設定をしまして、所有者の方に対して改善指導を行い、解消に向けて検討を進めていただいております。

また、特定空き家等に対しましても指導等を行うだけでなく、所有者のご事情もお聞きをした上で、解体や解体後の土地活用に関する相談などを受けるなどの対応も行っておりまして、これらのことから、解消に向けての検討を進めていただいている状況によりまして一定の効果が出てきておると。しっかり今後も空き家対策を運営していくと、そのような所存でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

どこまで行っても所有者さんと納得のいくような折り合いのつく空き家対策というのを展開していくべきなんだろうなというふうに思っております。

では、先ほどからポイントに答弁の中でも出てきております亀山市空家等対策協議会について質問をしていきたいと思います。

では、まず1項目めなんです、この空家等対策協議会の役割について、まずお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家等の対策協議会の役割でございますが、空家等対策協議会、亀山市では平成28年度に空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として立ち上げをいたしております。

その役割でございますが、空家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行うことでございます。詳しくは特定空き家等または管理不全状態の空き家等の認定の適否に関すること、特定空き家等ま

たは管理不全状態の空き家等の措置の方針に関すること及びその他空き家等の対策に必要な事項に関する協議を行うこととでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ここで確認させていただきたいのは、最終的に特定空き家である、管理不全状態であるという決定をするのは市長が決定するというふうに書いてあったと思うんですが、あくまでその空家等対策協議会というのは諮問機関であるのかなあというふうな認識なんですが、その認識でいいのか悪いのか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員が申されたとおりでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、2つ目の項目なんですが、この空家等対策協議会の位置づけだったり役割というのは、市町村が独自に設定できるものなんでしょうか。あるいは、そもそもこの対策協議会というのはつくらなきゃいけないものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空家等対策協議会の位置づけや役割につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定をされておりまして、その役割につきましては先ほどもご答弁申し上げたとおり、空き家対策の全般の協議を行っていただくこととでございます。

また、市独自の位置づけや役割ということでもありますけれども、これにつきましては条例におきまして規定することも可能でございます。

それと、任意かどうかということでもありますけれども、これにつきましては空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、設置することができるということで任意でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、3つ目の項目なんですけれども、会議の運営・内容についてということなんですが、ここではこれまで空家等対策協議会が何回行われてどんな議論をしてきたのか、その概要をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空家等対策協議会でありますけれども、平成28年度に立ち上げをいたしまして、平成28年度は4回開催をしております。その協議会の中で、まず運営に関し必要な事項を定めまして、空き家等対策の全般の検討を行い、空き家対策の基本となる空家等対策計画をまず28年度は策定のほうをいたしております。

昨年度、平成29年度は空家等対策計画に基づきまして、まずは市民の生活環境の保全を図るため、空き家の老朽化により周辺道路や住宅への影響が大きい空き家について、協議会を5月、8月、3月の3回開催いたしまして、特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定を行い、市が空き家所有者に対し改善指導を行っております。

また、空き家の活用につきましても協議会の議題にかけまして、移住施策等とあわせた空き家活用の検討も行っておりましてございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどの答弁は、28年度はこの空家等対策計画の策定についての議論をしていたと。29年になって具体的な物件に関する議論が始まったというような認識で聞かせていただきました。

では、4つ目なんですけれども、協議会のメンバーの専門性を生かす議論がなされているのかということなんです、この空家等対策協議会、設計士ですとか建設業者ですとか、あるいは市民団体の代表者で、市長も入っているんですけれども、市役所執行部だけでは判断がなかなかつきづらいうところを専門家の意見、あるいは逆に一般市民、市民感覚のある方に諮問をすることでその判断の基準というのを担保していこうという趣旨だと思うんですけれども、29年度に入ってから協議会の内容について、ちょっとこれはどうなんだというような話を伺いまして、聞きたいと思うんですが、物件が提示されて協議会に判定が求められるというような29年度になってから始まっているんですけれども、この物件の出し方なんですけれども、住所も詳しい地域というのわからない状態の物件の写真が幾つか提示をされて、協議会のメンバーに意見を求められているというような形式だそうです。言ってしまうと、先ほど管理不全と特定空き家ってどんな差があるのか、本当に市民感覚、民間感覚に合っているのかというような話も展開してきたんですけれども、例えば建設業者とか不動産関係の方とか設計事務所に聞くまでもない、見たらもうこれはあかんよね、壊すよねというような議論がなされていたというような案件が上がってきたということなんです、まずそのあたりの案件の提示についてお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

物件の提示方法ということでございますけれども、昨年度につきましては、個人情報保護の観点から空き家所在地の情報を公開せずに協議会を行ってまいりました。しかしながら、空き家の利活用のことを考慮いたしますと、例えば空き家が中心市街地のあるのか、また郊外にあるのかということで必要となってくる対策も異なりますことから、今後は個人情報に影響しない範囲でお示しをして、十分な協議を行っていただきたいと思いますと思っております。

また、専門家の方に聞くまでもない案件があったではないかというようなご指摘かと思ひますけ

れども、特に昨年度は初年度で協議を始めたということでございまして、特に生活環境の保全を図るために緊急に指導が必要な空き家を中心に協議を行っていただいたところございまして、したがって、周辺道路や住宅へ悪影響を及ぼすことが明らかに判断ができる案件が多くなったということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

個人情報の関係もあって詳しい情報が出せない。ただ、これ、住所、詳しい何番地というだけでなく、本当に亀山市のどのあたりの地域にあるのかということもわからないというような内容だったということなんです。そこから情報の出し方というのは変わってくるのかということと、あと先ほどその協議会が個人情報を扱う関係もあって、協議会の規定の中に、場合によっては非公開にすることがあるということがあったんですけれども、この協議会、非公開になった回、あるいはなかった時間というのは今まであったんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、昨年度は先ほどもご答弁申し上げましたけれども、個人情報保護の観点から所在地の情報は公開せずに協議会を行ったということでございまして、今年度からは個人情報に影響しない範囲でお示しをして協議を行っていただくと、そのような協議会にしていきたいと思います。

それで、非公開となった回数はどうかということでございますが、昨年度は非公開とした会議はございませんでした。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これ、今まで非公開になっていないということで、個人情報に差しさわりのない範囲でこれから情報をもっと出していくということなんですけれども、逆にそれだけ専門的な知識を持って対策を考えられる方々が集まっておきながら、まだ非公開にならない程度の情報しか出せないというところで、この方々の専門性を生かせる議論というのは引き続きできるものなんではないでしょうか、改めて伺います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、昨年度は優先して生活環境の保全を図る必要があった物件につきまして、まず特定空き家等などの認定協議を行い、その際には特に建築、不動産を専門としている方からのご意見を頂戴いたしまして、専門性を特定空き家等の認定に生かしていただくと、そのように考えております。

今後につきましては、さまざまな物件のケースが想定されますことから、各分野の委員さんの方

からより専門的なご意見がいただける、必要となると、そのように考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどから質問を展開していて、この空家等対策協議会の位置づけというのは非常に重要だと考えています。なぜかという、この協議会に出すたたき案というのはほぼ市がつくっていて、協議会の方々がそれを協議して、最終的に市長が判断をするということなんですが、我々のその市民感覚であったり民間感覚を負託できるというのはこの協議会の場でしかないので、協議会の位置づけというのは本当に重要なものになってくるのかなあと。だから、せっかくこういう専門的な人たちを集めて、時間も使って会議を持っているわけなんですから、もっともっとその対策が早く進むように密な議論というのを展開していくべき、だから場合によっては、本当に出せる情報を出して、みんなで対策を考えていくということが必要なんじゃないかというふうに考えています。

逆に今回、私、議場で取り上げてこうやって質問させていただいているんですけども、そもそも、ありがたいことに協議会のメンバーの方からももっと踏み込んだ議論をさせてほしいと。私たちの知識であったり、情報というのを生かせる議論がしたいというふうにすごく前向きなことをおっしゃっていただいているんです。それで、今回私がこの議会で取り上げた次第なんですけれども、この対策協議会のあり方だったり、議題の上げ方、方針というのは対策協議会の人たち自身で決めていくこと、持っていくことというのはできるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

協議会は空き家等対策の全般について協議を行っていただくものでございますことから、専門性を有しております各委員の方々からのご意見、またご提案によりまして、有意義な協議会の議論の場となっていくことから、有効な対策の検討につながっていく、そのように考えております。

委員さんからご提案をいただいて運営方法も考えていくと、そのようにしております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう一点、ちょっと逆の観点になるんですけども、先ほどから専門性というふうに申し上げておるんですが、大きく分けて専門性は2つあるかなあと。建築とか建設、設計に関する建築系の専門家、あるいは相続とか法律に関する司法にかかわる方がそれぞれ別の専門性を持ち合わせているというふうに考えられると思うんですが、それ以外に、例えば市民団体の方が入っていただいていると思うんですが、そういった専門的な知識を持ち合わせる人たちの中で、いわゆる私たちの市民感覚、一般の方に近い感覚を持った人というのは、きちんと発言というのはできているんでしょうか、そのあたり確認をいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

協議会の議論の中では、市民代表の委員の方にも市民目線でのご意見・ご提案をいただいております。専門的な話し合いの中では、関連する資料を事前にお渡しをいたしまして丁寧な説明もさせていただいており、対応のほうをさせていただいておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

当局とやりとりさせていただいて、誰が見てもこの空き家はどうかというような案件がたまに上がっていた会議、これからこれはどうなんだと判定が微妙になってくる会議が始まる前に私が通告を出して質問したから、これからそういった専門性が生きる議論になっていくはずだということを、専門性、あるいはもちろんそういうときに限って市民感覚、民間感覚って必要だと思うんですが、そういう議論になっていくというふうに聞いておりますので、今後の協議会の議論については注目をしながらまた取り上げたいとは思いますが、3つ目の項目、危機感を持った上で空き家対策を進めるつもりがあるのかというところで、最後、市長にもお伺いをしたいんですが、まずさっきの空家等対策協議会のメンバーの中に市長は名前は入っているんですけども、結局その空家等対策協議会のメンバーで話し合っ、市長が判断するというフローになるもので、実は流れとしては市長はその中に入らないほうがいいということで協議会を外れていると。その判断はある意味正しいのかなあと。もともとのその空家特措法が議員立法でできている関係から、なかなかその自治体の決裁の流れなんか詳しくわからないままそういう流れができてしまったもので、自治体のほうで独自にそういう対応をしているんだというようなことだったんですが、逆にその協議会自体に入らない市長は、まずこの協議会の意見、どのように参考にされているんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今お話をいただいたような考え方で、私自身は協議会に参加を控えさせていただいてまいりました。

その上で、今の10名の委員は多様なお立場の専門家、花里先生を会長に、それから中浦さん、建築士の代務者として副会長になっていただいて、あとそこに市民代表の皆さんや民生委員の代表の皆さんや、不動産、建築の代表の皆さんが参画をいただいて、これは多様な意見をあの中で議論いただき、最終の決定をいただいて市長のほうへ考え方を示していただくという会になっておるところであります。

それは当然そのプロセスを尊重させていただくことと、それぞれの委員の皆さんからはそれぞれの立場から、さっきご指摘がありましたような、もっともっと深い議論ができないのかとか、いろんな思いをお持ちであることも承知をいたしておるところであります。

したがって、この協議会がさらに、昨年度からスタートいたしましたので、どちらかというと特定空き家の認定、それからそれに対する議論が中心であったかというふうに思いますけれども、その空き家の利活用も含めたさまざまな考え方を整理して、しっかり活性化した議論を行っていただく場として今後も機能いただけたらというふうに思っておるところであります。

いずれにいたしましても、空き家対策につきまして、亀山市としてもしっかりと対応していくという基本的な方針でございますので、その上で協議会の委員の皆様方にはそれぞれの立場の専門性なり市民感覚なり民間感覚なりをしっかりと生かしていただいて、その上で有効な施策につなげてまいりたいというふうに感じておるところであります。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長はどのように協議会の意見を参考にしているのかという質問でしたが、続いて空き家対策をやってもらっている住まい推進グループなんですけれども、結局今まで空き家の対策をしているだけじゃなくて、そのあいたところに住める人を呼んでいこうということで移住に関する所管もふえたということなんです、この空き家の対策って、一個一個その所有者を探っていくってとか、法律関係を調べたりですとか、非常に手間がかかって一個一個こなすのに時間がかかるという中で移住促進に関する所管もふえたということなんです、つながっていると思うんです、空き家対策から移住対策というのは一連の流れであるべきだと思うんです、その人的な支援として、実態は移住を担当している職員さんがお一人ぼーんと移ってこられただけということなんです、これは移住までつなげて本当に対策をしていただけるという気があるんでしょうか、まず伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員がご指摘をいただいた視点というのは、私どもも当然重要視をしておるところでございます。

28年9月に条例を制定して、この空き家対策の推進を本市としてしっかり前へ進めてまいりました。いわゆる特定空き家と管理不全状態の仕組みをまず入れていくということをこの29年度しっかり優先をしてまいりました。今後につきましてもそれは当然のことではありますが、今ご指摘のような多くの流通可能な空き家の利活用について、あるいは移住等々の促進のための施策との連動、これは大変重要な視点でございまして、例えば空き家情報バンクや県外からの移住促進のための空き家リノベーションの支援事業を現在も打ってきておるところでございますし、あわせて本年5月からは空き家を購入する際のローン金利を引き下げる協定をご案内の独立行政法人住宅金融支援機構と締結をして空き家の利用促進を図っておるところでございます。

さらに本年の7月からは、空き家情報バンク利用に際して仲介業者の手数料の補助制度及び市外からの転入者に対しての空き家利用分に対しての補助を行う事業を開始いたしてまいります。さらに市街地の空き家対策として、立地適正化計画に示されました居住誘導区域内での空き家利用分に対する補助金を上乗せするなどの取り組みも行っております。

いずれにいたしましても、それぞれのこの空き家の利活用の施策や事業も絡めたその推進体制が極めて重要で、総合的な対策をしっかりと本市としては進めてまいりたいと考えておりまして、その意味からも、今年度、展開の年ということでさまざまな事業の連動を開始いたしておりますが、この春の機構改革によりまして、産業建設部に移住定住促進や木造住宅耐震等の事業などの住宅に関

した施策を一元化して効率的に施策を進められるような体制を平成30年度、その体制を整えたところでございます。その総合的推進の体制をもってしっかり前へ進めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

その新しい機構改革でつくられた部署の人員体制が問題があるのではないのでしょうかという、最後、指摘だったんですが、なかなかご理解いただけなかったようだったので、違う視点で引き続き質問などをさせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時54分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

こんにちは。緑風会の高島でございます。

きょうは特殊詐欺についてと上下水道についてと、それと獣害被害について、安心・安全のまちづくりについてをお伺いいたします。

最初に特殊詐欺について、この亀山市でも特殊詐欺があるのかいなということで警察に問い合わせしましたところ、昨年4件230万円、ことしは3件で112万円の被害があるということでございます。

基本的にこの話というのは提案型に最終的にはなろうかと思いますが、その辺のところをまず聞いていただきたいなあと思いますけれども、この数字にまず間違いはないのかどうなのか、危機管理監のほうからお伺いさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

三重県内の特殊詐欺の現状でございますが、亀山警察署に確認しましたところ、犯罪認知件数としては、平成29年中は205件、被害総額は約3億550万円、亀山市内では4件、被害総額は約230万円でございます。

また、平成30年5月末現在では、三重県内は53件、被害総額は約2億4,000万円、亀山市内では3件で被害総額は約110万円でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

この認知件数という数字がそこが何かみそでございまして、電話がかかってきた人が基本的には不審電話と思わんで対応してしまったらもうそれはカウントされないと。じゃあそれより多くあるのだろうということで伺っております。

先ほど言われました三重県では特殊詐欺、振り込め詐欺などがことしで2億4,060万円あったと。先月、津市で5月25日ですか、1億3,870万円1人の方が振り込め詐欺に遭うたと、特殊詐欺に遭うたという案件もございます。それに従いまして、まずもって危機管理監としてそういうのを、危機を持っておるのか、亀山市で一件でも減らそうという考えはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市といたしましては、平成26年に亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、警察や関係団体との情報共有を行いながら防犯対策を実施しておりまして、安全な安心まちづくりに取り組んでいきたいと思っておる所存でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

危機管理監はそういうまちづくり条例があるということなんですけれども、そこであいあいにお聞かせ願いたいんですけれども、結局、基本的にはこういう状況に遭っておるというのはお年を召した方がそういう特殊詐欺に遭うという案件が多いんですけれども、あいあいとしてもそういうのはなくしていきたいという気持ちはあるのかどうなのか、なくさなあかんなあというあれがどうのこうのという話やなくて、なくしたいのかどうなのかということをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員ご質問の振り込め詐欺の状況でございますが、先ほど危機管理監が述べられましたような状況下でございます。あいあいといたしましても老人並びに障がい者等々、非常に生活の中で心配事の多い方々との会話が多うございます。よって、こういった情報を共有する中で、少しでも振り込め詐欺が少なくなるような手だてで臨んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

あいあいの意見も聞きました。

そこで、写真をちょっと1枚出してもらえますでしょうかね。

今、こういう資料を皆さんの手元にもあると思いますけれども、電話機とその電話の線の差し込

み口の間にあるというものがございます。これにあつてはどこで手に入るのか、どこにあるのかということなんですけれども、これは三重県として予算立てをして三重県警察が被害を防ごうということで、名古屋の電機会社から購入をしたと。試験的に四日市市に360世帯で無料で貸し出したとかそういうのをしております。亀山市としては10台、今、亀山警察署のほうから一般市民向けに貸し出しをしておるという状態でございます。

もう一枚写真を出してください。

機械的の本体としてはこういう機械になっておりまして、非常にコンパクトで縦が15センチ、横が10センチ、幅3センチのもので、電話がかかってきましたら、誰からかかってくる、友達からかかってこようが何がかかってくる、この電話は録音されていますということを機械がしゃべるといふか、それですごく抑止になっておるのではないかとということでございます。

ご利用いただいております人のホームページから見ますと、次の写真を出してもらつてわかるんですけれども、いろんなセールス電話などもこれを聞くことによってなくなつたりとか、物売りがなくなつたとか、高齢の母が1人で生活しておるが、なくなつたという状況でございます。

そこで、こういう商品の紹介もあれなんですけれども、そこで亀山市としてはどうするんだと。亀山市には亀山警察が10台を貸し出ししておると。

それで、市長としてこれを予算立てしてやっていくつもりはないのかというのを、これは1台1万円ぐらいで手に入る勘定なんですけれども、今、あいあいもこれはなくしていきたいんやというのがありましたし、市長としての考えを聞きたい。これを予算立てするつもりはあるのかないのか、もっと県警に10台と言わんと100台でも200台でも出してくれと頼みに行くのか。いずれにせよ10台しかないというのは少な過ぎると思うので、市長としてどういう考えを持ってみえるのかというのを聞かせて、早い話、僕はもっとせいという話なんですけれども、そこを聞かせていただければと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重県警のほうで試験的に360台、四日市市内360台とお話しいただきましたが、県内全域360台を導入されて、亀山市、いわゆる亀山警察署管内で10台という配備がなされたというふうに理解をいたしております。

議員ご指摘のような振り込め詐欺見張り隊というこの特殊詐欺防止機器については、県警が試験的にスタートをいただいたということでありますので、亀山2万世帯を超える世帯がある中で10台というのは大変、0.0何%というようなことでございますので、今後、市独自でこの制度をとるよりも三重県のこの取り組みをしっかりと拡充をしていただくような要望をしっかりとしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その言われておることはよくわかる。2万どれだけあつて2万どれだけつけてくれという話は一言も言うていませんやんか。何ていうのか、まずあいあい管轄の65歳以上とか70歳以上とかそ

ういうひとり暮らしの独居老人の家とかそういうところにつけるのには、あれ、必要じゃないかと。まずその中で予算立てをするのか、今言うておるうちに起こっておるかかわらん話ですので、その辺のところをもう一度市長に聞きたいんですけども、亀山市、１００台つけたところで、１００万円の予算です。２００台で２００万円の予算ですやんか。その予算を大至急するのか、三重県に市長が行って、三重県警にもっとこんな、これは試験的だと思いますけれども、亀山署のほうに聞いておると、これは人口案分です。まずこの１０台なんだということは聞いてきましたので、市長が行って、そうしたら１００台何とかしてくれよと、２００台何とかしてくれよと言う気はあるのか。将来的にわたってふうんと言うておってもこれはあかん話なので、まず先ほど健康福祉部長も言われましたように、そういうお年寄りの被害をなくすためにはどうすればいいかというたら、おのずとこういう機械をつけるのがあれですので、市長が、市で買えというのもあるんですけども、市で買えというのが僕は一番なんですよ。だけど県へ行って取ってくるのか、その辺はどっちなのかということだけ、確実にできる方法を教えていただきたいと思います。それと確実にするのか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げたような亀山市としてこれを購入してということは現時点で考えておりません。

しかしながら、今言われるお年寄りを初めかなりの被害に遭われる可能性がありますので、これ以外の手法も含めて、今私どもは亀山警察や鈴鹿亀山広域連合や関係機関と本当にその啓発喚起に向けて努力をいたしておるところでございますし、機器によっては民間の電話で対応できるような、そういうものも最近は流通しておるようではございます。しかし、亀山市として今これを政策として位置づけて予算化していくという考えはございませんので、今回、県がこのようにスタートいただいたこれは歓迎をいたしますので、県当局、三重県警に対しましてこの予算の拡充を、今後ふふふんという感じじゃなくてしっかり求めていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○３番（高島 真君登壇）

本当にこれは市で予算化するつもりがないんやったら、市長が責任を持って県警のほうなり県なり行ってやってもらおうと。確かに今、市販の電話機で撃退というか、振り込め詐欺の対策用の電話も出ておる。僕も見てきました。そういうのをするんやったらそれにつけての助成はするのとか、いろいろな案件がありますけれども、今、市長がここで言われた県に対して言うんやということは、もうそうしたらそれでよろしいですので、県に行って、確実にもらってきてください。また聞きますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

上下水道の問題について聞きたいと思います。

日ごろ市内を車で走っていると、道路を掘って管を入れている工事をよく見かけます。それがガスなのか水道なのか何なのか、看板を見ればわかることなんですけれども、とまっているところでは余りわからんなあというのが、確かに見たらわかることなんですけど、何の工事をしておるんやいなというのであります。きのう、川崎地区のほうで夜ずうっと、聞いたらガス管をやっておると

いう、夜やってみえるのかなあという感じで掘ってみえるのがありました。それで僕は思うんですけども、一体亀山市の中で、上下水道の道路を掘って埋設している工事は年間どれぐらいやっておるのやろうなあという感じで疑問に思いましたので、それを教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

まず上水道事業の年間工事についてでございますけれども、老朽化した水道管の改良工事と公共下水道工事に伴う水道管の移設工事でございます。口径13ミリ以上の老朽管の改良工事につきまして、過去3カ年の工事量をご答弁させていただきます。

平成27年度には4.7キロメートル、平成28年度に3.0キロメートル、平成29年度に2.8キロメートルを実施しております。また、公共下水道工事に伴う水道管移設工事につきましては、平成27年度に2.1キロメートル、平成28年度に0.7キロメートル、平成29年度に1.6キロメートルを実施しております。

続きまして、公共下水道事業の年間工事量につきましては、公共下水道の未普及地域での管布設工事を、平成27年度には10.9キロメートル、平成28年度に5.2キロメートル、平成29年度に4.9キロメートル実施しております。また、公共下水道管の老朽化に伴う改築工事を平成29年度において0.5キロメートル実施しております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

結構やってもろうておるんやなあ、亀山の至るところでやってもろうておるんだなあと思いますけれども、これはいろんな意味で管の耐震とかいろいろあるとは思いますが、そこで、以前も聞いたことがあるんですけども、水道管の石綿管についてなんですけれども、今現在でも石綿管が残っておるということは聞いておりますが、一体どのぐらい残っておるのか、そして残っておる石綿管はいつまでに改良をしていくのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

石綿管につきましては、平成30年3月末時点で1,062メートル残っております。平成27年度から平成29年度までの3年間で688メートルの改良を行っており、今後につきましても順次計画的に整備を行ってまいります。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

順次1,062キロ残っておるというので間違いないのかなあと思いますけれども、これってもう一度お聞きしますけれども、一体平成33年度に終わることなんですか。ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしてしまいまして。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

平成30年3月末時点で1,062メートル残っておりまして、今までも公共下水道工事に伴って改良してきた面もございますもので、今後につきましても公共下水道の工事に伴って改良するなど、順次改良をしていきたいなということで考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ごめんなさい、いつ終わるのかなと。ちょっと数的に間違っていました。

できるだけ早くしてもらえればというのは私思っておることです。石綿管というのは、今飲んでおってどうこうないとは思いますが、イメージ的に何か悪いのかなあというのがありますので、その辺のところ、上位計画のほうに移していただいて随時やっていただきたいと思います。お願いします。

それで工事なんですけれども、水道工事でも下水道工事でも道路をカッターを入れて掘ってやっていくわけなんですけれども、復旧になって必要と、早い話どうやって掘って復旧していくのかというのを教えていただきたいなあと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

舗装復旧でございますけれども、水道管及び下水道管を布設する工事においては、一般交通への影響を最小限とするため、仮舗装復旧まで行い、即日回復を行いながら工事を実施しております。本舗装復旧工事につきましては、布設工事を行った翌年度または翌々年度に実施しております。なお、水道の引き込み工事や下水道の公共ます設置工事など小規模な工事につきましては、本舗装復旧まで同工事で行っております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

舗装の復旧を道路管理者である、占有者である上水道課と下水道課が行っておるんですけれども、どういう基準でこの復旧をしていくかというのは聞きたいんですけれども、占有者である道路もあるでしょうし、市の上水道、下水道課が掘ればそこを復旧していくんですけれども、どのような基準があって決まりがあるのかを聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

市道の舗装復旧を行う際には舗装構成、それとかあと舗装復旧幅などが明記されております。亀山市道路占用工事等に伴う道路復旧基準というのがございますので、それに基づきまして道路管理者と協議を行っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

道路管理者、何でこんなことを聞くかなあといいますと、結局道路を走っておるとでこぼこやがたがたが多いし、よく見ていると Катターを入れた跡があるのかなあと、今から掘るのかなあとというのを思っていますと、いやいや、よく確認していくと、これは土が締まったりして下がったりした跡だということもありました。それで、道路管理者との協議とか舗装復旧から、例えば何年もたってから、上下水道局がやって4年も5年もたって、10年たって下がってきたと。本当に下がってきたところがあると確認しておると思うんですけども、そういう場合は誰が一体これの責任をとるというか、誰が復旧をもう一回きれいにするのかというのを教えていただければと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員ご指摘のように、道路が沈下したというところの件でございますけれども、舗装復旧後、何年も経過した場所で沈下等のふぐあいが発生した場合、復旧後の経過年数や交通量の条件で現場ごとにいろいろ異なってきますので、その都度、道路管理者と協議して修繕を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

本当に今回これを聞かせていただいたというのは、いろいろな協議を行ってやっておるというのもわかりました。基本的に車に乗っておる人は、誰の責任でどうのこうのと関係ないんですよね。基本的に真っすぐ道をスムーズに走れば安心して行けるということが大前提ではございますので、今後も道路部署とかがいろんな問題提起があると思います。これがへこんでおるのやと、ここが直してほしいのやというところがあれば、市民やドライバーにとって安全確保の意味をもって、確実な対応をお願いしたいと思います。

この質問はもうこれで終わります。

次に、獣害についてです。

獣害について、これも私、常時、いつも獣害については質問させてもらっておるところなんですけれども、獣害を地元からも何とかせいということで、私もわなの免許を取りました。それが基本的に笑い話でもなく、僕にも捕まるイノシシがおるわけなんです。それで捕まえてどうしようかなあというところまでは来ておるんですけども、いかんせん獣害ですのであれなんで、市としては電柵やとかロケットやとかあらゆる、言うたならできる限りのことはしてもらっておると思うんですけども、それでも追いついていかんというのが今の現状じゃないかなあと私は思いますけれども、被害状況について、一度現在の被害状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農作物の被害状況でございますが、三重県農業共済組合の野生鳥獣による農作物の被害状況調査

によりますと、平成２９年度の亀山市の鳥獣被害総額は３５３万１，０００円ということになっております。

近年の被害総額を見てみますと、平成２６年度は５０８万６，０００円、平成２７年度は３４３万円、平成２８年度は３０８万７，０００円となっておりまして、平成２７年度以降はほぼ横ばいというような状況になっております。

次に、その被害額を獣種別に平成２６年度から２９年度までを見てみますと、イノシシによる被害は減少している一方でニホンジカによる被害額は増加傾向にあるというところがございます。また、ニホンザルによる被害額につきましては、全体では減少傾向ということになっておりますけれども、山間部の被害報告が減少するという一方で、市街地での家庭菜園等の被害報告が増加していると、そのような状況でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○３番（高島 真君登壇）

確かにイノシシやニホンザル、猿、鹿などの被害があると思いますけれども、３５３万円、結構な額になっておるんですけれども、獣害というのは基本的に野登や白川や中山間部で起こっているのかなあと思っておったんですけれども、この間フェイスブックを見ていましたら、亀山市東町に、猿あらわるとかといって、二、三十頭ずうっと大きな顔をして歩いておるんですけれども、それもずうっと動画で流れておったんですけれども、このまちの中の被害を発生、猿がよく、鹿とかイノシシはまちの中には出やんと思うんですけれども、猿の被害がまちの中に確かによく出没しておるなあという感じもあります。まちの中では基本的にどうやって捕まえたらいいのかなあと、銃器は使えませんし、おりをかけるのも難しいと思います。集落が一丸となって追い払ったり、電柵を張ったりするのも効果的やと思うんですけれども、猿についてはその辺がちょっと難しいのかなあと私は思いますけれども、市は、まちを含め具体的な対策はどうしていくのかなあというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

獣害対策でございますが、農作物の被害を防止するための獣害防護柵の補助、また猿の追い払いの花火の配付、さらに猿の群れの位置情報、これの配信をしておりますほか、特に市街地対策といたしましては東台町の地内に大型のおりを設置しておりまして、大量捕獲という形に取り組んでおるところでございます。また、集落ぐるみによる獣害対策を推進するために、三重県猟友会の亀山支部や三重県と協力をいたしまして、出前講座の開催や獣害対策の勉強会を行っておるところでございます。さらに、三重県猟友会の亀山支部への有害鳥獣の捕獲を委託しておりますとともに、捕獲おりの貸し出しも行っておるところでございます。

今後につきましては、地域、さらに鈴鹿農業協同組合とも連携をしながら、継続して獣害対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

猟友会の支援についてというところなんですけれども、先ほども申しましたが、市は猟友会に駆除委託を行っておりまして、猟友会は銃器やわなで駆除をしております。鉄砲の場合は弾を買うたり、猟犬を買ったり、わなの場合はわなを購入して餌をやったり、餌をやったりとか、餌づけしてぱくっと捕まえるんですけれども、そういうのをしております。私も猟友会に入っておりまして、お前は野登のほう、辺法寺のあたり、まず自分のところを見回れということなんですけれども、大概えらいのはえらいということなんですけれども、確認したいのですが、猟友会の支援というのはどのような支援を行っておるのか、お聞かせください。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、獣害対策といたしまして、追い払い用のロケット花火の配付とか電気柵の設置補助金を交付しておるところでございますが、まず捕獲するということも有効な手段と考えております。

これまでから狩猟免許所持者の唯一の団体となっております三重県猟友会亀山支部に有害鳥獣捕獲の業務委託、これを委託いたしまして、活動の経費、また捕獲に対する報償費を支払っておるところでございます。

また、有害鳥獣捕獲許可のある方に対しまして、捕獲用のおりを貸し出ししておりまして、現在、鹿、イノシシ用が16基、猿用が31基保有をしております。さらに有害鳥獣捕獲活動につきましては、今年度有害鳥獣捕獲業務の委託料を増額させていただいたところでございます。

今後も引き続き猟友会と連携しまして獣害対策に取り組むとともに、捕獲活動の負担軽減につながるような対策も市の鳥獣被害防止対策推進協議会、こちらにおきまして検討のほうもしてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的には捕まえてやっつけるとか捕まえてくれるのは、早い話、猟友会しかおらんということなんです、基本的には。それで、それにやってもろうておるんやでもうちょっと猟友会と話し合いをしているんなでできることがあれば市も参加してもろうてやるということも一つの方法かと思っておりますので、ひとつ検討をしていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいのですが、駆除したら、私たちは許可証をもろうておるんですけども、埋設等、埋めておけみたい感じなんですけれども、これはどこでも穴を掘って埋めればよいというものと違いまして、穴を掘るのも苦労やし、全て夏の鹿やイノシシを食べてしまえというのもちょっと話も論外になってきますので、この捕獲した鳥獣を環境センターとかその辺で焼却することも一度ご一考していただけないかという質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

捕獲された後に汚物となりましたニホンジカなどの有害獣につきましては、現在のところ、その大きさから総合環境センターでは処理できない状況でございます。

ただそのような中、今年度センターでは動物焼却炉の整備を予定しておりますことから、今後センターに搬入いただく場合の条件整備も含め、その処理についても検討してまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その辺のところは産業建設部と生活文化部のほうでよく話してもらいたいと思います。

基本的には猟友会とよく話し合ってもろうてやってくれたらええのかなあと考えていますので、予算にもついていましたので、焼却炉のことは早いところしてもらったらありがたいと思います。

次に、安心・安全のまちづくりについて聞きたいと思います。

災害発生時の初動態勢についてということなんですけれども、基本的に警報などが出たとき、一応感覚的にしか僕わかっていないんですけれども、それで初動態勢についてはどうなのかというのを一遍教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

台風などによる災害の発生が見込まれる場合におきましては、三重県と連携を図り、三重県版タイムラインに基づき気象情報などの情報収集及び整理、連携会議を行い、来るべき災害に備えることとしております。

また、さらに台風の接近などにより注意報が発令された段階におきましては、亀山市地域防災計画に基づき、防災安全課及び消防本部情報指令課により準備体制をしき、引き続き情報収集を行うとともに災害対策本部の開設のための準備を進めることとしております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そこで注意報が出た時点で準備をもうしていくんだなあと。台風とかそんなのは結構予想されることですので、それはそれでええと思うんですけれども、地震とかいろんな災害と、災害は台風だけじゃございませんのでいろんなことが考えられると思います。

そうしたら、災害対策本部の設置基準について、台風やったら警報が出たとかそれで話はつくんですけれども、それと2番、3番一緒に聞きたいんですけれども、これで災対本部は設置したらどこかに報告するのかとか、そういうのを2番と3番とまとめて聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害対策本部の設置基準につきましては、亀山市地域防災計画に基づきまして、防風、大雨、洪水、その他気象警報が発令された場合、または亀山市域に震度5弱の地震が発生した場合に設置することとしております。

また、気象警報が発令されていない場合におきましても、何らかの災害が発生し、必要と判断した場合は、災害対策本部を設置することとしております。

続きまして、そのときの状況報告でございますが、災害発生時の対応につきましては国・県など関係機関との円滑な情報共有は大事なこととなります。その中で三重県防災情報システムにて避難情報の発令状況、避難所の開設状況、避難者数、被害状況などを随時報告し、三重県を通じて県内関係機関が一同に情報共有を図ることとしております。

これに加えて、これらの情報の一部は災害情報共有システム、いわゆるＬアラートと連動しておりまして、各テレビ局の字幕放送を通して市民の方々にも情報を共有しておりますし、また国土交通省や三重県警察など関係機関におきましても、状況に応じて災害対策現地情報連絡員を我が亀山市の災害対策本部へ派遣いただくことになっておりまして、迅速な災害対応を行えるよう情報共有を図っております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○３番（高島 真君登壇）

よくわかりました。

これは震度５弱のあれでもやっていくんだなあということがわかりました。

それでは最後に、災害時における支援、これはもうあかん、もう手に負えやんとなった場合の支援の基準についてと、それと支援はどこに誰にするのかというのを、三重県が国にするんだろうと思いますけれども、その辺の基準について教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害時の支援要請でございますが、災害発生時におきましては災害対策基本法第６７条、第６８条の規定及び三重県市町災害時相互応援協定に基づきまして、市で被災者の救援など応急措置が実施できない場合、三重県や他市町へ必要な支援要請、例えば職員の派遣や必要な資機材、物資の提供などを求めることとしております。

また、人命や財産の保護などを目的として災害対策基本法第６８条の２の規定によりまして、三重県知事を通じまして自衛隊への派遣要請を行うこととしております。

さらには、５０を超えます各種団体との災害時応援協定に基づきましてさまざまな支援要請を行える体制を整えております。

いずれにいたしましても大規模災害時には不測の事態を考慮しまして、関係機関、各種団体とは平時より密な関係を築き、有事の際には円滑に災害対応が行えるよう努力してまいり所存でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○３番（高島 真君登壇）

三重県を通じて自衛隊のほうに災害派遣をお願いすると。人命とか、僕は自衛隊はそういうのはいいのかなあと思いますけれども、市長に一言聞きたいんですけれども、自衛隊は信頼をおける、

助けてくれると思うているのかどうなのかというのを一言だけ聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

自衛隊についてどう思っておるんやということですが、ご案内のように、自衛隊は今日まで我が国の平和と独立を支える重要な任務を果たしてこられたと思います。一方、国内においては東日本大震災とか九州の豪雨などの大災害に際しまして、被災者の救援・救助活動に尽力をいただいてまいっております。この最前線での、いわゆる自衛隊員の雄姿に、被災者はもとより多くの国民が勇気づけられておるのが記憶に新しいところであります。

現在、本市におきましては、陸上自衛隊の久居駐屯地の第33普通科連隊におかれて、平時から、例えば防災会議であるとか水防訓練、防災訓練に参画をいただいております。信頼・協力関係を築いていただいております。実に心強く感じておるところであります。私どもとしては今後においても平時からのこの自衛隊との信頼関係、協力関係を充実していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

市長がそうやって思うてもらえるなら安心やと僕はそう思っておりますので、確実な信頼関係を築いていってください。

本日は、そうしたらまず市長とお約束した特殊詐欺の機械、三重県から取ってくる。取ってくるというか三重県へ要請してやってもらうということと、猟友会のこと、下水道のこと、全て思うだけのことは言わせていただきましたので、そのことだけはよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 2時58分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく2点につきまして質問をさせていただきます。

まず、1番目の国道25号線の土砂崩れ現場の復旧ということでございます。

ちょっと写真を出していただけますか。

この写真でございますけれども、先月の５月１０日に国道２５号線の金場付近で土砂崩れがありまして、その崩れた当初はあの一体が土砂でいっぱいでは通れなかった状況ですけど、これは今近々の写真でございますので、今、ああいった状況でございます。

あの土砂崩れがあつてからはほぼ１カ月たったわけでございます。

この崩落の原因でございますけど、一体この原因は何であつたのか、まずそれについて伺いたします。

○議長（西川憲行君）

１４番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ご質問の崩落の原因でございますが、長年の風化による亀裂した岩石に雨水が影響したことが崩落の原因と伺っております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

雨水が原因ということでございますな。わかりました。

雨水が原因ということですけど、雨水というと雨ですね。雨水がずうっと下までしみていったということですか、それでずれてということと理解してよろしいんですか。ちょっと答えを言ってください。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

雨水が蓄積されて浸透していったということとございまして。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

現在、気候もいいですし、季節柄二輪車で１２５cc以下、それ以上のオートバイもあるわけでございますけど、名阪はその１２５cc以下が通れないのであそこを利用される方もかなり多いんですね、現在。なかなかそういった方が途中まで来て、通行どめになりまして困っているという、そういう状況もございます。そういった中、迂回路の看板を設置してくださいと言いましたところ、早速つけてはいただいたんでございますけど、今後この看板をふやしていくのかとか、現在の通行の状況とか、それにつきまして取り組み状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

現在の状況と二輪車、歩行者の対応についてご答弁させていただきます。

５月１０日にのり面崩壊が起きました県管理の一般国道２５号につきましては、関町金場から

加太市場間約1.9キロですが、現在も通行どめとなっております。現在の状況でございますが、三重県により5月23日より崩落土砂の撤去を開始し、応急対策工事を実施していただいておりますが、応急対策工事は完成いたしました。今後、夜間の対策を含めた通行の安全確認を行った上で、予定では6月18日より歩行者及び二輪車に限り通行できるように対応をしていただけるとのことでございます。なお、二輪車は安全のために降車しての通行となりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

迂回路看板についてですが、迂回路看板の対応でございますが、現在、迂回路看板を設置していただいておりますが、通行者により安全に迂回していただきますよう周知を行うために、今週中に40枚程度追加していただけると伺っております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

ちょっと写真を出してもらえますか。

先ほどのご答弁で、二輪車が、要するにフェンスのあいているところ、何メートル幅があるかわかりませんが、あれは軽トラックはもう完全に無理なんですか。それ1点と、例えば125cc以下ばかりじゃないですね。自転車とか歩行者、今言われましたんやけど、それ以上のナナハンとか大きいオートバイも通ると思うんですが、そういう大きい、125ccだったら引いてちょっとその部分を歩いていけますけど、ナナハンぐらいになりますと引っ張っていくのも大変だと思うんですが、その2点について、もうこっそりそのまま行ってしまうんか。それとこの遮蔽板みたいな、何というかわかりませんが、あれがまたちょっと崩れてきたときに、頑丈なものですか。大丈夫なんかな。その3点ぐらいちょっとお尋ねします。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

まず、通路の幅なんですけど、1.5メートルと伺っております。それと軽トラは1.5メートルでは通行不可能ですので、通行どめのままになります。

それとナナハンの単車ですと名阪の国道が通れますので、名阪国道自体が125cc以上ということになっておりますので、通れない単車に対して解放していただけるということでございます。

H鋼の斜壁なんですけど、頑丈ですかと言われたら、仮に立っていますので、頑丈につくっていただいていると思います。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

全部のナナハンのオートバイが名阪を通るとは限りませんので、下も通る場合もありますんで。それは本人の自覚やと思いますんで。

この復旧工事に向けての測量や地質調査、設計等、6月1日に契約済みと聞いております。この測量や地質調査や設計に対してもかなり日数もかかると思うんですが、その内容についてお伺い

たします。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

現在、本復旧工事に向けての対応でございますが、5月21日に路線測量、地質調査、のり面詳細設計を発注し、6月1日に契約締結していると伺っております。委託業務は8月下旬完成に向け取り組んでいただき、早期完成に向けて進めていただいております。

内容としましては、まず路線測量でございますが、現場測量、現地の状況をはかる測量でございます。地質調査につきましては、現場の地質の状況を調べる調査でございます。その後、詳細設計でのり面の工法検討を行っていくと伺っております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

その調査のことなんですが、その現場はもちろんのことだと思いますが、それ以外に新所の入り口からずうっとですけど、それ以外の調査でございますけど、その範囲はどれぐらいにわたって行うのか、またその期間、それについてお尋ねします。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

市のほうでも国道25号全体の点検要望をさせていただいております。

そのような中で、三重県のほうでも鈴鹿建設事務所管内全線ののり面点検を予定しておると伺っており、今後の安全・安心に向けた対応を行っていただけると伺っております。

発注時期につきましては、これからの対応となりますので現時点ではお答えできません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

8月下旬ごろまでかかるということで理解させていただきました。測量や地質調査、設計等々いろいろ時間がかかると、そんなもんだと理解いたしました。

それから、調査が終わってから本工事に入ると、そういうことだと思いますが、ますます完全に通れるよう完成するのはかなり日数がかかると思うんですが、年内には完成可能なのか、その辺のところ、見通しがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、設計委託業務の完成が8月の下旬と伺っております。

その後、工事の発注を行い、早期完成に向け進めていただきますよう、市としまでも一般国道25号を利用される市民の方々にご不便をおかけしておりますので、引き続き県に対して早期復旧を要請してまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ひとつよろしく願いいたします。

とにかく冬になりますと雪が積もったり余計大変になりますので、早急にできるだけ完成するように要望していただきたいと。また、先ほど言われましたように、関係住民に周知でございますけど、現状等々がわかるようによろしく願いいたしたいと思います。

次に、緊急時の対応ということでございます。

とにかくその近年台風がよく来ます。また、そのときにはゲリラ豪雨等々であつという間に通行どめになるわけでございます。名阪と25号線と1号線と3本あるわけでございますけど、名阪は特に事故が多いわけでございます。本当に2日に一遍ぐらい救急車といいますか、サイレンの音が聞こえるのが現状でございまして、すぐ通行どめになるわけでございます。とにかく通行どめになってしまうと、加太地区というのは陸の孤島になってしまうので、大変だということでございます。

話を聞きますと、連続雨量で25号線は100ミリ以上、それで1号線が180ミリ以上、名阪が200ミリ以上で通行どめになると、そのように聞いておりますが、大体3本同時にいつも通行どめになることが多いですね。

これまでそういった通行どめになったときに、急病人の方が出られて、生命に危険があると。そういうことがこれまでなかったのが幸いといいますか、万が一そういうことが起こった場合、名阪国道は通行どめになった場合でも通れるのかどうか、それについて確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

豊田消防署長。

○消防署長（豊田邦敏君登壇）

大雨等により道路が通行どめの際、加太地域での救急事案が発生した場合の交通手段ですが、雨量規制による通行どめであっても孤立地域における傷病者の救急搬送を効果的に実施するため、名阪国道の道路管理者である国土交通省北勢国道事務所と調整し、安全管理及び2次災害の防止対策を徹底の上、道路を通行し現場へ向かうこととしております。

また、平素からさまざまな災害時案に対応するため、道路交通障害や迂回路など道路状況を把握するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく隣接消防本部や防災ヘリへの出動要請など、ありとあらゆる手段を講じて迅速・的確な救急活動に万全を期しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

加太地区が、先ほども申しましたとおり、すぐ孤立するような状況になります。そういった中、

迂回路として国道25号から1号線への市道の市場坂東線、それしかないということでございまして、これも同僚議員の方がいろいろ質問もされた中でございますけど、私もあそこを通りましたら、大体普通に走って15分ぐらいから20分ぐらいかかると思うんですが、とにかく市場から諸戸林業さんですか、そこまで行く間はきれいな舗装がしてあるんですが、それ以降1キロぐらいが狭くて対向できないということでございまして、今後その今通行どめになっておりますし、かなりあそこを利用される方も多いと思います。そういった中で拡幅工事というのも片方が川でするので大変だと思うんですが、せめて待避所を、車が行き来できるような感じの待避所が2カ所かそこらあれば通行が可能になると思うんですが、せめてそういった方策でもとっていただけないかと、それについてお考えをお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

市場坂東線は加太市場から関町沓掛までの総延長約6キロの道路でございます。急峻な山の中を通過している道路で、未改良区間は約1キロでございます。すぐさま改良を行うことは難しい状況でございます。地域の合意形成も図りながら待避所等の検討も行っていきたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

検討と言わず、待避所くらいでしたらそんなにお金もかからず、時間もかからずできると思いますんで、検討と言わずできるだけ早くやっていただきたい、このように要望しておきます。

次に、国道25号線の整備ということでございます。

関の新所から伊賀市までの約10キロの、これは一級国道と昔は言っていたんですけど、ほかの幹線道路とあわせまして交通の要衝になっておったところでございます。ここ十数年間、要望はしておるわけでございますけど、ほとんど整備が進んでいないということでございます。何回も質問しておるわけでございますが、平成25年に伺ったときは、改良済みの延長が2.7キロで、改良率が25.2%ということでございました。現在の延長と、その改良率についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

亀山市内の鈴鹿建設事務所が管理しています国道25号でございますが、関町新所から加太北在家まで約10.5キロでございます。平成29年4月現在の改良率、改良状況でございますが、改良延長は2.7キロ、改良率にして25.3%でございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ほとんど進捗していないという状況でございます。なかなかこんな状況では道路もよくなりませんということでございます。

毎年7月ごろに伊賀市で名阪国道と国道25号線整備促進期成同盟会というのがございますね。もう近々あると思うんですが、いつも伊賀市長と当市からも市長が出ていただきまして、去年は台風で中止になったんですかな、その前からずっと強く要望もしていただくんですが、今回も私もこれまで出席させていただいておりますので、ひとつ強く要望していただきたいと、そのように思います。

ちょっと時間もございませんので、次の題に行かせていただきます。

2番目の福祉行政についてでございます。

今回ちょっと質問項目が多いので、余り深いところまでお聞きできないかわかりませんが、まず1番目の第2次亀山市地域福祉計画についてということでございます。

市長のビジョンについてということで、当市の市政につきましては第2次亀山市総合計画、グリーンプラン2025が昨年スタートをしたところでございます。財政やら農林・福祉・建設・教育とそれぞれいろんな面にわたりまして、広範囲に網羅されておるわけでございます。

今回は福祉行政に絞ってちょっとお尋ねしたいと思います。

昨今ご承知のとおり、少子・高齢化が極端に進んでおるのはもう皆さんご承知のとおりでございまして、先般NHKの番組であったんですが、見られた方も見えるかわかりませんが、ミッシング・ワーカーとかいって、僕も初めて聞いたんですが、介護のための離職者という方、そういう方が特に働き盛りの40代から50代、そういった方が日本で100万人ほど見えるということでございます。

一旦そういう離職するとなかなかもとに戻れないと。そういった状況があるということでございます。そういったことやらいろんな高齢化の問題、あと五、六年たちますと、3人に1人が65歳以上になると、そのようにも聞いておりますし、いろんな福祉に関して問題が起きてきておると、そのように思っております。

福祉の問題に比重を置いていかなければならないと、そういった時代になってきているんじゃないかと、そのようにも思います。

亀山市の第2次地域福祉計画、これは総合計画を上位計画とした個別の計画でございます。福祉分野におけるマスタープランとも言われておるわけでございますけど、主なものが高齢者の方々や障がい者の方々、子供の子育てとか、その3つが大きな柱になっておるわけでございます。平成2年に福祉八法が改正されまして以来、30年たったわけでございますが、この計画を大きな視点から捉えて、高齢者・障がい者・子供と子育て、この分野におきまして福祉施策に関しまして、市長はどんなビジョンをお持ちか、ビジョンといいましてちょっとわかりやすくいいますと、どんな理想像、未来像、あと展望とか見通し、市長がどんなこの福祉施策に対して強い思いといいますか、意気込み、お考え、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どんなビジョンを持っておるかということでございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、この第2次亀山市地域福祉計画を昨年の10月に策定をいたしました。この計画の中には、本当に今置かれた社会情勢とか課題につきましてしっかり展望をし、これを乗り越えていこうとい

う思いを込めて策定をいたしましたものでございます。特に市民と地域の持つ力を生かした地域福祉ネットワークを強化するとともに、ともに支え合う共助の機能を高める。そして多様な人々が心身ともに健やかな日々を過ごせる共生の地域社会の構築を目指していこうとするものでございます。

各分野において、それぞれ今ご紹介いただいた高齢者福祉計画、あるいは子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などの計画もございまして、それぞれの計画というか分野におけるビジョンにつきましては、まず高齢者福祉に関しましては2025年問題、これが想定されて、これにいかに対応し、乗り越えられるかということでございますけれども、高齢者の自立生活の支援や要介護状態の重度化防止に取り組みながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、子ども・子育ての分野に関しましては、ご案内のように、本市は学びや子育てを大切にしてきたまちであると。そういう認識を持たせていただいておりますが、県内でもさまざまな子育て支援施策をリードしてまいりましたこと。それから、内外から子育てに優しいまちとの評価もいただいておりますが、さらに今後も独自施策に取り組む姿勢を大切にしながら子供たちの笑顔が輝くまちづくりを、その環境をしっかりと前へ進めてまいりたいと思っております。

最後に、障がい者福祉に関しましては、障がい者が住みなれた地域で生活を継続できるとともに、障がいのない人とのつながりとか支え合い、ともに喜びを感じながら生活できるような地域社会を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域のきずなを生かした助け合い・支え合いによって市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

いろいろ総合計画もさまざまな事業が網羅されております。駅前周辺の事業もございまして、さまざまなやるべき事業がたくさんございますけど、こういった超少子・高齢化時代になりましたら、やはり福祉の分野のほうに今後比重を置いてなければならない、そのようにも考えております。

この地域福祉は今後力を入れていかなければならないと、そういうことでございますが、全ての人が個人としての尊厳を持ち、住みなれた地域で安心して暮らせるように、住民、事業者、団体、行政等が力を合わせてやっていくのが大変重要だと思います。特にその市民の一番身近である行政組織であるこの亀山市の福祉行政の役割というのは極めて重要だと、そのように思います。

2番目の進捗状況と課題ということでございますが、この計画は策定後、まだそんなに時間がたっていないわけですが、国におきましても先般、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というのを立ち上げてまして、そういった動きもあるわけですが、計画の全体を見まして、過去の検証も踏まえて進捗状況と課題について、端的にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの第2次亀山市地域福祉計画の中身の中で、主な事業の進捗状況をご答弁させていただきたいと思います。

まず、地域における福祉課題を地域住民が主体となり解決を試みる体制づくりに向け、ご案内のようにこの4月から亀山市社会福祉協議会に専任のコミュニティソーシャルワーカーを配置いたしております。

設置後におきましては、この2カ月で市民等から20件、延べの回数にいたしますと87件のご相談を頂戴いたしまして、その中で家屋の清掃などといったことを行ったところでもございます。

また、事業周知のために社会福祉協議会とともに各まちづくり協議会を訪問し、説明も現在行っておるところでございます。

次に、貧困の連鎖を防止するため、子供の貧困の実態調査に向けた調査を進めておりまして、本月下旬から保育園、幼稚園、小・中学校などの関係団体にヒアリングを実施してまいります。

今後でございますが、地域福祉を支える人材の育成であるとか、自立支援の推進や地域が連携する環境づくり、また助け合い・支え合いの活動促進を順次展開してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

次に、3番目の権利擁護の充実ということでございます。

急速な高齢化の進展によりまして、当市におきましても認知症の高齢者の方々、障がいのある方々、また判断能力の十分でない方々が地域で安心して暮らせるためには、その生活に必要な支援を受けつつ、その人が権利を守られることが重要でございます。また、権利擁護に対する理解や支援体制の強化が求められるわけでございます。その中で、日常生活自立支援事業、これは県社協から今の亀山市の社協に委託された、以前は地域福祉権利擁護事業だったと思います。年々その対象者がふておるという状況を聞いておりますが、その現状についてお尋ねいたします。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員先ほど申されましたように、日常生活自立支援事業につきましては、亀山市社会福祉協議会が三重県社会福祉協議会から受託事業として専門員を配置し、関係機関と連携を図り、利用者に寄り添ったサービスを行っております。

契約者でございますが、平成27年度41名、平成28年度43名、平成29年度47名であり、年々増加傾向にございます。なお、平成29年度の47名の内訳でございますが、認知症高齢者が14名、知的障がい者が16名、精神障がい者15名、その他2名でございました。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。確認させていただきました。

次に、2番の亀山市高齢者福祉計画でございます。

課題と計画が目指すものということでございますが、日本の高齢者の人口は、平成27年現在で3,387万人と聞いております。10年後の平成37年には、全国で高齢者人口が3,677万人になると、そのように予測されておるそうでございます。

3人に1人が65歳以上になるということで、超高齢化社会、そういったことでございます。もう数年先のことでございます。また、平均寿命が男が80.98歳、女性が87.14歳と年々延び続けておるような状況でございます。高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるまちを基本目標としなければならないと、そういったことでございます。

こういった中で、この計画においての課題とこの計画が目指すものにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

高齢者福祉計画でございますが、今後中・長期的に大きく人口構造が変化する、先ほど議員申されましたような背景が見込まれる中でございます。介護・医療等の需要はさらに増加するものと考えられていることから、在宅医療の推進、認知症高齢者への支援の充実、総合事業の推進など高齢者の多様な生活シーンを適切に支える仕組みを発展・強化することで地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくことを目指しているものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

次に、地域包括支援センターについてということでございます。

こういった状況下、地域包括支援センターが核となりまして高齢者と家族へのきめ細やかな支援を行ってきたわけでございます。

先般、この地域包括支援センターが社協へ移行しました。そういった中で、今の状況で、移行したばかりなんですけど、大きな問題等がないのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

亀山市地域包括支援センターにつきましては、先ほど議員申されましたように、平成30年4月から亀山市社会福祉協議会が鈴鹿亀山地区広域連合から運営を受託しているところでございます。

市から亀山市社会福祉協議会に確認をいたしましたところ、亀山地域包括支援センターにつきましては、現在主任介護支援専門員、これは主任ケアマネジャーですが1名、それから保健師1名、それから社会福祉士2名の専門3職種及び保健師、社会福祉士に準ずる者が2名を配置いたしまして、広域連合の所定の基準でございます4名を超える6名の常勤職員をもって運営しているところと伺っております。

問題点はないのかというようなご質問でございますが、特段その点については伺っておりません。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、認知症高齢者への支援ということでございます。

認知症高齢者が平成37年、7年先でございますけど、これも全国で約700万人、5人に1人になると、そのように聞いております。驚きの数字でございます。5人に1人ということで大変だなあ思います。当市では、ちなみに平成29年度の数字でございますけど、約1,500人見えるそうでございます。

国のほうではこういった状況に対しまして、平成29年7月に厚生労働省が新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）、そういうのを立ち上げてやっているところでございますが、当亀山市も認知症サポーターの養成等々いろいろやってみえると思います。認知症高齢者への支援につきましの対応状況について、それと認知症ケアパスというのを聞いたことがあるんですが、この状況を端的にご説明願いたいと思います。

2点お願いします。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されました認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランと申しますが、そのうち市町村が実施すべき事業につきましては、介護保険事業の認知症総合支援事業として実施することとされており、本市におきましては鈴鹿亀山地区広域連合から当該事業を受託いたしまして、認知症サポーターの養成であるとか、認知症カフェの開催、認知症ケアパスの作成などの事業を実施しているところでございます。

認知症ケアパスをどのように取り扱っているかというご質問でございますが、こちらに関しましては、新たな認知症の対策を講じるたびに見直し・改訂を図ってきておりまして、一般的なパンフレットとしてではなく、認知症サポーター養成のテキストとして活用するなど効果的な運用を図っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、3番目の亀山市子ども・子育て支援事業計画についてということで、進捗状況と課題についてということでございます。

この計画は平成27年3月に策定されて、その前はたしか亀山市子育て応援プラン、亀山市次世代育成支援行動計画というのがございました。これがこの名前にかわったと、そのように理解しております。

この計画は平成31年度まででございますが、現在その第2次の計画策定に努力してみえるということで聞いております。基本理念として「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」としてスタートしたわけでございます。幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に

推進することを目的としていると理解しておるわけですが、範囲が広いのでございますけれども、その進捗状況と課題につきましてご回答願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山市子ども・子育て支援事業計画におきましては、5つの基本目標のもとさまざまな施策・事業に取り組んでまいりました。

例えば基本目標1．たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまちにつきましては、魅力ある就学前教育の推進や家庭・地域の教育力の向上などに取り組んでおります。

中でも大きな課題となっていた待機児童の解消につきましては、民間事業者による小規模保育事業への支援などを行い、待機児童の解消に努めてまいりました。これらの取り組みにより、ゼロから2歳の低年齢児の受け入れ規模は平成26年10月の415人から497人まで拡大し、待機児童の抑制につなげてきたところでございます。

しかしながら、待機児童数は本年4月1日現在3人と、解消には至っておらず、引き続き重要な課題であると考えております。

基本目標2．保護者の主体的な子育てを支えるまちにつきましては、子供の居場所の充実や多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実などに取り組んでまいりました。

中でも放課後児童クラブにつきましては、近年の著しいニーズ拡大に対応するため、平成27年度以降7カ所の放課後児童クラブを増設し、受け皿の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、いまだ利用ニーズの拡大傾向は続いており、引き続きその動向に注視しつつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

このように各基本目標に向かって進めてきたところでございますが、先ほど議員のほうからお話がありましたように、この亀山市子ども・子育て支援事業計画につきましては、5年計画における4年目に当たる年度となっており、計画全体としての成果や課題を次期計画につなげ、引き続き「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現に向け取り組んでまいりたいと存じております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

次の2番目のその成果指標と目標値についてということでございますが、その答えを5つ、この計画につきましてはその5点ほどに分類してございます。そのうちの先ほどご答弁ありましたのが、たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち、それと2番目に保護者の主体的な子育てを支えるまちということで2点のご答弁していただきました。

その中であと3点ほど子どもを健やかに産み育てるまち、配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち、仕事と子育てを両立するまちと、この合計5つの大きく5点に分類して成果指標と目標値が定められているわけですが、この残りの3点、これについて成果指標と目標値について、わかりましたらご答弁願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

3番目の子どもを健やかに産み育てるまちに関しましては、これは妊婦の健診、それから乳幼児の訪問等を担ってきているわけですが、29年度実績ということで妊婦健診のほうは5,000、それから乳幼児訪問のほうは目標値413に対して370というように、今のところ把握しております。

基本目標4に関しましては、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイなんですけれども、これにつきましては未設置でございますが、目標値1に向けまして地域小規模児童養護施設、寄贈いただきました西谷邸のおうちを利用させていただいて設置のめどが立ってきているところでございます。

基本目標5に関しましては、細かい数字になるんですけれども、1号、2号と目標値がございますが、1号認定のほうは520に対して利用実績は29年度233でございますし、2号認定のほうは5,002の目標値に対しまして29年度実績2,098と、このようなことになっております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

それでは最後に、第2次亀山市障がい者福祉計画についてということでございます。

計画の背景と課題ということで確認させていただきたいと思います。

この計画は本年の3月に障がい者計画と障がい者福祉計画が合冊となったものと理解しております。

近年、少子・高齢化が、先ほどからも言うているわけでございますけど、極端に進行する中、福祉のニーズというのがますます複雑かつ多様化しているのが現状でございます。

国は平成23年に障害者基本法を皮切りに、障がい者制度の改革が進んできたわけでございます。同年の6月には障害者総合支援法が改正されまして、障がい者施策は大きな転換期を迎えている現状でございます。

当亀山市におきましては、障害者手帳をお持ちの方が平成29年度現在で身体障害者手帳が2,439人、療育手帳が356人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が238人ということで、人口の6.1%を占めているのが現状だと聞いております。年々増加傾向にあるということでございます。こういった方々が地域でよりよい生活ができるように支援をしていくことが大変重要なことだと考えております。

そこでお尋ねしたいと思いますが、この計画の背景と課題につきましてお答え願いたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

本市では平成19年3月に第1次亀山市障がい者福祉計画、これは平成24年3月に改定をまた

してきておりますが、を策定させていただき、その実現に向けた施策を展開してまいりました。この間でございますが、国においては平成23年の障害者基本法の改正を初め、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、さらに平成28年には障害者差別解消法が施行され、同年6月には障害者総合支援法が改正されました。これによりまして障がい者施設は、例えば平成24年度に放課後等デイサービスが始まる中大きく転換してまいりまして、本市におきましても必要に応じて計画の見直しを行ってきたところでもございます。

一方、市内の身体・療育・精神に係る障害者手帳の保持者、先ほどるる申し上げられましたが、平成30年4月においても3,036名ということで、おおよそ先ほど議員申されましたように、約6%という数値は変わっておりません。そういった中で障がい福祉サービスを利用される方々も年々増加している傾向という状況にはございます。

本計画でございますが、障がい者制度改革にるる申し上げましたが、こういった計画に沿い、これまでの取り組みや地域性を踏まえて策定したものでございまして、こういったものを進めつつ事業展開を図ってまいりたいと思っております。

るる申し上げましたが、以上のような計画を現在遂行する中で、課題として現在考えてございますのは、全計画、先ほど申し上げました検証結果等々を踏まえまして、市民アンケートから大きく3つあるものと現在捉えてございます。

また、その中でその一つといたしまして、公的な支援制度の整備に伴い障がい者サービスが質・量ともに向上が図られる反面、障がい者に対する市民の理解が不十分であること。また2つ目には、昨今の相談状況から、障がい者は複数の分野の課題を抱えており、これを包括的に対応できる総合的な相談窓口の設置が求められていることでございます。最後に3つ目でございますが、就労の面におきますと、経済的な自立に向けた就労支援体制の強化が必要であるということでございます。

これら3つ申し上げましたが、これらの課題につきまして、計画において取り組むべき事項として整理してきているものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。確認させていただきました。

とにかくいろいろ福祉行政に関しまして質問をさせていただいたわけでございますけど、何度も言うわけでございますけど、少子・高齢化が極端に進んでいる状況で、この福祉に対する考え方が年々変わってきたと思っております。他の施策ももちろん大切でございますけど、これからの時代におきましては福祉行政に力を傾注する時代が来たんじゃないかなあと、そのようにつくづくそんな思いを持っておるわけでもございます。

今後、先ほど來說明させていただきましたこの計画、立派なのがございまして、計画倒れにならないようにぜひ頑張ってくださいと、そのように思います。今後とも事業の推進に向かって精いっぱい頑張ってくださいと、それをご要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時52分 休憩)

(午後 4時02分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

よろしくお願いします。

今、日本共産党の亀山市議団では、市民の皆さんに市民アンケートというのをお配りしております。実は4年に1回させていただいているんですけれども、新聞折り込みではなく今回は手配りでやっておりますので、市民の皆さんにまだまだ行き届いていないことがあるかもしれませんが、市民のお声を頂戴して私たちも仕事をしていきたいなということで、4年に1回伺っているところです。そんな声もきょうは紹介をさせていただきながら、主に子育てのことについて、まとめてきょう質問をさせていただきます。項目が多いので、なかなか深くはいかないかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず1点目ですけれども、亀山市子どもの出生祝金についてです。

実はこの5月に、自民党の加藤衆議院議員が結婚披露宴の席で、新郎新婦には最低でも3人以上の子供を産み育てていただきたいとお願いするという発言をして、随分話題になって、批判を受け撤回されました。撤回された後もいろいろあるみたいなんですけれどもね。私はこの発言を聞いたとき、亀山市のこの制度を思い出しました。亀山市も、この制度で同じようなメッセージを市民に送っていると誤解されても仕方がないのではないかなと感じました。

この亀山市子どもの出生祝金というのは、第3子以降の子供の出生を市がお祝いする制度で、お祝い金の3万円が出生月の翌月に末日に振り込まれて、別に市長からお祝いのメッセージが届くというものです。1人、2人産んだだけではお祝いしてもらえず、3人目以降からやっとお祝いしてもらえる制度です。この制度の目的は何なのか改めてお伺いしたい。そして、近年3年間の実績もあわせて伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、子どもの出生祝金の目的でございますが、この祝い金につきましては、亀山市子どもの出生祝金条例に基づいて支給するものでございますので、その第1条の目的の記載部分を申し上げますと、次代を担う子どもの出生を祝うとともに、その健やかな成長を願い、子どもの出生祝金を支給することを目的とすると規定してございます。

そして、祝い金の支給実績、3年間でございますが、平成27年度が80人に対しまして240万円、28年度が63人に対しまして189万円、そして29年度が48人に対しまして144万円を支給してございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

誕生日祝金を廃止して、この出生祝金のみの条例制定をされたときに、我々は反対討論で申し上げたことがあります。出生を祝って健やかな成長を願うというならば、それは3人目だけでなく全ての子供にされるべきではないかということです。これは今も同じ気持ちであります。

この今回の市民アンケート、共産党のアンケートに寄せられた市民の声、お1人の方の声を紹介したいと思います。このお祝い金だけのことでなく保育園のことも書いてあるんですが、原文のままでご紹介をいたします。

共働きで子供を保育園に入園させるが、保育料が高く負担になっている。ただ、負担軽減はしてほしいが、保育士の賃金などは高くして保育の質は上げてほしい。出産、出産祝い金と書いてあるんですけどね、出産祝い金を1人目からもお願いしたい。出産は命がけ……と書いてあるんですね。出生祝金ってお子さんに上げるお祝い金ですけれども、出産祝い金と書いてあって、相当出産が大変だったのかなあと推察するんですけれども、一番最後に、欲張りで済みませんと書いてあるんです。筆圧の高い丸い文字でしっかり書いてあるんですけれども、この保育料については後の質問でも触れますけれども、この方の願い、欲張りでしょうか。本人さんが言うように欲張りではないと思います。ささやかな願いだと思います。こういう願いを大切にすることということで、亀山市は輝いていくのではないかなと思うんですけれども、やっぱり1人目、2人目も含めて全ての子供に拡大するというお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市ではこれまで、市の児童手当、そして子どもの出生祝金、誕生日祝金、そして現在の子どもの出生祝金と、制度は変わってきておりますが、対象は一環として3人以上の子供を持つご家庭を対象としてまいりました。また、その一方で、今日まで市独自の手厚い子育て支援策も展開してきているところでございますので、出生祝金の範囲を今以上拡大することについては、考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

なぜ、何度も聞いているんですけど、1人目の子、2人目の子はこのお祝い金で、お金じゃないんですよ。お金が幾らかということじゃないと思うんです。祝っていただいて、健やかな成長を願っていただいて、市長におめでとうと言ってもらう権利がないんでしょうかね。今のお話では、今までの3人目だったということだけで、ちょっと納得ができないんですけれども、市長、これについてお考えどうですか。1人目、2人目の子にもおめでとうと言いたいとは思いませんか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然子供は社会の宝でございますので、1人目、2人目につきましてもそのような思いを持ってございます。したがって、この制度自体も、この経過はご案内のとおりでございますが、国において平成22年でしたか、23年でしたか、子ども手当の創設がなされました。したがって、この直接給付の仕組みが入ってくる、これは大変歓迎をいたしましたところでございますし、私どもも子ども・子育て支援事業につきましてはかなり重点的に力を入れて展開をいたしてまいりました。そのタイミングで、合併以前のかつての制度を拡充してまいりました、この祝い金制度を見直したという経過の中で、今日に至ってございます。

したがって、第1子から拡大したらいかかというご意向でございますが、私どもはこの直接給付のみならず、できる限りのこの子育て支援、あるいはその環境を、その質を上げていこうという施策を、これは全体として今後もしっかりとってまいりたいと思っておりますし、その中で第1子、第2子のサポート、あるいは多子世帯への応援というのは今後も続けていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お祝いしたいというお気持ちだけはあるけれども、制度を変えていく、広げていくというお気持ちはないということをはっきりとわかりました。100人も200人も300人も400人も、たくさんたくさんの子供ではないと思いますね、今の状況では。そんな中で、これができないということなんです。これは私は、3人目だけ、後のほうで言いますけど、保育料が例えば1人目、2人目、3人もいると大変でしょうとって、少しずつ保育料を安くしていくというようなことは、それは3人目という意味があると思うんですけれども、生まれてきておめでとうということに1人目も2人目もあります。1人や2人しか産むことができない体の方もおいでになります。そんな中でやはりここは、私は金額を、こんなことを言ったら何ですけど、若干安くしたにしても、お金のことじゃないと思うんですけれどね。何も意地を張ることはないと思うんですけれど、それでもやっぱり全ての子供たちにおめでとうと言う亀山の心を、ぜひ若い人たちにも、その子供たちにも届けていただきたい。この検討はしていただきたいということを思います。

そして、この制度の説明のホームページの下のほうに、この制度は保護者の所得制限を設けていません、これは結構なことです。ただし、亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置の対象となっていますとあります。要するに親が納税滞納していると上げられませんよ、あるいはちょっと待ってもらいますよというようなことが書いてあると思うんですけれども、これについて、近年3年ほどの状況についてをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からおっしゃられた、市税等を滞納している方に対して、行政サービスの制限措置をとることにつきましては、市民の市税等の納付に対する公平性の確保及び健全な財政運営に寄与することを目的として、ただいまおっしゃられた亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制

限の措置に関する条例に基づき現在実施をしているところでございまして、議員お尋ねの子どもの出生祝金に係る行政サービスの制限措置の実績でございますが、これを3カ年申し上げます。平成27年度で2件、28年度で2件、29年度で1件でございまして、それぞれ条例及び亀山市行政サービス制限措置に関する取扱要領に基づき、滞納のある方に対して事情説明及び納付相談の機会を設けるなどして適切に運用してきたところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お二人、お二人、お一人と、お話をされて、その後、制限をされた状況がどうだったのか詳しいことはよくわかりませんが、この税金を取る、そちらだけ公平性の確保というのはやめていただきたいなとは思いました。1人目、2人目、3人目の公平性の確保もされていないし、親がどんな状況かによって生まれてきた子の公平性の確保もされないわけです。やはりこれについては、いろいろ補助金をいただくとかいろんなことについては、それは税金をちゃんと払っていた人に権利があるんですよとか言うのはわかるんですけども、生まれてきておめでとうぐらいは、こんな1人や2人ぐらいなんでしたら、本当に子供たちの公平性の確保をするためにこの文言を削ったらどうかというご提案なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、議員お尋ねの全体件数との割合を少しだけお話しさせていただきたいと思います。

27年度、全体で滞納の件数は9件ございました。その中で、そういう相談を受けることによりまして実績としては2件になったということで、28年度においても、全体件数、滞納件数は12件ございましたが、その中で納付相談等を受けて2件と、29年度においても全体で8件ありましたが、最終的に1件となったという実績でございます。その中で、出生祝金は確かにお子様の出生をお祝いし、その保護者に支給するものではございますが、ほかと同様に市の予算から支出されておりますことから、今後も滞納となっている方の状況把握や納付相談の機会というものを十分に提供して、公平な姿勢で対応していくことが必要であると、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

いずれにしても、3人は産んでいただきたいみたいなメッセージと誤ってとられがちであることについては変わりないと思います。そのときは、特にそういうことも思わずにされたのかもわかりませんが、だんだん人権についてもこうやって議論になってくる中で、やはり亀山市も改めていくということも必要ではないかと考えます。

次の質問に移ります。

福祉医療費の助成制度の窓口無料化です。

この窓口無料化については、亀山市が県に先立って9月から始めるということで、それは喜ばし

いことなんですけれども、前回の議会で、子ども医療費について年齢の拡大、市外の医療機関への拡大について提案をさせていただきました。そこを今でも求め続けるものですが、新たにご提案をさせていただきたいと思います。対象をこの福祉医療費の助成制度の全部に、子供だけでなく障がい者やひとり親家庭にも拡大してはどうかというご提案です。そのことについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

福祉医療費助成制度の窓口無料化につきましては、子育て支援のさらなる充実を図るために、ここの9月から、未就学児までの医療費助成に限り、国民健康保険の国庫負担金の減額措置が廃止されるという国の動きもございまして実施するものでございますが、現在、亀山市の福祉医療費助成制度につきましては、中学生とか身体障害者手帳の4級の方に対する医療費助成など、市独自で対象者を拡大して実施しておるところでございます。

福祉医療費助成制度は、子育て支援、障がい者福祉などにかかわる主要な制度でございまして、持続可能な制度運営を行うことが大切と認識してございますので、窓口無料化の対象範囲を今以上に広げることは、現時点で考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

障がいのある方の4級まで広げているというのは、本当に他市の方からも、亀山市いいねと言われますし、よくそこはわかるんですけれども、中学校というのは、もう本当にほとんどの市が中学校まで拡大しましたし、それはどんどんと拡大していくというお考えは、医療のことについては常に持っていただきたいと思うんです。障がいのある方が医療機関を受診するには困難が伴う方も多いですし、日本における障がいがあるがゆえの貧困問題や、特にひとり親家庭の貧困というのは、先進7カ国で日本は最低です。本当にOECD諸国の中でも最低に近く、大変低く低く、深刻な問題だということで、政治はそこにこそ切り込まなければ、これからの時代、本当に大変な喫緊な課題だと言われております。亀山市でもこれから貧困の調査もしていただくということですが、やはり一番命につながる場所ですので、ここについてはぜひとも検討、検証、どういうふうを受診をされているのかということもきちっと聞き取って、し続けていただきたいと思います。

次に、子ども医療費助成の対象者を18歳まで拡大してはどうかということもご提案です。

これについてのお考え、また他市の状況についてもお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、県内他市の状況を申し上げます。県内で18歳まで拡大している市町につきましては、市では熊野市さん1市のみ、そして町では、御浜町さん、紀宝町さん、大紀町さんの3町でございます。

その18歳まで拡大してはどうかということでございますが、実際、熊野市さんの状況を申し上げ

げましょう。熊野市さんの状況をお聞きしまして、昨年度の中学生にかかった医療費の助成の実績と、そして高校生世代にかかった医療費の実績を比べてございます。

まず18歳までの高校生の世代に対する医療費助成の実績でございますが、対象者が184人、そして助成額が約470万円とお聞きしております。そして、中学生に対する医療費助成が対象者が237人、助成額が約560万となっております。高校生世代に対する医療費助成につきましては、中学生に対する医療費助成の約84%程度ということが伺っております。

これを私どもの市で実施した場合がどれぐらいかかるかということ、単純に熊野市さんの割合を当てはめて計算しましたところ、29年度におけます亀山市の中学生に対する医療費助成につきましては約2,600万円程度ございました。その約84%が高校生世代と考えますと、約2,200万円程度ということでございます。子ども医療費全体といたしまして、合わせると2億円ほどにまで膨れ上がるということでございますので、先ほども申し上げましたが、医療費助成の制度は持続可能な制度運営を行うことが非常に大切と考えておりますので、現時点で18歳まで拡大するということは考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その高校生、中学生だけを見たんですかね。幼・小・中までと中学生なんですかね。そこら辺がよくわかりませんけれども、80%ぐらいだということですね。意外と、高校生になったらもっとどーんと下がるのかなと思うと、それほどでもなかったという実感なのかなあと思うんですけども、それだけ医療が必要なのであれば必要なんだろうなと思いますし、医療費助成の3つの中のひとり親家庭の子供さんは、18歳まで見ておられますよね。だから、このひとり親家庭のお子さんは18歳まで見て、子供は15歳までなので、そこをやっぱり整合性をとっていくという意味でも、拡充していくという考えだけは持っていたきたいなと思います。

市長、どうでしょうかね、そこについては。18歳ということについては。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、その拡充は考えてございません。このトータルで、私どもも子ども医療費、それからさまざまな支援制度を県下に先駆けて進めてまいりました。その中で、18歳までの拡充だけをふやしていくということではなくて、さらに優先度の高いものに、やっぱりそれをふやすのであれば手当てしていくという考え方が必要ではないかと思っておりますので、現時点ではその拡大は考えてございません。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

18歳までの途切れない子ども支援ということで亀山は銘打っておりますので、そんなにびっくりするほど違った話でもないのかなと思います。でもちょっと時間がないので、今考えていないことはよくわかりながら質問をしているんですけども、これから考えていただきたいとい

う意味の質問です。よろしくお願いします。

次の質問は保育園のことで。

保育所事業について、亀山市の保育所は、この保育所認定こども園利用者負担額というのは保育料のことなんですけれども、言い方が変わったので私もなじまないんですけれども、利用者負担額というそうです。保育料の無料の対象拡大についてということです。

先ほども保育料が負担だという、大変だという声を少し紹介しましたが、もう一方の声を紹介したいと思います。アンケートの声です。

今現在、亀山では、保育園に通う兄弟が入園しているの3人目は無料であるが、年齢が離れた兄弟の場合1人目と同じ金額になるため、妊娠すること、3人目を考えることをためらうこともある。少子化なのにさらに少子化が進むのではないか。隣の市の伊賀市や四日市は既に3人目の無料化を実行していて、他県でもその動きを実行されているところが多い。亀山市は遅いと思うということで、要するに保育園におる間に3人子供さんがおったら、1人目は満額ですけれども、2人目が半額で3人目が無料ということがかかってくるんだけれども、その上の子がもし小学校に行ってしまうと、その2人目の子は1人目ということになって3人目無料ということが、下の子がかかってこないという意味なんですけれどね。要するに、立て続けに子供を産んだ人にしかこの恩恵が受けられないと。ぼつぼつと二、三年ごとに産んだのでは、やっぱりその3人目無料というところでは受けられないという状況があるわけで、その年齢制限を撤廃しているところがふえているよというような声なんですけれども、亀山市の現状、また他市の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在の亀山市の第2子半額、第3子無料の状況及び他市の状況ということで続けてお答えさせていただきます。

保育所の利用者負担につきましては、従来在園児に限ってきょうだいとして扱い、第2子を半額、第3子を無料としておりましたが、平成29年度に国の制度見直しから、所得制限はありますもののきょうだい要件の緩和がなされ、第2子、第3子の負担軽減が拡大されております。平成30年度における入所者への適用の状況といたしましては、第2子半額になっておりますのが301人、第3子無料となっておりますのが95人となっており、このうち第2子97人、第3子81人が制度拡大による対象者となっております。

引き続き他市の状況でございますが、本市を除く県内13市のうち、市単独での利用者負担の軽減を行っている市につきましては、四日市市、名張市、熊野市、伊賀市の4市となり、残る9市につきましては本市と同様、国基準と同様になっております。

負担軽減を行っている4市におきましては、それぞれ独自の制度となっております。同じ北勢管内の四日市市におきましては、平成30年度より世帯の所得要件にかかわらず、きょうだいの年齢を問わず、第2子を半額、第3子以降を無料としております。また、名張市につきましては、所得要件にかかわらず18歳未満のきょうだいをカウントし、第3子以降を無料としております。熊野市につきましては、所得要件にかかわらずきょうだいをカウントし、第3子を5,000円、第4子を7,000円、第5子以降を1万円の軽減としております。さらに市の基金を活用し、3歳以

上の利用者負担は全て無料としております。伊賀市につきましては、生計を一にするきょうだいがいる場合、第3子以降の利用者負担額を無料としているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

先ほどからお金を使うことばかりをご提案するわけなんですけれども、やはり亀山市もこの拡大をしていくべきではないでしょうかというご提案なんです、この年齢を、園におる子だけということやなくて、さらに拡大していくというお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼児教育の無償化につきましては、政府におきまして、消費税の増税となる平成31年10月に3歳以上児を同時に全面実施する考えを、6月にまとめる経済財政運営の基本方針に盛り込むとされております。こうした国の動向に注視しながら、本市としての無償化の範囲などについて検討してまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうやって国もどんどんそういう方向が正しいんだろうということで、そこをやっぱり手を入れないと世の中よくならないということなんだと思うんですよ。ですから、やっぱり亀山市はよそよりも先にしてほしいなと思ったんですけど、既にこの4市も先にやっているということなので、ぜひこれも考えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

亀山市の保育事業に対する基本的な考え方についてお伺いします。

亀山市の公立保育園は9園あって、築年数が最長で48年から9年、耐用年数を過ぎたものがほとんどです。共産党市議団として何度も求めましたが、改築の計画すらないという状況だったので、今クリアしているのは神辺とアスレのみですね。ここに来て、認定こども園の計画が1つ出てきておりますが、今回はその具体的なことを聞くのではなくて、亀山市が保育所についてどのようにしていこうとしているのかという全体の考え方を伺いたいと思います。

今回、認定こども園というのが出てきていますが、この古い保育園は建てかえもせず、全て認定こども園を建てることによって新しくしていくという考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

本市におきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画におきまして、今後の施設整備の方向性として、新設園を整備する場合は、認定こども園として整備を基本としているところでございます。また、既存の公立保育所、幼稚園につきましては、園や地域の実情を考慮し、必要に応じて認定こども園への移行を計画的に行うこととしております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

計画を立てられて、私たちも議会として何回か計画に対してご意見を申し上げてきました。やはり認定こども園ではなく、当たり前普通の認可保育園ということのほうが子供たちにはベストだろうというので、そういう意見も出させていただいたんですけれども、何度出しても粛々とそちらでつくっていかれて、それを決まっていますということによっていかれるんですね。どういうことでもそうですけれども。これほど公設公営で認定こども園化を進める市があるのか。認定こども園というのは国で前からずっと進められてきましたけど、なかなか広がってこなかった。なかなか広がってこなかったから、今回この法でいろんなことを、雨やらいろんなことがあって、少しずつ広がってきてはいるわけなんですけれどもね。やっぱりこれほど広がってこなかったのはなぜなのかという研究をしていただきたい。子供に係るデメリットについては、しっかり真剣に検証していただきたい。やっぱり幼稚園の子と保育園の子、2やら1やら3やらでわかりにくいのでそうやって言いますけれども、幼稚園に行く早く帰る子と、保育園に行っている夕方までおる子が一緒のクラスで一緒に遊ぶ。たくさんのお友達と会うことはいいことですけれども、やはりお帰りの時間に分けられる、早く帰る子、遅く帰る子、分けられることや、夏休みや冬休みになると幼稚園の子供たちはいないでクラスが寂しくなることや、そういうことについて何回も聞いても、いや、すごくそこは大事なので配慮していますと、子供はなれてきましたというご答弁なんですけどね。子供は順応性が高いですけれども、なれたということで片づけるんじゃないくて、やはり子供にとってベストは何なのかということを実際に立ちどまって考えるべきじゃないかなと思っています。

今後、将来的にも契約の仕方がどうなっていくか、もっと直接的ということが進んでくるかもわからない中で、児童福祉法24条にうたわれる自治体の責務をきちとしていくためにも、保育の必要な子供に対して確実に現物給付の保育を確保するためにも、認可保育所にて私たちは対応することが望ましいと考えています。何もかも認定保育所ということで大きいものをつくっていくということが子どもの幸せだろうか、法律より大切なこともあるんじゃないだろうかということを申し上げて、再考いただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

1つは、ずっと昔から言ってきた特別保育という考え方についてです。

子供たちを預かるのに特別保育といろんな項目がありました。休日保育をどうするかとか、病児・病後児保育はどうするかとか、延長保育とか、産休明けとか障がい児のこととかいろんなことがあって、それをされているところ、されていないところがあって、亀山市はどこがきちとされていてどこがきちとされていないのかということをやっと聞いてきたわけなんですけれども、法も変わってきましたので、例えば日常的な土曜日の保育については、自分の通っている保育園ではなくて、ばんびに行って1日の保育はさせてもらっているというようなこともありますけれども、病児・病後児もファミリーサポートに頼んでいるということもありますけれども、そういうのがこれからはずっとそうなのかどうかということも含めて、保育のあり方についてどのようにお考えか、現状を含めお伺いします。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まず、土曜日の保育につきましては、現在、公立保育所及び認定こども園におきましては午前中のみ、待機児童館ばんびにおいては、先ほどお話ありましたように1日保育を実施しております。また、私立保育所におきましては、第三愛護園、川崎愛児園2園が午前保育、あと亀山愛児園、なのはな保育園が1日保育を実施いただいております。

次に休日保育につきましては、現在なのはな保育園1園で実施していただいているところでございます。

また、地域子ども子育て支援事業につきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画において延長保育事業、放課後児童健全育成事業及び病児・病後児保育事業など12事業を位置づけております。これらの事業につきましては、それぞれ進捗状況に差はございますが、目標事業量の達成に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

そうした中、延長保育事業や放課後児童健全育成事業につきましては、それぞれ利用数は目標値に達しておりませんが、設置箇所数につきましては既に目標値を達成しております。

また、子育て短期支援事業や地域小規模児童養護施設の設置につきましては、設置のめどが立ち、一定の成果につながりつつある状況となっております。

一方、病児・病後児保育事業につきましては、現計画においても実施に向け検討としているところではございますが、現状でも実施までのめどが立っておらず、今後の大きな課題となっているところでございます。土曜の1日保育や休日保育の拡大とあわせ、病児・病後児保育につきましても、今後のニーズの高まりが予想される事業でありますことから、引き続き実現に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今は特別保育という言い方はしないんですね。前は特別保育という中の障がい児の保育については、全園が取り組んでいただいていた、亀山市すばらしいねと言われていたんですけれども、障がい児の加配については、保育士でなくなってしまったということがありまして、それについてはこれからも求め続けたいと思っております。病児・病後児についても、ファミリーサポートで今お願いしているところなんですけれども、やはりこれは、新しい保育園をつくる時にいろんな機会を捉えて、必ずやっぱりやっていただきたい、進めていただきたいと思います。

次の、待機児童について伺います。

先ほど3人というようなご答弁とかであったかなと思うんですけれども、今回、ことしの現状について伺いし、対策について伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童の先ほどの数字でございますが、3人というのは1歳児3人が待機となっている状況でございます。現在、子ども・子育て新制度におきまして、0—2歳の児童の利用できる施設としまして、0から5歳までの児童が利用できる保育所及び認定こども園と、0から2歳までの児童が利

用できる小規模保育事業がございます。これらの施設につきましては、保育所等は県の認可、小規模保育事業は市の認可を受け事業を実施いただいております。児童に対する職員の必要数や保育室の面積などに関する基準については同じ基準となっております。最大の違いといたしましては、保育所や認定こども園が入所から就学までをカバーするのに対し、小規模保育事業は、3歳以上となった際に別の施設へ移ることが挙げられます。そのため、小規模保育事業については、3歳以上になった際の受け皿を確保できるよう連携施設を定めることが必要となっており、本市で運営される2カ所、ちびっこかめやま園、かめ愛こどもの家の小規模保育事業におきましても、それぞれ連携施設を持っているところでございます。

また、保育の質の面につきましては、それぞれの施設において認可を得ていただいた施設でございますし、適切な運営を図っていただいていると考えております。

今後とも市としまして、必要な指導、助言などを適宜行い、よりよい保育を実施していただけるよう連携してまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までも議論してきましたけれども、待機児童のカウントの仕方の中で、やはりあなたも入れませんでしたという1回目の通知が来たときに、それで諦めた方は、この4月の時点では待機児童にはなりませんね。やっぱりどうしても働きたいんです。何回も言われる方の中で、だめだった方が待機児童に入ってくるんですけれども、いろんな意味で待機児童というのは、本当の待機児童を拾っていくという気持ちで、ぜひともだめだった人がどうやっているのかということも追跡できちんと聞いていただきたいということを思います。それと、小規模保育で、ほとんど変わらないよみたいなことを言われたんですけれども、一般の保育園と、この認定こども園、なぜ認定こども園かという議論をしてきたときには、産休明けでも子どもが転園しなくてもよくて、幼稚園でも保育園でも同じクラスでおれていいんですよという話だったのが、ここへ来て、小規模保育だと必ず転園をしなくちゃいけない保育園なんですね。ですから、ここは転園してもいいのかという、私は思いがするんですけれども、やはり規制が緩いし、どうしても給食などは運んでくるということよりも、0、1、2歳という子たちのアレルギー対応は大きい子たちよりもより丁寧にしなくてはいけないし、体調不良の対応もより細かくしなくちゃいけないし、発達への支援もより細かくしなくちゃいけないこともあり、この小規模保育園ができてくださっていることはありがたいんですけれども、それはプラスアルファと見て、やっぱり市で責任を持ってきちんと認可保育園をつくっていくという姿勢が必要だと思うんですけれども、それで待機児童をきちっと拾っていくということも必要だと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

その低年齢児の待機に対応するということもありまして、新たな認定こども園計画の中では、今大きな課題であります待機児童解消につながる0—2歳の定員を約50人ほど増加するものとなっております。これによりまして、待機児童数の解消に向けて大きな効果があるものと考えておりま

す。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

何度も言いますが、認定こども園はこうやって市がやっていく、0、1、2を受けていくという気持ちがあるうちは大丈夫ですけども、0、1、2を受ける義務がありませんので、万が一民営になってしまった場合に、0、1、2歳は職員をたくさん雇わなくちゃいけないし手もかかりますので、どうしてもしたくなければしなくてもいいことになりますので、本当にきちっと市で守っていくという意志を持ち続けていただきたいなと思います。

次の質問に、少ないですけど移りたいと思います。

放課後児童クラブについてお伺いします。

放課後児童クラブも、要するに待機児童という把握が必要だと思うんですけども、全国の調査でも、少子化と言いながら、毎年放課後児童クラブ、学童保育への入所がふえています。施設数もふえています。学童保育所に空きがなくて、亀山に住むのを諦めて他市に引っ越したという相談も終わってからありました。やはりこの法が変わってから、今までは10歳前後までをとということだったのが、6年生までを受け入れてくださいということになってからは、やはり全国でも特に4年生以上の入所がふえているということです。待機児童を亀山市はどのように把握しているのかお伺いします。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

待機児童の把握につきましては、年度初旬に各放課後児童クラブへの調査を行っております。県への報告もございます。今年度につきましても、調査結果として待機児童の発生がなかったことを確認したところでございます。

放課後児童クラブの次の利用見込みの把握としましては、就学前児童の保護者を対象にした利用希望についてのアンケート調査を毎年度早い時期に実施し、次年度以降3年間の各小学校区の利用児童を見込んでいくところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

3年間の見込みをするということは、4歳、5歳、6歳の方に聞くということも含めて、幼稚園も保育園も、今入っている方も、今小学校の方も全てについてアンケートをとっていただいているということと解釈していいのかどうかということと、春にどれだけ調査をしても、状況が変わってくるという場合がございます。また、高学年になってやはり状況を見て、これは入所時ですけどね、ああいっぱい入ってくるみたいやし、私は出やないかなということで、配慮してやむなく出るということは昔からありました。そういう方は待機に入ってこない。白川小学校など学童保育がないというところについては、入りたいなと思ってもないから仕方ないということで、待機ということは上がってきにくいということもありますので、丁寧に入所申し込みをするときも含めて、きちん

とどのような状況になっていますかと、春調べたときと、入所申し込みをするときってどんな状況になっているのか、やはり利用調整というか、そこをきちっと確保するということは市の責務だと思いますので、それは法ができる前から、新しい法になる前からそれは市の責務になってくるので、きちっと調査してきちっと確保して、亀山市から引っ越ししなくてもいいようにぜひしていただきたいと思います。

保育料の助成について、残りちょっとお伺いしたいと思います。

この放課後児童クラブの保育料は、先ほどの保育園の保育料と違いまして、市のいろんな助成がほとんどない状況です。この最近ずっと言ってきましたひとり親家庭の助成については、県と市でしていただけるようになりましてけれども、保育園でそれこそ非課税で無料だったのが、急に1万円払わなくちゃいけないとかね、いろんなことが起こってきて、保育料が高いから入りたいんだけども我慢するというような方もたくさん見えます。この放課後児童クラブの平均的な保育料を全国で見ると5,000円ぐらいですけど、それは公設が多いから5,000円で済んでいるんだと思います。亀山市は公設が多いわけではないし、三重県全体でもやっぱり1万円ぐらいはしてきています。これについての対策、お考え、お伺いしたいと思います。市長にお伺いします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今その対策とおっしゃられましたが、利用料の助成等々考えていないのかというご質問の趣旨だというふうに理解をいたします。私どもとしては、運営に対します運営補助、これにつきましては議員もご案内のように、県内の各自治体の中ではかなり手厚い補助を展開をいたしてサポートいたしておると思います。したがって、いわゆる個人の利用者に対する助成につきましては、現在実施しておりませんし、今後そういう手法は考えておりません。しかし、先ほど申し上げました運営費の補助費、補助をしていくという考え方につきましては、当然今後もしっかり私どもはサポートしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

子供のことを今まで質問してきましたけれども、どうしてもお金の要ることばかり言うことになるので、優先順位ということをおっしゃいますけれども、やはり優先は子供だと思いますので、ぜひともこれからの考えに入れていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時53分 休憩）

（午後 5時02分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

本日のラストバッターで、質問をさせていただきます。

皆さんお疲れのところ、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回は「緑の健都かめやま」の具現化に向けた取り組みについて、そして子育て支援について、大きく2点を質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

総合計画がスタートいたしまして、その将来都市像として「緑の健都かめやま」と位置づけ施策の展開をしております。戦略プロジェクトの一つも、健都さぷりプロジェクトとなっております。戦略的視点、プロジェクトの狙いを見ると、健康都市としてまちも人も健康で、それに伴う環境づくりもしていくんだ、非常に大事な考え方でありますので、今回は健康をテーマに議論をしてきたいと思います。

一概に健康といいましても、心の健康もありますし、また体の健康、そして都市としての健康、そういった見方ができます。そのような中で今回は健康づくりについて、大きく市が関与する取り組みについて、個人でできる取り組みについて聞いていきたいと思います。

1つ目としまして、健康寿命を延ばす市の取り組みについてお伺いします。

亀山市は、平成22年7月、三重県内自治体では初めて健康都市連合に加盟をいたしました。市長の健康に対する強い思いを感じます。この健康都市連合に加盟する効果について、8年を経過しておりますが、亀山市に、また市民にどんな効果があったのかについてお伺いしたいと思います。

健康づくりの担当部署である福祉、この部門は当然施策を推進していく立場でありますので意識はされていると思いますが、福祉だけではなくて職員全体の意識啓発になっているのか、また市民はどうなのか、意識は向上したのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

本市は、平成22年に健康都市連合に加盟いたしまして、健康は個人のみで守るものではなく、都市そのものの全ての機能で守るという健康都市の考え方を基礎とし、意思啓発を図ってまいりました。また、健康都市連合日本支部では、年1回でございますが、持ち回りにおきまして大会を行っており、そこに私ども亀山市からも、まちづくり協議会や食生活改善推進協議会の地域の方々と職員とともに参加することで、他市の健康づくりや食育活動を学んだり、他市の団体との交流を図ることにより、地域の健康づくりの意識の向上や地域での健康づくり活動につながられているところでございます。市民に対しましては、こういった考え方を前面に出してまいりまして、意識啓発並びに協力体制をひいていただきたいと、このような思いで事業を進めております。

また、それに置きかえまして、職員自体の意識啓発に関しましては、先ほど議員申されましたように、「緑の健都かめやま」を目指して第2次総合計画を職員一丸となって策定をしてまいりましたが、その具現化に向けた政策・施策の枠組みにとらわれない組織を横断した戦略プロジェクトの

一つといたしまして、まち、人、健康環境の充実ということで取り組む、先ほど議員申されました健都さぷりプロジェクトを組織いたしまして、職員が健康都市の考え方を持って、市民の健康を支援する取り組みの検討を行っているところでございます。

また、健康都市の理念に基づいて市政を進めていくために、皆さん方ご承知のように、この4月には私ども健康福祉部に健康都市担当の理事が配置されております。健都さぷりプロジェクトのリーダーとして、市全体の健康都市としての健康環境づくりや健康づくり活動に取り組んでいるところでございまして、健康福祉部一丸となって取り組んでおります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

今、部長がおっしゃっていただいたような形で市域全体に広がれば、すばらしい取り組みになっていくのではないかと思いますし、健康福祉部の健康都市担当で理事がつかれたというのは初めて私は聞きましたので、この理事が配置されたことによって、さらに進むことを期待しております。

次に、地域における健康づくりの取り組みについて伺いたいと思います。

現在行われている健康づくりに関するものはどんなものがあるのか。ちょっと広報とか見ますと、健康づくり応援隊とかが各まちづくり協議会の中に設置をされたり、それから亀山プラス10という運動をされたりということは聞いておりますが、この健康づくり応援隊の現状と、それから、あとほかに何かそういった取り組みはあるのか、もしあれば伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

地域における健康づくりの取り組みにつきましては、地域での健康づくり活動を広げることを目的といたしまして、先ほど議員ご紹介いただきました健康づくり応援隊の養成講座や、今より10分、1日の身体活動をふやして健康寿命を延ばそうという亀山プラス10というのがございます。

まず1つ目の健康づくり応援隊養成講座は、平成24年度から5カ所のまちづくり協議会と共催で健康体操やウォーキングなどの要素を取り入れて開催をいたしまして、121名の方々が講座を修了していただいております。また、講座終了後、それぞれの地域で健康づくり活動が行われるのにあわせて市から講師を派遣するなど、活動が継続するよう支援してきております。

次に、2つ目の亀山プラス10でございますが、市広報の特集記事や、毎年全戸配付してございます健康づくりの手引に掲載するとともに、市域で行う健康教室において、その内容を盛り込みながら周知を図っているところでございまして、こういった考え方で事業展開を図っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

121名の方が健康づくり応援隊で講座を修了されておると。それから、5カ所のまちづくり協

議会の中で応援隊ができ上がっていると。今２２のまちづくり協議会がありますが、そのほかのまちづくり協議会へのこういう養成講座はどうなっているのか。それから、そのほかに何かあれば教えていただきたいとさっき質問しましたが、もしあれば追加でお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど私からご紹介申し上げました事業等々ですね、こういった場でお話する、また健康に興味を持たれる方等々にお話ししつつ、それぞれの、例えばまち協であるとかいう団体に向けた水平展開が図っていければなという思いを強く持っております。

それから、ほかにもということでございますけれども、事業展開といたしましては体操であるとか、それから歯の問題、またワンポイント健康体操であるとか、体操ばかり申し上げましたが、そういった事業のお話をさせていただく中で、こういったものが１つずつふえていくことを望んでおるものでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○８番（森 美和子君登壇）

本当にこの亀山市全域にそういった応援隊が広がることを希望しておきたいと思います。

次に、健康ポイント制度の導入の考え方について伺いたいと思います。

厚生労働省の発表によりますと、２０１６年の日本人の平均寿命は男性が８０．９８歳、女性が８７．１４歳と、過去最高を更新したとされております。２０１４年にスマートウエルネスシティ総合特区とされる全国６カ所の自治体で、健康ポイント制度が試験導入されました。健康ポイント制度とは、健康づくりに取り組んだ市民にポイントが付与され、たまったポイントは商品券などに交換できる制度です。歩くことでためたポイントが商品と交換できるというお得感が動機づけとなり、日ごろ余り運動しないという人にも効果があることが実証されております。

大阪府吹田市では、市内在住の４０歳以上を対象とした健康ポイント事業が行われており、特定健診の受診が必須条件で、その他がん検診や、市が主催の健康講座やスポーツ教室へ参加することでポイントがもらえます。

山梨県甲府市では、１８歳以上の市民が対象で、基本健診や特定健診などの受診が必須条件で、ウォーキングや市が主催の健康づくり事業への参加もポイント付与の対象であります。

また、スポーツ教室や、甲斐市の歴史や文化をめぐったり、自然観察ツアーなどでもポイントがつき、またマタニティクラスや乳幼児教室などの子育て支援のイベントも対象で、幅広い世代で楽しく健康づくりに参加できるが特徴です。

栃木県宇都宮市では、対象は１８歳以上の市民で、スマートフォンアプリ、または市で配布される活動記録表で参加することができます。ウォーキングやサイクリングなどの運動や日々の体重の記録、健康診断など健康づくり活動に対してポイントが与えられます。

ほんの一部ですが、お得に無理せず楽しくでき、無理なく健康づくりに誘導できるほか、医療費の削減、特定健診の受診向上にもつながる健康ポイント制度導入の考え方について伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど来から、議員、健康ポイントにつきましてのご紹介を頂戴いたしました。

三重県の事例になりますけれども、このポイント制度、マイレージにつきましては、三重県におきまして本年30年の6月から三重とこわか健康マイレージ事業というものを開始されたところでございます。市にとって必要かつ効果的な健康づくりの施策につきましては、現在実施または計画している健康づくり施策とあわせまして、庁内を横断しながら検討していく必要がございますので、この健康ポイントもその一つとして健都さぷりプロジェクトの中で検討していきたいと考えている状況でございます。

なお、今回ご紹介いたしました三重とこわか健康マイレージ事業、こちらに関しましては、私、人事異動で4月にかわってまいりましてすぐに検討をというか協議をいたしました。事業の内容を1つずつ分析といいますか確認いたしますと、今の状態では、この市の役割と県の役割が非常にちょっと不明確で、私どもの責任の名のもとで事業を展開すべき点が確認できなかったこと、またそれぞれの事業者にアプローチをかける枠が、県内全体を考えるべきなのか、あるいは亀山市個々に必要なのかというような点、それからこれは当然登録等に人件費もかかってまいりますので、事業展開を図る上で全市的な意思決定が必要になること、最後に亀山商工会議所との意思疎通というのが大切であるということで、今申し上げましたような点を解決して、次のステップに臨んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

私も今回調べておりましたら、三重とこわか健康マイレージ事業というのが出てきまして、県もやるんだなあというふうな思いでございました。鈴鹿市も今年度から行っておりますし、これは亀山市にとって亀山市民の健康が本当に進んでいくという、この事業をすることによって、そういった観点で亀山市に合った事業展開をしていただきたいと思いますし、それからよく聞くのは、クオカードなんかを付与されて、そのポイントがたまったら、どこでも使えるような形にするというふうなことはよく聞くんですけど、例えば亀山市ではKカードもありますので、そういったKカードにポイントがつくとか、そういった地で使えるような取り組みも私は必要かなと思いますので、さまざまな観点から考えていただいて進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

ウオーキング、サイクリング等、個人でできる健康づくりの取り組みについてお伺いしたいと思います。

個人で手軽にできる健康づくりとしてウオーキングがあります。健康医療推進計画、その中でもウオーキング等軽スポーツの普及活動というふうに記載しております。また、亀山プラス10の紹介の中にもウオーキングが推奨されておりました。個人で歩いていただく、これは市としても個人としても財政負担はありませんし、医療費の抑制にもなりますし、健康になってもらえれば市として

も言うことはありません。

私の地元のみずほ台、定年退職された方がふえてきております。高齢化の波が確実に押し寄せております。それに伴ってではありませんが、健康に対する関心も非常に高まっております。東野公園などで場所を変えて歩いている方も見えますけど、団地内の外周を歩けば15分から20分ぐらいで、またプラス10の取り組みを入れますと30分ほどの運動ができるというふうに、私も朝はちょっと忙しいので、夜少し歩いていたときがあったんですけど、非常に歩道の段差が著しくて、みずほ台というのは、メイン道路の歩道は道路から駐車場や玄関への侵入のために歩道が削られておりまして、段差や勾配を持つ構造となっております。もう一つは、成長した樹木の根によって歩道が傷んでおります。

ウォーキングや健康といった観点で、今回重立ったところ、いわゆる団地と呼ばれる場所を、市内でもさまざまありますが、12カ所回ってまいりました。写真を撮ってまいりましたので、順次映していただきたいと思うんですけど、野村団地をスタートして虹ヶ丘、関ヶ丘、あけぼの、富士ハイツ、泉ヶ丘、二本松、アイリス、みずきが丘、ひとみが丘、みどり町、そしてみずほ台と回ってまいりました。この各団地のメイン道路を回ってきました。メイン道路が確認できないところもありました。アイリスとかみずきが丘のメイン道路の歩道は、みずほ台みたいにマウンドアップ形式になってちょっと高くなっておりますが、この2つの団地には、その外周のメイン道路からの家に進入するという道路にはなっておりません。みどり町は、以前はそういった歩道でしたが、段差の解消、以前に整備がされております。最後のみずほ台のところを映していただきたいと思うんですけど、これらの12カ所を回りますと、みずほ台だけでした、こういう歩道構造になっているのは。道路から駐車場や玄関への進入のための歩道を削って、言ったら私もみずほ台で子育てをしましたので、ベビーカーを歩道の上へ歩かせますと、かたなかたんとなっていくんです。もう本当にそういう構造になっております。若かったのも、それはまだ我慢できましたけど、今高齢化になってきますので、この高齢者が押す押し車を、その歩道では押せません。だからやっぱり車道で押してしまうという傾向も出ております。

今回、いわゆる団地、12カ所だけ回りましたが、市内にはこういった構造の歩道は幾つもあるのではないかと考えております。ただ、団地という特定の面積の中に多くの世帯が集まっている人口構造の視点、さらに高齢化が進んでいる中での健康づくりという観点から、団地に絞って回ってまいりました。そこで、ウォーキングに支障となる歩道の段差の解消についてお伺いをしたいと思います。

1点目としまして、歩道整備の現状についてお伺いをしたいと思います。

通常、歩道の補修等の整備はどのような流れで行われているのか確認をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

歩道の維持管理でございますけれども、既存の歩道において職員によるパトロール、また市民の方々からの通報による陥没、亀裂などのふぐあい箇所につきましては修繕工事を行っております。また、地域見守り活動といたしまして、昨年12月でございますけれども、亀山市内の郵便局、鈴鹿農業協同組合、第三銀行、生活協同組合コープみえの各協力事業所と地域見守り活動の協力に関

する協定を締結いたしておりまして、歩道を含む道路の陥没、亀裂などの早期発見についてご協力をいただいております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

多分、今言われたのは一部的な陥没とかそういった補修にかかるのではないかと思います、全体というのは、なかなかそういった通報とか修理の要望とかというのは難しいのではないかなあと、思います。自治会の方からは出てきますけど。

イとしまして、バリアフリー法や市の各種契約に基づいた歩道整備の考え方についてお伺いしたいと思います。

高齢者や障がい者が気楽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律、改正バリアフリー法が今国会で可決し、来年度2019年度から施行されます。平成21年、亀山市は交通バリアフリー構想を策定しておりますが、これは計画期間が21、22年で終わっております。今回成立したバリアフリー法では、自治体のマスタープランの作成が努力義務ですが明記されております。市におけるマスタープラン策定の方向性についてお伺いしたいと思います。また、この策定に係る国の財政支援があると聞いておりますが、その点も踏まえて考え方をお聞かせ願います。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、本市のバリアフリーに関する取り組みといたしましては、今、議員おっしゃられたように、平成20年度に亀山市の交通バリアフリー構想を策定しておりまして、これにつきましては具体的な事業として、亀山駅のエレベーター設置でありますとか公共施設の点字ブロック、スロープの整備、こういったものに取り組んでまいりましたが、おっしゃるように目標期間が終了しておりますこと、また終了しておりますが、この構想の理念に基づいて公共施設の改修等にも取り組んできたところでございますが、ただいま議員ご指摘のように、今回の通常国会において改正バリアフリー法が可決されました。これにつきましては、今、議員おっしゃられたこの改正バリアフリー法に基づいて市のマスタープラン制度が創設されて、この制度を市が独自に取り組むことによって、さまざまな利点も得られるというふうに聞いておるところでございます。今後につきましては、例えば国の財政支援でありますとか、具体的な内容、例えば対象事業に対しての補助メニュー、こういったものが示されるというふうにも伺っております。

市といたしましては、そうした情報収集に努めるとともに、本市が10年前になりますが、策定したバリアフリー構想が一定の期間が過ぎておりますことから、重点整備区域などの見直しも含めて、マスタープランの策定についても検討していく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、部長がおっしゃったように、亀山駅のエレベーター設置に向けてつくられたというのを認識しております。今回ちょっと市内を走らせてもらった中で、ここで示された重点整備地区というのは随分きれいになっているなど、バリアフリー化が進んでいるなどということはすごく感じました。しっかりと国の補助金とかの情報収集をしていただきながら、また亀山市では率先して、これは全国で前回も2割程度しか計画は策定されておりませんので、亀山市はやっぱりこういうことはやっていくんだというふうな姿勢をしっかりと示していただきたいと思います。

次に、各種計画に基づいた歩道整備の考え方についてお伺いします。

健康をテーマに聞いておりますので、福祉分野から聞かせていただきます。

健康医療推進計画には、先ほどもお話ししましたが、健康づくりによる健康都市かめやまの実現に向けて、ウォーキング等の軽スポーツの推進をしております。また、高齢者福祉計画では、引き続き前回の交通バリアフリー構想に基づく取り組みを進めると書いてありますが、計画的には平成22年には終わっております。障がい者福祉計画では、道路等の安全確保の整備というふうに載っております。福祉でいえば、健康だけではなくて誰もが歩きやすい歩道の確保の観点から、健康医療推進計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画に基づいた、みずは台のような歩道構造に対する見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど来、各計画における考え方等をご紹介していただく中で、私どもが担当しております、例えば高齢者福祉計画につきましては、高齢者の社会生活への配慮につき、先ほど来ご紹介頂戴しております交通バリアフリー構想等々で重点地区を設けるなどして、その解消に努めてまいるということになっておりまして、30年度以降もそういった考え方は踏襲されるものと考えております。

また、健康医療推進計画につきましては、既存の施設の活用、身近な運動の場などの地域資源を活用した健康づくり活動を進めているところでございますが、都市環境そのものを健康にするという健康都市の理念から歩道の段差の解消、またユニバーサルデザインの考え方を取り入れた道路整備、改良など、全ての人に優しいまちづくりを進めるとした亀山市都市マスタープランとの連携が調和としてなっております。要するに、都市マスタープラン等々の計画づくりというのは、ハードの役割を持っておるという認識を持たせていただいております中で、私ども健康を推進する部におきましては、例えば健康医療推進計画のソフト面の事業展開等々、両方、両輪と申しましうか、それぞれが目的に向かって進めていく必要があると考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ちょっと時間がないので、余りだらだらと言わないでいただきたいなと思います。要は、今の部長の答弁で、連携をしていくということは大事ですけど、福祉という観点から言えば、こういった段差とかそういうことはないということを言っていたかかないと、そうですね。その歩道の修繕とかというのは建設のほうがしますが、健康という観点から福祉というのは、やっぱりそういうものはなくしていくんだという理念に立って言っていたかかないといけないんじゃないかと思いま

すので、そこはちょっとお願いをしたいと思います。

総合計画、基本構想の都市空間形成の中には、安全な居住環境の確保、日常生活の安全性が確保される都市基盤の整備を推進するとあります。また、前期基本計画には、道路の保全整備、生活道路の充実、安全に配慮した道路整備とあります。総合計画に基づいた、みずほ台のような道路構造に対する見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員ご指摘のとおり、第2次総合計画におきまして、まちの土地利用について都市空間形成方針を定めて、さまざまな土地利用の方針を定めてきたところでございますが、今ご指摘のありますみずほ台につきましては、議員おっしゃられるように段差の部分で非常に歩きにくい状況であるという、そういった認識は持っております。そういったことで先ほどご答弁申し上げましたが、今回改正バリアフリー法が施行もされておりますもので、繰り返しになりますが、マスタープランの中でどういったことができるかということをしっかり検討していく必要があるということで、それは総合計画の中で掲げておる精神とも合致するものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

最後に、交通安全計画の中に、生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、また児童が安全に登下校できるような通学路における安全性の向上を図るとあります。みずほ台のこの外周は通学路にもなっておりまして、毎日、みずきが丘だけでも392人の小学生が通っております。ほかの地域からも通っている子を含めると400人は優に超えております。また、地域防災計画には減災対策が明記され、防災都市づくりとして道路整備がうたわれております。災害時要援護者の対策も記述をされております。ここを危機管理監に聞こうと思いましたが、こういったことを踏まえて、このみずほ台のような歩道構造に対する、最後に市長の見解を求めたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のような、特にみずほ台は、昭和50年代の整備であったかと思うので、今ご指摘のような状況にあるというふうに認識をいたしております。いろいろな角度から考え方が示されましたけれども、私どもといたしましても、それぞれのバリアフリーの観点、それから防災、減災の観点、危機管理上の観点、それらをしっかり見定めて、今後の具体的な計画の策定につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。改正バリアフリー法の概要等々につきましても、情報収集をしっかりさせていただいた上で、今後に生かしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

市長、ありがとうございました。

バリアフリー法が改正されたということもちょっと合致しますので、またその中でいい補助金がありましたら、また見つけていただきたいなと思います。

次に、サイクリングの普及と環境整備の考え方についてお伺いしたいと思います。

市民相談で、定年後好きな自転車で走っているけれども、健康づくりの面でのサイクリングロードなど、亀山市では整備をされないのかというふうに聞かれました。昨年、自転車活用推進法が制定されました。自転車の活用を推進するための施策の基本理念を示して、自転車専用道路や通行帯の整備、シェアサイクルの整備、自転車競技施設の整備、交通安全教育及び啓発などの施策を定めております。いわば今後の自転車の施策をめぐる方向性を定めるもので、今後、これを根拠法として、さまざまな具体案のもとに関連法の制定が動き出すことになります。

自転車というのは、やっぱり国民の健康というだけではなくて、災害時の移動とか、通常的环境面としての移動手段というふうにいろいろとあるんですけど、国では自転車をもっと使いやすいようにプロジェクトを推進して、都道府県や市町村は、そのプロジェクトを地域に反映するように努力をすること、努力義務ではありますけど、こういうことがうたわれております。こういうことも踏まえて普及及び環境整備の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員からご紹介いただきました、自転車活用推進法の施行についてということで、国土交通省から平成29年5月資料がございました。その基本理念には、先ほども申し上げましたように、二酸化炭素等発生せずに災害時における機動的なものであるという自転車への定義、また主に私、健康福祉部ですので健康増進、また交通混雑の緩和等々でございまして、こういったものを総合的に網羅する中で、自転車の活用を総合的、計画的に推進すべきものというような法律の趣旨でございます。

これらを踏まえまして、私どもの自転車に活用した健康づくりに転化させますと、既に皆様方にお配りしてございます健康づくりの手引の中に、プラス10の1つの事例といたしまして、健康寿命を延ばしましょうというような記事の中に自転車のことを明記してございます。少しご紹介申し上げますと、健康のために一歩を踏み出そうということで、自転車を利用するときに、それぞれの健康の今の状況を気づいていただく、それから自転車等で始めていただく、それから何か目的を持って達成していただく、次は全体として、地域等も含めましてつながるということで、こういったものを総合的に進めていただくことこそ、私ども亀山市全体の健康増進につながっていくのではないかと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

環境整備がありませんでしたけど、時間ありませんので、「緑の健都かめやま」を具現化させ

るために、健康というテーマできょうは議論をさせていただきましたけど、お金がかからないような形で市民の方が健康を維持できる、市としては市の立場でやっていただくことは当然ですけど、その個人でできる範囲の中では、やっぱりさまざまな環境整備も必要になってこようかと思いますので、一つ一つ今回はお話しをさせていただきましたけど、前に進むことを期待しております。

最後に、子育て支援について伺いたいと思います。

イベント等における赤ちゃん駅の設置について伺いをしたいと思います。

全国で、赤ちゃん駅、赤ちゃんの駅、キッズステーションなど、ネーミングはさまざまですけど、乳幼児がいる家庭の外出支援の一環として、おむつをかえたり授乳ができたりする場としての設置が進んでおります。

1 点目としまして、ちょっと岩手県の例を見せてください。これは移動式のテントを、全国で多くの自治体が導入しているんですけど、さまざまなイベント等で、この移動式のテントを設置して外出支援をしています。亀山市はイベントが多いと言われておりますし、そういう中で、こういった移動式のテントの導入の考え方、またあわせて市主催だけではなくて、各種団体や事業者も開催する場合がありますので、こういったところに貸し出しをしたらどうかという提案ですけど、その考え方について伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

亀山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念として掲げております「子どもの笑顔が輝く子育て交流のまち かめやま」の実現に向けて、ご提案いただきましたテントに限らず、赤ちゃん駅等設置することは、子育て中の家族もイベント等に進んで参加していただき、楽しんでいただく上で重要な取り組みと考えております。具体的な取り組みとしまして、例えば8月に開催予定の亀山市納涼大会や10月に開催予定のあいあい祭りにおきまして、会場内に授乳やおむつ交換が気兼ねなく行える場所を確保し、チラシにも場所を明記いただきますよう、市の担当部署より実行委員会のほうに提案させていただく予定でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

移動式のテントの導入はどうなんですか。していただくという形、また違う。あいあいのところに移動式のそのテントを置くということですか。ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

テントの導入につきましては今後検討していきたいんですけども、まずできることとして、会場内にそういう明記をはっきりして、ここで授乳していただけますよというような場所の表示でありますとか、あるいは納涼大会におきましては、近隣に、近くに施設もございますので、例えば青少年研修センターの和室とか、具体的にはどうなるかわかりませんが、そのような場所を活用し

て、そういう子育てを応援していける場所として、赤ちゃん駅として設置できたらなと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

前向きにテントもいいんじゃないかなと思いますし、私は、このテントを少し提案しようと思って、各自治体、幾つかの自治体にちょっと問い合わせをしてみたんですけど、冬と夏がどうなのかということ、テントがね。冬の場合は寒さから密閉されますので、逆に暖かいので、中のほうが風が入らないということで喜ばれておりますけど、夏が暑いということで、非常に照りつける中でテントがどうなんだろうという、すごい疑問があったんですけど、充電式の扇風機とか置いてあげたり、授乳の間、おむつ交換の場合は入り口を開けたりして対応していますというようなことでしたので、移動支援の方法として私は考えていただきたいなと思います。さっきおっしゃったのは、私2点目に話をさせていただきたいなと思っておりました。公共施設や事業所における環境整備について。

今、納涼大会や、それからあいあい祭り、そういうところをつくっていただくということで、そういったステッカーみたいなものを張っていただいて、ここでは授乳ができますよと、それは別にあいあい祭りとかイベントだけではなくて、亀山市を歩く人、それから亀山市の市民の子育て世代の方、そういう方が、簡単にそこに行ったらおむつがええられるんだ、授乳ができるんだ、これは公共施設だけではなくて事業所の中でもこういうものがあるんだという、安心して外出ができるような、そういったステッカーなりそういうものが張りつけられないのかというふうに思います。

1つそのことで、私、この庁内がどうなっているのかということで見えてまいりました。1階におむつをかえるスペースが、障がい者のトイレの中にありました。ちょっと写真を映していただきたいんですけど、これ1階入ったところで、この大きなドアの、見えますか、あのマークが。ここからだとは私は見えないんですけど、掲示板の下のところにちょろっと書いてあるんですが。しかもあれ3つですよ、車椅子のマーク、それから大人がつえを持って、子どもが万歳をしているあのマーク、どう探してもあのマークがどういうマークかがわからなかったんですけど、多目的トイレだそうなんです、インターネットで探してもちょっと見つかりませんでした。

それと、おむつが交換できるマークですよ。あの切れているところに何が書いてあるかといったら、どなたでも自由にお使いくださいと書いてあるんですね。でも、あれ見えませんから、どなたでも自由にお使いできません。ああいう表示の仕方自体が、もう本当に行政感覚だなあと思ったのは、私たちから言われて、議員から言われてちゃんとトイレやっとなと言われてたら、やっていますと。設置しています、マークもつけてあります。でも、利用者からしてわかりにくいですし、すごいなと思ったのはオストメイトの方の対応のトイレもちゃんとあるんですね。それは多目的という、あのつえを持って万歳しているあのことだけでわかってもらおうと思っているということ自体が非常に何か残念で、亀山市は本当にいいことをいっぱいしているのに、その表現の仕方とかアピールの仕方が本当に下手くそやなあと思うんですけど、やっぱりああいうことはわかりやすくやっていただかないと、何のためにやっているのかと思いますので、あそこはおむつがえしかできませんけど、気楽に授乳ができるようなところとかそういったことは、これからの環境整備とし

ては、しっかりと子育てに力を入れていくまちですね、うちは。そういうことが全面に打ち出されておりますので、やっぱり子育て世代の人たちが喜んで、別に市役所に用事がなくてもここを歩いていたら、赤ちゃんがぐずればここに入ればおっぱいをやれるんだとか、おむつがかえられるんだなというふうに、気楽に市役所に入っていただけるような、そういった考え方が必要ではないかと思います。今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この市役所1階の多目的トイレには、身体障がい者の方、お年寄りから子供までということ、そしてその横が、せっかくおむつ交換する場所が、装置が備えてございます。その半面、看板が非常に小さくて、しかも掲示板で4分の1隠されているという、非常に申しわけない話ですので、よくわかるものに変更させていただきます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろな亀山市の公の施設っていっぱいありますので、1回回っていただいたらいいかなと思います。

最後に、この移動式のテントはこれから検討していくというような話だったんですけど、災害時なんかでも、やっぱり女性のそういった授乳とか着がえとかそういったことで、このテントというのは私重要じゃないかなと思うんですけど、その点についての考え方を最後にお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

非常時対応におきましても、長期、短期等の期間もありますし、災害の状態にもよりますもので、健康福祉部に資料をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

防災に関しても、女性の視点をしっかりと取り入れてほしいというふうに私も訴えてまいりましたので、ぜひこういうことも一考していただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに願ひしたいと思います。

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西川憲行君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 5時53分 散会)

平成 3 0 年 6 月 1 4 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）

●議事日程（第4号）

平成30年6月14日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長	落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 渕 輝 男 君
生活文化部参事	深 水 隆 司 君	産業建設部参事	服 部 政 徳 君
産業建設部参事	草 川 保 重 君	会計管理者	渡 邊 知 子 君
消防長兼消防部長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地域医療統括官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	青 木 正 彦 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭
書 記 水 越 いづみ
書 記 大 川 真梨子

議事調査課 長 渡 邊 靖 文
書 記 高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、4項目上げさせていただいております。そのうちのまず1点目なんですけれども、三重県議会における議員定数問題についてということで通告させていただいております。

皆さんもマスコミ等でご承知かと思えますけれども、三重県議会において1票の格差是正のために平成26年5月に一旦議員定数が削減をされたんですけれども、その当時、選挙まで1年を切っていたということもありまして、今回そのときに削減の対象になる、合区して削減という形になった鳥羽市と志摩市、この鳥羽市が離島を大量に抱えるということで周知期間がないということで、26年の次の選挙27年ではなく、さらに次の選挙31年にこの定数削減が適用されるというような話であったんですけれども、それが27年の選挙の後、その後、南部の定数を減らし過ぎだという話が出てきて、そんな話の中、定数をもとに戻す議案がこの3月に出てきて、それで採決の結果、本当に僅差でしたけれども、これで定数をもとに戻すという議決がなされた、ということになっております。

ただ、これは1票の格差是正のためということではあったんですけれども、これで1票の格差が再び拡大する結果となりました。いろいろな意見とかも出ていましたけれども、少なくともこの1票の格差は、何とか対処をしなければならないという話だったと思います。

この1票の格差なんですけれども、実はこの1票の格差のあおりというか影響を受けているのが亀山市です。我が亀山市が一番この1票の格差、人口1人当たりの議員定数が一番少ないことになると。逆に言えば、亀山市が一番三重県政に声を届ける物理的な人数が少ないということではあるんですけれども、そういう意味で一番1票の格差の影響を受けている亀山市の首長として、今回の県議会の議決結果について、どういうふうなお考えを持っておられるのか、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

三重県議会の議員定数見直しの根幹にある1票の格差、議員ご指摘をいただいた問題であります。これは法のもとの平等に基づく1票の重みの観点から当然是正されるべきものと私は考えておるところでございます。

平成26年の県議会定数を51から45に減らす条例改正は、まさに県域の1票の格差を是正されたものと認識をいたしております。これを再び、格差を拡大する定数45から51に戻すことは、これまでの県議会におけるたび重なる議論や議決を無にするものであり、非常に残念に思うところであります。

さかのぼれば、平成12年に県議会は議会定数を55から51に減らす条例制定を行いました。既に当時としても、人口減少に向かいます中で、既に当時も2倍を超える格差是正をまずは中北勢の都市部から行い、後の全体へという大胆な議会改革の一環でもございました。

当時、私は選挙区調査委員会の一員でもございましたし、県政会という改革会派に属しておりましたので、鮮烈な記憶を持っておるところであります。

議員ご指摘のさきの議決をどう思うのかと問われますならば、かつて県議会に身を置いた一人として、また基礎自治体の長という立場からも大変残念な思いを持っておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。一言で言えば、残念な思いということでお聞きしました。

今回のこの議決結果については、さまざまな意見がいろいろあったと思います。特に、一度議決を行ったにもかかわらず、削減したのに一度も選挙を行わずにもう一回もとに戻すという、これは議決責任は一体どうなのかと。あと南部のほうを減らし過ぎやという話であったんですけれども、それも含めてのやはり長年の議論の積み重ねであった結果、そうなったはずだと。あと、南部の声が届かないとあるけれども、これは選挙区以外の声を拾うのも県議会議員の仕事だ、この辺の話もあった。

ただ、この辺の話の中で、もう一つやはり今回一番私が問題やなというふうに感じたのは、その削減という話になったときに、全員が賛成に回っていた新政みえという最大会派、これは今回定数増なわけです。この定数増に対して大半が賛成に回られた。もちろん当時の、市長も先ほどおっしゃいましたけれども、市長とも親交が深いとお聞きしていますけれども、三重郡選出の館直人県議とか、お隣の鈴鹿の彦坂県議とかは、そんなばかな話はないということで、これは定数をもとに戻す、これに反対をされた。もと新政みえにおられた我が亀山市の選出の長田県議も、やはりこんなことは許されないということで反対に回られたと、こういうことではあるんですけれども、やはり先ほど市長がおっしゃっていた平成12年からのこの議論、もっと前からでしょうけれども、この話の中でやはりこういうふうなことが行われたことに関しては、これは一体どうなのかという話ではあったと思います。

そんないろんな話があるんですけども、ちょっと資料もお配りさせてもらっておるんですけども、やはり今回この1票の格差とかというのがあるんですけども、やはり一番話として、我々亀山市としてひっかかるというのが、逆転現象という話でした。

基本的に人口に応じた定数が割り当てられるというようなイメージではあるんですけども、絶対ではないにしても、そこにちょっと資料が出ていますけれども、亀山市は一応5万ということで、この5万人よりも平成26年5月の改正によってそれが定数と人口が一応順々になっていると、こういうことにはなったんですけども、今回この平成30年3月の議決によって、そこにちょっと追加して、私が加筆してあるんですけども、伊勢市選挙区が3から4に、鳥羽市・志摩市選挙区が2から3に、これ実は合区が解消されてもう一回、鳥羽市1、志摩市2になったらしいんですけども、度会郡選挙区が1から2に、多気郡選挙区も1から2に、熊野市・南牟婁郡選挙区が1から2に、尾鷲市・北牟婁郡選挙区が1から2にと、こういうことになったわけです。

つまり、亀山市よりも人口の少ないところが亀山市よりも多い定数になったと。実はこれ定数増の議案であったということなんです。そういう意味では、県議会全体で1票の格差を解消するというのはもう皆の共通認識であったはずであるんだったら、実は亀山市の議員定数を1から2にふやせば解決したはずなんです。従来の議論を覆してでもという話なんで、今回は。それを思えば、なぜこの亀山市の定数を2にするということもしなかったのか。やはりその辺に今回の県議会の混乱というか、おかしいやないかという、その辺が象徴的にあらわれているんじゃないのかなと思います。

ただ、そんな中で市長もこれは残念な結果だというふうに言われた話ではあるんですけども、やっぱりこの話の中で、県議会の決定ではあるけれども、亀山市としても県政に声を届けるという、これが今の本当に現職の長田議員も本当に頑張ってやってもらうておると思いますし、実際に頑張ってくれています。けれども、物理的に1人と2人では違いがあると。これはもうどうしてもない部分ではあるんですけども、それをやはりフォローするために一体市としてどうしていかなければならないのか。当然、亀山市長としても県政に働きかけていく、その姿勢が必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、この点について、市長、県政に対してこれからどう働きかけていくのか、その辺の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、広域自治体議会であります県議会は、当然180万県民の声が的確に反映されるよう、また県政の信頼が低下しないように適正な議員定数や選挙区の検証・見直しについて改めて真摯に取り組んでいただきたいと思いますと考えておるものであります。

また、当然ながら今その1票の格差が拡大をして、市民の声が届かなくなるんじゃないかというご指摘でございました。本市といたしましても、今後とも市民の声を基礎自治体としての思いを県政に確実に届けられるよう努力をいたしてまいりたいと思います。

市長として具体的にどのようにアプローチしていくんだというご趣旨だろうというふうに思いますが、今日までも県政のアプローチは亀山市の組織としてあらゆる機会を通じて行ってまいりました。特に、市長という立場からは、県と市町の地域づくり連携協働協議会でありますとか、知事と

の1対1対談などの仕組みを通じて、さらには個別課題の解消のための期成同盟会や要請活動などを通じて県当局並びに県議会へ直接的に声を届けてまいってきておるところでございます。

また、三重県市長会を通じまして本市の優先課題をテーマとした政策提言を行うとともに、必要に応じて課題解決や事業推進に当たって、県など関係当局には単独及び広域のそれぞれの働きかけを行ってきたところでありまして、今後もあらゆる機会を通じて亀山市の声を届けてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市長の思いを聞かせていただいたと思います。

ちょっと資料にお配りをさせていただいておるんですけども、ちょっと2枚目のところに、今回ちょっと話題にもさせてもらった鳥羽市のホームページから拾ってきた資料があります。こちらに元県議で同じように市長になられた市長の見解が載せられています。地元になくはない県議会議員ということで、これだけ市のホームページでも、もともとの定数削減に対してやはり鳥羽市は減らしちゃだめなんだということを主張されています。

ちょっと下に三重県の地図がありまして、県南部で6人減というふうに書いている地図があります。これちょっと見にくいんですけども、これは県南部のそれぞれの選挙区1ずつ減っていて、ちょっと見にくいんですけど、北中勢はそのままと書いてあるんですけども、これは実は大きなまやかしでして、先ほど市長も指摘されましたけれども、平成12年からもう既に北中勢は削減をしておって、さすがにそのときに南部を減らすのはちょっとこれは酷やなということで、次ですよ、次ですねという話をしていたのに、ここに来て、県南部から減らし過ぎやという理由でこういう話になってきたと。

そういう意味では、県南部で6人減というのがさも県南部だけ減らされておるように見せておるというんですけど、これに対して批判するとかじゃなくて、やはりこれぐらいの思いで鳥羽市としては取り組んでいるんやというふうなことなんやと思います。

これはいろいろお話を聞いていると、鳥羽市と志摩市と合区して3を2に減らすと、人数でいっても鳥羽市を倍にしても志摩市の人数よりも少ないと、そんなことですので、鳥羽市として定数を失ってしまうのじゃないかと、こんな話もあるらしいんですけども、やはりその辺の危機感たるやということやと思うんです。これがええか悪いかというのもありますけれども、これは市長としてはやはりこの亀山市を守るんやということで、それぐらいの思いで臨んでいていただきたいというふうに思います。

その辺の思いも聞かせていただいたと思いますんで、今以上にしっかりと県に対してアクセスをしていただきたいと思います。

それでは、次の項目の鈴鹿川等源流の保全についてという項に移らせていただきます。

これにつきましては、前の全員協議会で、2回前ですかね、鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例、これ（仮称）となっていますけれども、これの制定についてということで執行部から説明がなされておりました。

今回、基本的な考え方についてということと、まず鈴鹿川等源流域の範囲についてということ、

この2つの通告した項目についてまずお聞かせ願いたいと思うんですけれども、その全員協議会でのその資料の中に3つの区域が設定されていました。最重点区域、あと重点区域と、普通の区域みたいな感じやったと思いますけれども、この区域で書かれていたのが、最重点区域というのが、たしか鈴鹿川と加太川の合流点よりも上の鈴鹿川本流となっていたと思います。

これはなぜ鈴鹿川本流だけなのか。というか、この鈴鹿川本流に加太川の結節点よりも上流を含むのか含まないのか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

鈴鹿川の最重点源流域の区分でございますが、先ほどおっしゃいましたとおり、鈴鹿川本流の加太川合流点より上流の流域で考えてございまして、加太川の上流のほうについては含まないという考えでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

加太川上流は含まないということでありました。

ただ、そのとき、全員協議会で私、一番ひっかかったのはそこなんです。なぜかと言うと、鈴鹿川の辺の、特に旧関町の人間はよくわかっていると思うんですけれども、水量でいうとやはり加太川のほうが圧倒的に水量が多いと思うんです。鈴鹿川の本流は坂下のほうから流れてきますけれども、その辺を思うと、当然、この源流域とかこの辺の話になったときに、保全の必要性とかいう意味では、もちろんこの坂下からの鈴鹿川本流というのも必要ですけれども、やはり加太川上流というのも必要になってくるはずやと思うんです。その辺を思うと、なぜ加太川上流を含めなかったのか、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

なぜ含めなかったかということでございますが、まず鈴鹿川本流の最上流部分に位置いたします坂下地区につきましては、古くから鈴鹿と呼ばれていたと伝えられるところでございます。

また、鈴鹿山系の高畑山にその源を発しまして、市内を東に流れ、幾多の支川を合わせながら伊勢湾へ注がれる鈴鹿川の源流であることから、坂下地区を最重点源流域に位置づけようと考えているものでございます。

しかしながら、鈴鹿川の支川となる加太川や安楽川なども有する源流域に位置します自治体といたしまして、源流域の大切さを再認識し、源流域に対する誇りと責任を明らかにしようとする条例の趣旨は、市全域にも及ぶべきものであると考えておりますので、今後具体的な施策を進めるに当たりましては、加太川や安楽川の上流域など広範囲にわたる取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、最重点地域というのが余り意味をなさないのかな、その記述がというふう思うんですけども、先ほどもちらっとありましたけれども、やはり名前というのは、実はこれは水量ではないという部分がありまして、私も余り知らなかったんですけども、一応吉野川かな、それを聞きにいったときに、同じようにもっと差があった吉野川の源流というのが、奈良ですかね、それがめっちゃくちゃ、ほんまに溝ぐらいのレベルの、こっちが本流だよと言われたことがありまして、何でやろうと思ったら、こちらに神様がおるからやとか、そういうことやったんですけども、その辺の話を聞きますと、それで鈴鹿川という名前なんやと、加太川じゃないんやと思ったりもしたんですね。鈴鹿山という信仰のもとにやはりこの鈴鹿が成り立ってきたという、それは全くおっしゃるとおりやと思うんですけども、ただ、そもそも最初の全員協議会のときに、多くの議員さんが何やこれはというふうにとちょっと釈然とせんような反応を示されたと思いますけれども、これは環境政策とか、産業政策とかという意味で、森林林業政策とか、環境政策という意味では何かぴんとこない部分があったと。それもそのはずやなと思ったんです。確かに、その資料にも出ておったんですけども、やはりこれは生活文化とかその辺をかなり重要視されているのかなというふう思ったんですね。それを思うと、これは実は環境政策とか、産業政策よりも、実は文化政策の色合いが強いのかというふうに思ったんですけども、その辺、これはもう文化政策の色合いが強いというふうに思ってよろしいんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

そもそもこの条例をつくるきっかけとなりましたのは、本市がこの鈴鹿川源流域の豊かな森林に覆われておりまして、私たち市民に水やきれいな空気など多くの恵みを与えていただいておりますということで、市民の生活や文化と密接にかかわってきておると考えております。

しかしながら、これらの源流域では、とりわけ中山間地におきまして、地域の過疎化とか少子高齢化が進みまして、担い手とか後継者不足、さらには管理の行き届かない森林とか、耕作放棄農地が増加しておりまして、今後集落の存続にも影響を与えかねない状況でございます。

また、これによりまして、森林や農地の公益的、多面的機能が低下いたしまして、土砂災害や洪水も危惧されるところでございますので、私ども自治体として源流域の大切さを再認識いたしまして、多様な主体でこれを守り育て地域への愛着を醸成するとともに、生活や文化を守り、そのことを積極的に市内外へ発信することで、この条例を制定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

文化的な話という感じなのかなとは思いましたが、集落の過疎化云々の話もありました。そんな中で、今回この意識啓発とかそういうふうな色合いが強いんだろうかというふうには受け取ったんですけども、そんな中で、3番目の項目になっていくんですけども、じゃあどうするかという話ですね。

話を聞いていると、坂下地区の活性化みたいなこともあるのかなと思いました。これはこれで結構なことやし、やっていっていただきたいと思うんですけども、そうするとまずほかの加太地区なり、さらに北の野登地区とか、この中山間のあたりの活性化を図っていくべきものなんやろうと思うんですけども、じゃあ具体的にどういうふうなことをされるのか。確かに資料には出ておったんですけども、具体的な取り組みについてどういうふうなことを考えておられるのか、現時点での思いがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

この条例に関連する取り組みといたしまして、昨年度、平成29年度から取り組んでおりますみえ森と緑の県民税市町交付金を財源とした環境林の間伐を行います鈴鹿川等源流域再生事業とか、先月設立されました鈴鹿川等源流の森づくり協議会における産学民官による取り組みのほか、今後進めてまいります亀山7座トレイル事業とか、生物多様性地域戦略などを含めたさまざまな取り組みを実施することによりまして、源流域の自然と文化を守り、それらを次の代へ継承していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

一応説明に今まであったとおりの話やなとは思ったんですけども、一つみえ森と緑の県民税、これの活用をということではあったと思うんですけど、やはりこれも使い方が限られておる部分もあるんですけども、それ以上にやはり財源としてじゃあどれぐらい来るんだという意味では限られている部分があります。

これに対して、もっとこの市税を投入していくということも必要やと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。市長、この辺、どういうふうな考えを持っておられるのか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、総合計画に掲げた、あるいは前期基本計画に掲げましたそれぞれの事業、あるいは今ご紹介させていただきました事業、これをしっかり前へ進めてまいりたいと思います。

そのための財源がやっぱり大変重要でございますので、ご案内のような先ほどの県が頑張っているところであります市町の緑の県民税の交付金を活用すること、あるいは今回、国が森林環境税の導入を決定いただきましたけれども、これの譲与税の交付金を活用していくこと、そして私どもの他の施策との本当に優先順位やいろんなことがあろうかと思いますが、私どもはこの分野についてしっかり施策を戦略プロジェクトとして掲げて前へ進めていこうという意味で取り組んでまいりたいと思いますので、あらゆる財源をここに投入して前へ進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○ 1 1 番（伊藤彦太郎君登壇）

あらゆる財源をということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の一般国道 2 5 号線の通行どめについてというふうに移っていききたいと思いますけれども、これにつきましては、昨日、中村議員からも質問があったところではあるんですけども、それでもある程度言っていた部分があるんですけど、ちょっとその中で疑問として残った部分を聞かせていただきたいと思いますと思うんですけども、これは当初、のり面崩落に関しまして、2 5 号線が通行どめになったわけなんですけれども、まだその当初、一番最初のときは崩落した箇所が不安定であって、調査もちょっとままならん状態なんだというような感じであったと思います。

その辺の非常に不安定な部分、この辺は一体現時点でどうなっているのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

おはようございます。

先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

当初、調査もままならない状況だということでしたんですけど、その後、専門家にも見ていただいて、大丈夫との確認をいただいていると伺っております。

また、道路管理者であります鈴鹿建設事務所のほうでも毎日パトロールをしていただいて、目視確認をして移動もないという確認を行っていただいております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○ 1 1 番（伊藤彦太郎君登壇）

状況的には大丈夫、絶対はないかもしれませんが、かなりケアしていただいておりますんだということがわかりました。

そんな中で、2 番の名阪国道の側道整備についてという項目に移らせていただきたいんですけども、側道整備とはいうんですけども、こういうふうな災害時の迂回路をどうするのかという考え方にはあるんですけども、これは全員協議会で説明があったときに櫻井清蔵議員のほうから、そもそも名阪国道自体に側道整備の当初から話があって、それがずうっととまったままだと。側道整備、加太地区の板屋ぐらいまではちゃんとなっていて、そこから今、向井のインターぐらいまで一部伸びている部分もあるんですけども、そこから久我のインターのあたりまでは当然、山道になってしまつてとかそんな話もある。当初、トンネルを掘つてとかいろんな話もあったみたいですけども、この辺の名阪の側道整備の話は一体どうなっているのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

名阪の側道整備につきましては、毎年名阪国道及び国道 2 5 号整備促進期成同盟会において、関ヶ丘及び向井インターチェンジ周辺の側道整備について、国及び県に対して要望活動を行っている

ところでございます。

現状として、事故等での本線渋滞時に地域内生活道路への迂回車両が流れ込むため、地域住民の安全が危惧される状態となっていることから、安全性確保のためにも早期の側道整備を引き続き要望してまいります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

引き続きということではあったんですけども、そのときの話では、今側道の位置づけとして、今回通行どめになった一般国道25号線も何か位置づけられておると、そういう話ではあったとは思いますが。

そうしますと、きのうも中村議員のほうからありましたけれども、この辺の一般国道25号線、これのやはり早期の整備ですね、もっと高規格化というか、これをきちっとしたものにしていくという努力が必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、その点につきまして、今回側道の位置づけであったこの一般国道25号線に崩落があって、通行どめになってしまったということで、実はこの話というのは以前から、私も聞いたことがあって、そのとき名阪国道は通れんけど、そういうのはどうしたらいいのかなというふうに、たしか、あれは前松本部長に聞いたら、そのときは坂下のほうのあっちの市場阪東線、あそこから回ることになりますねという話を言われて、そんなばかなことが起こるのかなというふうなことを言うてたら、現実にかこうことが起こってしまったわけなんですね。

ただ、やはり本当に実際問題として、市場阪東線というのを現在も使われている部分があって、この辺、たしか全協のときでも小坂議員がああ、早うせなあかんやないかとか、中村議員もきのう言われたと思いますけれども、この市場阪東線というここをやはり整備する必要性というのがあるんじゃないのかなというふうに私も思うんですけども、結構難しいんじゃないかみたいな話は言われていますけれども、もう一度お聞きしますけれども、この辺、やはり市の責任において、この市場阪東線をこの名阪の迂回路も含めて、実際今回、これでもし名阪がとまってしまったら、市場阪東線を回って向井インターあたりから、国道1号線に入って坂下回りということもあり得るかもわからない。そういう意味で、やはりこの市場阪東線というのは整備の必要性というのがあるんじゃないのかと思いますけれども、これにつきまして、必要なのは1キロ区間ぐらい、これがまず必要だろうということでありましたけれども、この1キロを整備するのに、では一体どれぐらいのお金がかかるのか、どれぐらいの費用を見込んでいるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

どれぐらいの費用がかかるかということなんですけど、当箇所は改良工事を行った場合、工事費は幾らとのご質問ですが、未改良区間には県管理であります中津川が並行して流れており、今現在、工事費をお答えすることができません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

県管理の中津川があるんでわからんということやったと思いますけれども、それこそさっきの話ですわ。県管理と言われるんやったら、それこそ市長が県議会議員の定数の足らん部分を補うぐらいのつもりで県に言っていて、県に直接どれぐらいかかるんやというふうなことを迫及してもらったらええと思うし、その上でやはり市としてもそれを算定する、その努力をせなあかんと思います。

きのうも、ちょっと検討云々の話がありましたけれども、やはり今後こういうふうな、実際に実現に向けて整備に動いてもらわなあかんと思いますけれども、もう一度その辺、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。この市場阪東線の整備を市長としても重要視されていくのかどうか、この点、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

きのうも中村議員のご質問にお答えをさせていただきましたが、この関町坂下地内の未改良1キロにつきましては、すぐさま改良を行うというのは大変難しい現状がございます。ご案内のとおりであろうかと思います。その上で、きのうもお答えさせていただきましたように、この加太から坂下に抜けます市道、待避所の整備等々につきまして検討させていただきたいというふうにお答えをさせていただいたところでございまして、そういう検討してまいりたいと思います。中・長期的に、その県に対して、また今ご指摘のような、県に今後、そういう問題提起も当然させていただきますが、いわゆる待避所の整備等々について検討させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと昨日どおりの答弁やったかなと思うんですけれども、確かにすぐには動かんということとはわかります。ただ、既に整備されている加太と坂下に来るまで、そこを旧関町時代にかなり整備された。きのうも担当されていた方に聞いたら、12年かけてあそこを整備されていた。関町といったら、この亀山市よりも当時、小さい自治体ですわ。そこでも長年かけて整備し続けてきたわけです。それよりももっと短い区間、これがそこまでなぜ困難なのかというふうに正直思うんですね。県云々の話、県管理の何か云々がありましたけれども、やはりこれはあと市長のやる気次第やと私は思います。

先ほど言いました鈴鹿川と源流の保全について、これ市長、その提案理由の中で、中山間のあの辺の源流域を守るというふうに言われました。まさにその源流域である坂下地区、加太地区、この辺の方々の暮らしを守る意味では、やはりライフラインとしての道は必ず必要です。絶対に必要です。それを守るという意味でも、まさにこの鈴鹿川との源流の保全について、これ市長の施策として、やはりこの市場阪東線の整備はもっともっと優先度を上げて取り組んでいかなければならないと思いますけれども、もう一度、市長の答弁を願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

名阪のこれがとまる、あるいは今回のような25号がとまる、そういうケースの中でこの市場阪東線が大変貴重な役割を担う、このことはそのように認識をいたしております。ご案内のように、この6キロの改良済みの5キロにつきましては、昭和50年代から平成五、六年にかけて約4キロ整備をいただいておりますけれども、今、いろんな事情や条件があろうかと思いますが、当面の検討をさせていただくことと、市道の整備というのは市内全域550キロの総延長を抱えておりますので、何を優先していくのか、当然、施策の事業として位置づけて考えていく、そういう検討は当然させていただきたいと思っております。それも含めて今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市全域のこともあると、もちろんです。ただ、やはり後ろからもちょっと声が出ていますけれども、駅前のこれはどういうことやというような、その市道もやはり整備にお金をかけていると。それをするんやったら、ほかでもあるという、その辺の思いもあると思いますんで、やはりこの辺、市長が今回、その源流域を保全するというふうなことを言われているわけですから、やはりその一番ポイントになるのがライフラインということやと思いますんで、間違いなくそうやと思います。やはり私らどうしたらええんやろうという話、実際、坂下の方からも私も聞きましたし、やはりこの市場阪東線という、さらに坂下から野登に抜ける、こういった道もあると思います。

そしてもう一つ、これはたしか合併協議であったと思いますけれども、この市場阪東線、当時合併の説明会の中で、私はこの旧亀山市の説明会で聞いたんですけれども、内環状、外環状という話がありまして、この外環状の一部なんです、この市場阪東線というのは。この市場阪東線と名阪国道と、そして306とこのあたりを駆使しながら、今、どうなるかわからんという感じになってきますけれども、国道1号線のバイパスですね、これは筆捨山のところまでトンネルで抜くとかいう話でありましたけれども、そういった話が昔から存在していたということもありますんで、この市場阪東線、これは市長の重点項目としてやっていっていただきたいというふうに思います。

では、次の項目に移らせていただきます。

次、中学校の部活動についてということで通告をさせていただきます。

今回もいろいろと現況報告とかでも出ていましたけれども、教職員の働き方改革の流れの中、中学校の部活動の時間についての見直しというのがやはり全国的に言われておるんですけれども、この市内の中学校の状況についてお聞かせ願いたいと思うんですけれども、ちょっと関中学校からちょっとうちの娘のところを通じて、保護者、地域の皆様へということで、部活動を原則週休1日、月4回以上休みにするというようなことをしますんでご理解くださいというような旨の文書でしたけれども、この辺を見ると一体どういうふうな状況でこの文書が配付されたのかということですね。その辺も含めまして、中学校の部活動、この市内の状況は一体どうなっているのか、ご答弁願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部活動や教職員の働き方に関してでございます。

教員の長時間労働の状況は深刻で、文部科学省が行った調査によりますと、全国的に見て、中学校教員の6割は週60時間以上の勤務時間を余儀なくされているといった結果も出ているところでございます。教員の多忙化の要因は幾つかございますが、特に中学校現場におきましては、部活動指導がその大きな要因の一つと考えられております。

また、部活動は生徒の健全育成において、その存在意義は極めて高い反面、過度な活動は生徒の健康安全面への影響が危惧されます。そのような状況の中で、全国的に部活動のあり方を見直そうという機運が高まり、国や県では生徒の健全な成長と教員の負担軽減の視点に立った部活動ガイドラインの策定が本年3月に完成いたしました。

亀山市におきましても、教員の多忙化の状況は深刻でございまして、特に中学校現場におきましては平日の授業前や放課後に加え、休日は大会引率などが伴う部活動が行われております。その労働環境は苛酷な状況にございます。

そこで、市では県や国に先駆けまして、昨年9月に適切な活動時間や休養日の設定を示しました亀山市部活動ガイドラインを策定いたしております。現在、各中学校におきましては、このガイドラインにのっとり、適正な部活動運営のもとで教員の多忙化の緩和を目指しているところでございます。

なお、亀山市部活動ガイドラインに定めている部活動の休養日につきましては、平日の週1日の放課後部活動休養日を含んで月8日以上休養日の設定といたしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

状況を聞かせていただきました。

私も一応、娘というか子供を持つ身で、中学生の子供、親としては非常にこういうふうなお世話をさせていただくのはありがたいんですけども、正直自分たちのところと比較しても、こんなに頑張ってもろうておったかなというふうなことを思いまして、朝練もする、休みのときは練習試合とかもある、こんだけ先生に負担がかかる。

ただ、それ以上に子供にとってもほんまにどうなのかなという部分もあったんですけども、もちろんありがたい部分ではあるんですけども、ただ、これが全国的にはほかの他県なりという世界でなのかなという部分もあったんで、亀山市として一体どうなのかというのを聞かせていただいたわけなんですけれども、やはりちらっと先ほど部長も言われましたけれども、やはり苛酷なやり方というのは子供にもよくないという部分があると。もちろん先生らにも問題はありますけれども、先生らのためにも、実際、教職員の方を犠牲にして、部活動の実は運動であれば上達とか、それを果たして本当に子供が望んでいるのかなという部分もありますんで、本当に子供のためというんだったら、もちろんある程度詰め込むとか、そんなこともたまには必要かもしれませんけれども、詰め込んでばかりでも実はマイナスなんやというような、そういう部分もありますんで、やはりそ

の辺、適切にやっていっていただきたいと。状況をちょっと確認したかったという部分で今回言わせていただきましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問を終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎でございます。

今回は一般質問の件名としましては、行政評価についてと、防災・減災対策について、3つ目が新庁舎建設についての質問をさせていただきます。

それでは、まず最初に行政評価についてということで質問させていただきます。

平成30年3月に改定した行政評価システムの考え方について、まずお聞かせください。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、改正をさせていただきました行政評価システムにつきましては、平成29年度からスタートした第2次総合計画前期基本計画の効果的、効率的な推進を図るため、行政システムの課題等を整備した上で、必要な改善を行ったところでございます。

主な改正内容でございますが、評価結果の客観性を高めるため、施策評価については施策の方向別にその推進状況を明確にするとともに、事務事業評価におきましては活動実績と成果を分けて評価することといたしております。

また、評価体制としまして、事務事業評価を課長、グループリーダーによる2次評価制といたしまして、グループリーダーに評価の機会を与えるなど、組織機構の再編の基本的な考え方であります中堅職員のマネジメント能力の向上につなげる仕組みとしたところでございます。

また、このように充実を図る一方で行政評価に要する事務負担等も考慮いたしまして、標準事業評価につきましては、簡素化をいたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

行政評価システムの考え方というのをお聞きしたんですけれども、具体的に評価シートについての質問に移りたいと思います。

第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画に位置づけている主要事業の目的の捉え方と成果指標の設定について、まず具体例として婚活支援事業とシティプロモーション推進事業についてお聞きしたいと思いますけれども、まず考え方を問うものでありますから、婚活支援事業についてのことに触れて質問したいと思います。

この基本事項というところの大綱というところには、子育てと子供の成長を支える環境の充実、それと基本施策としては安心して生み、育てられる環境づくりの推進、施策の方向は出会い、結婚から定住への支援というふうになっております。

こういったことを実行するために、婚活支援事業のこういうこと、婚活事業をやるわけなんですけれども、これの目的というのはあるんですけれども、この施策の方向は出会い、結婚から定住への支援ということで、出会いの場を与えて、結婚して、定住してもらえたらということで、方向はそういうことになっております。

ところが、その下のこの目的のところを見ていただくと、初婚年齢や未婚率は上昇傾向にあり、晩婚化、未婚化は人口減少の大きな要因となっていることから、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するというのが目的になっております。

上の施策の方向では、出会い、結婚から定住への支援ということになっているんですけれども、この婚活事業の目的は出会いの機会を提供するだけに終わっているんですよね。そうすると、施策の方向は、出会いの場を与えて、そういうところから結婚、それから定住、亀山市に住んでもらうというのが最終の目的だと思うんですけれども、中途半端なところで出会いの機会を提供するで終わっているんですけれども、これはどういうことかというのをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに今、こちらで出させていただいておる主要事業のシートにつきましては、最終的な目的は本市に定住をしていただくということが最終的な目的として掲げられておりますが、その間の手法として、まず婚活支援事業の中で出会いの機会をつくる、それがまず最初の目的としてそういう場づくりをしていき、その後にマッチングして、最後に結婚して、本市に住んでいただくということが一つの理想、理想というか一つの目的として示しておりまして、今回の主要事業のシートとしては、まず最初の出会いづくりというところに観点を置いて、目標を設定させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

この婚活の出会いの機会を提供するだけが目的というふうに、これを読むと感じるんですけど、出会いの機会を提供するということは、その中からカップルが生まれて、結婚して、亀山市に定住してほしいというのを、そのためにやっておると思うんですよね。ところが、出会いの機会を提供するだけで終わっています。

それと、出会いの場をつくるだけに年間310万ですね、これ、予算が。それで30年度が21

0万ということになり、31年度は210万ですけれども、310万円も使って、29年度は4回やって120人が出会ったと。これだけではやりっ放しと同じだと思うんですね。

だから、この中でカップルができたかとか、そういうようなことをこの指標、下のほうに、こちらのほうにありますけれども、4回やって120人で、これが指標になっているというのは、やっぱりおかしいと思うんですね。やっぱり追っかけて、すぐにその場で結婚とかそんなことが決まるわけではないんですけど、こういう参加した人たちからカップルが幾つできて、それが成婚して、亀山市に住んでくれたのは何組やとかいうのを追っかけていかないとまずいんですけど、これ単年度だけでやっているもので、そういうことはせっかく何もそういうことを追っかけずに、やったという実績だけを評価してAとかそんなんおかしいと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えてみえるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、この事業の成果をよりの確にはかる指標とするためには個別施策のさらに上位施策の方向性を見据えた事業の目的設定も重要であると認識をしておるところでございます。

今、議員おっしゃられましたが、例えば婚活イベントのマッチングの成立件数でありますとか、それに対するフォローアップ、これは30年度、31年度の指標を見ていただくとわかると思うんですけど、フォローアップセミナーというのも開催する予定でございまして、ご指摘のマッチングした後のフォローアップという事業につきましても計画をしておるところでございまして、いずれにいたしましても、今後第2次実施計画を30年度策定をしまいたしますので、そういったご指摘の点も踏まえて、改善するべきところは改善してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

では、これは28年度から始めたんですか。28年度か27年度か、ちょっと調べていないんですけど、実際に何回やって、何人が参加したという、その累計で、29年度までの数字というのはわかりますか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいま持ち合わせおりますのは、29年度のイベント回数ということで、議員おっしゃられたように4回ということで、その中でそれぞれ40人、20組のカップルということで、全て定数を全部満たしておって、抽せんの中で余りが出たというような状況で、そのように聞いておりますが、まだ今その中で成婚をしたとか、カップルになられた方がその後どのようなようになったかという、そのような調査についてはまだ持ち合わせていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

最後にまとめとして聞きたいんですけど、では目的と概要という欄がありますよね、この上に、概要としては結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するため、婚活イベントを開催すると。婚活イベントを開催する企業、団体等に対し、補助金を交付するということになっていますね、これ。

それで、実際にこの人数、29年度で4回やって、計画値が120ということになっているんですけども、これは結婚を希望する独身男女に出会いを提供するためとあるんですけど、この方ら全部結婚を希望していたんか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思いますし、婚活イベントを開催する企業、団体に対し、補助金というのはどのような使い方をするようにしているのか、またこの金額というのはどのような基準でやっておるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、今ご質問いただきましたのは、亀山市婚活支援事業補助金ということで、亀山市が市内の民間事業者に委託をして婚活イベントを開催していただくという事業でございます、まず、補助金の実績からご答弁申し上げますと、昨年度は1団体から相談をお受けしたものの、予定した参加者数が確保できず、イベントはできなかったということで補助金の交付には至っていないということで、実績はゼロということでございます。また、30年度につきましては、既に1団体への交付を決定しておるところでございます。

また、ここに参加された方が全て結婚を希望しておったのかというお尋ねでございますが、こういうイベントに参加をいただくということは結婚を希望されている方が参加していただくものというふうに認識をいたしております。

また、使い方につきましては、原則的には民間企業に委託をいたしますので、企業の自主性を尊重させていただいておるところではございますが、その都度企業と私どもとでいろいろ相談をさせていただきながら進めておるという現実でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

新聞で見たんですけども、4月1日の日曜版の中日に出ていたのが、鈴鹿青少年の森で男女各10人募集ということで、15日に婚活バーベキューというのをやるということで開いております。

これは、県森林組合連合会の主催でやったことなんですけれども、対象の年齢はおおむね25歳から35歳、定員は男女各10組で、申し込み多数の場合は抽せんということで、参加費は男性4,500円、女性は2,500円ということでイベントをやっております。

この申し込みやイベントを運営するところに、私は電話して聞いたんですけども、過去において432組のこういう出会いの場をつくって、今までに10組成婚したということを聞いています。

また、5月11日には同じく鈴鹿で行われたんですけども、スポーツ婚活いかがという見出しで出ております。参加者募集で、この上のほうの部分ですけども、これ新聞から出ています。そのときには、対象者の目安は40歳から59歳の独身男女で、定員20人と。主催するのはSSGスポーツクラブで参加者、ここが主催するというので、こちらにも一応、成婚したのはあるかと

いうので問い合わせをやりましたら、昨年度2回開催して、1組が成婚したということを教えていただきました。

そうすると、やっぱり結婚をやろうと考えた人を対象にして、やっぱり幅広くこういうような募集のやり方、新聞にもこれは載っているんですけど、そういったやり方をして、本当に成婚したいという人を集めてやるのがやっぱり、こういう事業だけやって結果の出ないようなことは、私は無駄金を使っておるのではないかなという、言い方は悪いですけど、答えが出るようなことをやっぱりやらないといけないと思うんですけども、もし、こういうことをやるのであれば、今後こういうようなイベントのやっている成果が上がったところに委託してでもやったほうが私はいいと思うんですけど、この場で結論を出してほしいとは言いませんけれども、その辺について部長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに本市が進めておる婚活支援事業は、市が実際に婚活支援事業をはだてるものと、補助金をお渡しして委託する、2種類の手法で始めさせていただいたところでございます。

その中で、私、2度のイベントを見せていただく中で、確かにその場でカップルができ上がるのは、半数ぐらいの人数はカップルができ上がっております。ただ、それが議員がおっしゃるように、その後、成婚に結びついたのか、また本市への定住に結びついたのかというフォローアップまでは現在できていない状況でございますので、まずそれをしっかりやっていくということと、今、議員ご提案のありました特色のあるような形で若者を集めるという手法につきましては、なかなか市が主催する部分では限界もあると思いますので、さまざまな民間でのノウハウ、そういったものを調査する中で、有効性のある団体については、こちらからお願いをしてやっていくというのも一つの手法だというふうに認識をしておりますので、またこの事業につきましては、今後もしっかりと検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

目的に違いはあるかもわかりませんが、亀山市も高齢化が進み、どんどん人口が減るということは目に見えております。そういったことから、やっぱりこういうように結婚していただいて、最後に亀山市で住んでいただきたいというのであれば、まずそういうような婚活というのは、私は非常にいいことやと思います。

ただ、やればいいというのじゃなくて、やっぱり結果を求めて、最終的にやるべきやと思います。

ですから、この指標のところでも、過去の累計で来て、それで何組成婚したとか、そういうような、それで亀山市に住むようになってもらったかというのは、戸籍の窓口とかあの辺で定住されたときに、簡単にアンケートで、やっぱり今、転勤とかそういうようなんで来ても住所を移す場合もあるし、南海トラフとかその辺で海辺やあの辺のところの人は亀山に移って津波とかそういう影響のないところへ住みたいとか、そういうようなちょっと簡単に聞き取りができるようで、亀山に住んだ人がどういうことかということもあわせてやればいいかなというふうに思います。

それは、婚活がいけないとは言わないんですけれども、亀山に定住していただくというのでちょっと新聞、これも新聞から拾ったんですけれども、雇用の若者の引っ越し代補助ということをやっております、隣の市で。

ということかという、市内のものづくり企業を支援するのが目的で、対象は製造建設分野の中小企業ということで、補助の条件となる若者の被雇用者は40歳未満。市内に引っ越すために生じた荷物の輸送代や下宿先の保証料などを補助すると。補助は費用の2分の1で、上限は20万円ということで、婚活の300万円なら15人の人がそういうことで移ってきて、やっぱり大手は自分で自腹を切って雇用なんかできるかもわかりませんが、やっぱり中小企業の方にはそういうこともやって、亀山市に定住してもらうというのも一つの手だてだと思います。

ちなみに、2017年度は鈴鹿市で3人の方が中小企業のところへ就職して移ったということが書いてありますので、この話はこれぐらいにさせてもらいたいと思います。

もう一つのシティプロモーションについては、同じような考え方ですので、申しわけないですが、今回割愛させていただいて、次のほうに入らせていただきたいと思います。

防災・減災対策についてというもので、道路の無電柱化ということで、過去に私もこれやらせていただいたと思うんですけれども、阪神・淡路の地震のときとか、東日本のあの災害のときにも、電柱がやっぱり道路に倒れて、その火災が起きたときでも消しに行けなかったとかいろんなことが言われております。実際に、私の家の前、ただ市役所から私の家の前をというところとわかりにくいでしょうから、東町のところから第三銀行のところを左へ曲がってもらって、そのまま直進していくと、カメラマロウソクを過ぎて306までのところ、一遍電柱がどれだけあるんだろうというので、ちょっと走りながら数えてみました、両側。二、三本は違いがあるかもわかりませんが、どれぐらい電柱があるかというのをちょっと想像で結構ですので、お聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

市道に建柱されております電柱といたしましては、多いというのは存じておりますが、正直数の確認はしておらん次第でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

数え間違いがなければ113本あります。それで、まだこのほかに夜間照らすポールとか、街灯もいっぱいあるんですけど、それは数えていないんですね。

これ、震度6とかそれ以上のものが来たときに、もし電柱が折れたら、火事が起ころうとやっぱり人が人等が出たときにどうやって救助してもらえるのかと。もちろん共助ということで、近隣の方が丈夫であれば運ぶということはなかなかできないと思いますけれども、そういったことをやっぱり懸念しています。

それで百五銀行の前、新しい道路が今できていますよね。商工会議所から上がってきて、真っすぐ行って、あそこにもすごい数なんです、電柱が。恐らく今言った113本より多いかもわかりませんが、こういったことが亀山市内いっぱいあるんですよね。

ちなみに市役所から野村のほうへ行って、信号の交差点ができたところまで、あそこまでたしか六十何本か70本ぐらいあったと思うんです。やっぱり、従来から亀山の市内は居住区になっているのはやっぱり本町やとか東台やとか、その辺にいっぱい住んでいるやないですか、旧道に。そういったことがやっぱり災害のときにどういうふうに電柱が悪さをして行けなくなるということも考えられるんですけども、やっぱりその無電柱化については、かなり高額な金額がかかるということとは聞いているんですけど、地中に埋めなくても関のまち並みやないですけど、電柱を全部家の裏に持っていったというようなこともありますんで、その辺のことについて災害時のときのことを考えて、今後どのように考えてみえるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず、災害時の緊急輸送道路の確保といたしましては、亀山市が制定いたしております地域防災計画にもある程度、電柱とか街灯が道路を邪魔するというのは想定されておりまして、災害時における緊急協力に関する協定に基づきまして、一般社団法人三重県建設業協会亀山支部の協力を得て、優先的に道路警戒を行い、緊急輸送道路の確保に努めるとっておる次第でございます。

なお、亀山市が災害用に備蓄しておる倉庫からの物資輸送につきましては、市道などをこのように経由させて避難所へ搬送させていただく次第でございますが、また広域的に受ける救援物資につきましては、三重県が策定した三重県広域受援計画に基づきまして、物資の提供などを受けることになっております。

これに基づきまして、亀山市の救助活動拠点としては、亀山サンシャインパークほか3カ所、物資拠点としては亀山公園1カ所を拠点とし、物資の輸送につきましては、主に新名神高速道路、東名阪自動車道、名阪国道、国道1号及び県道亀山白山線などを緊急輸送道路として利用することになっておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

南海トラフの地震が起こったときに、先ほど聞いた道がやっぱり走行可能かというのはわからない部分がいろいろあると思います。

大きな何かで物資はやっぱりヘリコプターとかいろんなところでも、そういうふうに運ばれてきている、実際はそういうふうにあるけれども、実際に火災とか、ああいうようなのが起きたときとか、市内で物資、例えば食料がどこかの地区にそういうものを運ぼうとしたときに、実際に車が動かなければ絵に描いた餅みたいなもので、本当に人海戦術しかなくなると思うんですよね。だけど、それぐらいのことはやっぱり想定しておいていただきたいと思うんです。

それで、食料と次、飲料水等の備蓄について、以前市民の分というのは5,000人分の3日分を備蓄しているというようなことは聞いたんですけども、大きな震災が来たときは、市の職員もここに集まることになっていきますよね、市の庁舎に。そのときに、正規の職員で約450か500近くおりますよね。

そういうときに、大きな災害が起きたとき、最低3日間は泊まり込みとかというふうになるんで

すけど、現在備蓄されているその職員に対する備蓄とか、水というのはどれぐらい、何人分を想定してやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

災害時の、職員用の数でよろしいでございますでしょうか。

災害対策本部設置時におきまして、各職員は災害対応に従事することになりまして、職員用の食料も確保しております。場所につきましては、市役所本庁外部の倉庫に250食程度の食料を備蓄しており、有事の際は各職員に配付するとなっております次第でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

この250食は、例えば500人来たとき250食、分け与えるとこれはあれでしょう、250食しかないということは、朝なら朝食べたら250食で終わるという、そういう数でいいんですね、これ。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、市役所外部の倉庫に備蓄しておるのは250食でございます。

ただ、基本的には備蓄倉庫、3つの倉庫がございますもので、そこには5,000人分の避難者及びそれに対する3日分の食料備蓄、飲料水も備蓄しておりますもので、そこからこちらへも持ってくるという計画をしておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

その備蓄しておるのは市民のための非常食と違いますの。まさか、市役所の職員がそれを食べるというようなことがあっては困るんですけれども、一遍その辺のところを聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

失礼いたしました。

全体的な南海トラフに対する亀山市全体の備蓄の考えをまずじゃあ先にご説明させていただきますと、南海トラフでいわゆる理論上最大クラスで避難者が出ると想定しておりますのが、三重県が最新、この29年の12月に策定しました三重県備蓄調達基本方針によりますと、理論上最大クラスで2,500人を予定させてもろうております。

ただ、亀山市といたしましては、非常時でございますもので、それに余裕、予備を加えまして5,000人と想定しておりまして、5,000人の3日分の3食を用意しておる次第でございます。

三重県の基準は2,500人分の2日分ということでございますもので、あくまでも想定の理論

でございますが、全体的には予備を持っておるという考えを持っておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

災害が起こった時点で恐らく携帯電話も通じなくなるし、そういうところで職員のは、そうすると250食1回ということですよね。それで、2,500人で市民のは、それで3日分であれば足りるというのは、これも想定ですので、災害が起きてすぐにどういう状態かというのがつかめないう中で、やっぱり朝起こるとか、夜起こるとかそんな決まった時間に起こってくれればいいんですけど、夜にでも出てきて災害の状況がわからんのに、職員の方はそうするとここで食べずに非常食を持ってきたりとか、まさか出前が来るとは思っておらんでしょうけれども、これで足りるんですね、本当に。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

確かに備えあれば憂いなしとのとおり、災害の備蓄につきましては余裕があるほうがよいとは考えておりますが、ただ、どのようなことに対しても一つの目安といいますか、基準がどうしても必要なと思っております、このことによりまして、三重県の備蓄調達基本方針によりまして、避難者数は2,500人。

ただ、我が亀山市は予備を考えて、5,000人分を用意させてもらっておるということでございますし、また、公的な備蓄、調達方法については、災害発生から2日目までを自助、共助及び公助の亀山市が負担すべきと。3日目からは三重県と役割分担をしておるところでございますもんで、亀山市はそれにもう一つ余裕を持って3日分を備蓄しておるという状況でございます。

それと、市職員についてもその備蓄を使わせていただくという考えでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

起きないことが一番いいんですけど、今の言葉を信用しておきますけれども、実際に事が起こったときに、これで足りないというときはどうしてもらうのかというのは、やっぱり非常食は食べないのが、食べずに過ぎるというのが一番いいんですけど、問題が起きたときにどうなるのやという話ですよ。

ですから、できるだけやってほしいと思うんですけど、それと備蓄の場所なんですけれど、いずれにしても市民が避難するというのは、小学校とか体育館とかいろんなところがありますよね。そうしたときに、亀山の2カ所のところで非常食を持っているより、リスクの分散といえば、例えば関の中学校とか、それとか川崎なら川崎小学校とか、西と東と亀山市内にあるんですけど、西のほうが建物が新しいのであれば、そういうところに分散して備蓄しておけば、わざわざあそこから持って、避難所の東小や西小に持っていくことを思えば、最初からそこに置いておいたらあかんか。そのほうが便利やないかと思うんですけど、その辺の考えお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在の主な備蓄倉庫につきましては、本町防災倉庫、中央防災倉庫、関防災倉庫の主な箇所、3カ所に大部分は入れさせてもらっておりまして、一部ではございますが、学校にも置かせてもらう状態ではあるんですが、今後これについても検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

非常食や飲料水等も本当、災害が起きたときには非常に命のあれですから、ぜひとも余るようになればいいと思っていますけれども、いつ来るかわからないので、十分管理していただきたいと思っています。

最後に、新庁舎の建設について、少し前の総務委員会で私もちょっとお聞かせ願ったんですけども、簡単に現在の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎建設に関しましては、本年度に位置や規模、機能などの新庁舎建設に関する基本的な考え方を明らかにする基本構想を、平成31、32年度にかけて概略的な建物構成を定める基本計画を策定することとしております。

現在の進捗状況でございますが、基本構想の策定に向けまして、去る5月1日に副市長を委員長とし、構成員を部長級とする庁内検討委員会と、その下部組織となる課長級で構成するワーキンググループを設置いたしました。これまでにそれぞれ第1回目の会議を開催しまして、これまでの経緯と今後の進め方を確認して、庁内検討委員会から下部組織でありますワーキンググループに具体的な検討内容等の指示が行われたところでございます。

また、市民の皆様の声を基本構想に反映させるため、市民アンケートの実施に向けても準備を進めているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

20年の3月には新庁舎の基本構想というのがありましたよね。あれは全くベースにせずに、新しく今基本構想から入っているということですか。これからやるというのは。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

前回の基本構想、素案でございますが、平成20年3月に策定しております。作成から10年以上が経過しております。その当時と比較いたしますと、東日本大震災や熊本地震などこれまでの想定をはるかに超える災害が発生しており、再度防災拠点としての機能面での洗い出しをする必要が

あります。

また、庁内におけるセキュリティー対策や受動喫煙防止対策として官公庁施設における建物内禁煙の動きなど、さまざまな社会経済状況の変化が起こっております。

さらに、人口減少や少子高齢化による公共施設の利用需要の変化、公共施設の維持管理費の増大などに対応するため、全ての施設のあり方について施設の統廃合など総合的に検討する必要があると考えております。

このことから、基本構想の策定に当たりましては、前回平成20年の基本構想素案を参考にはいたしますけれども、基本的にはゼロベースで検討していくものと考えております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

じゃあ、基本構想は大体めどとして何年ぐらいかけてつくられるのか、その辺をわかる範疇で一遍お聞かせ願いたいと思います。

それと、新庁舎はいつごろ建てるというのがわかれば、5年先とか10年先になるかもわからんとかいうような、どの辺をめどにしているのかも現時点でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基本構想につきましては、平成30年度、今年度中に作成すると。そして、基本計画については平成31、32年度に策定するというところでございます。

庁舎の建設時期につきましては、今から構想、計画をつくってまいりますので、いつできるということとはわからないところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

いつ建てるかわからんものを31年や32年にやって、またそこから先で37年、38年に建てるといったら、今こうやって構想やそういうことを考えても、的がなければ、また古くなって、10年前のやつはもう使えやんと言うてますけど、これ。前のできたのは。

そうしたら、やっぱり今からこの時期ぐらいに建てるというような目安があれば、それに合わせてもできるんですけれども、31年や32年でできるという基本計画、それをつくっても何年先かというのはわからなければ、それも今つくったものも無駄になるのと違いますか。その辺のところはどういうふうに考えてみえるんですか。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成31年度、32年度に基本計画を策定しました後に、恐らくその中で建設場所等も明らかになってくる、その中でその建設場所によりましては、土地の取得が必要な場合も出てまいります。

そうしたところが建設場所によりまして、計画の期間が短くなったり、長くなったりということ

も含めて不確定な部分があるというふうな形でご答弁をさせていただきましたが、今回第2次総合計画の中では、新庁舎に対しては着手をするというふうな形でしっかりと書き込みをさせていただいておりますので、第2次総合計画期間中には、そういった庁舎に対しての建設というか、着手についてはその中で位置づけておるということでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

基本構想とか計画というのは、恐らくその建築に合わせることは簡単やと思うんですけども、幾らこれができる土地を取得するというのが一番時間のかかることやと思うんですね。それとか、どこに建てるかというのも恐らく右や左から引っ張り合い、いろんなそういうようなあれが出てくると思うんですけども、その建てるという前提の場所を確定してからやらないと、場所によっては計画を立てて、こういうものといってもやっぱりその場所にそぐわないとかいろんなケースがあると思うんで、具体的に何年先ぐらいというのは、市長、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

第2次総合計画にはしっかり私どもの考え方をお示しさせていただいておりまして、現在、現時点で不確定の要素が今ご指摘のような事項がございます。

したがって、これらをこの基本構想と基本計画の策定におきまして整理をさせていただいて、次の段階へ進めてまいりたいというふうに考えております。

同時に、答弁も先ほどさせていただきましたが、やはりおっしゃるようなどこへの規模で設置をしていくのか、整備をしていくのかというのは、その場所の選定も含めまして大変、現時点で本当に決定をいたしておりません。それらにつきまして、この構想、計画策定の過程でしっかりこれは展望して整理をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

当面、この構想策定、計画策定に向けた庁内の議論、それから先ほどの市民のご意見をいただくようなアンケート等々につきまして、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

現在の庁舎はこのような老朽化しておりますんで、災害等にやっぱりここは拠点になる場所やと思いますんで、ぜひとも災害に遭う前に何とかめどだけでもつけていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

18番 櫻井です。

一般質問をさせていただきたいと思います。

課題としては4つばかり上げさせてもうてありますけれども、質問に入る前に1つ、こんなことがありました。

きのうも私、登庁させてもうて、玄関で多門櫓の撮影に来てみえた方がおって、どこから見えたんですかと言ったら、春日井からですわと。それで、日本写真クラブの会員さんで、ホームページを見て多門櫓はいいなということで来たんですけれども、周辺の写真、こんなですわな、庁舎から見るとね。桜の木が生い茂って、まるきり写真が撮れんと。やっぱりこういうようなことは、まことに亀山市にとっても残念ですし、県の指定物件になっていますので、市長もやっぱりきちっと足元を見詰めた中で市政に取り組んでいただきたいということを申し述べて、ちょっと質問に入らせていただきたいと思います。

乗合タクシー、キラリまちづくりトーク、それから駅前周辺再開発等々ありますけれども、まず、順序が違いますけれども、キラリまちづくりトーク、この開催のあり方。これはちょっとどういうような感覚でやってみえるのか。当然、キラリまちづくりトークについては、市民の皆さんから市政へのいろんな要望とか、考え方等々のいろんな発言があると思いますし、地域の声をどの程度尊重した中で市政に反映していくのかということについて、このあり方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、キラリまちづくりトークの詳細な内容からご答弁を申し上げます。

キラリまちづくりトークは、市民の皆様との対話を通じて情報の共有や相互理解を深め、協働によるまちづくりを推進することを目的として進めているものでございまして、市地域まちづくり協議会と自治会連合会を対象にする地域編と、市内在住・在勤をする人5人以上で構成される団体を対象とする市民編の2つの単位がございまして、この開催に当たりましては、トークをより円滑に行うために、事前に市長と対談するテーマを決めていただきお申し込みをいただくこととなっております。

なお、会場の確保や参加者への周知、司会進行などの運営につきましては、基本的には申し込みをされた団体で行っていただくこととなっております。

続きまして、地域の意見をどの程度尊重しているのかということでございますが、キラリまちづくりトークの開催に当たり、決めていただく市長と対話するテーマや参加者の皆様からのご意見につきましては、いわば地域や市民の皆様の生の声であり、可能な限り尊重してまいりたいと考えております。

それらのご意見を最上位計画であります市総合計画や各種計画に照らしつつ、反映できるものについては、これまでからも積極的に市政運営に反映してきたところであり、これからもそのような考えで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね、地域のテーマ、それから地域の声をどこまで反映していくかと。生の声を聞かせてもらうというのは、やっぱり市長としての責務だと私は思っていますけれども、ちなみに先般、能褒野地区の要望で市長さんが能褒野地区へお出かけになって、今、能褒野地区で問題になっております農振地の地域除外というような問題が地域の問題となっております。そのときに、参加者の方からいろんなお声がありました。

特に、私が傍聴させてもらっていて印象に残りましたのは、今までは担い手の祖父母が見えた、またはご両親が見えた。だけど、後継者として農地の維持が困難だと。だから、農振地域を外していただいて、見直しをしていただけないかというようなお声があったということは市長さんもよく記憶にとどめてみえると思いますけれども、あのような声をどのように市長は受けられたか、ちょっと市長の印象を述べていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、4月26日でございましたが、拓けゆく能褒野の未来を考える会の皆様とキラリまちづくりトークによりまして、能褒野の公民館で開催をさせていただきました。

トークの内容につきましては、ちょうど昨年度の3月、この3月議会で、ここでお答えをさせていただいたことでもございましたので、基本的にはその旨もご説明をさせていただきましたが、ご参加いただいた皆様方から、今まさにご紹介いただいたような思い等々を改めて聞かせていただいたところでございます。

3月にも申し上げましたが、この能褒野地区におけます農業振興地域の除外につきまして、これまで地域の皆さん、会の皆さんを初め多くの皆さんのご要望を受けて、二十数回にわたって協議、あるいは話し合いをさせていただいて今日に至っておるところでございます。そういう中で、先般のキラまちトークでいただきましたご意見、あるいは今までいただいておりますご意見、これは私どもとしても真摯に受けとめさせていただいております。その上で、現時点で、繰り返しになりますが、この議会でも申し上げましたような私どもとしての現状での考え方については、皆様に改めてお伝えをさせていただいた機会でもあったというふうに理解をいたしてまいります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

能褒野地区の状況等々は私も聞かせてもらいましたものであれですけれども、それと関連して同じように通告させてもうてあるんですけれども、駅前再開発問題。

これは6月1日号の広報紙です。ここに事細かに事業内容が紹介されております。

この問題も同じように平成19年から、能褒野地区も平成19年だと記憶しておるんですけども、19年からこういうような形で地域の声を反映して、このように広報紙に大々的に3ページにわたって報じられておると。これは地域の声を受けて、こういうふう到大規模事業としてこういうような形となっております。その中で、今この駅前再開発問題も、今日までの議会での議論の中で、この事業内容は本年度の8月の基本計画書をもって物事が進んでいくというふうなことと思っています。

そのような中で、だけど、何かこういうような広報紙で市民全戸に配るということは、市民の皆さん方に、これは既成事実であるというような形で進めておるわけです。これも周辺整備の研究会から協議会、それで準備会という段階のある中で、今も能褒野にも拓けゆく能褒野の未来を考える会の設立においても、能褒野地区の方もそういうような思いでやっておるんです。その格差はどのように理解してみえますかな、市長さん、その違いは。

確かに能褒野地区は農振地域で開発除外の5要件を満たしていないからどうのと言いますが、片方では五十数億の金を投入しておる、片方では5要件があるもので、それを満たさないからできないと、地域の要望は聞けないと。これは余りにも、同じ市民で、同じ税金を払って、同じ亀山市民という立場の違い、それが私はどうしても理解できない、あなたの政治には。これは同じですかな、違うんですか、これは。片方は、このように広報紙でどんどんやっておると。片方はできないできないと。今後解決すると。それで規制していると。これは違うんですか、これとこれとは別なんですか、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

駅前の再開発事業、いわゆる駅前地区の周辺整備事業は、本市の行政計画の中で主要事業として位置づけて進めておるものでございます。

一方で、この能褒野地区の現在の農振地域の除外の問題と、今の主要事業との話は当然違う話でございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、その能褒野の方々は農耕は不可能だから何とか、能褒野地区を農地のままで放っておかんと、もう少し人もふやしてにぎわいをつくりたいというためには、この5要件のいろんな指導をしてもらいたいと。片方は何か民間主導というて、市がどんどん補助金を放り込んでおると。

僕は亀山市民としての一つの権利をやっぱり、権利といったらおかしいけれども、立ち位置を考えていただいたら、能褒野地区も亀山の駅前周辺地域の住民の人らも、同じような立場で物事を考えていくのが普通だと思います。

片方は50億も60億も、末には80億ぐらいの投資をせんならんですよ、にぎわいづくりに。能褒野地区は市長の決裁1枚でいいんですよ、決裁要件で。それをする事によって、ここに住居等に土地がなった場合には、そこに住民が住み、また土地の売買があり、固定資産税も上がり、市

の税収にも反映するわけですよ。それと同じことですやんか、亀山の駅前も。

亀山の駅前も、住居区域にして住むところをつくろうと、確保しようと。同じように私は思うんですけども、やっぱりそれは違うんですか。私の考え方がおかしいんですか。どうですか、市長。

やっぱり片方は、最終ね80億ぐらいの金が要ると思います、私の試算では。80億弱の金は要ると思うんです。

片方は、あなたの許認可の権限を持っておる手法で地域に指導することによって、紙1枚で、あなたの承認の印鑑で、この地域はにぎわいができるんですよ。お金は要りませんで、これは。こちらは80億の金を使ってにぎわいをつくる、片方は農振やからだめだと、別のものやというものでは私はないと思うけどな。

これは繰り返しの質問になりますけれども、そのような物事の考え方では物事は進んでいかんと思う。やっぱり地域をいかに活性化するためには、それなりの地域の声をきちっと踏まえた中で、行政として亀山駅の指導もし、担当参事も置き、やっぱり能褒野地区にも何かの方法で、できる方法で何らかの指導体制、行政としての指針をやっぱり示すのが市長の責任じゃないですか。そういうふうなお考えはないですか。これは別だと、これは農振法、農地法で守られていると。それを破ることはできやんと。それをあくまでも押し通すわけですか、そうするとこの能褒野地区については。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

能褒野地域の中には、当然農地をもう農用地除外をして別の運用をしたいというお考えをお持ちの方もおられるわけです。その折には、いわゆるご案内のように農用地区域の除外の5要件、これは法に定められておりますが、こういう条件をクリアする要件については当然認められてまいりますけれども、そうでないケースについては認められないという中で、いろんな思いをお持ちというのは現実にございます。

さらに、ここで農業を続けていきたい、そういう思いをお持ちの方も当然お見えであろうかというふうに思います。それ以外の方々もおられるだろうと思います。したがって、この能褒野地域全体の土地利用をどうしていくのかというのは本当に重要な問題だというふうに思っておりますし、その中で地域全体の合意形成が当然必要でありますし、除外の問題につきましても、関係機関、法令に基づいて当然対応させていただくことでありまして、市長が紙1枚でどうこうという話ではないのは当然のことです。

前回は申し上げました、このキラまちトークでも申し上げましたが、今後につきまして、新たなこの地域におきます具体的な計画が芽生えてまいります。では、その折には、当然協議をさせていただきたいと、この旨も繰り返しお伝えをさせていただいておるところでございまして、今、そのような私どもの公の考え方につきまして、議会でもそうでございますが、地域の皆様方にもお伝えをさせていただいてきたということでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、駅前周辺整備には担当参事まで設置して、行政が全面的にバックアップすると。能褒野地域は能褒野地域の皆さん方で何とかやりなはれと。それだったら、できたら行政は何とか手を差し伸べるというような感覚でよろしいかな、確認の意味で。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今おっしゃっておられる駅前の再生の事業と、いわゆる能褒野地区の土地利用のあり方については、その熟度とか、当然これは今、全く違う状態にあります。

しかしながら、今申し上げておりますのは、この能褒野地域におきまして、過去にはここで民間の事業所が研究事業、あるいは事業展開をいただいた。残念ながら、今、それは撤退をいただいておりますが、再開に向けてのさまざまな要望も出させていただいております。さらには、この地域で農業を通じて事業を展開したいとか、さまざまお持ちの皆さんが多分計画いただいていることもあるんだろうと思います。そういうことが具体的に展開をしてまいります折に、私どもとしては行政として協議をさせていただいたり、そういう考え方で臨ませていただきたいということを申し上げておるところであります。

今、現時点で具体的な計画が顕在化しておりませんので、何をどうするという事は申し上げられませんが、そういう時点が参りましたら、行政としても協議をさせていただくということでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、地域としての熟度が足らんといっても、二十数回、平成19年からずうっと市長との懇談会をやってきて、今、副市長になっておる西口部長もその中に入っているし、この担当者もようけ見えるけれども、基本的に農業を継続したい、あのエリアが、ヘクタールはちょっと記憶にないもんで申しわけないですけども、例えば、農業専用地域と、それから区画整理事業を合体した中での総合的な土地利用計画というものを市が示していくと。示してあげたらどうですか、地域に。

確かに、あのとき20名以上の方が参加してみえました。農業も継続していきたいと。だけど、大方の方は、もうとても継続はできないと。そんなんだったら、あの区域を一つのエリアにして、このエリアは農地として継続していくと。だけど、ほかのエリアは農振から外した一つの区画整理事業をするというテーマを地域に行政が持っていくのが行政の仕事じゃないですか。二十数回の会合を開いた中で、そういうような努力をせんと、地域から上がってきた声を吸い上げて、それで行政は助けますよと。そんなもの駅前と一緒にすやんか、それなら。

だから、私が言ったのは、あなたの判断で、あなたの指導力、行政力で、市長としての指導力でこんなことは指示ができますやんか、こんなことは。そうでしょう。僕はそのようなことをすべきやと、行政として。理屈を与えないで、あの声を聞かせてもうたと、私はオブザーバーで聞かせてもうていますけれども、切実な言葉でしたよ。それを熟度が足りないという言葉であなたが評価したんだったら、これは地域としても大変残念に思われるんじゃないかと思います。

何はともあれ、能褒野地域のじゃなしに、基本的に亀山市全体でいろんな事業をやっておると。

事業の内容によっては、農用地もあなたは外してきておるんですわな、あなたの政治は。農用地であっても2ヘクタールのバローというんですか、外しておるんですよ、あなたは農用地でも商業施設のあれだと、片方ではそんなことをやっておると。バローが言うてきたんか、地権者が言うてきたのか、それは業者が言うてきたんだと思うんですけれども、人によってそれぞれ変わってくるんですかな、行政というのは。そんなつまらん政治をしておって僕は亀山市の将来はないと、あなたの将来もないと私は思っています。

今後とも、能褒野地域については、私も9月までありますものでもう少しやっていきますけれども、今後とも、行政としての何かこういうような手法があるというメニューを出してあげてください。こういうようなことをしたら、こういうふうになりますよと。あなた方のおっしゃることが可能ですよというふうな手法を出していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

乗合タクシー制度ですけれども、先日も服部議員から質問がありました。10月1日から出発すると。それで、市民の説明会が4回あったと。そして、いろいろな参加者の声も服部議員が聞かれた。きのうも服部議員からもあったんですけれども、最後のウのところで、私もこれは不思議に思いました。なぜ4回開催した市民説明会に、議会に開催日時を報告しなかった本当の理由を聞かせてくださいよ。私が行ったら都合が悪かったんですか、議員が行くと。私ももう69ですよ、この間で。あと6年したら、この乗合タクシーの対象者なんですわ。

それで、私も議員として乗合タクシーについて、市民の方からこの制度は何やと、どうなっておるんやという問い合わせがあるんです。だけど、わからんと言うんです、私は。私らも、やっぱり同じような共通の意識を持たんならんためには、この説明会がなぜ議員に通知がなかったのか。あえて市長がそれを議員に言わんでもいいと指示をされたのか、担当部の判断なのか、どっちなんですか。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨日もご答弁申し上げましたけれども、今回4会場で開催いたしました説明会でありますけれども、地域停留所の設置説明会でございまして、まちづくり協議会の会長並びに関係者の方を対象として説明会を開催させていただいたものでございます。

その案内でございまして、地域停留所につきましては、市が一方的に決めていくのではなく、各地域の実情に応じて設置場所を決めてまいりたいと、そのような考え方から地域まちづくり協議会を初め関係者の皆様にご理解、ご協力いただくために開催したものでございますけれども、まずは亀山市地域まちづくり連絡協議会の役員会でご説明をさせていただきまして、そのような説明会を開催する旨を説明させていただいて、それから各地域のまちづくり協議会に入らせていただいたというところでございます。

地域まちづくり協議会を対象として説明会を開催した理由でございしますが、これまでからコミュニティバスの再編につきましては、地域まちづくり協議会を中心に協議を行ってきたという経過もございすることから、基本的には地域まちづくり協議会の会長並びに関係者の方に対してご案内をさせていただいたものでございます。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会に通知せんだ理由は何やな。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

あくまで今回の制度の中で、事務的な説明ということで判断させていただきまして、担当部で説明会を開催させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

事務的な手続だったら、市民の声は聞かんでもよろしいやんか。参加者の声は、停留所の場所ね。関係者とは何ですか、まちづくり協議会の役員さんと関係者って。この関係者がちょっとわからんのですけれども、そうすると事務的な手続だったら、もう議会は関係ないということですか。

それなら、きのう服部さんから聞いたんですけれども、それだけじゃないでしょう。停留所の位置のことについても、それから表示のことについても細かく説明されたと。議会に出ていない文書、資料がその説明会であったのと違いますか、なかったんですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

これまで直接議会のほうにお示しさせていただいた全く同じ資料ということではございませんけれども、全体の中でこれまでからお示しさせていただいた資料、それをもとに新たに整理をし直したという資料で今回説明をさせていただいたと認識しております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなばかな。議会に示していない資料を、10月1日からするのに、停留所の設置とか停留所の表示とか、そんなことについていろいろ話をする中でいろんなお声が出たと。議会に何で出していない資料がそんなところに出てくるんですか。議会にも出していない、平成30年度に乗合タクシー運行委託料1,008万円かな、その予算は議決していますよ。議会に出していない資料がまち協の皆さん方に、市民の皆さん方に説明資料として出てくるというのはおかしいのと違うかな。市長、どうやな、一遍市長の見解を聞かせてくれ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、議会でご議論いただいたり、予算をお認めいただいて、その中で私どもはその執行をしてまいるわけでありますが、例えば、その実務的な作業とか、その中で何をもってどの資料か、今ご指摘のものがわかりませんが、具体的なスケジュールだとか、いろんな実務的なやりとりというのは当然説明や協議の過程で出てまいりますので、それを全て云々ということは、ここでお出しをして、委員会等々で出しておるかという、別の具体的な実務的なものというのはあろうかと思えます。それは当然ご理解いただきたいというふうに思うところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

問題発言だ、これは。何をもってあなたが言うておるかわからんという、それこそ私も市長が何をもって私ら議員に言うておるのかわからん、あなたの言うておることは。そうでしょう。何をもってあなたが質問しておるのかわからんけれどもという発言、どういうことですか、これは。どういう意味やな、これは。議会をばかにするなよ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議会での議論や、そのプロセスを大変尊重させていただいて政策の制度設定や考え方をこのオープンの場でお示しをさせていただいて、そして議会でいろんな議論をしていただいた上に、次の段階へ入ってきておるものであります。

今、何をご指摘いただいたのかわからんと申し上げたのは、今、議員がいわゆる議会に出ていない資料を説明会の過程で出しておるのではないかとということでございましたので、実務的ないろんな資料としてお出ししておるものは当然あるかと思いますが、議員が指摘の資料が何なのかをぜひ聞かせていただきたいなというふうに申し上げたところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、担当部長に聞くけれども、議会に出していない資料はどんなんですかな。説明会のときに、それを教えてください。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の説明会の資料の中で、地域停留所の設置までの流れという資料を、これにつきましては初めて、議会にこれまで提出をしていない資料というようなことでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

担当部長は、それを認めておるやんかな。議会に出していない資料、流れとって。そうでしょう。違いますか。

あなた、私、本題に入る前にちょっとこれを聞いておかないかん。あなた本当に乗合タクシーは、市長は制度化するのにどこまで認識してみえるの、これ、市長自身が。議会に出していない資料がそれだと言いましたやんか、今。

もう一点、これは服部議員さんから聞いたんですけれども、停留所の件ですけれども、市内二百六十何自治会ある。それに、私のところの自治会みたいに27戸の自治会もあれば、川崎のような600もないかな、みずほ台が600戸かな、700戸かな。全部で見ても停留所ができると。そ

うすると、服部さんから聞いたんですけれども、停留所の設置場所及びその管理、それから停留所の表示、それをみんなまち協にしてくださいという提案をしておるでしょう、していませんか。こんなことは議会に出ていませんで、一切。答えてくださいよ、出ていないでしょう、議会に。

もう一遍言いますよ。停留所の設置場所の選定、これは出ています。だけど、場所の管理、それからその停留所の表示、それは議会に出ていませんよ、こんなことは。出ておったら、あかしを見せてください、今までの議事録を。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の地域停留所の考え方とか設置の仕方につきましては、当然考え方をお伝えさせていただいてまいりましたし、ただ、基本的に市が一方的にその場所を決めるということではなくて、やっぱり地元のご事情とか地域の実態に合わせた形で設置場所を決めていくということから、私どもとしては地域まちづくり協議会を初め自治会長の皆さんや、その皆さん方のご意見の中でそれを決めていこう、行政が一方的にここだここだという決め方をするのではなくてということで、地域の実情を尊重しようという考え方について、これは申し上げてきたところであります。

今、その具体的な作業を前へ進めていく過程で、どのような流れでいくのかとか、どのような設置の間隔が要るのかとか、設置の要望書はこういう形でお願いしますと、こういうようなことを説明させていただいた資料は当然お出しをさせていただいておりますけれども。

その説明会で、今言われたような資料は当然議会にお出ししておる資料とは違う、より実務的で具体的な作業を進めていく上で必要な資料を説明会で使わせていただいておりますが、地域停留所を決定していくに当たっては、市としては行政が一方的に決めることではなくて、尊重しようということで対応させていただいております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、この乗合タクシーというのは、いろんな議論をした中で、いろんな資料を出した中での議論をね。出ていない資料は実務的なことだと。その実務的なことは議会には関係ないということですか、市長。実務的なことは。

もう一つ言いますよ。平成30年5月25日に亀山市長名で、亀山市乗合タクシー事業に関する調査依頼が出ていますわな。いろんなことが書いてありますよ。その6項目めに、委託料の請求及び支払いについて、現在、毎月事業者様から運行実績の報告及び委託料の請求をいただき、市から委託料を支払う予定ですが、事業者のご意見をお聞かせくださいという依頼のアンケートみたいなものがあるんですよ。全社出していると思う、市内4社に。これも初めて見させてもうた、私。こういうような形で市内4社に、乗合タクシーの協力を願うとすると。それで、きのうの答弁では2社があれば6台と、3ブロックに分けて。各ブロック3ブロックに分かれていますから、6台を確保したという答弁がありましたわな。それすらも、聞くたびにいろんな資料が出てくるんですよ。私はこれ頼んで、いただきました。

なぜ、こういうような文書は議会には出せませんか。こういうような形で依頼したけれども、

協力会社は当初は1社やったと。次は、もう1社ふえたというような形になっておるんですけども、議会とやっぱり行政は、やっぱり議会というところはいろんなことをチェックした中で議論を進めていくのが議会やと、行政と。なぜその資料が出てこないの、こういうようなものが。今の実務的な資料もそうですよ。

市が一方的に停留所を決めるわけにいかないので、まち協の人らに選定をしてもらおうと。だけど、その距離もあると思う。距離は何メートル離さないかんとかね。だけど、そこら辺は管理についても、管理・運営ですわな。運営というか、管理にしても、設置の表示についても、みんなまち協に任すというようなことは実務的なことなんですか。そんなことは、議会でそういうようなことも踏まえた中でこの予算を認めてくれというのが本来の姿じゃないですか。やっていない、何も反省ないのかな、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、先ほど示された、いわゆるタクシー運行事業者に対するアンケートというか、ご意向等々についても、私どもとしては当然そういう事業者の考え方を把握するために、そういう作業をさせていただき、旨も当然申し上げてまいったところでございますし、こういう議論の過程で、その部分は当然議会の皆様はご存じいただいているものというふうに思いますが、ただ、その依頼文書を当然私どもは必要であれば必要な資料は提出をさせていただきますけれども、いろいろお認めをいただいた事業、これを具体的に執行していく過程におきましては、当然さまざまな作業を行わせていただいて執行させていただいておるわけでございますので、その時々で今の事業者への依頼文書はこうです、ああですということは、一つ一つを議員にお示しはさせていただいておりますが、それは当然考え方をお伝えさせていただいた上で、執行権の中で適切にそれを執行しようという作業の一つでございます。その全てを必要であればお出しをさせていただきますが、膨大な作業を、これはこの事業に限らず行政全般、各分野において行っておりまして、そこは議会と行政の二元代表の立場の上でご理解いただく必要があろうかというふうに思うところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この依頼文書をもう少し細かく言いましょうか。

5月25日に出してもうて、6月8日金曜まで必着と、郵送でも結構ですと。それで、依頼の一番上に、亀山市乗合タクシー事業について、乗合タクシー事業を実施する、参入を希望しますか、希望する・希望しない。次に、運行管理者について、亀山市乗合タクシー事業を実施するに当たり、必要な運行管理者資格、旅客または乗合を保有している運行管理者は在職していますか、在職していない・している。3、事業許可、亀山市乗合タクシー事業を実施するに当たり、必要な事業許可、一般乗合旅客自動車運送事業等を受けていますか、許可を受けていない・受けている。それから、4、その他の項で、①、営業区域、③、主たる事務所の名称、位置、④、営業所に配置されている事業用セダン型車両の数。⑤、自動車車庫の位置及び収納能力、位置、収納能力、5、亀山市乗合タクシー事業エリアについて、現在市内を3つの事業エリア（別紙）に分けているが、どのエリア

を受託できますか、複数回答可、亀山北地区（中部中エリア）、亀山南地区（亀中エリア）、関地区（関中エリア）。それから、6に委託料は毎月……というような依頼文書ですよ。こういうのに基づいて、こういう依頼文書に基づいた中で、協力会社は1社でございましたというような話になってくるんじゃないですか。1社しかいないことではあかんやないかと私は言うたことがあるんですよ。

なのに、こういうような依頼文書の結果、協力していただくのは1社ですよと。その後、また1社ふえましたけれどもというのが議会に対する懇切丁寧な文書資料の提出じゃないですか。違いますかな、市長。これが本来の議会と行政が両輪のごとくやっていくと。

だから、まち協の問題でも、関係者と言うけれども、なぜ議会に説明会の資料が出されなかったのか、案内が。これは本当に、議会の議員が行ったらうざこいよという以外ないと。私らも、やっぱりそれはよう言われるんですけれども、あれは難しいわと。あのAゾーン、Bゾーン、Cゾーンって。お金も難しいと。タクシー券も、それなりのやっぱり問題はあると思いますけれども、私らがやっぱり説明、私ら議員もこの制度に対する説明責任があるんです。説明するためには、やっぱり全てのことを知っておるわけやないけど、それなりのことは知っておらないかんと思いますので、まあ、やりなはれや、やってみなはれ。そして、市民の人がどういうふうに応えられるか。

それから停留所は、ざっと計算で各地区226自治会の中で、2カ所なり3カ所としても大体500。そして、各公共施設が百七、八あると思う。それから、病院関係とかいろんなことで800から900のあれがあるんですよ。そういうような形で、今からその32回、地区について説明会を行っていくと。今6月です。10月1日。とてもこの事業は、この担当する職員の方は音を上げますよ。これは市長のマニフェストで、乗合タクシー、この間の戦没者でもその挨拶をされました、追悼の言葉の中でね。だけど、やはりもう少し、この事業はきちっと精査した中で、議会にもきちっと理解を得た中で、予算が認められたら議会はオーケーと思ってはあかんと思う。市民の皆さん方も十分この事業を理解していないと思うんです。そこを踏まえて、もう少し再検討して、10月1日の見切り発車をせんと、もっと充実した乗合タクシーにしてください。

例えばの話ですけれども、75歳の皆さん方に、それでタクシー会社との電子手帳みたいなもの、何て言うの、マイナンバーカードというのかな。写真つきのこれをつくるぐらいだったら、マイナンバーカードをつくってもうて、それでタクシーに乗るときに、そこへぴゅぴゅっと通したら、氏名、ナンバーがずっと行政が把握できるような。今コンピューターの時代ですよ。そういうようなものにするようにもう一遍、10月1日に見切り発車せんと、物事というのはやってしまうと後悔してもあかんのです。

政治とは、歴史が証明するという言葉があるんですよ。政治をつかさどる者が、もし後世に、あれは失敗だったというのは、政治に関しては歴史がそれを証明してくれるんですよ。庁舎の建設もいかがですか。そこら辺も踏まえて物事をやっぱり進めていくものだと思います。行政、執行者としての仕事としてはね。首長としての仕事はそこにあるんです。

残りあと8分になりましたけれども、再度申し上げますけれども、平成30年10月1日の亀山市乗合タクシー事業の見切り発車はやはり再考すべきやと思いますので、それを申し述べておきます。

次に、組織・機構改革による職員配置について、部・課・グループ制の導入ですけれども、市民

への影響、これは出発して三月ぐらいたつんですけれども、ないのかと。あるように思うんですけれども、ちょっとあったら手短に。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、4月の組織・機構の再編で市民への影響ということで、議員がおっしゃられる市民が戸惑ったとか、そういったところに影響がなかったかというお尋ねでございますが、私どももそういったところがないかどうかいろいろ検証もしてまいりまして、まずは市広報や市ホームページを通じて組織・機構の再編の内容や庁舎の配置について、まず市民に周知をしてまいりました。

また、4月以降は庁内のサインの設置や、ご来場いただいた際の窓口案内などにより市民の方々にご不便をおかけしないように努めてきたところでございまして、あと内部のいろいろな情報システムでありますとか、関係例規それぞれにつきましてふぐあい等もございませんし、今、市民の方からこういったところで影響が出ておるといことも伺っておりません。

今後につきましても、そういったことをしっかり検証しながら、もしもふぐあい等が出ておる場合には、即時対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市民の人にはまだまだ影響が出ておらんと。

今度、庁内の職員間の混乱、これを非常に懸念するんですけれども、あの部・室制のときは、室長さんは100万円の決裁権を持ってみえた。

ところが、部・課・グループ制になったことによって、室長クラスで決裁権のなくなった職員は何名ぐらい見えますかな。数字だけで結構です。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市長部局で私どもが確認しておるのは、9名というふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

9名のうちに管理職手当を支給しておる職員は何名ですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

全て9名、管理職手当を支給しております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、決裁能力のない場合は、私は今まで決裁権を持っておって、管理職のままに置かれて、私とその立場に追いやられたら、この市長は何をを考えておるんやと私は怒るけどな、私としては。私を何とっておるんやと。恐らく仕事の意欲も湧かんし、今まで自分で100万の決裁ができたけれども、決裁権がなくなって管理職手当で、グループリーダーやったらそれなりの仕事をせんらんやろうと。部下を持っていますからね。そんな職員として気力を失うと思うんやけどな、私は。

例えば、今、市長が、あなたちょっと副市長になれと言われた場合、どう思う。給料の問題もそうですわな。現行給料を今の5%削減しておるけれども、その現行給料を5%削減したところまでおろせおろせと言っているのに、あなたは一つもおろさんけれども、なぜおろさんのか知らんけれども、これは認められておるでという話ですけれども、そうするとグループリーダーの人らは、決裁権がなくなってモチベーションは、僕やったら下がるけどな。いっそのこと、私はこれは降格人事やとっておるの。お金は管理職手当って、管理職であって決裁権はないというのは妙なものと私は思うけどな。

人事も担当する山本部長、どう思いますかな。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、人事制度上、級が落ちておりませんので降格というふうな認識は持っておりません。

ただ、議員がおっしゃるように、今まで室長で100万円の決裁権等があったところ、今、管理職手当等の給与の減額はございませんが、職務上の責任でありますとか、組織管理業務の範囲がやはり減少しておりますので、職員のモチベーションに影響がないように、そうした職員とはよりコミュニケーションを密にして、働く意欲の持てる職場環境づくりに努めてまいりたいと、そうやって考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたは人事部長で財政を持って、天下の殿様なんや。市長より偉いんですわ、これは。ただ、努めてまいりますと言うけれども、その立場に追いやられた者、追いやられた者というとおかしいけれども、その立場に立たされた方の意欲というのは、それは確かに大変やと思う。市長、そのような人事で職員が一丸となって未来の亀山市に邁進していくって、市長は4年ごとにかわれる人やで、そんなことはどうでもいいとっておるか知らんけれども、市民の皆さん方は、やっぱり役所へ来て気持ちよく相談して、気持ちよく帰ってもらうと。それがやっぱり気持ちよく相談をして、気持ちよく帰っていただく職務をするのが職員なんですよ。そのような立場でいくと、やっぱり今回の部・課・グループ制というのは、大きく3回目ですけど、細かく5回目ですよ、あなたになってから。これにはやっぱり私もびっくりしたんですけれども、いいのかな、市長、これで。あなたはあともう2年ちょっとやけどさ。こんなことをやっておって、市民に迷惑をかけへんかな。職員にも負担をかけへんかなと思うけれども、もう少し職員をかわいがってやってくださいよ。やっぱり職員は、彼らなりの立ち位置において、今まで決裁権を持っておったのに、いつの間にか制度が

変わったで決裁権がなくなったって、これは私は人のすることではないと思う。

何かあったら一言でもよろしいで、もう12秒ですけども、手短にお願いしますわ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のことしの春の組織・機構改革、再編の狙いの一つには、従来から申し上げてまいりましたが、業務の統合によりまして少し組織を大きくすることによってスケールメリットを発揮したり、中間層の人づくりの育成をやっぱりしっかり後押ししていこうという考え方でございます。そういう環境の変化、あるいは段階的な内外の状況の中で、そのように判断をさせていただいたものでございます。

今、議員ご指摘の、当然この組織・機構の再編によりまして、2層から3層ということで、一時的な人事上のそういう状況が生まれたのはそのとおりでございますけれども、私どもはいわゆるモチベーションの向上や、あるいは働きがいや、これは皆さんだけではなくて全庁的に言えることでありますけれども、当然そのことについて、これはしっかり亀山市役所として、さらに改善努力をしていくということは当然のことでございますので、その点は心して展開をいたしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時11分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

すずか山浮世をよそにふりすていかになり行く我が身なるらん、西行法師でございます。

すずか川八十瀬の氷うちとけて春になりぬる波の音かな、本居宣長でございます。

鈴鹿川八十瀬のながれ帯にしてすずか並山あき風に立つ、佐佐木信綱でございます。

秋は来てつゆはまがふと鈴鹿山ふるもみじばに袖ぞうつろふ、藤原定家でございます。

私、今回は変わった一般質問をさせていただきたいと。

これは、なぜきょうこのように取り上げたのかと。私の歌は下手くそでございました。この歌の本音は、また皆さん、佐佐木信綱のホームページで出していただければ、歌を歌われていることも出ておりますので、また聞いていただきたいなと。

今回、これについて質問させてもらうのは、このたび7座のことと、それから鈴鹿川等源流条例を提案するというのが今後ございますので、それがちょうどタイミングがどうかという意味で一応質問をさせていただきます。

今、4人の歌人の歌を詠みました。これらの和歌に詠まれている鈴鹿の山、川をどのように亀山市としては捉えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

先ほど議員が詠まれました和歌には、共通して鈴鹿川、八十瀬という言葉が詠まれております。この八十瀬といいますのは、曲がりくねった川に瀬が連続する様子を示しておりますが、和歌の世界におきましては鈴鹿川の上流部、これは加太川や鈴鹿川本流を指す言葉でございます。議員も詠まれましたので、私も古い和歌を1首。

鈴鹿川八十瀬渡りて誰がゆゑか夜越えに越えむ妻もあらなくに。

この歌は、日本最古の和歌集でございます万葉集におさめられた和歌でございます、八十瀬の最も古い用例であるというふうにされておまして、その後、多くの和歌に鈴鹿川、八十瀬が詠まれるようになったというふうにされております。この古い時期の和歌に鈴鹿川、八十瀬というのが詠まれておりますのは、例えば、都を離れて最初の難所となります鈴鹿山や鈴鹿川、ここに至った斎王や官人たちが都を離れることへの未練でございますとか、親しい人との別れというふうなことを背景といたしまして、どこか物悲しい、そういうふうな感じを受けるところでございます。

また、議員が詠まれました西行法師の歌も、鈴鹿山を越えるに当たりまして、都を離れるみずからの行く末というものを案じながら詠まれた歌というふうにされておまして、古代三関の一つ、鈴鹿の関が置かれていたことなどと考え合わせますと、この地が都と異郷との境界をなしていたという地理的な、また歴史的な特性というものを示しているものというふうに思われます。

また一方で、これも議員が詠まれましたけれども、本居宣長、佐佐木信綱両氏が詠まれました歌は、江戸時代から近現代における和歌でございます。この2人は、まさに伊勢の国に生活をされておられまして、伊勢の国側から見た鈴鹿の山々、鈴鹿川といったものを非常に美しく詠まれております。まさに、この地といいますか、鈴鹿山や鈴鹿川というものに対する深い愛情というようなものを感じることができるわけでございます。

このように、和歌に詠まれております鈴鹿山や鈴鹿川の姿といいますのは、時代や詠み人の立場によってその印象が大きく異なっておりますが、いずれもこの地、当地の歴史的、文化的特性を示しているものというふうに理解をいたしておりますし、こうした思いが千数百年にわたって大切にされてきているというところに非常に感動もするところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私が詠んだ歌を専門家のほうから解釈を入れていただきました。皆さんもわかりよかったですらうと私はうれしく思っております。

私がここでこの和歌を取り上げて質問させていただく理由も、先ほども申しましたが、今、亀山文化年ということで、「みつめる・つながる・かがやく」という文化年の中で、この文化を高めるための施策も考えていかなければならんだろうと。市民にもいろいろ広げていくためにも必要であ

ろうかなというふうに思っ、ここで質問させていただきました。この和歌を後世に伝えるためには、歌碑等を建てたらどうだという声も聞いておりますし、当時、室町時代には関町にある正法寺山荘でも歌会がされたというふうにも聞いております。それから1859年、安政6年には亀山の梅巖寺でも歌会がされたと。それから、1860年、安政7年には野尻の打田家といううちでも歌会がされたというふうにも聞いておりますし、またほかにも野村の神福寺、今現在お寺はございません。野村団地の中にあったというふうには聞いておりますが、そういう中で亀山でもこのように歌会が当時はされたということは、亀山は非常に文化のある都市かなと、まちかなというふうに私は感じたわけでございます。

このようなすばらしい和歌を後世に伝えるためには、どのような考えを持っているのか。私、歌碑等という提案はさせていただきました。こういう部分も含めて、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

昨年度におきましては、亀山文化年2017「みつめる・つながる・かがやく」の中から「つながる」というものをテーマにいたしまして、1年間を通して文化にかかわりますさまざまな事業を実施させていただいたところでございます。この中では、「歴史・あかり・音楽・お茶・芸術」というふうな形で5つのテーマを設定させていただいたところでございますけれども、残念ながらこの中には文学というふうなところについては明記はされなかったところではございます。

ただ、先ほども議員ご紹介いただきましたように、亀山の地では古くからさまざまな歌会というふうなものが開催されていたり、あるいはかなりいろんな方が歌を歌われているというふうなことをされていたというふうなことは、さまざまな文化遺産の中でも出てきているところでございます。

すぐれた歌というのは非常にたくさんございます。本当に鈴鹿川、八十瀬というものは和歌の中の大きなテーマでもございまして、たくさんの歌に詠まれているところでもございまして、こうしたことをたくさんの方に知っていただくということは非常に重要なことだというふうに考えているところでございます。

歌碑等の設置につきましては、現在、東海道に関してはさまざまな歴史的な整備ということも継続して行っているところでもございますので、そうした場を捉えながら具体的にどのような方法ができるかというふうなことについては、研究をまた重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

文化継承の面から答弁いただきました。

当市においても、嶋村次長、また教育委員会の生涯学習の亀山参事等がやはり専門的な分野で行政の中にも見えます。こういう方々が亀山市の今後の文化を高めるためにも、さらに活躍していただきたいなというふうに私も思っております。後世に伝えるためにも非常に大事であるかなというふうに思っております。歌碑等の話については答弁ございませんでしたが、文化を高めるためには、

これからいろいろな施策の中でやっていただきたいというふうにも思っております。よろしく願いしたいなと思っております。

それから、今度は教育のほうから、ちょっと生涯学習のほうからの観点で見えますと、これらの和歌を今現市民にどのように伝えていくのか。

例えば、公民館講座の中でいくとか、学校教育の中でいくとか、いろいろあろうと思います。そういう中で、どのような考えがあるのかお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

生涯学習の観点からご答弁申し上げます。

亀山市域で詠まれた和歌や、これらに関連する多様な文化の継承につきましては、生涯学習計画の基本施策の一つである、まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」につながるテーマであると考えております。これまでも、公民館講座におきまして百人一首などの講座を実施してまいりましたが、本年度におきましては、松尾芭蕉の亀山市域での足跡をたどる講座を開催しているほか、各小学校の放課後子ども教室におきまして、和歌創作を取り入れていただくよう、先日、働きかけも行ったところでございます。

なお、引き続き生涯学習人材バンクの活用も含めて、地域の文化の共有と発信に向けた学びを広げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

さらに文化を高めるために、やはり私、和歌だけというわけではございません。川柳も俳句も短歌もいろいろあろうと思います。私にちょっと縁のない話でございますけれども、縁のない者がこんなところでしゃべってと思われるかもわかりません。

しかし、ある書籍を見たりして、ちょっと一遍やってみようかなというふうにも思っておって、先ほど申しましたように、今回これを取り上げたのは、鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例、仮称でございますが、制定についてというのが4月の全員協議会で提出されました。それと、その前に3月議会にも、亀山7座トレイル事業についてというふうにも提案されておりますので、そういうような観点からも含めて亀山の鈴鹿の山、鈴鹿の川、やはり昔から語り継がれてもおる中でも、すばらしい自然かなというふうにも感じ取っております。

その中で、次に、先ほど申しました鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例（仮称）の制定についてでございますが、この中で、まず亀山市水道水源保護条例との関係につきまして、基本は環境基本法に基づいて環境保全条例を制定いただいております。そういう中から、これも条例制定しようかなというふうにも思っておりますが、この点が水道水源保護条例との絡みがあるかと思っております。そこらの考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

現在、検討を進めております条例につきましては、その目的から地域資源でございます豊かな水を守ることに結びついており、水道水源保護条例とも関係するものであると認識しておりますが、今回の条例は水だけでなく、市の豊かな自然環境や歴史・文化などを守りまして、そのすばらしさを再認識いただいて、未来へつなげていくようにこの条例の制定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

環境保全条例については、開発等の指導の中でできた条例かと。それから、亀山市水道水源保護条例等については開発規制にかかわる条例かなというふうにも、今までからも聞いております。そこらを確認したいと思います。

このいろいろな条例、仮称の鈴鹿川等源流の条例については、昼間でも伊藤議員が質問されておりましたが、私、答弁の中がちょっと足らぬのと違うかなというふうにも思っておりましたので、再度また尋ねたいと思いますが、まず今言いました水道水源保護条例についてお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道水源保護条例の内容につきましてご答弁申し上げます。

水道水源保護条例は、過去に市内上流地域で産業廃棄物の最終処分場を建設する計画が持ち上がったことを契機に、水源を保護するための条例の制定を求める機運が高まり、平成9年度に旧関町と旧亀山市でそれぞれ水道水源保護条例が制定され、その後、市町合併により現在の条例となっております。その条例につきましては、飲み水としての安全性と生活用水としての使用に支障がないように、水道水質と水量を確保するため、水源を保護し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的としております。

内容としましては、水道の水源及びその上流地域で水源保護地域に指定された区域において、水源の枯渇や水質汚濁等をもたらすおそれがある事業所の設置について、事業者と協議を行い、亀山市水道水源保護審議会の意見を聞いた上で、指導、勧告、命令等を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

水道水源保護条例について、十分聞かせていただきました。我々の市民生活の中での水の確保、水質の保全等というふうに理解させていただきました。

もとへ戻りますけれども、鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例、仮称ですが、これについて昼までの答弁、伊藤議員への答弁の中で、私、加太川の合流地点から上流というふうに答弁されておったんですが、この資料をいただいた中から見ていくと、条例の規定を限定している事項の中で、やはりこの川の流域の範囲というのが定義づけされております。この中で、鈴鹿川等源流域とはというのは、中ノ川流域も含めた市全域とするというふうになっておるけれども、伊藤議員のときの答弁では、私は坂下のほうだけのあれかなというふうに理解したんですが、確認し

たいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

午前中の伊藤議員の質問の趣旨が鈴鹿川最重点源流域が坂下地区に当たるのか、加太川上流には当たらないのかということの質問でございましたので、今現在考えておるのは坂下地区が当たるといことで、鈴鹿川等源流域につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり市域全域を考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それについては確認させていただきました。

それじゃあ、次に、また鈴鹿川の水に戻るんですが、鈴鹿川の水の利用について、現在、我々の水道のもとになる水源も含めてだと思うんですが、表流水については農業とかいろいろあろうかと思ひます。これについてどのように考えておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水源としての鈴鹿川の利用につきましては、まず鈴鹿川の源流域に位置する亀山市では、鈴鹿山脈に降った雨が地下に浸透し、地下水脈となって豊かな水源となり川の流れを形成しております。鈴鹿川水系の水源といたしましては、関町坂下の若妻川の表流水と、加太川水系の喜和田川の伏流水のほか、太岡寺町の第1水源地や山下町の第3水源地など、鈴鹿川周辺に点在する井戸から地下水をくみ上げ、上水道及び工業用水道の供給に利用しております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私は、ここで水道の水だけじゃなしに農業、工業というので、産業建設のほうからでも答弁があるかなというふうに思っただんですが、ないようでござひますので、私は農業用水にもこれは使われおると思っおております。ほかにも工業用水にも確かに使われおるかなというふうにも思っおております。そのほかに、先ほどの上水道の水については、かなり量もあろうかと。鈴鹿の地下をくぐってきた地下水については非常に多いんだろうなというふうに。

最近、ペットボトルで水が売っています。例えば、富士山の水とか、三重県では二、三、四の市であるようでござひますが、亀山市も八十瀬の水とか鈴鹿の水として売れないかなと。水道は企業会計でござひますやんか。何とでもできますやろう。一遍そういう考えがあるのか確認したいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今、八十瀬の水をペットボトルに詰めて販売したらどうかというご質問かと思います。

まず、三重県内では、桑名市、四日市市、鈴鹿市、伊勢市などの水道事業者がPR販売を目的としてペットボトル詰め水道水を製作しておりますが、何分製造業者が限られることや販売ルートの確保等の課題などもあることから、費用対効果も含めて慎重に研究してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当市の水は、我々の生活の中で使わせてもらおうと、生水を飲んでもおいしいですと私は感じております。よそでも生水を飲むことがあるんですが、うちの水はうまいなというふうに思っております。それは、やはり亀山市も誇りに思って、このような私が今提言しましたようなことにも取り組んだらどうかというふうに提言しておきます。

それから、水源は今後どのように守っていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例、仮称であります、その制定目的の側面からも水道事業者としまして、亀山市水道水源保護条例に定められている水道水の水質保全や水量を確保するという目的達成のため、関係機関と協力して必要な措置を講じ、水源の保護に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

貴重な水源を守るための取り組みということでありますけれども、本市は鈴鹿山脈を源とした鈴鹿川の源流を有しておりまして、その源流域が育む森林が有する水源涵養、また土砂災害防止、地球温暖化防止などの公益的機能や農地が有する水源涵養や景観形成などの多面的機能を発揮させるためには、森林、農地を適正に管理する必要があると考えております。

その中で、特に森林の持つ公益的機能の向上を図るために、市といたしましては市内の民有林のうち環境林に位置づけた森林を国・県の森林環境創造事業により間伐を行っております。

さらに、昨年度からは、みえ森と緑の県民税市町交付金、これを活用した環境林の間伐も行っておるところでございます。

また、昨年度は平成20年度からの森林整備活動を行ってまいりましたかめやま会故（エコ）の森環境整備協議会、これを発展解消いたしまして、本年5月に学識経験者や約40社の企業に参画をいただきまして、産学民官が連携・協働した新たな鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会を設立したところでございます。

一方で、国においては平成36年度から森林環境税の導入が予定されておりますけれども、森林整備を早急に推進する必要があるということから、平成31年度より森林環境譲与税、仮称でありますけれども、といたしまして市町村に譲与されるということで、間伐や人材育成の費用に充てる

ということにされておるところでございます。

今後につきましては、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会が主体となりまして、市民や事業者等が源流域の大切さを再認識して、多様な主体で守り育てる活動を推進してまいります。

また、市といたしましても、水源を守り、山崩れや洪水などの災害発生リスクを軽減するように、森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税市町交付金を活用しながら、間伐等を強力に推進しまして、本市の豊かな自然を育む源流域を未来へつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろこれから対策をやられていくというふうに理解しました。

河川の災害についても触れられたんですが、特に鈴鹿の山は花崗岩だと私は思うんですが、やはり崩れやすい部分もあります。鈴鹿川を見ますと、かなり堆積もしております。そういうようなものもこれから守っていくためには、やはり国のほうにも除去というのか、それらにもお願いをしていただきたいなというふうに。亀山市の環境を守るためには、いろいろな施策が必要かなというふうに思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

続きまして、亀山7座トレイル事業についてでございます。

錫杖ヶ岳のみえの剣先明るいて月出るらしくこよいたちまち、山口明子でございます。このような歌で7座のうちの一つの山が錫杖ヶ岳ということで、錫杖で詠まれた歌です。この中での亀山7座トレイル事業について、現在の進捗状況はどうかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

市域の鈴鹿山脈及び布引の山地の代表的な7つの山々の登山道と、これには東海自然歩道なども含ませておりますけれども、これらを結び、新たな観光資源として魅力発信していく亀山7座トレイル事業でございますけれども、5月18日に活動の主体となる石水溪観光協会、鈴鹿高等学校、亀山市地域社会振興会と、亀山7座登山道観光資源活用協定を締結いたしました。これによりまして、従来からの石水溪観光協会による仙ヶ岳付近の登山道保全維持管理活動にかわりまして、亀山7座における登山道の保全と魅力発信に取り組む新たなボランティア活動団体が結成されることとなりました。

今後は活動団体による現地調査の後、まずは登山道の現状と課題を把握し、亀山7座トレイルルートとしてどのような取り組みが必要なのかを検討の上、具体的な活動プランを整理いただき、市も協力しながら亀山7座トレイル事業を進めていく予定でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

取り組みについてはいろいろ聞かせていただきました。先ほどの鈴鹿高校にもお世話になると。今まで、この山の道は東海自然歩道というふうで管理もされておって、整備もされておったというふうに思っております。

この7座といいますと、先ほど話がありました仙ヶ岳、野登山、臼杵ヶ岳、四方草山、三子山、高畑山、錫杖ヶ岳という7つの山でございます。私も仙ヶ岳、野登山。野登山は4月7日が祭りでございますので、一応我々も子供の時分にはおじいさんに連れていってもらった記憶がございます。錫杖ヶ岳という山は登りましたが、このあと残りの4つの山はちょっとどこにあるのかも、三子山は話を聞いた山でございますのでわかっておりますけれども、こういう山を今後さらに、セブンマウンテンズとは別に、やはり観光資源として、さらに亀山市としては持っていこうかなというふうには私には考えがあるのかなというふうに思っております。

そういう中で、この鈴鹿山麓、鈴鹿川。鈴鹿の道もいろいろございます。まほろばの道とか城の道とかいろいろ、亀山は万葉の森というのがありまして、そこで聞いた話ですが、今言いました道、たくさんあるんですが、ここにちょっと資料がございます。先ほど申しましたまほろばの道とか中世への道とか、海に見える道とか城の道とか浮世絵の道、宿場町の道、大和への道、西行法師の道、亀山城城主狩りの道、これは明星ヶ岳です。それから、坂本棚田の道というふうに万葉の森でちょっと見せていただいた資料には出ております。こういうような道を今後観光資源と、もちろん7座トレイルのほうの山もそうなんですけれども、観光資源としてどのように生かしていくのか、これからどのように持っていくのか、思いがあったら聞かせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

亀山市の歴史博物館に、明治時代の初めに描かれました衆山環抱之図という図がございます。この図は、旧亀山城から360度の山々を絵に描いたものでございまして、亀山7座の山々も出ておりますけれども、お城から見えるそうした山々の姿というのは、亀山に住む人の本当の心のふるさとなるものなのではないかというふうに思っております。まずはそうした山々がちゃんと保存されていくということが観光資源にまず先立って市民の誇りにつながるものかなというふうに思うところでございます。加えまして、今回亀山7座のトレイルルートというものができました中で、鈴鹿の山々というものを観光資源として発信に取り組んでいただけるような市民団体が発足したことになります。

鈴鹿川におきましては、その源流域の保全活動のために鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会が先ごろ発足したところでございます。

また、道ということでございますと、亀山商工会議所様が伊勢の国亀山まほろば街道というふうなことを一つのキャッチフレーズといたしまして、市内の東海道、大和街道、巡見街道などの歴史と物語をテーマとした観光PRに積極的に取り組みをいただいているところでございます。

また、先ほどは生涯学習の立場から公民館講座などでも和歌にまつわるそうした地域の魅力を発信する取り組みなども行われているというふうなところでございます。

このように、さまざまな主体が鈴鹿山、鈴鹿川等の自然や歴史をテーマに、個々の資源を大切に磨き上げていく活動を進めていただく、市としてもそれを時間をかけて丁寧に支援をして、また協働していくことがまさに市が考えておりますまちづくり観光というものではないかというふうに考えているところでございまして、本市の新たな観光資源として輝きを増していくというふうなことに取り組むとともに、強く市外に向けても発信を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

鈴鹿の山、それから鈴鹿の川、鈴鹿の道についての観光資源と言いましたが、やはり過去からの宿場の観光、亀山城の観光等々の亀山も観光資源を持っております。それとあわせて今後、この観光の施策が伸びるようなふうに私も思っております。私も年がいったらまた散策もしたいなど、この道も散策もしたいなというふうにも思っております。年がいくと山はえらいかなというふうには思っておりますけれども、まだまだ山ぐらい少々登れるかなという元気は持っておりますので、今後挑戦していきたいと思っております。早いところ、できたら登山道の整備をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、もう最後に10分残っておりますが、最後になりましたが、いろいろな和歌を詠ませていただきました。その中でも、亀山市でも歌人が見えまして、このような歌を詠まれています。

鈴鹿川八十瀬の流れに丸太船行方も知らぬ川の道かな、これは鈴鹿川の歌でございます。

もう一つは、鈴鹿峰いまだ雪の跡残り麓はみつまたの新緑まぶしいという歌、これは多分みつまた、野登山の周辺のみつまたを歌われた歌だというふうに思っております。このような歌がいろいろ亀山にかかわった昔の歌人、今の現代の歌人等々の人の歌を紹介しがてら質問させていただきました。

最後に、市長もこのような歌に興味があるかないかは私はわかりませんが、市長の考え、思いがあったらお聞かせ願って、市民に向けて今後このような力強い思いを言っていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員の格調高い詠んでいただいた歌声、本当に感動いたしましたところでございます。

今、ご紹介をいただきました過去から和歌として詠まれてきたもの、あるいは現代の歌人のつくられた歌を今ご紹介もいただきましたけれども、いずれも鈴鹿山、あるいは鈴鹿川を詠んだ、まさにこの亀山の地の豊かな自然を、あるいは歴史を、あるいは文化が織り込まれておるというふうに感じたところでございます。私自身も、まさにふるさと亀山の原風景ではないかというふうに感じたところであります。

万葉集からは少し成立の年代は後ろへ参りますが、伊勢神宮の成立の由来を記しました皇大神宮儀式帳でありますとか、議員ご案内であろうかと思いますが、倭姫命世記、この中には、倭姫が伊勢を目指して探して、この地に半年間滞在されたとなっておるわけですが、この地に入られた倭姫にこの地の名を尋ねられた大彦が、味酒鈴鹿国（うまさけすずかのくに）と答えたとの説話が記されておるところであります。

この味酒（うまさけ）とは、まさにおいしい酒ということと、それから今議員がご紹介いただいたうちの水は本当においしいんだと、豊かなんだ、うまいんだと、こういうものが生まれる豊かな水に由来をしておる、そういう意味を込めたことであつたかというふうに思うところであります。この地に暮らしてきた先人たちも、この鈴鹿山とか鈴鹿川に対する愛着を本当に万葉の時代から連

綿と受け継いできたのだとの思いを強く感じたところでございまして、ぜひおっしゃられるようなこの原風景を私たちは守り、次の世代へ継承していくということが大変重要であろうというふうに思っております。その意味で、今を生きる私たちの責務の一つという認識のもとに、さまざまな場面とかさまざまな施策にしっかりと今後生かしていかななくてはならないと考えておるところでございます。

最後に、可能であればもう一度議員が詠まれた歌をお聞かせいただけたらありがたいかなと思うところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

歌はもう下手くそやで何度かは詠みませんけれども、私も通勤とか帰るときにでも、新しい道の忍山大橋の上からやはり道を眺めると、当然川は下に流れておる。西を見れば鈴鹿峰が見える。非常にいい風景でございます。私も亀山市に住んでよかったなと、生まれてよかったなと今思っております。今後も、市民の皆さん方もこういう昔からのやはり亀山でございます。散策に向けて、やはり観光の中でも知識をふやしていただいて住んでいただけたらうれしいなというふうに思って終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時55分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫であります。

私、もとより和歌を詠むという感性も造詣も持ち合わせておりませんし、市長からもリクエストがありませんので、通告により一般質問させていただきます。

教職員及び市職員の働き方というテーマを上げさせていただきました。実は、3月議会一般質問の中で、教育行政についてというテーマを上げました。大きく2つ、就学困難者への対応、そして学校における教職員の働き方というものを取り上げたんですが、就学困難者への対応が主になってしまい、教職員の働き方の質問ができなかった。何かこう宿題を残したようで、きょう再度通告にあります。あわせて、今年度の庁内の機構改革によって、市職員の働きがどう変わっていくか、あるいは前向きにどう進めていくのかと、そんなことで市の職員の働き方についても質問をさせていただきます。

まず、少し余談なんですけど、3月の一般質問の前に、先輩の議員と働き方についてちょっと雑談をしたことがあったんです。最近、大手企業のデータの改ざんとか、あるいは無資格の検査の発覚、

こういうものが、国際的にものづくり大国日本企業への大きな不信を招いていること、あるいはその後、国においての加計学園とか、森友とか、そういう財務省の改ざんとかうその報告書、うそかどうかわかりませんが、もっと言うなら、最近の大学のアメフトの関係、アメフトは指導者に対する盲目的な服従といいますか、これらを見ていますと、これら全てが日本の現象だとは私は思いませんが、何か働く者としての最低限守らなければいけないモラルとか、誇りとか、規範とか、それすらを守ることのできない労使関係とか、あるいはアメフトでいうなら主従関係、こういうものが少し散見した世の中になってきたのかなあという思いをしました。だるまさんに例えるなら、働く者の仕事への誇りとか、規範とか、ささやかでもいいけれども、極めて重要な貴重な魂、マグマみたいなものを重力、重しに倒れることなく、生活を守って、快活で生き生きとした生きがいにもつながる働き方を社会がしっかり担保する仕組みとか制度が必要な時代に入ったのかなあと、そんなことを意識しながら質問をさせていただきます。

それでは初めに、教職員の働き方についてから質問をさせていただきます。

昨年、文科省文部次官から県を通じて、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についてという長い標題の通知が来ました。この中で、この通知の特徴的なことは、通常、学校で行われているさまざまな個別の業務の中で、基本的には、1番目ですね、学校以外が担うべき業務を学校でやるなということです。2番目は、必ずしも教師が担う必要のない業務、それから3番目が負担軽減が図られる業務と。これをしっかり明確に区分をして示してきたと。それに基づいて仕事をしなさいというものだと思います。

そこで、1番目から聞きます。

1番目で、もう学校で先生がかかわりを持たなくてもいいと、学校以外が担うべき業務として、登下校に対する対応、あるいは学校徴収金の徴収管理、この2つが上げられていますが、亀山市の今の学校の実情、現状はどうかを答弁願います。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

議員ご指摘のとおり、昨年12月に文部科学省から出された学校における働き方改革に関する緊急対策においては、1つ目として、基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目として、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、3つ目として、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の3つに分類された14項目が上げられております。

その中の基本的には学校以外が担うべき業務に分類されました登下校に関する対応についてでございます。地区担当の教員が学期ごとに2回から3回、当番を組んで、子供の登下校の実態を把握するための立哨指導をしております。また、緊急事案が生じた場合には、保護者や地域の方々と協力し合いまして、臨時的対応といたしまして立哨することもございます。加えて、従前より、亀山市青少年育成市民会議による愛の運動の取り組みによりまして、全学校区において、地域の方々のボランティアによる登下校時の見守り活動が展開され、教員の業務から離れたところにおいても、安全確保に努めていただいていると認識しております。

また、学校徴収金の徴収管理につきましては、現在、県の学校徴収金システムを利用し、口座からの引き落としとなっております。未納や滞納の徴収につきましては、教員の助けも受けながら、校長、教頭の管理職の責任におきまして対応しているところでございます。また、学期末の教材納入業者への支払いや会計報告等の業務におきましては、事務職員や応接員を含めた職員間で協力し合っている状況でございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

登下校については、依然として先生方は細心の注意を払っていただいているし、教育長の今回の現況報告の中にも、新潟の女子児童の下校時の殺害ということで、学校も一定の、どちらかというところと過敏になっているということだと思います。徴収金についても、管理職の責任においてみたいなのを言いながらも、実態としては、未納や滞納については先生が対応しているということが現実であるやに思います。

それでは次に、必ずしも教師が担う必要がない業務として、国や県からの調査、あるいは統計等に対する回答が上げられていますが、実際の現場はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

調査・統計でございます。

学校では、文部科学省、県を初めとする多くの調査・統計等に教職員の協力を得ながら、管理職の責任において回答を行っております。その中で、教育課程の編成、実施や生徒指導など、教師の専門性に深くかかわる調査・統計につきましては、教員が担いますが、それ以外のものについては、事務職員等が中心となって回答するなど、組織的な対応を行っております。また、亀山市教育委員会といたしましても、学校への調査・照会について、調査の対象、頻度、時期、内容、様式等の精査や調査項目の工夫による複数の調査の一元化などの改善に取り組み、可能な限りの軽減を図っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

実態は、相変わらず調査、あるいは統計の業務がちょっと気になるんですけども、先ほどの答弁にしても管理職の責任、今回の答弁にしても、専門性の高いものについては教師が担う、あとは管理職だ、事務員だということの答弁、実際そうなのかもしれない。どこに気を使っているのかなあという思いがします。

それから、それはさておき、調査・統計については、やっぱり一元化を教育委員会が主になってやって、可能な限り低減をするということをやってくださいね。現場の先生方は、調査・統計に対して非常に雑多な用事を課せられるということでございます。調査の一元化の取り組み、教育委員会が主体になってやっていただくと。

それで、教育長、ちょっと質問なんですけれども、今2つほど、むしろ学校以外でやること、そ

れから必ずしも教師が担う必要がないという2つの実態を聞かせていただきましたけれども、やっぱり文科省が出した緊急対策と実際の学校現場の状況では、私は大きな乖離があると思うんです。この現状を教育長はどう考えて、どう対応されるつもりかご答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘のことに关しまして、文部科学省の緊急対策につきましては、速やかに取り組めるものが少ないとの認識は持っております。ご指摘の登下校に関する対応一つとってみましても、それにかわる具体的な対応施策、それは学校関係機関、地域が一層連携強化することと記されておるだけであります。一方、教職員の勤務時間を管理する意識を乏しくし、結果的に際限ない長時間労働につながっているとの指摘もございます、そのもととなる給特法、いわゆる教育職員の給与等に関する特別措置法の見直しについては、既に県の教育長会等で私自身訴えさせていただき、国においてもようやくその見直しに向けた検討の動きがあると伺っております。ぜひ給特法の大もとの法律の見直しに手をつけていただきたいという思いを持っています。

亀山市教育委員会としましては、そうは申しますものの、必要と考えます人的な任用配置については、県費、あるいは市費において補強に努めているところでございます。また、これまでも申し上げていますが、教職員の総勤務時間縮減に向けて、定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮、この3つの取り組みを初め、学校閉校日の拡大や給食費の公会計化の研究等に取り組んでいるところでございます。さらに、教職員の勤務環境の改善に向けて、現場の声に耳を傾けつつ、何を優先して改善を図るのか、地に足をつけながらできることに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

文科省の通知と現実とは違ふんだと、地に足をつけながら対応していくというご答弁ですが、ちょっと気になったことがあったんです。教育部長、この給特法についての資料がございましたら説明をしていただきたいのと、もう一つ、ちょっとメモしたんですけれども、この給特法があるがためにですね、教育長、教職員は勤務管理をする意識が少し薄いという認識を持っておられるということとを初めに確認をして、あと給特法の説明を教育部長、お願いします。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

意識を乏しくしていると、意識が薄いというのは現状だと思います。その内容はと申しますと、この法律そのものが、昭和46年に当時の時間外勤務の調査を国がしまして、その時間外手当に当たる額を給与の4%の教職調整額を一律支給としたところでございます。この制度が教職員の勤務時間を管理する意識を乏しくし、結果的に長時間労働になっているというのは、私ならずとも教育関係者の多くの方のご指摘だと認識しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

教育部長に給特法の説明をというのを、教育長にお答えをしていただきましたので、雑駁に言うなら、残業代がないと、4%という枠の中でやってきたから、残念ながらというか、慣例的にそれが継続した中で、教職員が勤務時間等を管理する意識がちょっと薄くなってきたということだと思いますが、やはり授業や授業準備とか、生徒と向き合う時間をふやしたいがためにおのずと就労時間が長くなっているという実態もあるやに思います。

次に、これは伊藤議員からもきょう午前中に質問があったんですが、今年度から配置された部活動指導員の配置ということですね。これは、亀山のオリジナルな一つのエデュケーション委員会としての重要政策事業だということですが、この配置の状況と効果について説明を求めたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本年度4月より、部活動指導員を配置させていただいております。亀山中学校ソフトテニス部に1名、関中学校野球部に1名、合計2名を配置しております。部活動指導員は教員免許状や指導者資格を持ち、部活動や学校教育に十分な理解のもとで、その部の顧問としまして実技指導だけでなく、大会、練習試合等の引率、会計業務等を含めた部活動の管理運営に携わっております。配置校におきましては、専門的な技術指導により、部活動の充実、活性化が図られております。平日の部活動のみならず、休日における指導、引率も行い、中学校部活動における教員の負担軽減の一助にもつながっておるということでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

始めたばかりであります。市も予算をつけて、果敢に挑戦していることは評価をしますが、働き方改革に関する効果はどうであったか等々、今の時期ではあれですので時間もなくなりますので、また適時報告を願いたいと思います。

それで、部活動の関係でいうなら、部活動指導員の要件あたりを、いろいろあると思うんですよ、これは教職の資格を持っている等とありますけど、こういうものを拡大して、広く地域の方に担っていただくというような方策等、工夫はないのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部活動指導員の拡大というご質問でございますが、現在の部活動指導員の要件としましては、教員免許状や指導者資格を持って、部活動に対する専門的な知識、学校教育に関する十分な理解がある者としております。これ以外に、現在、部活動指導員以外に運動部活動支援員を4名配置しているところでございます。この部活動の顧問ではございませんが、技術的な指導を担うコーチの役としまして、こちらは地元地域の方々にご協力を願っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと聞き取りできなかったんですけど、指導員の要件ですね。教員資格を保有している者、もう一つが指導者資格、この指導者資格がどんなものがあるか等、新しく体制を変えましたスポーツ協会と強く連携を持っていただいて、この指導者資格についてしっかり関係の団体等に連絡をとっていただきたいなあというような思いをしました。

次に、教育支援員配置について。これは、3月にやりたかったんですけども、お隣の津市では、もう去年ですね、試行的に代表校4校に対して、この教育支援員を配置し、教材プリントや保護者への配付物の印刷、授業用具の準備や片づけ、簡単なドリル、漢字の丸つけなどの補助業務を担っていただけるということで、新年度に入り、4月から全国的に先駆けて実施していると聞いています。課題もあると思いますが、負担軽減に私は有効な制度と考えます。お近くの津市でございませう。この制度の職務内容、効果について情報がございましたら報告をお願いします。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

津市では、平成30年度より、市職員の再任用職種の一つとしまして、新たに教員支援員を加え、現在、議員申されます4名の再任用市職員が津市内の小・中学校4校に配置されております。教員支援任用に当たっては、教員免許状の有無を問わず、その業務は教材プリントや保護者への配付物の印刷などの事務作業や授業準備、後片づけ等、従来、教員が行っていた業務の一部を担うものでございます。教員の事務作業における負担軽減という面においては有効な取り組みであると考えております。

昨日、津市の教育委員会のほうにも、その実態というか状況を確認しましたところ、この制度ができてまだ2カ月なので、詳しい検証はできていないんですが、必ずしも教員が担う必要のない業務を担当していただけることで、学校現場では非常に助かっておるといようなご意見もいただいております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ぜひ研究をしていただきたいと思います。予算の関係もありますが、教育長、もう一度、今、教育支援に至らずとも、先ほどの部活動指導員も含めて、学校が地域の方々からサポートしてもらう仕組み等々、中長期的にどんなお考えなのか。個人情報氾濫している学校現場でどうかなという意見もございます。中長期的に、学校が地域からサポートしてもらう、それを今までよりもより学校の中に入ってもらい仕組みみたいなことに関して、教育長の見解をお聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在、市内小・中学校を合わせますと、先ほどの愛の運動、約1,300名の方にご協力を願っております。それ以外に、およそ340名に上る学校ボランティアの方々が学校を支えてくださ

っております。その中には、授業支援や授業準備、ドリル等の採点作業にかかわっていただいている学習ボランティアという方も70名余り見えます。このように、本市では、学校における業務に対して、多くの学校ボランティアの皆さんによって支えていただいております側面がございます。

ただし、その教職員の負担軽減を主目的として地域の方々に頼るといった認識には至っていないところでございます。みずからの都合だけで地域に支援を求めるのではなくて、学校の間と機能を地域住民にも提供して、地域にいかん資するかという発想を持って、地域とともにある学校づくりに取り組んでまいりたいと。その一つの現象がコミュニティスクールになろうかと考えております。今後も、関係団体との連携を深めるとともに、学校運営協議会等の力もかりながら、学校ボランティアなど、外部の方々が学校にかかわりやすい環境づくり、学校や教職員の意識の変化も求めていく必要があろうかと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いい見解を聞かせていただいたと思います。

この項の結びに、文科省の先ほどの通知は現実と大きな乖離があるということを言いました。しかし、本質的な考え方には、私は非常に同意する面もあるんです。この通知の冒頭の書き込みを読みます。学校において、限られた時間の中で働き方を見直し、1つ、授業や準備に集中できる時間をふやしてください。2つ、教師みずから専門性を高める時間をふやしてください。3つ、児童・生徒と向き合う時間を十分確保してください。そして4つ、私はここが一番肝心だと思うんです。教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにし、みずからの人間性を高め、児童・生徒と向き合ってくださいというものなんですね。私がまた自分の私見を加えるなら、その生活の質、あるいは教職人生を豊かに、人間性を高めていく、この先生の姿自身をまさに子供たちは求めているし、それが何か教育であるように思うんです。そういう姿が子供たちは見たいと思うんです。

そこで、市長、最後、今までいろいろ学校における働き方に関して、文科省、県、市の教育委員会、いわゆる縦の線でさまざまな乖離が生じていると。先生方が子供たちに向き合う時間をふやし、教職人生を豊かにしていくためには、服部教育長がおっしゃるように、地に足のついた対応が不可欠だと思うんです。市が、先ほど言いましたように、部活指導員の配置等のかかわりは一定の評価をしますが、これあたりをぜひ総合教育会議の中で、働き方の検討あたりもやっていただきたい。より一層、未来の亀山市の子供たちの教育環境の整備に向けて、この総合教育会議、これあたりを十分生かしていただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育にかかわりますさまざまな実態や課題、これにつきましては、ご指摘の問題も含めまして、ぜひ教育委員会を初め関係者、先ほどのボランティアで支える皆さん、保護者、多くの方が本当に子供たちのためにご奮闘いただいておりますところであります。亀山市といたしましても、当然、それらの課題解消に向けて、総合教育会議等と一層の連携の中でしっかりその課題解決に向けてサポートしていくということは当然であろうかと思っておりますので、努力をいたしてまいりたいと考えており

ます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

次は、市の職員の働き方についてに移ります。

組織・機構改革後の職員の働き方についてということで、1番目に事務改善運動についてということを書いたんですけども、確認します。部・室制のときに、私どもは1室1事務改善となったものが、これは組織変更に伴って事務改善運動に変わったのかと自分は思っていたんですけど、どうも違うらしいんですね。この事務改善運動と1室1事務改善の違い、関連を簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

事務改善運動は、平成27年度までに実施していた業務の効率化と経費の削減を目的とした1室1事務改善を拡大したものでございます。この相違点でございますが、1室1事務改善は、全部署が取り組み、成果を数値化し、成果を削減額という形で示していたものに対し、事務改善運動は、収入の確保、経費の削減、市民サービスの向上、事務の効率化につながるなど、行財政改革の視点から広い視野を持ち事務改善に取り組むため、成果を数値だけに限定しないというところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

従来の1室1事務改善については、監査役のご指摘もございました。非常に室によってばらつきがあったり、あるいはこの活動がちょっと薄いなあというのが私の認識ですけども、きょうの質問は働き方ですんで、新しくなったこの事務改善運動、これも行財政改革の視点から、あくまでね、コストダウン、あるいは効率的な事務改善が主な目的であって、今、私が言っている職員のモチベーションとか、やりがいとか、あるいは研究心の向上とか、平たく言えば、仕事が楽しい、わくわくするみたいな、そんな視点での改善もこの運動の範疇に入るのかどうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘の働き方の視点から見た場合には、職員のモチベーションの向上などを図るため、今おっしゃられた仕事が楽しいなどという視点の取り組みは範疇であるかということでございますが、当然、事務改善運動の目的の達成につながる取り組みであれば、範疇に入るというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

時間がないので余り言いたくないんですけど、この事務改善運動実施要領を見ますと、この取り組みは、経費の削減を目的とした1室1事務改善を拡大したものであり、行政改革の視点から効果的・効率的な事務の執行等を図るため、各グループ単位で行います。いわゆるモチベーションを上げたり、こういうものはこの文面にある限りは範疇ではないという判断なんですけれども、一歩進めて、そういうことも進めると、そういう姿勢を進めてもらいたいということで、どうにか拡大解釈を庁内に広めていただきたいということでございます。

いろいろあるんですけど、ちょっと市長と副市長に、突然ですが、お聞きしたいです。

今回、出された総務委員会提出の資料の中で、市職員へのアンケート、これは自己申告書の中で、「現在の仕事にやりがいがある」とした市の職員の割合、平成29年度で48.9%。これを市長どう思うか。それから、副市長については、つい最近まで現場に見えた副市長にお伺いしますが、「職場でコミュニケーションがとれている」53.6%。この数字をどう思うか、感想を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この行財政改革の実施計画における組織と人材の改革の目標数値として、その自己申告書において、「現在の仕事にやりがいがある」とした職員の割合を、前期の実施計画から掲げてこれをフォローしておるところであります。議員ご指摘のこの数字をどのように感じるかということですが、昨年度末の計画上の現状値が、前期実施計画の策定時、平成26年度末と比較をいたしますと微増で推移をしております、目標値としております平成31年度末の目標値70%には開きがございますので、本年4月の組織・機構再編による職場風土の改善などを通じまして、職員の仕事のやりがいをさらに高めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

同じく自己申告書におきまして、「職場でのコミュニケーションがとれている」といたしました職員は、先ほど議員ご紹介のとおり53.6%でございまして、3年前と比べると微増というところでございます。こちら、今、市長が申し上げた目標値が同じく70%ということで、まだまだその差が大きいものでございますが、この職場内のコミュニケーションにつきましては、当然、仕事の質を高めていく上で非常に重要な要素だというふうに考えております。

したがいまして、この4月に、組織・機構の再編によりまして実施いたしましたグループを基本に、より一層の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私は、どう思うかという質問ではなく、むしろどう分析しているかということが大切で、総合政策部長、分析はされたことはございますか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

いずれの数字も自己申告書から導き出された数字ということで、50%前後ということで、その目標を7割に設定をしております、そういう意味合いからしますと、まだまだその目標には達していないというふうに分析をしております、さらなる努力が必要であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

非常にデリケートな問題で、アンケートの設問の仕方とか、これで数字というのは変わってくるもんですから、余りここで私が一喜一憂したりする場面ではありませんが、少なくとも今の分析は分析ではない。

そこで質問につながますが、今、庁内で市職員の働き方、動機づけ、やりがい、このよりどころとなる規範というか、何かそういう指標はあるんでしょうか、やりがい、モチベーションに関して。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市職員としての働き方やその動機づけになる規範のようなものでございますが、まずその基本となりますのは、地方公務員法における服務関係規程や亀山市まちづくり基本条例第9条における職員の責務規定だというふうに認識をしております。このほかにも、昨年8月に改定をいたしました亀山市人材育成基本方針には、地方創生を切り開く人づくりを基本方針としておりまして、その具現化に向けた人材育成の方策を位置づけているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

答弁にもありました亀山市人材育成基本方針なんですけど、私も読ませていただきました。この中で特徴的なことは、やはり地方創生を切り開く、いわゆる地域の力を生かす、あるいはまちの魅力を高める地域資源の発信、地域という接点といいますか、ここを基軸にこの人材育成の基本方針がなされていると思います。時間がありますので余談を言いますけれども、例えば今現在、地域担当職員をまちづくり協議会の中に派遣をする、これは非常に私はいいい取り組みだと。奈良県の生駒市あたりは、そういう地域へ入っていくことを中心に、あるいはそれを限定にいわゆる副業を認める、職員の。国が法律で認められたいっぱいいっぱいのことを、副業を認めながら地域に入っていく。兵庫県の宝塚市もやっていると思うんです。そういう中で、この人材育成を図るということも見受けられます。それを語るつもりはありません。

今回、質問の一番の主なことでございます。組織・機構再編により、いわゆる2層から3層になった。先ほどの西口副市長の中には、グループを中心にコミュニケーションを高めていくという発言もございました。組織・機構を変えたことにより、市の職員のやりがい、コミュニケーション、

市の職員であることを誇りに職員人生を豊かにする、この方法をどう進めていくか、いこうとしているのか答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の組織・機構再編の狙いの一つとしましては、まず第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織へと転換を図るということでございまして、こうした観点から、例えば管理部門を一元化したり、市民生活に身近な事務の一体的対応、また就学前の子供の教育・保育施策の一体的推進、産業振興化と都市基盤を一体的に捉えたまちづくりの推進、こういったことを図るため、従来の部をさらに大きくくりとして再編をしたところでございます。

また、分掌事務を調整した中で、新たに課も設置いたしましたので、組織内の連携、調整機能を発揮させながら、今申し上げた政策形成や職務目標達成に向けて、職員の意欲向上ややりがいにつながってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと理解がまだぴつと入ってこないんですけども、私は冒頭、その働き方に対する、冒頭言ったのは、もう最低限の規範とか守らなきゃ、これは確保するのが一つの制度として、体制として、確保してやる仕組みとか体制が必要だというような話をさせてもらったんですけども、今の中で、グループを核とするなら、グループ単位での働き方に対する実践行動、例えば働き方に対するモチベーションを上げる打ち合わせとか、あるいは研修、講師を呼んだり、あるいは視察へ行ったり、従来の行財政改革の視点、コストダウン、効率の面だけではなく、そういうことに対する要した時間、あるいは経費等に対して、市としてこの時間経費に対してバックアップすると、何らかを拠出すると、あるいはそういう仕組みを、極端な話、1カ月に一度そういう時間を設けなさいというくらいのことをやらないと、この働き方改革のスタートは切れない。せっかくグループになって、2層から3層になった中、新たに働き方、いかに生き生き働くかがこの市の市役所という大きな組織の大きな原動力になると思うんです。そういう働き方に対する実践行動、打ち合わせ等、研修等、時間も含めてしっかりと制度として担保する、費用弁償等も含めて、そういう体制はとれないのかどうか聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご提言の各グループ単位の働き方、実践行動に対する支援体制の確立につきましては、現在、政策形成旅費の支給でありますとか、職員自主研究グループへの助成制度など、既存の支援メニュー、こういったものも活用しつつ、例えば今申された新しい仕組みの支援体制についても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

もう一度最後に確認です。

今年度、各グループに発信をしていただきました事務改善運動実施、これは多分どんなものが出ているか知りませんが、改めて働き方に対しての自由な検討とか、高め合いとか、これもしっかり入れたらどうですかという発信をしていただきたい。それから、既存の制度の中で、実践行動に対する費用とかでなくて、新たにつくるという姿勢を見せることが私は大切やに思います。

珍しく時間を余らせましたが、これで質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時54分 休憩）

（午後 4時03分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

無会派の前田耕一でございます。

最後の質問者と思っていたら、後がまだあるようでございますので、ちょっとそれでもやっぱり時間を気にしながら、丁寧に前回同様の質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回、私は2件の質問を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、現在、最近ですね、全国各地で多くの事件、事故が発生して、犠牲者も決して少なくございません。先月発生の新潟県の小学2年生の女の子、あるいはつい先日、新幹線の車内で発生しました30歳代の男性の被害を初めとして、刑法犯罪が多数発生してきております。ちなみに、三重県内の刑法犯罪認知件数を見ますと、昨年、平成29年1万3,347件と伺っております。その前の平成28年より7,000件弱減少しておりますけれども、1万3,000件の刑法犯罪が発生していると。亀山市では、平成29年に328件、これも多少減少はしておりますけれども、300件以上の刑法犯罪が発生しておると。それから、ことし4月末現在をお聞きしますと、三重県では既に3,549件、それから亀山市では101件の犯罪が発生しております。特に亀山の場合を見ますと、大きな事故とか事件等につきましては、今年度は発生していないようでございますけれども、自転車とかオートバイの盗難とか、あるいは車上狙い、品狙いが主な犯罪の件数と伺っております。

そこで、この安心・安全のまちづくりの1点目の質問として、4点について質問、あるいは確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目として、市が管理する監視カメラ、あるいは防犯カメラの設置状況について確認をしたいと思っております。

この防犯カメラ、あるいは監視カメラの設置によりまして、事件・事故の容疑者の確保、検挙、あるいは犯罪などの抑止効果があるということは、もう過去から言われてきておることではござい

すので、今さら私が申し上げることでもないんですけれども、現在、亀山市が設置、管理しているカメラの台数、監視、それから防犯、別個に何台ぐらいあるのか。それと設置場所、主なものですね、あるいは設置目的、場所によってあると思いますけれども、その中身についてお教えいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市が設置しております監視カメラ、防犯カメラにつきましては、保育園や幼稚園施設に21基、小学校や中学校施設に107基、JRの各無人駅に10基のほか、公共施設など109基で、合わせて247基を設置しております。その247基の設置の内訳でございますが、監視カメラは88基、防犯カメラは159基、計247基となっております。

防犯カメラ、監視カメラの目的でございますが、防犯カメラといたしましては、市の施設などの管理及び市の施設などにおける不法行為の防止のための設置が主な目的でございます。監視カメラにつきましては、道路沿いなどの公共の場所に設置し、不法行為の監視を適正に行うための主な目的でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、247基ということで説明いただいたわけですが、これは私の勘違いかなあ、学校とか幼稚園なんかの設置してあるカメラにつきましては、防犯カメラですか。監視じゃないですか。その辺、私の認識の違いでしょうか。私は、行政、あるいは学校の玄関の中のカメラは、過去、監視カメラやというような説明を受けたつもりでいるんですけれども、この辺は間違いございませんか。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

防犯カメラ、監視カメラ、一言に言うておるわけでございます。なかなか区分は難しいわけでございますが、ただいま申しましたとおり、調査しました結果、監視カメラは88基、防犯カメラは159基でございます。

（「目的のほうは」の声あり）

○危機管理監（久野友彦君登壇）

先ほども申しましたとおり、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱を作成しております。その定義によりますと、防犯カメラは市の施設などの管理及び市の施設などにおける不法行為が主な目的、監視カメラにつきましては、道路沿いなどの公共の場所に設置し、不法行為の監視を適正に行うなどが主な目的でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

目的等について、防犯カメラ、監視カメラ、曖昧な部分があるかと思いますが、いずれにしても、犯罪の抑止効果とか、それについて目的を達成していくと思うんで、これやないといかんということはないと思うんですけれども、今、説明いただいたのは、行政、亀山市が設置、管理しているカメラの台数ですけれども、民間の企業とか施設も含めて、最近、監視カメラ、あるいは防犯カメラを設置しているところも結構あると思うんですけれども、その辺の数字で把握しているものがあればお示ししたいかと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市内の主な、例えば金融機関、商業施設など、防犯カメラなどを設置されておるといのは存じておるんですが、市内で総体的に幾つという数量は把握しておりません。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

最近の事件等の報道なんかを見ておりますと、防犯カメラの映像によって犯人逮捕に結びついたというようなことも結構ありますね。それはやっぱり公共施設だけじゃなしに、一般的な市道、県道、国道も含めての道路沿いなんかの監視カメラ、あるいは防犯カメラでその辺の摘発に結びついたということも聞いておりますが、このカメラの設置、今後、もっといろんな地域も含めて対応していくのかどうか。これは当然、行政の施設が中心になってくるんやと思いますけれども、その辺の計画を現在持っているか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

市が管理いたします施設におきましては、各施設の所管部署において監視カメラ、防犯カメラを設置して、現在247基を管理しております。議員おっしゃいましたとおり、昨今では、防犯カメラ及び監視カメラを設置することで、犯罪の抑止や事件、事故の解決に役立っておりますことから、平成29年度から、公共の場所への防犯カメラの設置についての方針策定に現在着手しております。さまざまな角度から検討を行い、現状と課題を洗い出し、優先順位などを検討しておる次第でございます。

先ほどにも述べましたとおり、学校施設など教育施設、あるいは駅などとか、いわゆる公共施設にはある程度、約247基を設置しておるわけでございますが、これがやはり公共施設の建物を中心に今までは設置してきておる次第でございます。今、検討中でございますが、今後は、例えば屋外である公園とか、そのようなところに設置する必要が、優先順位が高いのかなということで、現在検討しておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

公共施設でも、建物以外は今後検討していくと、あるいは検討中というふうなご答弁をいただいたわけでございますけれども、私は過去にも、カメラについては質問させてもらったことございます。特に、その当時は、例えば大きな公園、亀山公園とか西野公園、東野公園の体育館の玄関とかは設置してあるかわかりませんが、公園内、植え込みもたくさんありますし、散策道路もありますから、そういうところでいつどんな事故、事件が起こるかわからないということで、早急に対応ということで申し上げたことがございますので、それはまだ現在のところは検討中ということですから、白紙ということですね。

それ以外にも、例えば公共施設でなかったも、例えば関宿、あそこは公共施設やないですけど、伝建地域ですね、あの街道筋なんかにも必要なこともあろうかと思えますし、それから多門櫓の周辺とか、市で管理している歴史文化施設、あるいは建物の周辺もたくさんの方がその辺は集まってくるわけですから、あってもいいんじゃないかというような感じがしないでもないんですけれども、その辺についても、検討中ということでございますけれども、検討の中にそういうこともイメージされているかどうかを含めて、ちょっとご答弁いただきたいです。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、検討中でございまして、洗い出しを行って優先順位を行っていくということで、今、私が申ししたのは、屋外的な公園がちょっと手薄でございますもので、優先順位が高いということでしていこうかなと思っております。今後、どのような施設にしていかならんか、必要かというのも、安全・安心なまちづくりの観点から検討を考えてはいきたいと思っております。1点だけ、多門櫓については現在ついておる状態でございます。下についておる状態でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

検討中ということで、変わりないということでございますけれども、多門櫓と私申し上げましたけれども、具体的に言いますと、ますみ児童公園ですわ。あそこは多門櫓の敷地内と考えてもいいぐらいのところやと思うんですけれども、その辺もイメージして、子供さんが結構あそこで遊んでいますから、対応をしていったらどうかということを申し上げたわけです。

それから、民間の施設とか地域では、設置は個々の団体なり、あるいは企業等が設置するというので、これはやむを得ん部分もあるかもわかりませんが、それに対して、例えば助成金とか補助金なんかを出して設置を推進する、あるいは推奨をするような制度もあってもいいんじゃないかなという感じがしないでもないんですね。県でも一時そういう話があったけれども、今のところは消えているみたいですが、そういうことを検討していく余地があるのかなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

先ほども申しましたとおり、民間施設で設置される防犯カメラ、あるいは監視カメラ、名前はこ

のように違っておりますが、なかなか区分も難しいところがありますし、例えば監視カメラを目的にしますと、その施設を守るためのカメラというところもありますので、今、補助金を出すというのはなかなか難しいのではないかなと思っておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私が申し上げているのは、そういうことであってもいいじゃないかと。それによって、少しでも市内における犯罪の抑止とかということになってくれば、これは市としての大きなメリットがあるんじゃないかということで、設置したいというような声があれば、積極的にその話に乗っていくのも一つの方法じゃないかなという意味で申し上げておるわけでございます。

いずれにしても、備えあれば憂いなしと申しますから、ぜひできるだけ市内全域で監視カメラや防犯カメラの設置について進めていっていただきたいと思います。昔は、プライバシーの問題とか個人情報の問題とかいろいろありましたけど、今、そんな時代じゃないですから、ぜひその設置について前へ進んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2点目について質問させていただきます。

2点目につきましては、不審者情報についてでございますけれども、これもいろいろと数字を聞いていきますと、昨年の6月からことしの5月の1年間に、三重県で約302件の不審者情報が発せられたというようにお聞きしています。これは6月から5月ですから、1年といっても年度をまたいでおりますけれども、平成29年中の認知件数は、亀山では15件あったと聞いております。だから1月から12月ですね。ことし既に10件の認知件数があったということをお伺いしております。昔は、例えば川崎地区が多いとか、あるいは井田川地区が多いとか、地域に限定された部分もあったんですけれども、最近のこの件数を見ますと、大体市内に散らばっている、この地域というような特定なところに決まっていないというようなこともお伺いしているんですけれども、これが私が知った範囲の数字ですので、行政として、子供さん中心ですから、教育委員会が中心になろうと思いますけれども、数字的なものを把握しているものがあれば、この数字と違うよとかいうのがありましたら、それも含めて、把握している部分がありましたらご報告いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず、私からでございますが、亀山警察署に確認しましたところ、認知件数といたしまして、平成29年中、いわゆる1月から12月でございますが、子供さんに対するものが7件、女性に対するものが8件とお聞きしております。また、平成30年5月末現在でございますが、子供さんに対するものが3件、女性に対するものが18件という数値をお聞きしておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

今のお話をお伺いしますと、4月末で10件やったのが5月末で大分ふえているなということ。

中身はどういう中身というのはともかくとして、ふえているなあということを考えます。

この不審者情報というのはどうやってして入っておるか聞きますと、子供や女性を対象としたつきまといやら、それから声かけ、あるいは盗撮とかわいせつなど、犯罪の前兆と思われる事案やわいせつ事案などを不審者情報というように警察では判断しておるということでございますけれども、その認知方法につきましては、警察のほうは、当事者や関係者からの通報とか相談、これも1件としてとりあえず上げるらしいですね。あるいは学校、教育委員会からの通報ということもおっしゃってみえますので、それにつきまして、教育委員会なんかで、その辺のところ、警察との連携なんかは具体的にしておる部分がありましたら、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

不審者情報があった場合の学校、警察との情報共有ということでございます。

不審者情報が寄せられた場合の情報共有につきましては、まず学校から教育委員会に発信された場合については、教育委員会内で情報共有をいたしまして、警察などと連携の上、速やかに青少年総合支援センターの青パトによる重点パトロールを実施しております。また、必要に応じて、各学校や地域においての登下校の見守り活動についても行っていておるところでございます。また、警察からの情報については、警察の防犯協会のセーフティコミュニティ・ヒューマンネット亀山というのがございまして、この情報から教育委員会に入ってきた場合も同様の対応とさせていただいておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

情報を把握した場合には、市内のいろいろ団体とかを含めて連絡して、情報発信して、その中で、多分巡回パトとかいうことをして対応されてみえると思いますけれども、それでも回数がふえているんですね。これは何かあるんですわ。この中の数字がどんなもんかなあというのを考えた場合、これは余談でございまして、私は安知本から市役所へ来る場合に、安知本から天神までの坂を車で来ると、よく女の子なんかも歩いているんですね。だから、乗せていってやろうとかいう声をかけたい場合もあるんですよ。2キロ、3キロ歩かないかんわけですね、亀山の駅までは。しかし、こちらはその子を知っていても、向こうの子は知らなかった場合、別に子供さんだけじゃなしに、若い子なんかも含めて、声をかけるのはちゅうちょするんですね。もし、声をかけた場合には、人相の悪いおじさんが声をかけてきたということも声かけで1件になるんですね。だから、もう難しい時代になったんだなと思うんですけれども、この中にはそういうのもひょっとしたらあるかもわかりませんけれども、慎重な対応をすることが本当に無駄やないと思いますので、ぜひこれからも各団体とその辺の連携を密にさせていただいて、十分な対応をお願いしたいと、かように思いますので、よろしくお願いします。

次に、防犯ベルについて確認をしたいと思います。

防犯ベルにつきましては、亀山市の場合、小1と中1の児童・生徒に配付しているということは聞いておるんですけれども、この配付状況、小1、それから中1の新入児童・生徒ということで間

違いございませんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

防犯ブザーにつきましては、小・中学校それぞれの新生と転入児童、生徒全員に無償により配付を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

新入児童、転入生全員ということでもいいんですけれども、この防犯ベルというのは、危険を感じたときにベルの大きな音により周囲の人に通知をしたり、あるいは犯罪者、不審者を退散させる効果がある防犯用品という位置づけをされているようでございますけれども、小・中学生には必需品というように私自身も思っておりますし、一般的にそういうような認識であるんじゃないかと思っております。

選ぶポイントとしては、音が大きいとか、使いやすいとか、あるいは壊れにくいというようなことも言われております。それは当然のことかと思えますけれども、この防犯ベルにつきまして、亀山市の場合、子供たちに配付した場合、配付時、あるいは配付後の対応、指導をどのように行っているかということをお示しいただきたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まず、防犯ブザーの選定でございます。

使いやすさとあわせて、電池交換が簡単にできること、また小学校1年、中学校1年それぞれの年齢に合わせた大きさなどについても配慮を行っているところでございます。防犯ブザーを常に携帯することと、非常時にすぐに使用できることが一番大切であるということで考えておりまして、そのために、学校では、自分の身は自分で守る意識を持つことを大前提としまして、児童・生徒に繰り返し指導を行っているところでございます。また、先月の新潟市の児童誘拐殺害事件発生直後には、教育長名で各学校長に対しまして、早期に防犯教室を実施するように指示を行うとともに、防犯ブザーの携帯についても注意喚起を行わせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の説明の内容につきましては、基本中の基本ですわね。もっと踏み込んだ対応が必要じゃないかと思えます。例えば、ランドセルとかバッグの取り付け位置、きき手が右ききの人もおれば、左手の子供もおりますわね。それでつける位置は変わってくると思います。この辺までうまくチェックして指導しているかどうかとか、いざというときの動作の確認、あるいは作動をちゃんとできるかの確認とか、あるいは先ほど言われた電池交換のことも多分入ってくると思いますけど、電池の

確認とか、これを常日ごろからやっているかどうかということですね。配付時にやっただけで、あと1年、2年、3年もしなかったということではいけないと思いますし、学校で、ふだんは多分、きょう防犯ベル持っておるかなあといって、持っておるかどうかの確認はされるんかわかりません。そうやけど、それだけではやっぱりだめやと思うんですね。

そこで、全生徒に、一旦引っ張って見せるとか、みんなにね。音は大きいかわかりませんよ。そのぐらいことをやらな、やっぱり万全な体制で犯罪防止には至らないと思いますので、それについては、いざというときのためのシミュレーションですね、これもぜひやっていただきたいと。あるいは、これを2カ月に1回か3カ月に1回かわかりませんが、その気持ちでぜひやってほしいなあと思っておりますので、よろしくお願いします。

亀山市が実際に、不審者なんかがあって、子供たちが防犯ベルを使用したという実績というのがあるかどうか、その辺について何か把握したものはございますか、あれば。

それともう一点、これは笑い話になるかわかりませんが、大きな音が出ます。最近、市中でも猿が出没しておりますね。猿なんかに効果があるんかどうかとか、その辺を検証したことがあるかどうか、猿が近くに來たと、引いて大きな音を出したら、飛びかかってくるか、逃げるかどうかやと思うんですけれども、その辺の検証なんかも僕は今の時代必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか、その2点、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

実際に、防犯ブザーを鳴らしたケースがあるかということでございますが、鳴らしたケースは聞き及んでございませんが、防犯ブザーを持っておるということで、不審者が逃げ去ったというようなケース、持っておることが抑止力につながったというケースがあるということは聞いております。

あと、もう一つ、猿への関係でございますが、猿への検証はいたしておりません。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

当然、猿には検証していないと思いますけれども、やってみる価値はあるんじゃないかなという感じがしないでもないんですね。どんな結果が出るかわかりませんが、ぜひその辺も検証していただいて、いい方法が出ればもうけものというぐらいのつもりで対応をしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、行きます。

特殊詐欺の犯罪防止対策について。

これにつきましては、昨日、高島議員からも質問がございましたので、余り深く確認するつもりはないんですけれども、これにつきましても、全国では昨年1万8,212件、被害額が397億円と、とてつもない額の件数と被害が出ております。7年連続で増加傾向やということで、一向に減る方向性が、金額についても、件数についても減る傾向にはございません。三重県は、昨年205件、これはきのうの答弁をいただいておりますけど、3億550万円、多額ですね。ことし、これもまだ4月末の数字しか知らないんですけれども、39件ということで、ことしは件数は多少減

少しているということを聞いておるんですけども、県内ですね。亀山市は、昨年、平成29年が4件で、ことしは3件ということでございましたけれども、ほかの市町と比べたら少ないし、金額も多少少ないということで、安堵をするわけではないですけども、安堵をしております、多少はね。

大口を見ますと、先月の5月末に津市で、きのう高島議員からもありましたけれども、80歳の女性が1億3,000万円を十数回に分けてキャッシュカードで引き落としされてしまったと。それもしばらくは気がつかなかったということもあるんですね。一般的に考えたら、まず私らみたいな本当の庶民は、ようけのお金をやられたなあということを心配しますけれども、それよりも、そんだけ引き落としされるまで気がつかなかった、なぜやろうなというのがちょっとまた理解ができないんですけども、こういう現実もあるわけですね。

最近の手口を見ますと、昔のオレオレ詐欺みたいな手口だけじゃなしに、市役所、あるいは銀行とか、警察とか消費センター、あるいは弁護士なんかの名前を使って医療費還付、あるいは有料サイト利用料金名目の架空請求とか、社債等の購入、それからロト6の情報料とか、融資保証金とか、あらゆる手口を使って、本当にたくさんの電話がかかってくる、あるいははがきなんかでの情報、いい情報じゃないですよ、悪い情報が入ってくると。それに乗ってしまうということが見受けられるわけですが、これがなぜこんなぎょうさんみんなひっかかってしまうのかなあということを不思議でたまらない部分が私自身はあるんですけども、いろいろ聞いてみますと、なぜかなあというて疑問を持って、ばかやなあと思っている人が結構やられているということをお聞きしたことがございます。自信のある人、絶対俺はひっかからんやろうとか、私はひっかかりませんよとって自信のある人とか、あるいは人のいい人とか、はいはいわかりましたというようなことで対応する人がおるのかなあ、やっぱり。

従来は高齢者が多かったと聞きますけど、最近はネットを使っての架空請求がいろいろありますので、若年者、若い子も多いということを聞いております。ですから、もう今は高齢者だけの問題じゃないなという感じもしないことないんですけども、これについて、亀山警察なんか、県内全部ですけども、詐欺撲滅員というのを委嘱して、いろいろとスーパーなんかでチラシ配ったりもやっていると思いますけれども、行政なんかもチラシ、あるいは広報なんかでも気をつけなさいというようなことで対応していますけれども、一向に減りません。これについて従来どおりの方法だけでなく、もっともっとやる方法があるんじゃないかも含めて、何か今後の方向性、方針を持ってみえるものがありましたら、ぜひお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市といたしましては、平成26年に亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、警察や関係団体との情報共有を行いながら防犯対策を実施しており、亀山地区防犯協会及び亀山市防犯委員会の運営支援を行っております。この特殊詐欺の対策といたしましては、亀山地区防犯協会を中心に、亀山警察署などの関係機関にご協力をいただきまして、毎月15日を特殊詐欺撲滅の日として啓発活動を実施しておる次第でございます。また、亀山警察署や鈴鹿亀山消費生活センターとも連携いたしまして、かめやま・安心メールや出前講座で注意喚起を行っておる次第でございます。

ますし、本年度、亀山市では、これまでに安心メールを1回と、広報掲載は今度の7月1日号に載せさせていただく予定をしております、振り込め詐欺、悪徳商法をテーマとしていろいろやっていきたいと思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、お聞きした範囲では、例年どおり余りかわりばえないなあという感じがしないこともないんですけども、行政のほう地域へ行って会合とかで挨拶する場合とか、あるいはスポーツ大会とか、来賓として市長やら副市長を含めておいでいただくことがあると思うんですけど、そういう場所でも通り一遍の挨拶だけではなしに、こういうことも含めて、そこで一言二言言わんでもいいですから、ぜひ注意喚起を促してほしいなあと思います。

私の地域の駐在所なんかでも、広報を出しておる場合は、やっぱりそこへ特殊詐欺にご用心、ご注意というような文章を入れて対応しておりますんで、ぜひその辺につきましては、少しでも、ゼロにはなかなかかならんと思いますけれども、亀山もこういうことをやっているやと、だから被害者も少ないんやということが胸を張って言えるような体制をつくっていただければベストかなあと。これは、警察だけではなしに、やっぱり行政も非常に重大なことでございますから、ぜひその辺につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

最後、もう1点ですね。ますみ児童公園の整備について確認したいと思います。

これにつきましては、昨年の12月に私は公園整備の中で質問させていただきました。あそこで特に問題にしているというのが噴水ですね、それから軽飛行機、セスナ機、それからSL、それから記念植樹した記念樹、杉の木ですね。この4点について、特に私は気になってしょうがないので、質問の重点として上げさせてもらいました。そして、そのときの答弁では、軽飛行機、セスナ機につきましては撤去してもらったみたいです。3月中ですね、昨年度早速していただいて、あれはちょっと寂しいなという感じもしないことないんですけども、なくなったけれども、あそこを車で走ったらなかなか気がつかないんですね。だけど、それを撤去して、廃棄なのか、移設、移転なのかも含めて、その経過をご説明いただければありがたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ますみ児童公園の軽飛行機の撤去でございますけれども、これにつきましては、昨年の12月議会では平成30年度中に何とかしたいというような建設部長の答弁があったと思いますけれども、寄贈者の方からご了解をいただきましたので、フェンスの基礎等も含めまして、本年3月に撤去をさせていただいたところでございまして、その機体につきましては、廃棄処分ということになってございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

本当にありがたく思っております。寂しいと申し上げましたのは、きちっと塗装もしてあって、

しゃきっとした格好でセスナもあればいいんですが、あんな状態やから早く撤去してくれということで申し上げました。

撤去していただいたんは非常にありがたいという感じがしているんですけども、問題はその後ですわ。今回、だから私、質問の中で、撤去後の周辺整理と跡地利用ということで質問通告をさせていただきました。整理と申し上げますのは、あそこの飛行機を撤去してもらいましたけれども、その周辺の小さなスチール製のミニフェンス、そのままですわ。飛行機だけがなくなって、跡地はそのまま何も対応せずに、ちょっと小高い丘になったままで現在に至っております。せっかく撤去してすっきりしたのであれば、あそこを整地して何らかの使用を検討するのが普通であれば当然だと思うんですね。その辺について、何であんなままで、ミニフェンスまで置いたままですわ、何もないのに。どういうふうなのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

軽飛行機の撤去後のミニフェンスということでありまして、高さ30センチぐらいの柵でありますけれども、あれは全て連結しておりまして、基礎も入っておるようございまして、引っこ抜こうと思ってもなかなか簡単には抜けないようなものでございます。これにつきましては、撤去する方向で検討をしていきたいと思っております。

撤去跡の整備ということでございますけれども、今議会で補正予算のほうも提案させていただいておりますけれども、公園施設の長寿命化計画、これについては公園施設全体、老朽化しております。今後の修繕費用等多額の費用がかかってくるという中で、公園全体のライフサイクルコストの把握とか計画的な修繕を進めていくという中で、健全度調査を行った上で計画を策定することにしております。この計画策定にあわせまして、議員のご提言も参考にさせていただきながら、軽飛行機の跡地についてもあわせて検討のほうを今後させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

基礎までひつついておってなかなか撤去できないということでもあります。だから、あそこをもうフラットにして、すぐに対応してほしいなど。そうやなかったら、あのままで意味ないですね、撤去しても。利用価値ないですわ。

今、長寿命化の話をされました。多分、あの中へこれを入れていたら、2年、3年後ですわな。まさか今年度にきっちり対応できるかといったら多分できないと思います。

関連しているのは、これも過去から申し上げておりますけれども、当時の国土交通大臣の植樹、杉ですわ。これも12月に高さが5メートルをオーバーしているということを言いまして、あそこへあれが植わっておるのはどんな意味があるんやということを過去から私は疑問を感じておりました。あの移設、あるいは伐採も含めて対応していけば、あそこはセスナのところから階段のところまでフラットにしたら相当広いスペースがとれますよ。だから、そのスペースを有効活用する方法も並行して考えていくということをするれば、またますみ児童公園のイメージを、あるいは利用目

的の中へ変わった方向性が出るんじゃないかと思うんですけども、あの杉の木、移設、伐採はちょっと言い過ぎかわかりませんが、いかがですか。

聞き及びますと、新名神が開通したらそちらへ移設の方向も話をしているんですけども、なかなか了解が得られないとかという話も聞いていますけど、あの移設の計画はどうか、進めていけそうですか、あるいは新名神が開通したら、それにあわせてとか、その辺。見込みとか方向性、具体的な話が進んでいるのかどうか、その辺ちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成20年の新名神高速道路の開通にあわせて、亀山市ご出身で当時の冬柴国土交通大臣が記念植樹された杉の木でありますけれども、この移植につきましては、やはり新名神ということで野登地区がふさわしいと、そのように考えてございまして、その移転先につきまして、現在、慎重に検討をしておるところでございまして、進めてはおるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私は、記念植樹はだめだということはいっていないんですね。場所の問題ですわ。あのますみ児童公園の一等地です。あそこへ必要なかどうか。移設は何も問題ないと思います。亀山市は広い面積の市ですから、移設して植えるところは何ぼでもあると思いますし、新名神が開通したら向こうのほうへ持っていこうやという話もちらっとお聞きしたときも、いい返事はもらえていないということですけど、もう早急にその辺の話を詰めていただいて、どこへ持っていくかというのは、それはどこへでも私は構いませんけれども、あの場所にはそぐわないということですね。セスナをどけて、それこそ一番真ん中へどんとあの杉の木が立っているというか邪魔しているというような状況では、せっかくの場所がもったいないということがありますので、ぜひ早急に対応してほしいと、かように思います。

そのときには、あとSLの問題とか申し上げましたけれども、SLは駅前のほうで方向性が出たら、そこへまた移設の方向もあるということもありますので、今回はその部分については申し上げませんけれども、もう一点、噴水につきましても、12月の答弁では、設置当初から清涼感、景観等で貢献をしている噴水なんやということで答弁がございました。私は、もう故障しているのと違うかと言うたら、3月から4月の桜の時期と7月、8月の学校がお休みのときには噴水は作動というか、稼働というか、ちゃんと水が吹いているということでございましたけれども、あれは周りをコンクリートのブロックで囲んであるんですね。で、植え込みがあって、その間に花壇があって、噴水があるんですけども、結局、景観とか清涼感といいましても、実際そう感じる方が果たして何名見えるかなと。失礼な言い方と思われる方も見えるかわかりませんが、私はそうは感じておりません。

どうせなら、その周りのコンクリートを外していただいて、水に戯れるようなスペースにしたらいんじゃないかなと、子供も喜ぶんじゃないかなと思いますけれども、その辺について申し上げましたら、事故があったら危険やという答弁をいただいております、何が危険かわかりませんが、

実際に水に戯れてということを考えた場合に、あその水は本当にきれいなのかなということを私は疑問を感じています。どうやってあの噴水は、循環式なのか、水がどうやって噴水になるか、掃除しておくかも含めて、管理はどうやってしておくかということを答弁できるのであれば、まず教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

水につきましては、循環式ということであると考えております。その噴水の利用につきましても、今回の長寿命化計画の策定にあわせて、これも同時にあわせて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

長寿命化計画では遅過ぎると、ますみの児童公園の場合はですね。ほか、八十幾つの公園があるわけですから、それと同じ土俵で計画を立ててもらっても、幾ら早くしても2年先、3年先になると思うんですね。それやなしに、まず手をつけていただける方向で考えていただきたいと思います。

私、先々週にたまたま福島県の相馬市へ行ってきました。そこで道の駅が国道沿いにあったんですけれども、その横に水辺公園みたいな形で、下から吹く水が出るような装置ですね、子供らはそこでべちゃべちゃと遊べるような広場がつくってございました。それがあれば何も危険でもないし、ただし書いてあったんは、おむつをしてではだめですよということがあったということは、乳児でも幼児でも利用できるような中身らしいんですけれども、これはほかにもあちこちで結構あると思いますけれども、ぜひそういうことを研究していただいて、早急に対応をお願いしたいなど。長寿命化計画の中でやってもらったんでは遅過ぎるということを思っておりますので、ぜひそれに先駆けて対応してもらくことも一つの方法かと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますので、このところを強く申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

大変申しわけないんですけど、5時を回りますけど、ご辛抱願いたいと思います。

私は歌を歌いませんので、率直に関連質問をさせていただきたいと思います。

宮崎議員の関連ということでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例ということで質問されたと思うんですけど、これは全員協議会で提案されて、12月には条例が制定されるだろうというふうに言われているん

ですけど、私もそのときに質問もさせていただいたんですけど、何をしようとしておるのかさっぱりわからんし、今議会でも二、三の方が質問されても一向に理解ができない。そもそも、鈴鹿川の歌はようけ詠まれたんですけど、源流域とは一体何をもって源流域とするのか。定義の中には、普通の源流域と重点源流域と、それから最重点源流域ということで仕分けをされておるようなんですけど、その源流域の誇りを持つことは結構なんですけど、その源流域で誰が責任をとるんか。地元がとるんか、市がとるんか、その責任をとるといふ条例をつくられるんやけど、源流域の定義について、どのように定めておるのか、その源流域の考え方をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、源流ということにつきまして申し上げますと、字のとおりですので、川のもととなる水の流れでございまして、また国土の原風景が素朴な形で息づいているのも源流であると認識しております。今回、検討しております条例では、源流域と定義する予定ですが、市でいう鈴鹿川等の源流域は、河川法が適用及び準用される鈴鹿川等の市域に介在する河川と、その恩恵を受ける市域のことを考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

全然わからんですけど、川そのものを源流域とするのか、川の周辺を源流域とするのか、川そのものなのかそれがわからんのですわ。川の源流であれば、最重点流域であれば、坂下川の上流、これは鈴鹿川の源流の大滝川とかいうのは源流ですよ。最大の支川は中津川ですよ。これが一番合流して坂下川が成り立っておるんですわ。加太川は、本流の加太川と、それからアマタノ川を源流とする2川が合流してなっておるんですけど、川そのものであれば、まず最重点流域である大滝川は11カ所の砂防堰堤があるんですよ。これは全て埋まっておるんですよ。全て埋まっておって、何の措置もされていないから災害も起こるわけですよ。これは国の管理とはいえ、だから源流そのものは何も手当てもしていないものを、源流域を責任を持って、これを誇りのある河川にすること自体が、源流へ行ったことがあるのかないのか。

加太川についても、最上流にイシバシ工業の採石場がありますよ。だから、川も荒れるし、河川も荒れるんですよ。アマタノ川については、大山田加太停車場線の上流は、崩壊を毎年台風が来るたびにしておる。だから、災害が多いのは、この坂下川本流よりは加太川のほうが多いんですよ。坂下川の上流というのは、ほとんどが諸戸林業の山です。最上流には、坂下地区の区有林があります。県行造林事業は約100町歩、それ以外はほとんど諸戸林業が1,000町歩持っておるんですよ。ほとんど山は整備されておるんですよ。加太川上流は、地元の方以外に他所の方が持ってみえるから山が崩壊しておるんですよ。だから、そこらの捉え方をどのように捉えて、この条例をつくらうとして、責任を持つ条例をつくらうかというのは非常に現状と合わない。

例えば、今の最重点河川である坂下川の支川の中津川流域を責任と誇りを持ってって、だから加太は孤立しても何の整備や何も手当てがされていないから、あと500メートルぐらいか、1キロ

と言っていますが、私がはかったのでは700メートルですよ。真っすぐにしたら500メートルで行けるんですよ。それができていない。そこらをやるためにこの条例をつくるんなら私は結構ですよ。今まで再三ほったらかして、こういう条例をつくって一体何をしようとするのか。だから、最重点河川である坂下川をするんやったら、中津川の流域をやるべきであると。そのためにこれをつくるなら、私は大いに賛成するけど、私は何をやるかわからないから、これはなかなか賛成しにくいというのが本音です。

だから、加太川については、鉾区の禁止区域へ、言いましたように採石しておったので、山も崩壊して河川も濁っておる。アマタノ川については、加太停車場線が崩壊をして、台風のたびに崩壊して土砂が流水しておると。椋川については、最上流に今工業団地で河川が荒れておると。安楽川については、確かに今は上流にそういう開発はないんで一番安定した川だろうと思うんです。中ノ川については、あそこは保安林になっていない、砂防指定地域の山がほとんどであるので、非常に川が崩壊して、中ノ川の越川から前にかけては非常に山は荒れておる。こういうことを踏まえた中で、鈴鹿川流域で何をしようかということが全然見えてこない。だから、今度条例を出されても、私は今のところ賛成はせざるを得んにしても、事業目的がはっきりしない。だから、水源保護条例にしても、水の確保にしても、非常にこれは難しい。

だから、何をもって、その誇りと責任を持つのか。確かに誇りは持つべきですよ、最上流におるんだから、地域としては。責任を持つって、その責任の持ち方ですよ。どのような責任を持って、この鈴鹿川を守るという責任があるのか、どのような責任の方法があるのか、まずそれをお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、小坂議員のほうから、鈴鹿川流域、各支川に対するいろんな問題点をご紹介いただきました。

その辺のところは、私もある程度は把握しておるつもりですが、この条例の目的といいますか、議員もご案内のとおり、近年では、森林に対する国・県のいろんな財源が少なくなってくる中でなかなか整備ができない。議員みずからおっしゃるように、平成20年前後には、例えば森林環境創造事業であれば、3,000万円を超える事業費の中で、現時点では県民税を投入しても2,000万円まで届かないと。

そういうような現状の中で、まず第一義的には、この条例の目指すところは、水源の涵養を中心とする、あるいは土砂災害の防止を中心とする森林の整備であるというふうに考えておりますが、最終的な目標は、4月の全員協議会の条例の背景と趣旨でもお示しさせていただいたように、その地域の生活や文化まで守りたいと、そういう思いの中でこの条例を制定したいというふうに考えておりまして、昨年度、担当部長として私はプロジェクトリーダーで、その考え方をまとめさせていただきましたが、それを4月の全協に提出させていただいたわけですが、また折を見て、今、新たなプロジェクトリーダー、新たな部長で条文化の検討もしておりますが、この条文化ができました段階では、当然パブリックコメントを実施いたしますので、その前に、議会にも条例案をお示しして、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは、もう再三、前の部長のときからお聞かせ願っておるんですけど、実際、メニューが出てこないんですよ。だから、財源はどうするんだという意見が今回も出たけど、市長は、あれやこれや考えて財源を考えるとと言うけど、具体的なメニューは何も出てこないんですよ。だから、今の中山間については、人口はどんどん減っていますよ。それをとめることはできへんのですよ。文化を守ることはできるんですけど、人口流出、それから耕作放棄地、それから山についても、人手不足で放置するということがだんだんふえておるんです。それをとめることはできんのですよ、今。最小限、何をするかということで、やっぱり保水能力を持つ山を育てる以外ないわけですよ。

そのためには、やっぱり今の財源がどうしても要るんですよ。そのためにどうするかといったら、今度の環境税の譲与税は出てきても、せいぜい3,000万円から5,000万円までですよ。だから、その国・県の財源だけを当てにするんやなしに、亀山市がこういう条例をつくったんなら、亀山らしい財源をつくって、そしてやっぱり亀山市らしい山を育てるということをやらなければ、国と県だけの頼りで、それがだめだったら何もできないというんじゃないしに、こんな条例をつくるんなら、亀山独自のやっぱり財源を確保して、これは条例に目的とする中山間地域の地域と文化を守る、そして河川を守るという事業のメニューを出すべきやと思うんです。だから、そのために、今度、条例化する前には、できるだけそのメニューを出していただいて、そして審議しなければなかなかこの条例を私は認めるわけにいかんということを申し上げておきます。

それから、亀山7座トレイル事業ですか。このことについて、今、宮崎議員が質問されたんですけど、一遍、7座トレイルの7座の定義、何をもって7座にしたのか、なぜ7座でなければならなかったのか、その7座についての定義は何をもって7にしたのか、ちょっとお願いします。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

7座の定義でございますけれども、7座を選択するに当たりましては、協定に参画をいただいております3団体と市の協議の中で選定を行ったものでございまして、亀山市と周辺の他市、これは滋賀県も含むところではございますけれども、その境をなしております山々、主に700メートルを超える標高を持っております山々から選択をいたしましたものでございます。

この7という数字につきましては、亀山市出身の世界的なアルピニストでいらっしゃいました尾崎 隆氏が世界の8,000メートル級14座のうちの7座の登頂に成功されたことにちなむ数字でございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その7座は何で7座なんかということなんです。今の亡くなられた登山家の方、14のうち7を何で選んだかということなんですけど、今700メートル以上と言いましたけど、今7つあるうちの三子山は568ですよ。それから、錫杖ヶ岳676、臼杵岳は697と、700メートル以上というのとこれは合わないです。700メートル以上は4つですよ。だから、これは700メートル

以上やという定義は当たらないというふうに思います。

ただ、別に私は反対しておるわけじゃないんですよ。だから、そのトレイルというのは自然道という意味で捉えておるんですけど、もともとその地域には、東京から京都まで東海自然歩道が既にあるわけですよ。これについて、ちょうど37年ぐらい前から、私らはその東海自然歩道の整備をしておったわけですよ。それを今もうほったらかしですよ。だから、階段も崩壊しておるし、あずまやも崩壊しておる。それから、加太のゾロ峠はもう崩壊したまま通れないですよ。

その東海自然歩道があるやないですか。それをやっぱり整備した上でこういうものをする。東海自然歩道は、路地までの自然を含めると結構あるんですよ。それが崩壊したままでほったらかしにして、これを新規に取り組むというのは結構なんですけど、あるものをやっぱりもっと大事にして、あるべき姿、あれは厚生省の推薦による東海自然歩道なんですよ。だから、それを長年、関町の時代から管理してきたんやけど、合併以後、全然手がかけていないですよ。

それから、その7座も結構なんですけど、やはり本来、旧関にこだわるわけやないんですけど、やっぱり非常に信仰深い奇形石のある羽黒山もあります。それから、広重の筆捨山もあります。それから観音山もあります。城山もあります。それから、加太には行者山という山があります。そこらの歴史や文化のある山もあるんですよ。登山はしなくても、やっぱり自然の景観、国定公園を景観するという山はあるんですよ。そこらの整備は何らされておらん。観光のためとはいえ、やっぱりそういう名所・旧跡、大変歴史の古いのなんかもあるんですよ。だから、そこらをほったらかしにおいて、この7座だけにことしだけで56万円ですか、予算をつけて一体何をするのか知りませんが、一体何をしようとしておるのか。別に全てを否定するわけやないんですけど、それ以外に、主な観光資源、また由緒ある歴史・文化もあると思うんですけど、そこらの自然歩道を含めて、どのように取り組まれるのかをお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

亀山7座の取り組みにつきましては、先ほどもご答弁をいたしました中で、石水溪観光協会により千高岳付近の登山道保全事業を発展的に引き継いだ形の新たな取り組みという形になっております。先ほど、議員からご紹介のありました羽黒山でありますとか筆捨山など、これらの山々につきましては、これまでも東海自然歩道としての整備でありますとか、あるいはこれら全て鈴鹿国定公園に含まれる山々でございまして、鈴鹿国定公園も本年50周年を迎えるというふうな節目でもございますので、そういうふうなことも含めながら、何らかの手だてを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

別に反対するわけやないけど、まず最初の今の部長の話ですと、石水溪の観光協会と言うていますけど、亀山みずからが考え出したんやなしに、どうも他力本願に乗ったという感じしか受け取れん。だから、こういう問題が起こってくるんで、協定書を結んだときにも、どうも亀山みずからがどうしてもこの7つを登山道として7座トレイルをつくらないかんというのに、鈴鹿高校とか

が賛同してじゃなしに、他力本願ですんや。相手がつくってきたやつに亀山市がうまく乗ったというだけで、だから亀山が持っておる本来の貴重な山とか財産をほったらかしにしておる。だから、そのためにおいては、やっぱりもっと亀山みずからがやらなきゃならんことをまずやった上で、こういうものに取り組んでいってというのが手順であろうと思います。そのことを申し上げて終わります。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

これにて関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす15日から25日までの11日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす15日から25日までの11日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時12分 散会）

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 5 号 ）

●議事日程（第5号）

平成30年6月26日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第42号 亀山市税条例等の一部改正について
第 2 議案第43号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
第 3 議案第44号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 4 議案第45号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
第 5 議案第46号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
第 6 議案第47号 財産の取得について
第 7 議案第48号 専決処分した事件の承認について
第 8 議案第49号 専決処分した事件の承認について
第 9 議案第50号 専決処分した事件の承認について
第 10 議案第51号 専決処分した事件の承認について
第 11 委員会提出議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について
第 12 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐久間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君

上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	嶋村明彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教 育 長	服部裕君	教 育 部 長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監 査 委 員	渡部満君
監査委員事務局長	青木正彦君	選挙管理委員会 事務局 長	松村大君

●事務局職員

事務局 長	草川博昭	議事調査室 長	渡邊靖文
書 記	水越いづみ	書 記	村主健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る12日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第42号から日程第10、議案第51号までの10件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第42号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第43号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第49号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第50号	専決処分した事件の承認について	承認

平成30年6月20日

総務委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 西川 憲行 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第44号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	原案可決
議案第45号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	財産の取得について	原案可決
議案第51号	専決処分した事件の承認について	承認

平成30年6月19日

教育民生委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第46号	平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第48号	専決処分した事件の承認について	承認

平成30年6月25日

予算決算委員会委員長 中 村 嘉 孝

亀山市議会議長 西 川 憲 行 様

○議長（西川憲行君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、20日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第42号亀山市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、市民税関係の内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、対象者の有無と市税収入への影響について質疑があり、これについては、対象件数は非常に少なく、市税収入に大きな影響はないとの答弁でありました。

次に、市たばこ税関係について、市税収入への影響について質疑があり、これについては、喫煙率の減少や値上げによる買い控えも想定され、5年後で8,000万ほどの増収になる見込みであるとの答弁でありました。

次に、固定資産税関係のわがまち特例について、対象となる太陽光発電設備について質疑があり、これについては、償却資産の対象となる政府の補助を受けた自家消費型設備に限り、市内にこの要件に該当する設備はないとの答弁でありました。

また、中小企業の生産性向上に係る部分について、対象の有無と市税収入への影響について質疑があり、これについては、年間10件ほどを見込んでおり、市税収入は償却資産に係る部分がゼロになるので減少するものの、地方交付税で75%は補填されるとともに、3年間の時限立法であることから、その後は生産性の向上による法人市民税等の増収も見込めるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第43号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第49号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年4月1日から施行が必要であった規定に

ついて、亀山市税条例の一部改正を平成30年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、土地における固定資産税の負担調整措置を改めて3年間延ばす背景について質疑があり、これについては、公示価格の7割をめどとして評価する7割評価を継続するとともに、地価が下落したものについては、措置年度においても評価額の修正が可能となるなど、いわゆる課税の公平を担保した中で、平成9年度から続いている制度の延長になったと認識しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

次に、議案第50号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年4月1日から施行が必要だった規定について、亀山市都市計画税条例の一部改正を平成30年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、19日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第44号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正する省令により、設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件に関する基準が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、放課後児童支援員の資格要件として5年以上の実務経験を求めている理由について質疑があり、これについては、子供たちの指導について、経験を豊富に積んでいることが要件に加わっており、5年の長きにわたり子供に接することができていたことが、その資質と捉えているとの答弁でありました。

次に、支援員の資格要件のうち、市長が適当と認めたものとは、どのような観点から判断するのかと質疑があり、これについては、子供や保護者に対する対応など、5年間の勤務状況を確認して判断するとの答弁でありました。

なお、支援員の資格要件を緩和したことについて、市は、支援員が研修等で研さんを積めるよう、見守っていく責任があることを認識すべきであるとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第45号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、マイナンバー制度におけ

る情報連携により事実が把握できる場合は、国民健康保険の事務手続の一部について確認書類の提示が不要になったことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特例対象被保険者等とはどのような方が対象になるのかとの質疑があり、これについては、倒産、解雇、雇い止めなどによる離職で失業給付等を受けている65歳未満の方が対象であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第47号財産の取得については、川崎小学校校舎改築工事において整備する諸室内に設置する什器備品の取得について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、備品の購入に当たって、現在使用している備品の考え方について質疑があり、これについては、職員室の椅子、図工室の作業机・椅子、パソコン室の机・椅子など、比較的新しい備品は既存のものを使用するが、それ以外のものについては新たに購入するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第51号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を平成30年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、今回の条例改正における他市の取り扱い及び税収への影響について質疑があり、これについては、賦課期日が4月1日であるため、ほとんどの市が専決処分をしていると認識している。

また、税収への影響については、今回の改正により、5割軽減が32世帯で約130万円の減額、2割軽減が4世帯で約13万円の減額となる。この軽減分については、国民健康保険制度の中の保険基盤安定繰入金から補填されるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、中村嘉孝予算決算委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で当委員会に付託のありました議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第48号専決処分した事件の承認については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、18日に産業建設分科会、19日に教育民生分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、25日に市長、副市長を初め関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

その結果、議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、債務負担

行為補正、追加について、これまでの指定管理の検証及び評価が事実と異なり、こうした検証・評価に基づく議案の提案には賛成できない。また、議会が1年かかって実態を調べ、問題点を指摘した提言を踏まえ、今年度と来年度に現制度の見直しをすることとしながら、現制度での指定管理を5年間行うための債務負担行為補正を提案することは認められないとの理由から、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第48号専決処分した事件の承認については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第42号から議案第51号までの10件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

補正予算のうち「第2表 債務負担行為補正」についてです。

この債務負担行為補正は、現在、指定管理者制度で管理している石水溪キャンプ場施設、都市公園施設等、文化会館、運動施設等の4つの施設が今年度、指定管理期間が満了するため、指定管理者の選定を行うに当たり、新たな指定管理期間を予定している平成31年度から35年度までの5年間の指定管理料の限度額3億5,020万円を追加するものです。

昨年、議会の総務委員会では、指定管理者制度を1年間の調査研究のテーマとし、市長に3つの提言をしました。この提言を受けて、市は現制度の検証と見直しの検討を第2次亀山市行財政改革大綱で平成30年度と31年度に行うとしています。つまり、議会の提言を検討する前に、今回債務負担行為補正の提案をしたことになり、議会軽視と言わざるを得ません。

また、今回の債務負担行為補正は、これまでの指定管理の検証及び評価をした上で提案しているとのことですが、都市公園施設等と運動施設等についての検証及び評価では、定期的に連絡協議会を開き、情報提供を行い、施設利用者の利便性の向上に努めていると書いています。

しかし、事実は全く異なります。

分科会の質疑で具体的な事実を上げて指摘したように、西野公園では利用者から公園内の時計がとまっていることを運動施設の管理者に指摘をしても、それは公園の管理者に言ってくれと誠実な対応がされませんでした。

また、東野公園でも利用者から、運動用具を運び込むため一時的に車どめを外させてほしいと運

動施設の管理者に申し出た際に、みずからの権限外である公園の使用にかかわることなのになのだと答えています。こうした事実は検証及び評価という2つの指定管理者が協議や情報共有をしているとは到底言えないことであります。

また、利用者の利便性の向上に努めているというのも事実と反しており、実態は利用者の利便性を考えていないと言わざるを得ません。

さらに問題なのが、こうした事実を公園を管理する市の担当課と運動施設を管理する担当課が協議や情報共有をしていないことが明らかになったことです。指定管理者制度の問題点が各地で指摘されていますが、市の大切な公の施設であるのに、その管理運営が指定管理者制度になると市は任せ切りとなり、みずからの目で管理運営をチェックすることがおろそかになるのです。

こうしたことが起こる原因は、一体のものとしてつくられた公園の運動施設と公園の管理が別々の指定管理者に管理されていることです。議会の提言で指摘したように、直営時と比較して利便性が低下しているので、こうしたことを指摘した上で議会の提言として、その公園が持っている本来の機能を十分に発揮するため、公園及び運動施設を一体的に管理することを求めています。

反対の第1の理由は、議会が1年かかって実態を調べ、問題点を指摘した提言を踏まえ今年度と来年度に現制度の検証と見直しをするとしながら、それをやる前に現制度での指定管理を5年間行うための債務負担行為の補正を提案していることであります。これは認めることができません。

反対の第2の理由は、提案の根拠となっている今回のこれまでの指定管理の検証及び評価が事実と異なり、このまま指定管理を続けるための作文でしかないということです。こうした検証及び評価に基づく議案の提案には賛成できません。

以上のとおり、問題のあるこの議案には反対いたします。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第42号から議案第51号までの10件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第46号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第４６号平成３０年度亀山市一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち議案第４８号専決処分した事件の承認について、起立により採決を求めます。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第４８号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第４２号から議案第４５号まで、議案第４７号及び議案第４９号から議案第５１号までの８件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第４２号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第４３号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第４４号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４５号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第４７号 財産の取得について

議案第４９号 専決処分した事件の承認について

議案第５０号 専決処分した事件の承認について

議案第５１号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第１１、委員会提出議案第３号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

櫻井清蔵議会運営委員会委員長。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程いただきました委員会提出議案第3号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定についてでございますが、亀山市議会では、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が議会の会議等を長期欠席した場合の対応についてを議会基本条例に基づく検討課題として掲げ、議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会で検討を重ねてきました。

その結果、議員が議会の会議等を長期欠席した場合、議員報酬及び期末手当について欠席期間に応じ、減額して支給するため、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を制定するものです。

制定内容として、まず趣旨及び定義でございますが、この条例は議員が議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとします。

また、条例において、議会の会議等とは、議会の定例会及び臨時会の会議、亀山市議会委員会条例の規定により設置された委員会の会議、亀山市議会会議規則第157条に規定する協議等の場、地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣、亀山市議会会議規則第100条の規定による委員の派遣とします。

次に、議員報酬の減額でございますが、議員が議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、欠席期間の区分に応じて当該議員報酬の額に減額割合を乗じて得た額を減じた額とします。

減額割合は、欠席期間が90日を超え180日以下であるときは100分の20、欠席期間が180日を超え365日以下であるときは100分の50、欠席期間が365日を超えるときは100分の100とします。

また、議員報酬の減額の規定は、議員が議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月から議会の会議等に出席した日の属する月まで適用することとします。

次に、期末手当の減額でございますが、6月1日及び12月1日の前日から六月前までの間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から当該期末手当の額に欠席期間の区分に応じた減額割合を乗じて得た額を減じた額とします。

また、期末手当を減額支給する場合で、基準日の前日から六月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高いほうの減額割合を適用することとします。

次に、適用除外でございますが、次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した期間は、議員報酬及び期末手当の減額に係る欠席期間には含まないこととします。

その事由は、1つ、亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により認定された公務上の災害、または通勤による災害、女性の議員の出産、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者、または無症状病原体保有者である場合、これらのほか議長がやむを得ないと認める事由とします。

次に、疑義の決定でございますが、この条例の適用に関して疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定することとします。

最後に、委任の規定として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めることとします。

なお、施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（西川憲行君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第3号については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、本案について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員は、地方自治法第291条の5第1項の規定により、議会で選挙することになっております。現在、広域連合議会議員が欠員となっているため選挙するもので、被選挙人は本広域連合規約第8条の規定により市長、副市長、または議会の議員であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

続いてお諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

指名推選の方法については、議長において指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に、西口昌利副市長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました西口昌利副市長を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました西口昌利副市長が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました西口昌利副市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

平成30年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午前10時35分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月26日

議 長 西 川 憲 行

3 番 高 島 真

12 番 宮 崎 勝 郎